

都道府県最終評価結果書

平成 2 1 年 7 月 6 日

農林水産省

中山間地域等直接支払制度 最終評価 (総合評価) の結果

	都道府県 総合評価	市町村総合評価														ページ 番号
		A		B		C		D		E		F		G		
北海道	B	38	(39%)	58	(60%)	1	(1%)	0	-	0	-	0	-	0	-	1
青森県	B	3	(10%)	21	(68%)	7	(23%)	0	-	0	-	0	-	0	-	13
岩手県	A	13	(38%)	20	(59%)	1	(3%)	0	-	0	-	0	-	0	-	23
宮城県	B	4	(29%)	10	(71%)	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	29
秋田県	B	10	(45%)	10	(45%)	2	(9%)	0	-	0	-	0	-	0	-	35
山形県	B	10	(29%)	24	(71%)	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	41
福島県	B	13	(28%)	30	(65%)	3	(7%)	0	-	0	-	0	-	0	-	49
茨城県	B	2	(22%)	6	(67%)	1	(11%)	0	-	0	-	0	-	0	-	55
栃木県	B	3	(27%)	8	(73%)	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	61
群馬県	B	2	(10%)	19	(90%)	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	65
埼玉県	B	5	(33%)	9	(60%)	1	(7%)	0	-	0	-	0	-	0	-	73
千葉県	B	3	(23%)	10	(77%)	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	77
東京都	B	0	-	2	(100%)	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	83
神奈川県	B	0	-	4	(100%)	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	87
山梨県	B	2	(9%)	16	(70%)	5	(22%)	0	-	0	-	0	-	0	-	95
長野県	B	21	(28%)	55	(72%)	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	107
静岡県	B	5	(25%)	14	(70%)	1	(5%)	0	-	0	-	0	-	0	-	113
新潟県	B	15	(68%)	7	(32%)	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	117
富山県	A	9	(75%)	3	(25%)	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	121
石川県	A	7	(44%)	9	(56%)	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	131
福井県	A	5	(29%)	11	(65%)	1	(6%)	0	-	0	-	0	-	0	-	135
岐阜県	B	8	(35%)	15	(65%)	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	139
愛知県	B	0	-	8	(100%)	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	149
三重県	B	1	(7%)	14	(93%)	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	155
滋賀県	A	6	(60%)	4	(40%)	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	159
京都府	A	8	(50%)	8	(50%)	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	163
大阪府	B	1	(100%)	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	171
兵庫県	A	6	(29%)	14	(67%)	1	(5%)	0	-	0	-	0	-	0	-	175
奈良県	B	3	(21%)	8	(57%)	2	(14%)	1	(7%)	0	-	0	-	0	-	183
和歌山県	A	12	(52%)	11	(48%)	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	187
鳥取県	A	6	(35%)	10	(59%)	1	(6%)	0	-	0	-	0	-	0	-	191
島根県	A	14	(70%)	6	(30%)	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	195
岡山県	B	9	(36%)	14	(56%)	2	(8%)	0	-	0	-	0	-	0	-	201
広島県	A	11	(65%)	6	(35%)	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	205
山口県	B	5	(28%)	13	(72%)	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	211
徳島県	B	1	(6%)	14	(82%)	2	(12%)	0	-	0	-	0	-	0	-	217
香川県	B	1	(9%)	8	(73%)	2	(18%)	0	-	0	-	0	-	0	-	221
愛媛県	B	7	(39%)	11	(61%)	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	225
高知県	B	12	(39%)	18	(58%)	1	(3%)	0	-	0	-	0	-	0	-	231
福岡県	B	10	(29%)	24	(69%)	0	-	1	(3%)	0	-	0	-	0	-	235
佐賀県	A	8	(44%)	9	(50%)	1	(6%)	0	-	0	-	0	-	0	-	241
長崎県	B	8	(38%)	13	(62%)	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	247
熊本県	A	12	(34%)	22	(63%)	1	(3%)	0	-	0	-	0	-	0	-	251
大分県	B	4	(24%)	11	(65%)	2	(12%)	0	-	0	-	0	-	0	-	261
宮崎県	A	11	(46%)	13	(54%)	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	267
鹿児島県	B	10	(36%)	18	(64%)	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	275
沖縄県	B	3	(33%)	6	(67%)	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	283
合計		347		644		38		2		0		0		0		

実施状況とは調査時点等が異なるため、市町村数が異なる

都道府県集計	
A :おおいに評価できる	14
B :おおむね評価できる	33
C :やや評価できる	0
D :さほど評価できない	0
E :ほとんど評価できない	0
F :全く評価できない	0
G :その他	0

北海道最終評価結果書

1 実施状況の概要

(1) 交付市町村数	97								
(2) 協定数	400	〇ち集落協定	399			個別協定	1	】	
(3) 交付面積	322,173	ha	対象農用地面積	352,078	ha	交付面積率	92%	】	
			地目別面積内訳	田 :	36,316	ha	畑 :	4,312	ha
				草地 :	281,535	ha	採草放牧地 :	11	ha
(4) 交付金額	7,989,552	千円	〇ち共同取組活動分 :	4,849,526	千円	個人配分分 :	3,140,026	千円	】

2 交付金交付の効果等

検証項目	効果等
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項	集落マスタープランにおいて、集落の実情に沿った活動目標を明確にすることによって、協定期間内における活動内容が具体的に設定されました。多くの集落で取り組まれた活動項目としては、機械・農作業の共同化の推進（＊１８６集落）、認定農業者の育成（＊１７６集落）、共同利用機械・施設の導入等による作業の効率化（＊１７６集落）、農道・水路の補修等（＊１４９集落）、農用地の利用集積及び作業受委託の促進（＊９１集落）などがあげられます。これら集落マスタープランの取組項目に積極的に取り組むことにより、地域における農家同士の連携が強まるとともに、営農の効率化が図られ、担い手の育成による農村の活性化に成果が出ております。 なお、中間年評価において、全道では３６集落において要指導・助言が必要とされましたが、市町村等の指導により全集落において２１年度中に目標達成が見込まれます。（ 集落数は、中間年評価結果によるものです。）
	要指導・助言協定数 36 協定 上記のうち ・ ２１年度までの目標達成が見込まれる協定数 36 協定 ・ 引き続き、指導・助言が必要な協定数 0 協定

	耕作放棄地の発生防止の活動として多くの集落で取り組まれた活動は、賃借権設定・農作業の委託が329集落（82％）、農地法面の点検・保護等が306集落（77％）、その他、鳥獣害防止対策が111集落（28％）で取り組まれております。 中間年評価の集落協定に対するアンケート調査結果によりますと、これらの活動は耕作放棄地の発生防止に大きな効果があったとの回答が53％ありました。 また、中間年評価の集落協定に対するアンケート調査結果で、「鳥獣害防止対策で守られている」と回答があった当該協定農用地面積は53,005ha、さらに、鳥獣による当該協定農用地の被害面積は本制度の協定締結を契機として、被害が無くなったあるいは減ったと回答があった集落は73集落で、取り組まれたと回答があった集落に対する割合にしますと68％に及びます。 なお、農振農用地区域への編入は7市町村が該当し編入面積は147haで、その内訳は、田17ha、畑12ha、草地118haとなっております。 〔事業による成果〕 北海道の耕作放棄地面積の推移については、農林水産省「農林業センサス」のデータによると、本制度の前期対策が始まる前の平成7年度（1995年センサス）、前期対策が始まった平成12年度（2000年センサス）、そして今期対策が始まった平成17年度（2005年センサス）と比較してみますと、本制度を実施している市町村では、平成7年度5,710haが平成17年度には5,152haと約1割減少しています。これに対し本制度を実施していないその他の市町村では、平成7年度の3,076haから17年度には4,399haと約4割増加しています。 以上のとおり、本制度に取り組んだ「実施97市町村」においては、耕作放棄地の発生面積が減少しており、逆に取り組んでいない「その他の市町村」では耕作放棄地の発生面積が増加していることから、本制度は耕作放棄地の発生防止に効果があると考えられます。																								
耕作放棄の防止等の活動	<table><tr><th>区 分</th><th>7年度</th><th>12年度</th><th>H12/H7</th><th>17年度</th><th>H17/H7</th></tr><tr><td>実施97市町村</td><td>5,710</td><td>5,158</td><td>90%</td><td>5,152</td><td>90%</td></tr><tr><td>その他の市町村</td><td>3,076</td><td>4,178</td><td>136%</td><td>4,399</td><td>143%</td></tr><tr><td>全 道</td><td>8,786</td><td>9,336</td><td>106%</td><td>9,551</td><td>109%</td></tr></table> 北海道における耕作放棄地面積の推移 (平成7年度の耕作放棄地面積を100%としたときの推移) 耕作放棄地発生防止に対する効果についての中間年評価結果 (集落協定に対するアンケート調査結果)	区 分	7年度	12年度	H12/H7	17年度	H17/H7	実施97市町村	5,710	5,158	90%	5,152	90%	その他の市町村	3,076	4,178	136%	4,399	143%	全 道	8,786	9,336	106%	9,551	109%
区 分	7年度	12年度	H12/H7	17年度	H17/H7																				
実施97市町村	5,710	5,158	90%	5,152	90%																				
その他の市町村	3,076	4,178	136%	4,399	143%																				
全 道	8,786	9,336	106%	9,551	109%																				
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	<table><tr><td>交付金交付面積</td><td>322,173ha(17ha)</td></tr><tr><td>農振農用地区域への編入面積</td><td>147ha</td></tr><tr><td>既耕作放棄地の復旧面積</td><td>0ha</td></tr></table>	交付金交付面積	322,173ha(17ha)	農振農用地区域への編入面積	147ha	既耕作放棄地の復旧面積	0ha																		
交付金交付面積	322,173ha(17ha)																								
農振農用地区域への編入面積	147ha																								
既耕作放棄地の復旧面積	0ha																								
水路・農道等の管理活動	本制度で取り組むべき必須事項である水路、農道等の管理活動は平成20年度実績では、水路の管理活動については361集落（90％）において泥上げ、草刈り等の活動が行われております。また、農道の管理活動は394集落（99％）と、ほぼ全集落に近い集落で草刈り等の活動が行われております。 管理の延長については、平成20年度実績又は中間年評価によると、水路にあっては4,752km、農道にあっては4,288kmとなっております。 なお、この管理延長のうち、個別協定分については水路3km、農道3kmとなっております。 これらの水路、農道等の管理に係る共同作業については、中間年評価の集落協定に対するアンケート調査結果によりますと、本制度による協定締結前(平成16年度以前)と比べてほとんどの集落で活発に行われるようになったとの回答があり、本制度に取り組んだことによる効果と考えられます。																								
	<table><tr><td>水路の管理延長</td><td>4,752km(3km)</td></tr><tr><td>道路の管理延長</td><td>4,288km(3km)</td></tr></table>	水路の管理延長	4,752km(3km)	道路の管理延長	4,288km(3km)																				
水路の管理延長	4,752km(3km)																								
道路の管理延長	4,288km(3km)																								

	多面的機能を増進する活動	中間年評価の集落協定の自己評価結果によると、多面的機能を増進する活動としては「花壇・フラワーロードの整備」が149集落（37%）と最も多く、次に「集落会館や周辺環境整備」「景観作物の作付け」も30%以上の集落で取り組まれており、農村景観の美化・保全に関する取り組みが行われております。また、「廃プラスチック・廃タイヤ等の適正処理」「堆きゅう肥の施肥等」の資源循環の取り組みはそれぞれ20%以上で取り組んでおります。 なお、都市農村との交流の取組活動は、「市民農園の開設・運営」、「体験民宿（グリーンツーリズム）」でそれぞれ全集落の3%での取り組みとなっております。 これらの取組活動のうち、周辺林地の下草刈りについては全道12市町村において、対象面積112haで取り組まれており、対象農用地との一体的な管理は国土保全機能を高める効果を発揮しております。 また、市民農園・体験農園の開設は、都市と農村とが交流することにより都市住民に対して農業への理解を深めていただく機会を提供することが期待され、全道で12市町村、開設面積39haにおいて取り組まれております。 以上のように多面的機能を増進する活動は、全道の各集落で工夫を凝らして様々な取り組みが行われており、中間年評価の集落協定に対するアンケート調査結果によりますと、本制度が、国土保全機能や保健休養機能等の多面的機能の発揮の役割を維持保全することに対して、非常に大きな効果があるとした集落は120集落（30%）、それなりの効果があるとした集落は257集落（64%）、あまり効果がないとした集落は22集落（6%）で、全く効果がないと回答した集落は、ありませんでした。 <table border="1" data-bbox="576 943 1406 1014"> <tr> <td>周辺林地の下草刈り</td><td>112</td><td>ha</td></tr> <tr> <td>都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等）</td><td>39</td><td>ha</td></tr> </table>	周辺林地の下草刈り	112	ha	都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等）	39	ha
周辺林地の下草刈り	112	ha						
都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等）	39	ha						
	農用地等保全マップ	保全マップ上に整備の必要な場所を示すことで、保全すべき農用地、水路・農道等を明確にすることができるとともに、効果的に水路・農道等の補修・改良、鳥獣害防止対策が図られ、協定農用地が適正に保全されていきます。平成20年度実績では農地法面、水路・農道等補修・改良に284集落（71%）、鳥獣害防止対策に92集落（23%）が取り組んでおります。						

(3) 自律的かつ
継続的な農業生
産活動等の体
制整備として取
り組むべき事項

A要件

農業生産活動の体制整備として取り組むべきA要件のうち機械・農作業の共同化については、全道で48市町村、22,045haの農地で取り組まれ、低コストによる収益性の向上や作業の効率化が図られます。

高付加価値型農業の実践については、全道で17市町村、381haの農地において取り組まれ、地域の活性化が図られています。道南の市町村においては、高付加価値型農業の推進のために農業生産の組織化を推進し新規作物（ブロッコリー・極小粒黒千石）を導入した結果、地域の基幹作物として確立され、農業生産額の向上が図られました。

認定農業者の育成については全道で78市町村で取り組まれて、新たに2,497名が認定され、意識の高い担い手が確保されています。市町村によっては目標を大きく上回る認定農業者が育成された集落、あるいは、本制度への取り組みを契機として、認定農業者を育成することができた市町村もあり、大きな成果が出ています。

新規就農者の確保については、全道で50市町村で取り組まれて、266名の新しい担い手が誕生しており、中には、経営移譲を中心に20名以上もの新規就農者を確保できた市町村もありますが、多くの市町村は年平均して1名程度の新規就農者の確保にとどまっています。

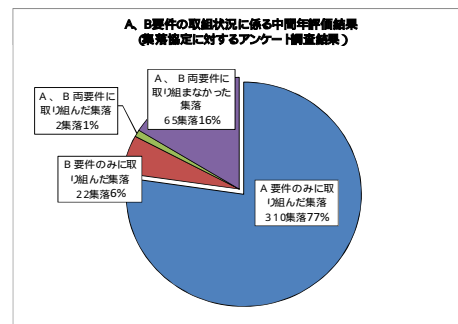
担い手への農地集積（農作業の受委託を含む）については、全道28市町村で新たに12,057haの農地の集約化が図られました。

非農家・他集落等との連携については、全道33市町村で取り組まれ1,371戸の非農家との連携による多面的機能の増進に向けた様々な取り組みにより地域の活性化に成果があります。

また、他集落との連携については全道で66集落と連携され、都市住民との交流を継続的に取り組むことの体制が整い、多面的機能の発揮により大きな成果をもたらしています。

なお、農業生産活動の体制整備として取り組むべきA要件の事項に取り組んだ集落は、中間年評価の集落協定の自己評価結果によると312集落、全集落のうちの78%となっています。

最も多く取り組まれている活動は、「機械・農作業の共同化」が223集落（56%）、次いで、「認定農業者の育成」が194集落（49%）、新規就農者の確保が108集落（27%）、多面的機能の持続的な発展に向けた非農家・他集落との連携が94集落（24%）となっています。



機械・農作業の共同化
高付加価値型農業の実践
認定農業者の育成
新規就農の確保
担い手への農地集積（農作業の受委託を含む）
非農家・他集落等との連携

増加分（以外）	
8,113	ha
233	ha
1,919	人
252	人
1,638	ha
1,491	戸
36	集落

B要件

農業生産活動の体制整備として取り組むべきB要件の事項に取り組んだ集落は、中間年評価の集落協定に対する自己評価結果によると24集落、全集落のうちの6%となっています。（図48）また、集落営農組織の育成による共同化の面積は平成20年度実績で全道で97ha、担い手への農地の集積面積は134haとなっています。

集落営農組織の育成
担い手集積化

増加分	
96	ha
133	ha

(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	多くの集落において協定締結による話し合いの活発化及び共同作業による集落の活性化が図られたという市町村評価が多く出されております。さらに、集落の共同活動に従来参加が不十分であった、女性、高齢者の積極的な参加が得られるようになったり、集落内の非対象農家、あるいは非農家などの参加による集落の活性化に繋がったとの評価もあります。 なお、中間年評価のアンケート調査結果によりますと、「集落や地域の活動の維持・活性化」について、97%の協定集落及び98%の市町村で効果があるとしています。さらに、本制度の協定締結を契機に、85%以上の集落で集落の活性化や将来に向けた話し合いについて活発に行われるようになったと回答しております。その結果、農作業の共同化の取り組みが始まった、又は活性化したと回答した集落が201集落、集落活動に対する住民の意識が高まったと回答した集落が184集落など、本制度に取り組んだことによる具体的な成果が表れております。 集落や地域の活性化の効果 <table><thead><tr><th>効果の程度</th><th>割合</th></tr></thead><tbody><tr><td>非常に大きな効果がある</td><td>46%</td></tr><tr><td>大きな効果がある</td><td>53%</td></tr><tr><td>それなりの効果がある</td><td>45%</td></tr><tr><td>あまり効果がない</td><td>3%</td></tr></tbody></table>	効果の程度	割合	非常に大きな効果がある	46%	大きな効果がある	53%	それなりの効果がある	45%	あまり効果がない	3%							
	効果の程度	割合																	
非常に大きな効果がある	46%																		
大きな効果がある	53%																		
それなりの効果がある	45%																		
あまり効果がない	3%																		
その他	本制度の交付金を活用して、集落で以前から行われてきている農業・農村の理解を深めることが期待される伝統行事や伝統文化の保全に寄与している市町村があります。また、従来農家を中心となって開催してきた農業祭を通じて農業への理解を深めてもらうようにしてきましたが、本制度の交付金を活用して、JA青年部・女性部を筆頭に、商工会、漁協等と連携しながら各種お祭りに積極的に参加することにより、非農業者以外の幅広い年齢層に対して農業への理解促進が図られております。さらに、交付金交付に伴う農業生産活動の共同化の取り組みにおいて、特に若い世代の参加者が増加し、地域の取り組み全体の活性化に繋がった集落もあります。 なお、北海道においては、加算措置に取り組んだ集落は1集落のみです。取り組み内容は、新規就農者に対して平成17年度以降、新たに43haの草地について利用権の設定を行い農地の集積化が図られております。 <table><thead><tr><th>加算措置</th><th>数値</th><th>単位</th></tr></thead><tbody><tr><td>・ 規模拡大</td><td>43</td><td>ha</td></tr><tr><td>・ 土地利用調整</td><td>0</td><td>ha</td></tr><tr><td>・ 耕作放棄復旧</td><td>0</td><td>ha</td></tr><tr><td>・ 法人設立（特定農業法人）</td><td>0</td><td>法人</td></tr><tr><td>（農業生産法人）</td><td>0</td><td>法人</td></tr></tbody></table>	加算措置	数値	単位	・ 規模拡大	43	ha	・ 土地利用調整	0	ha	・ 耕作放棄復旧	0	ha	・ 法人設立（特定農業法人）	0	法人	（農業生産法人）	0	法人
加算措置	数値	単位																	
・ 規模拡大	43	ha																	
・ 土地利用調整	0	ha																	
・ 耕作放棄復旧	0	ha																	
・ 法人設立（特定農業法人）	0	法人																	
（農業生産法人）	0	法人																	

3 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況	各市町村からは、本制度の実施による協定農用地における耕作放棄地の発生防止、集落内の多面的機能の増進、集落の活性化等に大きな成果があると認められることから、今後とも、制度の継続を強く要望するとの声が多く寄せられているとともに、道といたしましても中山間地域等の農業を守っていくためには、制度の継続が必要であると認識しております。 しかし、制度の対象となる農用地を有している対象市町村のうち、本制度未実施の市町村については、それぞれの市町村において実施していない理由を有しているものの、道としては、今後とも、関係市町村と連携を取りながら本制度が有効に活用されるように留意していく必要があります。 なお、市町村からは次の改善要望が寄せられているとともに、道としては、本制度のより円滑な促進と効果が図れるよう、制度の改善が必要と考えます。 <u>ア 個人受給上限額の取扱いの見直し</u> 一 農業者当たりの受給額の上限については、実施要領第6の3(3)により100万円とされていますが、北海道では集落協定に参加した一農家の対象農用地面積が大きい場合があり、このような農家が、地域の担い手として高齢農家や離農者の農地を引き受けることとなる傾向が高く、100万円の上限を超える場合が出てまいります。このようなリーダー的な農家の受給限度額を100万円とすることは、集落協定の取り組みを損なうことになることから、役員等の報償費や出役日当は受給限度額にはカウントしない運用とする。 <u>イ 交付金遡及返還の緩和</u> 協定農用地の一部を新規就農者の住宅に転用する場合の交付金の取扱いについては、実施要領の運用第9の1により、当該部分に係る交付金を協定認定年度に遡って返還するものとされていますが、新規就農者の確保を推進する観点からも、遡及返還の対象外とする。 <u>ウ 地方財源措置の充実</u> 自治体の財政が年々逼迫してきていることから、国の負担割合を引き上げる等の措置を講じていただきたいとの市町村による要望もありましたが、北海道といたしましては、道及び市町村の交付金の本制度の積極的な活用と円滑な実施を図るため、普通交付税の非措置分の全額を特別交付税により措置するよう国に対して要望しております。
(2) 交付金交付の効果等	集落協定の場合にあっては、集落への交付額の半分以上を集落の共同活動に充てることが望ましいこととされており、北海道全体では市町村から集落に交付された金額の6割を共同取組活動に支出され、残りの4割を農業者の個々に支出され、毎年度同じ割合で振り向けられています。この結果、集落においては様々に工夫を凝らした共同活動が展開され、集落の活性化に効果があるとの調査結果に現れております。また、自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に取り組む前向きな集落が全道で334集落あり、全集落の83%も占めております。 このことから、次期対策に向けては、引き続き前向きな集落に対するインセンティブとなる、体制整備単価の設定は有用と考えられます。しかしながら、集落によっては、実施要領の運用で規定された取り組みを行うことに対してハードルの高さを感じている集落もあることから、現行制度のA要件の取り組みを緩和することにより、地域に即した活動に取り組むことが期待できます。

4 評価結果

事項	課題
(1) 集落マスタープランに定めた 取り組むべき事項	全道各集落とも、5年間の活動工程に伴うステップアップが順調に図られ、平成21年度の目標達成に向けて着実な取り組みが行われていることから、各集落ともおおむね目標を達成することが見込まれております。 今期対策から取り入れられた、マスタープランについては、集落の現状を踏まえ改善すべき事項を明らかにすることで、具体的な活動目標を設定されていることから、評価できるとの回答がありましたことから、道としては有用な取組と評価できます。 なお、中間年評価において、全道では36集落において要指導・助言が必要とされましたが、市町村、農協等が集落に対して積極的な助言・指導を行った結果、集落の話し合いにより、取り組み内容を見直し、必要な場合には集落協定を変更するなどした結果、36集落のすべての集落においては、21年度中に目標達成が見込まれます。道としては、市町村、農協等の地元の積極的な支援がなされているとともに、集落の方々の前向きな活動の成果であると評価しております。
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	集落協定に定めている取組が着実に実行されることにより、耕作放棄地を発生させないという意識向上が図られ、担い手への農地の利用権設定や農作業の受委託が積極的に行われるとともに、農用地の適切な管理が行われ、耕作放棄地の発生防止に効果があると評価されています。特に、本交付金は、交付対象農用地の面積に応じて農業者等に対して直接支払われることから耕作放棄地発生を抑止力という面で非常に効果が大きいと考えます。 また、水路・農道、鹿柵などの農業施設の維持管理が安定的、かつ定期的に行われるようになるとともに、管理・保全を行うことの重要性の再認識が図られたことは、本交付金の大きな成果であると評価されています。今後は、さらに地域住民と協力した保全、維持活動が広がっていくことが期待されます。 さらに、多面的機能を増進する活動である、花壇・フラワーロードの整備、景観作物の作付け、市民農園の開設などにより、豊かな農村環境が維持され、農業や農村が持つ価値を高めることとなり、都市住民との交流が促進されるなどの効果が現れたことなどにより評価されていると考えられます。特に、観光の来訪者が多い町では、来訪者数など直接的な面だけではなく、数値には表れないが、農業への関心を高める観光客数の維持による町産業へ与える波及効果は高いと評価するとともに、道東の市町村では酪農祭を通じ、集落参加者と地域住民とのふれあいが図られ地域の活性化に繋がったと評価しています。

(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項		農用地等保全マップの作成により、保全する農用地、農業用施設が明確となり、計画的な保安全管理が行われるようになったことが成果として考えられます。また、道東においては、計画的な草地更新が可能となり、経営の安定化に繋がった、あるいは、鳥獣害防止作業において効果を発揮したと評価している市町村があります。 A要件として集落が最も多く取り組んでいる活動項目である、機械・農作業の共同化により、コスト低減による生産性の向上が図られるとともに、労働力不足の改善に大きな成果があったと考えられます。また、農家の高齢化、後継者不足が進んでいる中、機械利用組合による作業及び稼働調整の実施は不可欠であり、今後の取組活動の継続性を考えると本制度の継続が重要です。 さらに、従来なかなか取り組みの進まなかった基幹的農作業の共同化が、今期対策を契機として、共同利用機械の導入などにより、機械・農作業の共同化が図られた集落がいくつも出ていることは、この制度による成果と評価しております。 次いで取り組みの多かった認定農業者の育成、新規就農者の確保については、多くの集落で目標が達成されているとともに、目標達成のための取組により担い手確保に向けた農家意識の向上が見られるとの市町村による評価もされています。 道北の酪農地帯においては後継者の育成や新規就農者の受入に積極的に取り組んでいくことができるように、本制度を活用して研修宿泊施設を整備し、新規就農者の確保、認定農業者の育成を、それぞれ目標以上に達成した事例もあります。 高付加価値農業の実践については、今後の農業所得の向上に寄与するものと大いに期待されており、新規作物の導入や地場産農産物の加工・製品開発、北海道が認定するクリーン基準である「YES! clean」による米の生産に取り組んでいくことをマスタープランに設定し、品質の高い農産物を消費者に届けていくことを目標に、栽培面積を増やしている集落もあります。 このような取組は、北海道では化学肥料や化学合成農薬の使用を最小限に抑えた栽培の取組などを進める農業、いわゆる「クリーン農業」の推進を重点施策として取り組んでいることから、本制度の取組成果として大いに評価できるものであり、取組の更なる発展が期待されます。
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	集落において、取組活動を推進していくための話し合いの必要性から、話し合いの機会の増加により農業者同士の結びつき、一体感が強められるとともに、女性、高齢者の参加により、幅広い層の参画により、従来には取り組むことが出来なかった新たな取組を生むなどしておりますことは、集落に活性化をもたらしているものであり本制度の成果と考えられます。 また、都市住民との交流が芽生え、農業者以外の住民を巻き込んだ取り組みが地域の活性化はもとより、地域農業への理解を深める機会となっていることは、本制度の成果と考えられます。 具体的な例としては、ある町が開催しているイチゴ狩り農園は8年間継続して実施してきたことにより、多くのリピーターが定着するなど、都市住民との交流が図られ、地域農業への理解を深めてもらうことができるとともに、町の活性化にもつながっております。 さらに、道東の酪農地帯のある集落においては、従来は、生産活動に専念するのみでしたが、本制度に取り組んだのを契機に、交付金を活用して環境にも目を向けた取組を行うことができるようになりましたことは、本制度の成果と評価しております。 具体的な例としては、他集落と連携しながら、NPO法人、学校などと連携して河川周辺への植樹活動や魚の放流活動を行い、地域の環境保全活動、そして地域の活性化に資する多面的な活動に取り組んでおります。
	その他	集落で以前から行われてきているお祭りなどの伝統行事や伝統文化の保全に、JA青年部・女性部のほか、商工会、漁協等と連携しながら、農業者以外の幅広い年齢層に対して農業への理解促進が図られていること、共同取組活動を契機として若い世代の参加者が増加し地域の取り組み全体の活性化につながったことなどは、本制度の交付金の活用による成果であると評価しております。 また、本制度の取り組みを行うための話し合いの中から、これまで疎かになりがちであった農作業の共同化を認識するうえでの契機になった集落が生まれ、こうした集落における話し合い、そして共同取組活動が地域の活性化につながっていることは、本制度の活用による成果であると評価しております。

5 総合評価

評価内容	区分																																
北海道の農業・農村は、豊かな自然と広大な土地資源を活かし、生産性の高い専門的な経営を主体に、我が国における食料の安定供給を始め、水源かん養機能・洪水防止機能などの多面的な機能発揮のほか、本道の地域経済及び地域社会を支える基幹産業として重要な役割を果たしております。 しかしながら、過疎化や高齢化の進展により、中山間地域等の条件不利地を中心に農業生産の停滞や多面的機能の低下が大きな課題となっており、耕作放棄地の発生も懸念されます。 このような中、本制度による取組の大きな成果として、本制度の趣旨にもある耕作放棄地の発生防止が挙げられます。 さらに、新規就農者の確保、認定農業者の育成について、多くの集落で目標を達成するとともに、目標を大きく上回る人数を確保するなど、将来の自律的かつ継続的な実施に向けた土台作りに大きな成果を挙げております。 その他、本制度の取組にあたって、集落の共同活動の源である集落での話し合いが行われ、この話し合いが多彩な取組に繋がっているとともに、これらの多彩な取組が、集落内の農業者の農業生産活動への励みになっているものと評価されます。 また、集落内の非農業者、都市住民の参加による活動の展開は、農業・農村への理解を促進することができる重要な機会であり、集落、地域を元気にする取組は、中山間地域等における集落にとって、本制度の活用による大きな成果であると考えます。 しかし、これらの取組を行っても中山間地域等を巡る諸条件は依然として厳しく、後継者の育成・確保にさらに取り組む必要があることや、高齢化の進展への歯止めが十分に行われていないと考えられること、さらに農業所得については都市部の所得とは依然として格差があることなどから、本制度を引き続いて実施することが必要です。 なお、中間年評価結果の集落に対するアンケート調査結果によると、耕作放棄地発生防止に対する効果、多面的機能を増進する効果、集落や地域の活性化の効果について、「非常に大きな効果がある」との回答は、それぞれ、53%、30%、46%という結果です。 また、今回の市町村による最終評価結果によると、全道97市町村のうち、大いに評価できる「A」とした市町村数は38、おおむね評価できる「B」とした市町村数は58で、やや評価できる「C」とした市町村数は1で、それ以外の評価区分である、評価できない、その他という市町村はありませんでした。	B <table><caption>全道市町村の総合評価結果</caption><tr><th>評価区分</th><th>市町村数</th><th>割合</th></tr><tr><td>A 大いに評価できる</td><td>38</td><td>39%</td></tr><tr><td>B おおむね評価できる</td><td>58</td><td>60%</td></tr><tr><td>C やや評価できる</td><td>1</td><td>1%</td></tr><tr><td>D さほど評価できない</td><td>0</td><td>0%</td></tr><tr><td>E ほとんど評価できない</td><td>0</td><td>0%</td></tr><tr><td>F 全く評価できない</td><td>0</td><td>0%</td></tr><tr><td>G その他</td><td>0</td><td>0%</td></tr></table> 全道実施市町村の総合評価結果 <table><tr><th>評価区分</th><th>割合</th></tr><tr><td>A 大いに評価できる</td><td>39%</td></tr><tr><td>B おおむね評価できる</td><td>60%</td></tr><tr><td>C やや評価できる</td><td>1%</td></tr></table>	評価区分	市町村数	割合	A 大いに評価できる	38	39%	B おおむね評価できる	58	60%	C やや評価できる	1	1%	D さほど評価できない	0	0%	E ほとんど評価できない	0	0%	F 全く評価できない	0	0%	G その他	0	0%	評価区分	割合	A 大いに評価できる	39%	B おおむね評価できる	60%	C やや評価できる	1%
評価区分	市町村数	割合																															
A 大いに評価できる	38	39%																															
B おおむね評価できる	58	60%																															
C やや評価できる	1	1%																															
D さほど評価できない	0	0%																															
E ほとんど評価できない	0	0%																															
F 全く評価できない	0	0%																															
G その他	0	0%																															
評価区分	割合																																
A 大いに評価できる	39%																																
B おおむね評価できる	60%																																
C やや評価できる	1%																																

6 その他 (特徴的な取組事例)

< 混在型大規模、体制整備単価協定(道央) >

市町村 協定名	北海道芦別市芦別集落
交付面積 交付金額 協定参加者数	1,986ha(田:1,636ha 畑:202ha 草地:148ha) 20,800万円 (個人配分:49%、共同取組活動:51%) 農業者310人、農業生産法人8法人、生産組織4組織
取組内容	「田植え・稲刈り体験学習活動」 市内で栽培されている農作物について、1年間を通じて作付けから体験、成長過程の観察、収穫から試食までの一連の流れを体験する。また、3年生から6年生までの4年間で4品目の作物について体験学習を実施する。
主な効果	○担い手育成～認定農業者の育成 確保 (目標100名、H20実績116名) ○農作業受委託体制を設立し作業の効率化を図る～農作業受委託面積の拡大 (目標130ha、H20実績172ha) ○生産性・収益向上～新規作物導入 (目標1ha、H20実績0.6ha) ○生産性・収益向上～生産施設の新規拡大 (目標2ha、H20実績2.6ha) ○生産性・収益向上～共同利用組合の設立・拡大 (目標5組合、H20実績13組合) ○多面的機能の発揮～学校教育との連携 (目標1校、H20実績1校)

< 混在型大規模、体制整備単価協定(道央) >

市町村 協定名	北海道美瑛町美瑛協定
交付面積 交付金額 協定参加者数	4,614ha(田:1,626ha 畑:2,316ha 草地:672ha) 24,673万円 (個人配分:40%、共同取組活動:60%) 農業者552人、農業生産法人20法人、生産組織2組織、非農業者24人、上川生産連1組織
取組内容	○将来にわたって持続的な農業生産活動を可能にすることを目指し、集落全体で耕作放棄地の発生予防、良好な景観保持、地力の増進のために、景観作物、緑肥の作付けに取り組んでいます。 ○農畜産物加工グループが、地場産農畜産物のPR、付加価値向上を図るために農業技術研修センターにおいて味噌、トマトジュース、チーズ等の加工を実施し、販売することにより、都市部を含めた他地域へのPRを行い、農村活性化につながる活動を推進しております。 ○農業支援センターを核として、就農を目的とした研修生の受入や新規就農対策を実施し、積極的に担い手の育成に取り組んでいる。
主な効果	○美瑛町は北海道のほぼ中央に位置する「丘のまち」として、道内でも人気の高い観光地として知られており、集落の方々の景観作物の作付け等の取組は観光地としての良好な景観形成にも寄与している。 ○直売所や道の駅で、町内外の消費者へ安心・安全な加工農畜産物を販売しており、生鮮に比べて保存が効くことからおみやげ品としても供給している。また、学校給食への提供も行っており地産地消にも取り組んでいる。 ○平成20年度までに新たに認定農業者33人、新規就農者9人を確保した。

< 草地型大規模、体制整備単価協定(道東) >

市町村 協定名	北海道厚岸町釧路太田集落協定
交付面積 交付金額 協定参加者数	6,147ha(草地:6,147ha) 9,220万円 (個人配分:50%、共同取組活動:50%) 農業者107人、農業生産法人4法人、その他組織2組織
取組内容	○大規模化する酪農経営の中で、コントラ委託システムなど農作業の共同化体制は整備されているが、全道的に農作業事故は減少していないことから、農作業安全「MMH」運動を展開する中で、地域内の作業機へ大型車用の低速車マークを装着することで、後続車への視認性を高め追突事故防止に努めるとともに、安全作業への再認識をするため取組を実施した。地域内での事故発生防止と安全意識高揚のため、集落内の主要な作業機へ安全標識板を600枚装着し、農作業安全に取り組むとともに、安全講習や保険の加入推進なども実施した。 ○多面的活動では、牛乳消費拡大に向けた牧草ロール看板の設置や消費拡大活動を町内外で12回実施した。 ○学校教育等の交流活動では、ふれあい酪農体験活動を年5回実施し、集落で管理している「ふれあい農園」で収穫した野菜等の食材を学校給食に提供して、地域農業への理解と食の大切さをPRする活動などを実施した。
主な効果	○農作業事故の防止対策をとることにより、事故を未然に防ぐことだけではなく、事故防止の意識向上にも発展しており、有意義な取組活動となった。 ○消費者との交流促進と牛乳・乳製品の消費拡大運動の展開として、啓発物の作成・掲示やイベントの参加・協賛による活動を行っており、牛乳・乳製品を薦めて消費拡大を図るだけでなく、イベントに参加するなど消費者と直に接することで酪農の理解を深めたり生産意欲の向上になっている。 ○都市住民との交流については、ふれあい酪農体験の実施や収穫体験農園の設置による農業体験活動を行うことで交流を深めることができおり、収穫した野菜を学校給食に提供する等で食育に寄与することや、地域農業への理解についても深まっている。

青森県最終評価結果書

1 実施状況の概要

(1) 交付市町村数	31								
(2) 協定数	625	【うち集落協定	614	個別協定	11	】			
(3) 交付面積	11,345 ha	【対象農用地面積	18,069 ha	交付面積率	63%	】			
		【地目別面積内訳	田 : 7,272 ha	畑 :	3,713 ha	】			
			草地 : 266 ha	採草放牧地 :	95 ha	】			
(4) 交付金額	949,671 千円	【うち共同取組活動分 :	501,629 千円	個人配分分 :	448,042 千円	】			

2 交付金交付の効果等

項目		効果等
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		集落マスタープランに5年間の活動計画を定めたことにより将来の目標が明確になり、協定構成員の集落営農に対する意識も向上した。水路や農道などの補修・草刈り等が定期的に行われ適切に管理されたことにより、耕作放棄地の発生を抑止することができ、農地の維持・保全及び活発な農業生産活動が行われた。 また、景観植物の植え付けや農地周辺の環境美化などの共同活動や集落内の伝統芸能、農作業体験等により、学校や町会など非農業者との連携が図られ、集落の活性化にもつながっている。 集落マスタープランの年度別計画により、中間年評価当時の進捗に遅れのあった集落協定に的確な指導・助言を行うことができ、21年度末には全ての協定が目標を達成できる見込みである。
		要指導・助言協定数 242 協定 上記のうち ・21年度までの目標達成が見込まれる協定数 236 協定 ・引き続き、指導・助言が必要な協定数 6 協定
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	耕作放棄の防止等の活動	対象農用地に係る法面の適切な管理、休耕田や粗放園などの共同管理、また、高齢化・後継者不足等で維持管理が困難となっている農用地の協定者間貸借などを進めることにより、各協定とも新たな耕作放棄の発生は見られず、耕作放棄地の発生防止に大きな効果があったと認められる。 個別協定においても、対象地域の農用地を借り受け、適切な管理を行っており、耕作放棄地の防止に効果があった。 さらに、各2、3協定に限られており、実績値は低いものの農振農用地区域への編入や既耕作放棄地の復旧への取組についても活動の効果が認められる。
		交付金交付面積 11,345 ha 農振農用地区域への編入面積 12 ha 既耕作放棄地の復旧面積 3.2 ha
	水路・農道等の管理活動	各協定とも集落協定の締結を契機として、水路の泥上げや農道補修・草刈り等の活動が協定締結前より回数を増やして行われるようになっており、水路・農道とも約1,500kmの管理延長が実現されている。 協定の中には、本姓戸への取組前には、水路等の管理が個々で行われ農業生産活動に支障をきたしている集落もあったが、これら水路・農道等の管理活動が活発化されることにより、農作業の効率化や景観の保持、蚊やカメムシ等の害虫の駆除が図られるなど、農業生産活動を維持していく上で重要な役割を果たしているといえる。 個別協定においても、同様に水路・農道の管理が行われている。
		水路の管理延長 1,496 km 道路の管理延長 1,565 km

(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	多面的機能を増進する活動	多面的機能を増進する活動への取組が、中山間地域の農業・農村が有している多面的機能を農業者に再認識させるきっかけとなっており、実施地域では、農業生産の維持を通じて多面的機能を増進させている。 対象農用地に隣接する耕作放棄地の草刈りや農用地周辺の林地の下草刈り、農地・農道沿いへの景観作物の植栽に取り組む協定が多いが、鳥類の餌場の確保や魚類・昆虫類の保護活動を行うところもあり、自然生態系の保全や景観の保全等に効果をあげている。 また、学校教育等との連携による体験農園の開設や伝統芸能の保全への取組も見られ、農家、非農家の関わりなく、地域社会の連携と住民交流にも役立っている。 個別協定においては、農家民宿や作業員の短期雇用を行っているものもある。																							
		<table><tr><td>周辺林地の下草刈り</td><td>330</td><td>ha</td></tr><tr><td>都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等）</td><td>23</td><td>ha</td></tr></table>	周辺林地の下草刈り	330	ha	都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等）	23	ha																	
	周辺林地の下草刈り	330	ha																						
	都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等）	23	ha																						
	農用地等保全マップ	農用地保全マップを作成することにより、協定構成員の対象農用地への保全意識が向上するとともに、集落内の水路や農道の点検・管理について話し合いが行われ、大雨が予想される時の貴県箇所の事前巡回にも役立っている地域もあるなど、補修すべき箇所や危険箇所等についての意識づけや改修計画等の管理に効果をあげている。																							
A要件	本県では、全体の40%である250協定が体制整備に向けて取り組んでおり、平成20年度実施状況調査によると、比較的多い活動は、「認定農業者の育成」（169協定）、「多面的機能の持続的発揮に向けた非農家・他集落等との連携」（126協定）、「高付加価値型農業の実践」（100協定）、「機械・農作業の共同化」（61協定）となっている。 機械の共同利用により、協定締結前には行われていなかった農作業の共同化が行われるようになったほか、高齢化が進むなかで作業効率が向上した集落もある。 認定農業者の育成では、集団で定期的に話し合う場を設けられたことが育成に役立ったほか、オペレータの育成支援やパソコン教室の開催に取り組む協定もあり、目標以上の認定農業者が育成された集落も多い。 高付加価値型農業の取組としては、八戸市や三戸町で新品種「まっしぐら」の作付を増やしたり、新郷村ではクリーンライスなどの減農薬栽培が実践され、生産性や収益の向上が図られた。 また、階上町では、せせらぎのこだまする手作りの遊歩道の整備や公園活性化事業としての夏祭りを開催し、町外や都市住民との活発な交流が行われた。																								
	<table><tr><td></td><td>増加分（</td><td>以外）</td></tr><tr><td>機械・農作業の共同化</td><td>220</td><td>ha</td></tr><tr><td>高付加価値型農業の実践</td><td>265</td><td>ha</td></tr><tr><td>認定農業者の育成</td><td>341</td><td>人</td></tr><tr><td>新規就農の確保</td><td>3</td><td>人</td></tr><tr><td>担い手への農地集積（農作業の受委託を含む）</td><td>72</td><td>ha</td></tr><tr><td>非農家・他集落等との連携</td><td>158</td><td>戸</td></tr><tr><td></td><td>182</td><td>集落</td></tr></table>		増加分（	以外）	機械・農作業の共同化	220	ha	高付加価値型農業の実践	265	ha	認定農業者の育成	341	人	新規就農の確保	3	人	担い手への農地集積（農作業の受委託を含む）	72	ha	非農家・他集落等との連携	158	戸		182	集落
	増加分（	以外）																							
機械・農作業の共同化	220	ha																							
高付加価値型農業の実践	265	ha																							
認定農業者の育成	341	人																							
新規就農の確保	3	人																							
担い手への農地集積（農作業の受委託を含む）	72	ha																							
非農家・他集落等との連携	158	戸																							
	182	集落																							
	B要件	本県でB要件を選択して体制整備に向けた取組する協定は、「営農組織の育成」3協定、「担い手集積化」4協定あり、これら協定では、農業機械及び農作業の共同化による集落営農の推進が図られ、集落営農組織及び認定農業者への農作業の受委託・利用権設定が進んでいる。 特に、五戸町では、水稻の育苗から稲刈りまでを共同機械を利用して集落営農に取り組んだり、機械の共同利用により、転作作物の団地化が図られている協定もあり、営農組織の農業生産活動の効率化が認められる。 また、十和田市の協定においては、高齢化等により農業に従事することが困難な農家が生じている中、協定構成員同士で協力し合い、担い手への作業委託により農業生産活動を維持するなど担い手への集積化の効果をあげている。																							
		<table><tr><td></td><td>増加分</td><td></td></tr><tr><td>集落営農組織の育成</td><td>81</td><td>ha</td></tr><tr><td>担い手集積化</td><td>20</td><td>ha</td></tr></table>		増加分		集落営農組織の育成	81	ha	担い手集積化	20	ha														
	増加分																								
集落営農組織の育成	81	ha																							
担い手集積化	20	ha																							

(4) その他協定 締結による活動	集落機能の活 性化	中間年のアンケート調査の結果と同様に、大部分の集落で住民間のつながりや集落活動に対する意識が強まり、集落内の話し合いが活発になったとの効果がでており、本制度により集落内のコミュニケーションの向上が図られ、活性化に貢献していることが認められる。 その他、集落の伝統文化や行事等の復活・活性化、作物の栽培技術の向上、地域外との交流増加、女性や高齢者の積極的な活動参加等、集落機能の活性化において多くの効果が見られる。 具体的な例として、五所川原市では、民族伝承活動等の共同活動によって祭り実施時には地域外の人との交流が増えたり、地域特産物（フキノトウ）を活用した加工品の販売が好評を得ており、弘前市では、休耕田を利用して栽培したそばを神社の宵宮や町会行事で振る舞ったり、町会と共同で道路沿いの花いっぱい運動、お山参詣、獅子舞保存などの活動を行っている。これら交付金を活用した活発な活動は両市において、正に集落機能の活性化に結びついていると言える。											
	その他	加算措置が適用される取組については、本県では、土地利用調整加算に 1 協定、耕作放棄地復旧加算に 3 協定が取り組んでいる。 加算措置を設けることは、農家の取組意欲の向上が図られ有効であり、土地利用調整加算への取組により担い手への作業委託が促進されたり、耕作放棄地の復旧や経営規模拡大により持続的農業を実践したりとその効果が認められる。 五所川原市では、転作作物である「つくねいも」の生産時にでる規格外品を地元 J A と連携し「つくねいも焼酎」に活用し、市の特産品づくりに貢献している例もある。 個別協定では、高齢化・後継者不足による耕作困難となった農地について利用権設定により面的集積を図ったり、農作業の受委託を進めるなど農業生産活動や耕起保全による耕作放棄の防止に効果が見られた。また、一部には、経営規模拡大の取組も行われた。											
		<table><tr><td>加算措置</td><td></td></tr><tr><td>・ 規模拡大</td><td>1 ha</td></tr><tr><td>・ 土地利用調整</td><td>4 ha</td></tr><tr><td>・ 耕作放棄地復旧</td><td>4 ha</td></tr><tr><td>・ 法人設立（特定農業法人）</td><td>1 法人</td></tr><tr><td>（農業生産法人）</td><td>0 法人</td></tr></table>	加算措置		・ 規模拡大	1 ha	・ 土地利用調整	4 ha	・ 耕作放棄地復旧	4 ha	・ 法人設立（特定農業法人）	1 法人	（農業生産法人）
加算措置													
・ 規模拡大	1 ha												
・ 土地利用調整	4 ha												
・ 耕作放棄地復旧	4 ha												
・ 法人設立（特定農業法人）	1 法人												
（農業生産法人）	0 法人												

3 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況	(1) 取組期間について 中山間地域の活性化、特に耕作放棄地の発生防止のため、本制度の継続が必要であるが、集落の高齢化や後継者不足の進展を考えると、5年間の協定期間は長く、所有者変更に伴う管理上の問題等から今後の協定加入者の減少も懸念されるとの意見もある。 (2) 高齢化の進展について 担い手が確保されているなど体力のある協定は、交付金を活用して集落の活性化に結びつけているが、高い水準で高齢化が進む協定では、農業生産活動の維持が精一杯の現状にあり、これら協定の活動低迷も懸念されている。 本制度の実施によってその影響を緩和することはできても、地方の高齢化そのものは急速に進んでおり、担い手への加算措置や高齢化の進んだ集落への支援策の一層の強化が必要と考えられる。 (3) 体制整備への取組について 集落によっては、小規模経営や人材不足等の事情から法人化に時間を要したり、おおむねの農地が地縁により耕作されている状況から、担い手への農地集積に利用権設定等の処理が必要となっている例もあり、取組の実績（効果）への反映が難しい面がある。 そのため、県では、推進事業を通じ、集落協定間の統合・連携の推進を促していくことが必要と考えられる。
(2) 交付金交付の効果等	(1) 交付金の活用について 交付金の活用については、集落の農業生産上または集落の活性化に寄与する使い方を尊重しているため、この面では、かなり効果があるが、一部集落においては、交付金に依存した状態で管理が継続している状態にある。 (2) 交付要件について 中山間地域全体としては傾斜地だけが不利な条件でないことから、同じ集落にあっても耕作地の位置により交付金をもらえる人とそうでない人がいる現状の制度に対して一部に不公平感もあるので、交付金のうち共同活動に当てる割合を現行(1/2)以上に定めたり、交付要件の拡大など不公平感を緩和し、集落の一体感をさらに高めていくような方策も必要と考えられる。 (3) 協定違反の取り扱いについて 本制度では、5年間の協定締結期間中、協定農用地の一部でも耕作が行われなかった場合は、協定農用地の全てについて交付金を遡及返還させるという仕組みになっており、このことが耕作放棄の発生防止に大きな効果を与えている。 一方で、高齢化が進展する中でリタイアした者をカバーするため、他の協定構成員の負担が増えていることが懸念される。 (4) 担い手の育成について 担い手の育成については、認定農業者の確保や新規就農などの効果が現れている。ただ、本制度による担い手の確保ができたとしても、その地域で生活できる環境が定住の必要条件となることから、所得保障に加え、アグリビジネスへの支援など農業所得をさらに高めていく施策との連携も必要と考えられる。 個別協定においては、特に課題は見当たらない。

4 事項毎の評価結果

事項		評価
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		集落マスタープランを策定することで、目標が明確化され、その目標達成のため5年間の活動計画を作成したことにより、構成員の意識が向上し、年度別の計画的な活動が行われた。 また、中間年評価の際には、各集落協定の活動状況を確認することができ、市町村における個別指導にも役立てられ、当時の進捗に遅れのあった集落協定に的確な指導・助言を行うことができ、21年度末には全ての協定が目標を達成できる見込みであり、集落の自律的な産業生産活動など体制の整備と活動の推進が図られたと評価できる。
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項		農業生産活動の基本的事項である草刈りや水路・農道補修に共同で取り組むことで、その重要性が再認識され、活動が計画的に実施されたことが中山間地域における農業生産活動の安定化につながっている。 個別協定においても、集落協定と同様に当該制度の取組が農用地の保全等に直結しており、必要不可欠な事項であると考ええる。 よって、本制度のこれら取組が、耕作放棄地の発生防止、水路・農道等農業用施設の適切な管理、多面的機能の増進に大きな効果があったと評価できる。 なお、特徴的な事例として、六ヶ所村や中泊町における非農家を含めたイワナの稚魚放流への取組があり、これら取組により環境保全に対する意識や集落全体の連携を強める効果をあげている協定もある。 特に、多面的機能を増進する活動については、広く地域住民の理解を得て一緒に進めていくべき内容であるため、取組集落からの情報発信を積極的に進めていくことで周辺地域への波及が期待される。 このため、今後は、グリーン・ツーリズム等の他施策と連携し、「保健休養機能を活かした都市住民等との交流」や「自然生態系の保全に関する学校教育機関等との連携」など、集落外の住民や団体を巻き込んだ取組活動を一層推進していくことが必要であると考ええる。
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項		各集落協定において、農業機械・作業の共同化、担い手の育成などの、農業生産体制づくりが進んでおり、個々の作業負担の軽減や生産性・収益性の向上が図られた。特に、認定農業者の育成や担い手への農地集積の部分における効果が市町村から高く評価されているほか、新作物の導入と定着が高齢者や女性の生産活動への参入の導引となったり、農家だけでなく地域住民との共同の場が設けられたことが、多方面にわたり大きな効果があると認められる。 しかし、本県の場合、高齢化や担い手不足等により5年後の体制整備に向けた要件を達成できる見込みがないとの理由で、現状維持に終始している集落協定も見られ、体制整備に取り組む集落協定の割合が全体の40%である250協定と全国平均（47%）に比較して低いので、更なる取組推進が必要と考えられる。
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	集落協定のほとんどにおいて、本制度の取組により、集落内の活性化等に向けた話し合いが進み、集落や地域の活動の維持・活性化を促す効果があったと高く評価している。 中には、自主的に無人販売の設置・販売に参入したり、地域資源の管理、歴史、文化の保存など地域の課題を踏まえた計画的な活動に取り組む協定も見られるが、一部には女性や高齢者の活動参加が少ないなどの問題を抱える協定もあり、これら優良事例となる協定との交流を進めていく必要があると考えられる。 また、本制度の交付対象が傾斜地等に限定されており、集落協定＝集落とはなっていないため、対象農用地の基準が緩和され、地域全体の農用地を支援できれば、集落機能の活性化により効果的な活動ができるとの意見もあげられている。
	その他	加算措置への取組をしている集落協定では、加算措置が新たな取組を誘発している事例もあり、大変有効であるが、中には深浦町のように、耕作放棄地復旧のため重機を利用する経費がかさみ取組が進みにくい協定もある。 県全体としては加算措置への取組協定が少ないことから、制度内容の周知等、対策を講じていく必要がある。 また、個別協定においては、利用権設定等による農地の集積により、耕作放棄地拡大を防止し農地の保全管理等が適正に行われており、活動の効果が認められる。

5 総合評価結果

総合評価	評価区分
本制度の活用を契機に、従来取組が遅れていた本県の中山間地域でも、新規作物の導入、共同利用機械の購入・活用、オペレータの育成、経営へのパソコン導入、さらには、農産物加工や直売への取組が行われ、新しい農業に向けて県内中山間の各地が大きく動き出したことは高く評価できる。 第二に、コミュニティ機能の活性化につながる伝統芸能や祭りの復活・継承、小学生や老人クラブとの交流、景観に配慮した花き等の植栽、グリーン・ツーリズムの取組など多種多様な活動が各地で盛んに行われるようになり、とかく閉鎖的になりがちであった中山間の集落機能を活性化させた意義は大きい。 第三に、農業生産の最も基礎的な資源であり、食料の安定供給にとって重要な基盤である農地の確保という面からも相当程度の耕作放棄地の発生が防止されていることは大きな成果として評価できる。 この他、本制度の実施により、地域で暮らす喜び、生きがいづくり、地域コミュニケーション機会の増大による連帯感の醸成など数字で表しきれない部分での効果も認められることは、特筆すべきである。 しかしながら、中山間等の地域にとっては、依然として高齢化の進展や担い手不足など深刻な課題が存続しており、これらが本制度の取組そのものにも影響を与えかねない地域も出てきている。 今後、地域内住民だけでこれらの問題を解決することはますます難しくなっていくことが想定されることから、例えば、中山間地域における活動に関心を寄せるNPO法人がコーディネータ役となったり、消費者団体や建設業など異業種の参入等、地域外からも新たな中山間地域の担い手やリーダーとなる人材を本制度の活用により確保していく必要がある。 第1期、第2期と本制度の定着のため、とかく行政主導によりスタートしてきた部分もあったが、今後は新たな段階として活動誘引の役割をNPO法人等行政以外に求めることにより、新たな発想や意欲ある取組への誘発など、地場産品の販売コーディネート、都市部とのマッチング等経済活動の活性化についても効果が期待される。 また、これらの新たな取組を実施するに当たって、これまで前面に出ることが少なかった女性の参画を進めることが特に重要である。女性が参画しやすい環境づくりをすることで、住民が楽しみながらいきいきとした活動を展開し、より一層成果が得られるよう誘導していくことが求められている。 さらに、本制度の運用面では、協定集落内の対象農地（者）と非対象農地（者）の不公平感や中山間地域内の協定集落と周辺集落との間における耕作放棄地の偏りなども視野に入れながら、柔軟に対応していくことも必要である。本県としては、中山間地域が抱える諸問題の解決に当たり、「中山間地域等直接支払制度」が平成22年度以降も将来にわたり大きな役割を果たしていくことを期待しており、制度の運用面での改善を重ね、今後とも本対策を継続していくことが適切であると評価するものである。	B
(県内市町村の評価) 青森県内40市町村中31市町村が本制度に取り組んでおり、そのうち3市町村(9.7%)が「A：おおいに評価できる」、21市町村(67.7%)が「B：おおむね評価できる」、7市町村(22.6%)が「C：やや評価できる」と評価している。 「A」と評価した3市町村では、本制度により耕作放棄地の発生防止や一部復旧につながった、水路・農道等の管理に効果があったとしたほか、中山間地域の国土保全機能、保健休養機能、自然生態系保全機能など多面的機能を増進する共同取組活動が活発となり、集落機能の活性化も進んだと評価している。 「B」と評価したのは21市町村で最も多い。本制度が一定の効果を上げたと評価する一方で、最も深刻で切実な問題である高齢化や担い手不足など中山間地域が抱える諸問題に実効性のある対策がなかなか見いだせないという点にも似たような判断が背景にある。 しかし、本対策の継続が必要不可欠となっていることを強く認識している。 「C」と評価した7市町村については、今後更なる取組の効果を上げるために、それぞれの集落の実情に対応した制度の充実が必要との評価がある。また、集落ぐるみで多面的機能を確保するための取組を進めるに当たって、地域住民の認知度が十分に進んでいないことを課題にあげている。 いずれの市町村の評価も、本制度の継続強化を求めている点では共通している。	

6 その他(特徴的な取組事例)

別添のとおり

< N P O法人等の非農家等との連携を目標としている事例 >

○「村らしさ」を維持し、安らぎの場を提供

1. 集落協定の概要

市町村・協定名					青森県三戸郡新郷村 大畑						
協 定 面 積 11.6ha		田（100％）		畑		草地		採草放牧地			
		水稲、そば									
交 付 金 額 242.8万円		個人配分								40 %	
		共同取組活動 （60％）		担当者活動経費						10 %	
				鳥獣害防止対策及び水路・農道等の維持管理等経費						18 %	
				体制整備に関する活動経費						29 %	
				農用地維持管理活動経費						3 %	
協 定 参 加 者		農業者 17人（うち集落外4名） 新郷村立川代小学校									

2. 取組に至る経緯

当集落は高齢化が進んでおり、10年後には集落内の農家は後継者不足で確実に減少すると見込まれていることから、「村らしさ」を失うことのないよう、農業生産活動等の継続や地域活性化などに向けた取組を行っていくこととした。

3. 取組の内容

集落内の高齢者には、そば打ちやわら細工、炭焼き等の技術を有している者が多いことから、子どもたちを含んだ次世代に継承すべく、世代間交流や都市住民との交流を進めていくことで、高齢者の生き甲斐につなげるとともに地域の活性化を図っている。

また、子どもたちが水田の生物を観察する機会を増やし、水田の持つ多面的機能を学ばせるほか、町内の小学生による「大黒舞」を積極的に援助し、地域の伝統文化の保護と町内の活性化も図っている。

これらの活動に加え、当協定代表者がインターネット上にブログ「そば好房 鬼蓮庵 (アドレス: <http://onibasuan.blog87.fc2.com/>)」を開設し、集落協定活動を含む、集落の様子等の情報を随時発信している。



小学生によるそばの収穫体験



対象農用地内に建設した炭窯

【集落の将来像】

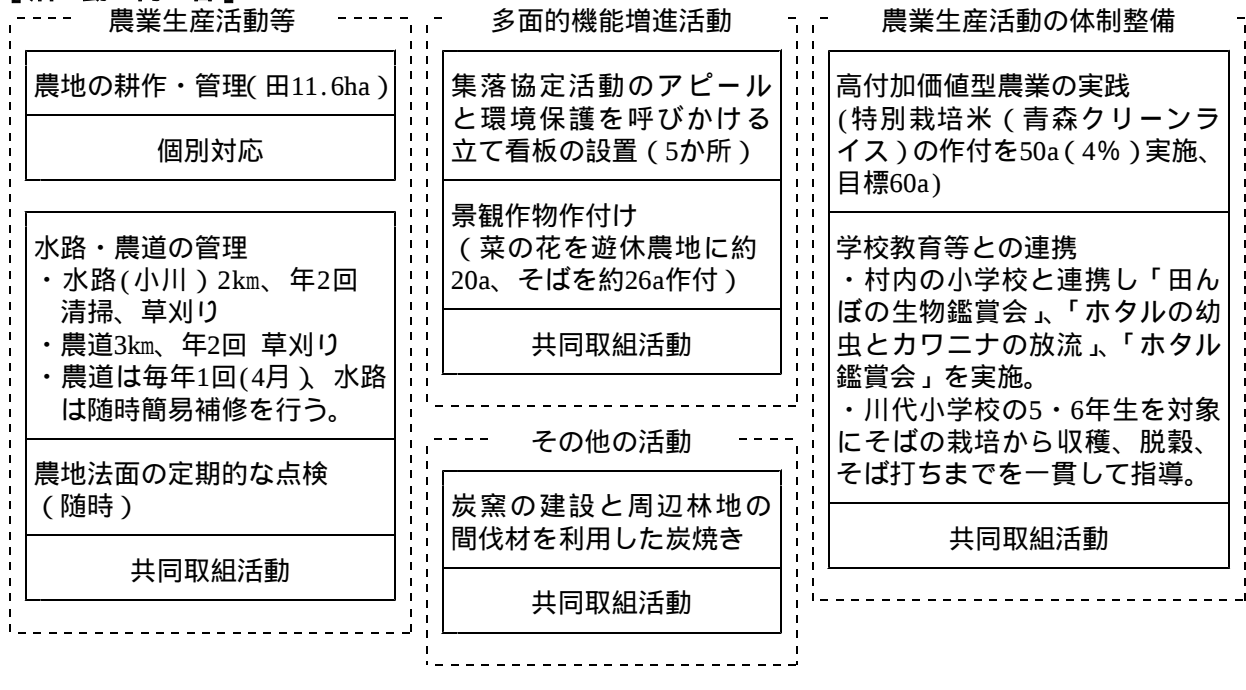
- 農業景観や文化継承などの多面的機能を次世代に残して、継続性のある農業生産活動等を可能とし、「村らしさ」を失うことのないよう集落の維持を行う。また、高付加価値型農業を实践や村内の小学校と連携し、そばの生産から加工までの一連体験学習及び田んぼの生物観察会を行っていく。



【将来像を実現するための活動目標】

- 高付加価値型農業に向けた特別栽培米の作付けの推進
- 学校教育等と連携した自然保全活動の実施

【活動内容】



集落外との連携

- ボランティアで行っている団体「芝棟・新郷プロジェクト」と連携し、茅葺民家の再生や炭焼き体験を開催。炭窯については集落協定の事業の一部として集落内に建設したものを使用し、炭焼きの技術指導は集落協定の構成員が担当。

4. 取組による変化と今後の課題等

体験学習等、集落の枠を越えた活動に発展した取組もあり、地域全体の活性化に貢献している。一方、高齢化による労働力不足が懸念されることから、農用地の保全を進めるとともに、担い手や生産組織の育成等について積極的に進めていく必要がある。

【平成20年度までの主な効果】

- 高付加価値型農業による減農薬栽培
 - ・ 炭焼きの際に出る「木酢液」の水田への散布及び水田に鯉を放流して除草剤の使用を極力抑えた特別栽培米「青森クリーンライス」の生産(当初0a、目標60a、H20実績50a)
- 小学校と連携した自然生態系の保全活動
 - ・ 平成20年度から川代小学校に加え、村内の戸来小学校(6年生、19名)が新たに加わり、そばの栽培からそば打ちに至るまでの一連の体験学習の実施。

< 新規就農者の確保又は認定農業者の育成を目標としている事例 >

○ うるおいと活気のある集落を目指して

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	青森県弘前市 大貝中山間地農地を守る会			
協 定 面 積	田 (94%)	畑 (6%)	草地	採草放牧地
74.1ha	水稲	りんご		
交 付 金 額	個人配分			50 %
573.6万円	共同取組活動 (50%)	担当者活動経費		7 %
		鳥獣害防止対策及び水路・農道等の維持管理等経費		11 %
		体制整備に関する活動経費		17 %
		農用地維持管理活動経費		10 %
		その他(事務費等)		5 %
協 定 参 加 者	農業者 124人、弘前市立裾野中学校			

2. 取組に至る経緯

当協定は、大森地区と貝沢地区の農業者124名と弘前市立裾野中学校により形成されている。農業者の多くは米とりんごの複合経営農家であるが、配偶者不足等による後継者難が懸念されることから、担い手の育成などに取り組むこととした。

3. 取組の内容

りんごの生産向上に向け、毎年1月に若手のりんご栽培農家に対し「りんごせん定会」を開催し、せん定技術の継承に努めている。

また、認定農業者の育成にも力を入れており、現在15名の認定農業者を確保している。平成20年からは他地域から技術指導を受け、新たな特産品としてそばの栽培にも取り組んでいる。

このほか、沿道にベゴニアを植えたプランターを設置し、中学校通学路の法面に花文字を形成するといった、環境美化活動にも取り組んでおり、今後については、ごみ・産業廃棄物の不法投棄防止や交通安全を呼びかける立て看板を中学校と連携して設置し、多面的機能の増進を図るとしている。



りんごのせん定会の様子



中学校通学路法面の花文字

【集落の将来像】

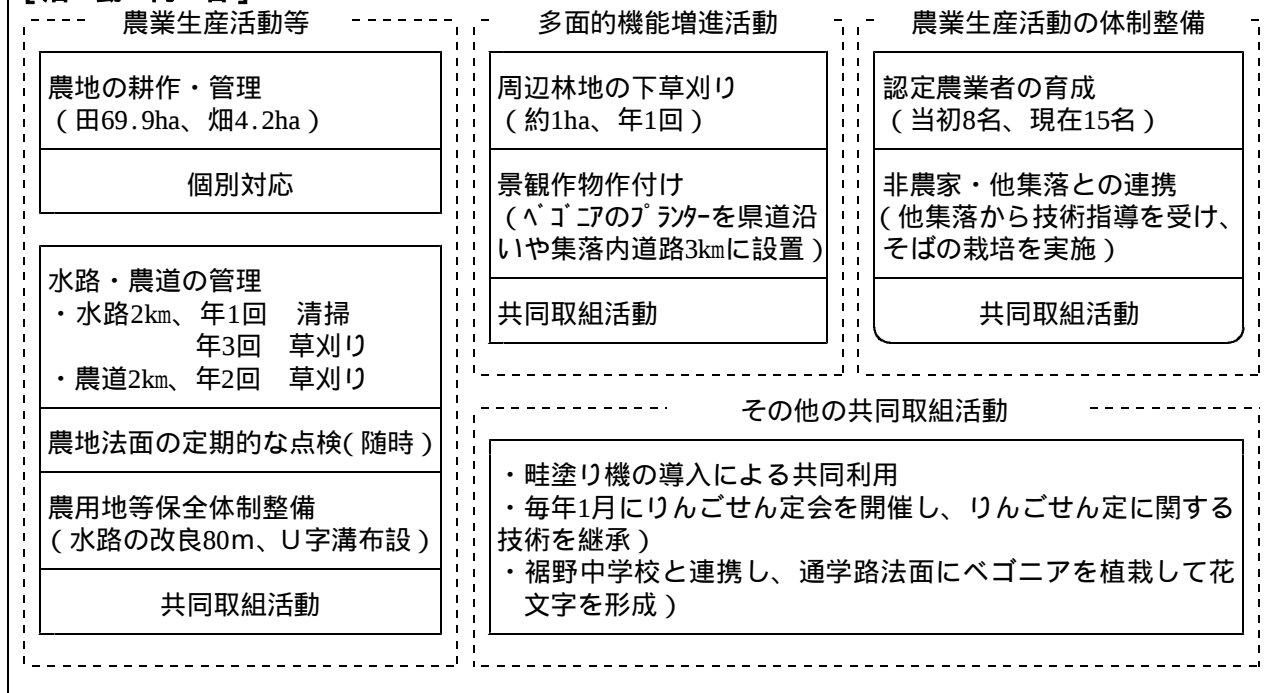
- 現在活躍している担い手を認定農業者として育成し、農地の保全等に努める。
また、学校等と連携を図り、沿道へのプランター設置や法面への花文字作成などの活動を推進して潤いと活気のある集落となることを目指す。



【将来像を実現するための活動目標】

- 後継者の育成の推進
- 他集落等と連携した生産性向上及び地域活性化に向けた取組の実施

【活動内容】



集落外との連携

- 外ヶ浜町上小国集落から技術指導を受け、そばの栽培(40a)に取り組む(H20実施)

4. 取組による変化と今後の課題等

りんごせん定会を定期的に行っていることが、栽培技術と生産意欲の向上に結びつくようになった。一方、平成20年度にそばを栽培したが、思ったより収穫量が上がらなかったことから、今後栽培技術の向上を図る必要がある。

【平成20年度までの主な成果】

- 認定農業者の育成(当初8名、目標9名(H18達成)、H20実績15名)
- 県道・集落内道路へ景観作物を植えたプランターの設置(当初0km、目標3km、H20実績3km)
- 弘前市立裾野中学校と連携し、通学路法面にペゴニアを植栽して花文字を形成。
- 毎年1月に若手りんご栽培農家を対象に「りんごせん定会」を開催。(H20実績・40名参加)
- 集落内の水路改修による管理コストの削減(水路決壊常習地(2か所)にU字溝を布設)

岩手県最終評価結果書

1 実施状況の概要

(1) 交付市町村数	34								
(2) 協定数	1,234	〆ち集落協定	1,188		個別協定	46	】		
(3) 交付面積	22,241	ha	対象農用地面積	24,641	ha	交付面積率	90%	】	
			地目別面積内訳	田 :	20,538	ha	畑 :	584	ha】
				草地 :	654	ha	採草放牧地 :	464	ha】
(4) 交付金額	3,395,490	千円	〆ち共同取組活動分 :	1,864,763	千円	個人配分分 :	1,530,727	千円】	

2 交付金交付の効果等

項目		効果等												
(1) 集落マスタープランに定めた取り組みべき事項		県内の34市町村1,188集落協定において、下記の「(2)農業生産活動等として取り組むべき事項」～「(4)その他協定締結による活動」の事項は、「集落マスタープラン」の「集落の5年間の活動工程表」に則して21年度までに計画的かつ着実に実施され、中間年評価の際に要指導・助言となった149協定についても、21年度までに着実に実施されている。 また、マスタープランを策定したことによる効果として、集落の将来像を見据えて計画的な活動の実践が図られるようになり、このための話し合いが増え、共同意識の高まりや耕作放棄防止につながったことが挙げられる。 要指導・助言協定数149のうち目標達成見込みは148協定であり、残る1協定は協定廃止となったもの。												
		要指導・助言協定数 上記のうち ・21年度までの目標達成が見込まれる協定数 ・引き続き、指導・助言が必要な協定数	<table><tr><td>149</td><td>協定</td></tr><tr><td>148</td><td>協定</td></tr><tr><td>0</td><td>協定</td></tr></table>	149	協定	148	協定	0	協定					
149	協定													
148	協定													
0	協定													
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	耕作放棄の防止等の活動	中間年評価では、本制度を導入している全34市町村、集落協定の98%が「本制度が耕作放棄地の発生防止に効果がある」と回答しており、仮に本県が本制度に取り組まなかった場合、制度期間（17～21年度）において、耕作放棄地発生面積を市町村アンケート結果から推測すると、約5,300ha（協定面積の26%）の耕作放棄地が発生したこととなる（参考：平成17年度の耕作放棄面積12,574ha（農林センサス））ため、本制度による耕作放棄の防止効果は極めて大きい。 また、耕作放棄が懸念される農地の受委託を推進することによって担い手への農地集積が図られたほか、新たに農振農用地区域へ290haほどが編入されたこと、また、約490ha（中間年評価時）の協定農用地において鳥獣害防止対策に取り組んでいることなど、様々な取り組みによって耕作放棄の防止効果が発揮されている。 個別協定においても、同様の効果が発揮されている。												
		【うち個別】 <table><tr><td>交付金交付面積</td><td>896</td><td>22,241</td><td>ha</td></tr><tr><td>農振農用地区域への編入面積</td><td>5</td><td>289</td><td>ha</td></tr><tr><td>既耕作放棄地の復旧面積</td><td>0</td><td>1</td><td>ha</td></tr></table>		交付金交付面積	896	22,241	ha	農振農用地区域への編入面積	5	289	ha	既耕作放棄地の復旧面積	0	1
	交付金交付面積	896	22,241	ha										
	農振農用地区域への編入面積	5	289	ha										
既耕作放棄地の復旧面積	0	1	ha											
水路・農道等の管理活動	中間年評価の結果では、共同管理活動等は協定締結前に比べて年平均3.1回増加しており、水路においては約4,500km、道路においては約2,700kmが本制度によって適正に管理されている。 なお、道路への植栽や、河川の清掃活動へ発展した協定も見受けられるなど、水路や道路の管理活動を通じて、地域の財産を自ら守ろうという意識の醸成が図られた。 個別協定においても、同様の効果が発揮されている。													
	【うち個別】 <table><tr><td>水路の管理延長</td><td>4</td><td>4,531</td><td>km</td></tr><tr><td>道路の管理延長</td><td>7</td><td>2,744</td><td>km</td></tr></table>		水路の管理延長	4	4,531	km	道路の管理延長	7	2,744	km				
水路の管理延長	4	4,531	km											
道路の管理延長	7	2,744	km											

	多面的機能を増進する活動	中間年評価では、本制度を導入している市町村の97%、集落協定の94%が「本制度が多面的機能の維持・発揮に効果がある」と回答していることから、本制度が農村の多面的機能の発揮に寄与するところは大きい。 周辺林地の下草刈り（550ha）を実施することにより、病害虫の抑制に高い効果を発揮したほか、生態系保全や農村景観保全に対する意識の高揚が図られた。 個別協定においても、同様の効果が発揮されている。																								
		【うち個別】 <table><tr><td>周辺林地の下草刈り</td><td>10</td><td>550</td><td>ha</td></tr><tr><td>都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等）</td><td>0</td><td>9</td><td>ha</td></tr></table>	周辺林地の下草刈り	10	550	ha	都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等）	0	9	ha																
周辺林地の下草刈り	10	550	ha																							
都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等）	0	9	ha																							
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	農用地等保全マップ	農用地保全マップを作成したことにより、保全・管理すべき農用地の範囲や対象施設が明確化され、定期的・計画的に共同活動に取り組むことが可能となった。 また、マップの作成を通じて、集落の保全すべき施設等を再認識するとともに、集落の周辺環境を把握する機会となったほか、迅速な震災復興の一助となった集落もあった。																								
	A要件	本要件への取り組みにより、約3,000haの農地で共同防除作業や農業機械の共同購入が図られた。 また、認定農業者は119人増の485人が育成されるとともに、1,200haの農地が担い手等へ集積され、農業の低コスト化はもちろん、農業者の高齢化に伴う耕作放棄地発生の防止にも大きく貢献している。 さらには、花壇整備などの景観形成活動への取り組みや、グリーンツーリズム受け入れなどにより、約900戸もの非農家との連携が構築された。																								
		<table><tr><td></td><td>増加分</td><td></td></tr><tr><td>機械・農作業の共同化</td><td>2,444</td><td>ha</td></tr><tr><td>高付加価値型農業の実践</td><td>440</td><td>ha</td></tr><tr><td>認定農業者の育成</td><td>461</td><td>人</td></tr><tr><td>新規就農の確保</td><td>21</td><td>人</td></tr><tr><td>担い手への農地集積（農作業の受委託を含む）</td><td>739</td><td>ha</td></tr><tr><td>非農家・他集落等との連携</td><td>662</td><td>戸</td></tr><tr><td></td><td>139</td><td>集落</td></tr></table>		増加分		機械・農作業の共同化	2,444	ha	高付加価値型農業の実践	440	ha	認定農業者の育成	461	人	新規就農の確保	21	人	担い手への農地集積（農作業の受委託を含む）	739	ha	非農家・他集落等との連携	662	戸		139	集落
		増加分																								
機械・農作業の共同化	2,444	ha																								
高付加価値型農業の実践	440	ha																								
認定農業者の育成	461	人																								
新規就農の確保	21	人																								
担い手への農地集積（農作業の受委託を含む）	739	ha																								
非農家・他集落等との連携	662	戸																								
	139	集落																								
B要件	本要件への取り組みにより、210haほどの農地を営農組織で作業することとなったほか、担い手への農地集積が270haまで拡大した。																									
	<table><tr><td>集落営農組織の育成</td><td>増加分（</td><td>以外）</td><td></td></tr><tr><td>担い手集積化</td><td>74</td><td>ha</td><td></td></tr><tr><td></td><td>249</td><td>ha</td><td></td></tr></table>	集落営農組織の育成	増加分（	以外）		担い手集積化	74	ha			249	ha														
集落営農組織の育成	増加分（	以外）																								
担い手集積化	74	ha																								
	249	ha																								
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	中間年評価では、実施市町村の94%、集落協定の98%が「本制度が地域や集落活動の維持・活性化を促す効果がある」と回答しており、集落アンケート調査においても、協定活動の話し合いが平均で3.8回増加する結果となっており、本制度が地域や集落活動の維持・活性化に寄与するところは大きい。 特にも、農業生産活動に関しては「共同化や受委託の推進による集落営農基礎構築」、集落内の活性化に関しては「話し合う機会の増加」、集落外等との連携に関しては「学校や子供会との連携」などが効果として挙げられる。																								
	その他	本県では、加算措置として、規模拡大要件については54協定、土地利用調整要件については15協定、法人設立加算については6協定において取り組んでおり、特にも規模拡大要件は中間年評価時から7協定増加している。 規模拡大が102ha、土地利用調整が278haなど、中山間地域の不利な生産基盤条件にあっても、より積極的な活動の展開につながっている。 個別協定においても、同様の効果が発揮されている。																								
		<table><tr><td>加算措置</td><td>【うち個別】</td><td></td></tr><tr><td>・ 規模拡大</td><td>2</td><td>102</td><td>ha</td></tr><tr><td>・ 土地利用調整</td><td>0</td><td>280</td><td>ha</td></tr><tr><td>・ 耕作放棄復旧</td><td>0</td><td>0</td><td>ha</td></tr><tr><td>・ 法人設立（特定農業法人）</td><td>0</td><td>0</td><td>法人</td></tr><tr><td>（農業生産法人）</td><td>0</td><td>0</td><td>法人</td></tr></table>	加算措置	【うち個別】		・ 規模拡大	2	102	ha	・ 土地利用調整	0	280	ha	・ 耕作放棄復旧	0	0	ha	・ 法人設立（特定農業法人）	0	0	法人	（農業生産法人）	0	0	法人	
加算措置	【うち個別】																									
・ 規模拡大	2	102	ha																							
・ 土地利用調整	0	280	ha																							
・ 耕作放棄復旧	0	0	ha																							
・ 法人設立（特定農業法人）	0	0	法人																							
（農業生産法人）	0	0	法人																							

3 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況	中山間地域においては、今後とも、高齢化や過疎化が一層加速し、耕作放棄地や自然災害の増加が懸念されることから、農村集落に定着しつつある本制度を、法制化による恒久的な支援施策とすべきと考える。 また、高齢化の進んだ集落に対する加算措置の拡充や、地方公共団体への財政支援、一農業者当たりの交付受給上限額（100万円）の見直し、及び傾斜測量費用等の市町村推進事業助成対象拡充などが、課題点ならびに改善方向策として挙げられる。 個別協定においても、同様の課題が考えられる。
(2) 交付金交付の効果等	交付金は、農業生産活動等が継続できる農業生産体制や集落営農基盤を確立するため、市町村は、交付金の概ね1/2以上を共同取組活動に充てるよう指導することとされている。 本県においては、共同取組活動分は約56%となっており、概ね1/2以上を共同取組活動に充てることを良しとする市町村が多いものの、共同取組活動分の交付割合が示されることにより、協定構成員の自発的な参加の支障になっているとの意見もある。 個別協定においても、同様の課題が考えられる。

4 事項毎の評価結果

事項	評価
(1) 集落マスタープランに定めた取り組みべき事項	マスタープランを策定したことにより、集落の将来像を見据えて計画的な活動の実践が図られるようになり、このための話し合いが増え、共同意識や多面的機能への関心の高まりや、耕作放棄防止活動の実践へとつながった。 また、中間年評価の際に要指導・助言となった149協定についても、21年度までに着実に実施されている。 しかし、協定構成員の高齢化等により、リーダーシップの発揮への効果は少なく、高齢化の進んだ集落に対する支援が必要である。
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	本制度による耕作放棄防止効果は、アンケート調査結果からも非常に高いことが明らかである。また、従来は個々の農家で行っていた水路や道路の管理についても、共同で行うことにより定期的かつ計画的に実施されるようになったため、集落の話し合いによって優先順位の高い箇所から維持補修を行うなど、水路や道路の適正な管理に大いに寄与している。さらには、農村景観の維持・向上のために花壇整備や景観作物作付を行うなど、多面的機能も十分発揮している。 これらの取り組みを、協定構成員の自発的な活動として定着させることが課題である。 個別協定においても、同様の効果と課題が考えられる。
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	保全・管理すべき農用地の範囲や対象施設が明確化された農用地等保全マップの作成をはじめ、共同防除作業や機械の共同購入に効果が高かった機械・農作業の共同化については、特に効果が顕著であり、自立的かつ継続的な体制整備の基礎となった。 本県においては、全協定数のうち312協定（25%）が体制整備への取り組みを行っている基礎単協定であることから、体制整備に取り組むため、市町村等による誘導が必要と考えるが、高齢者の進んだ集落にあっては負担が大きいなどの課題がある。
(4) その他協定締結による活動	中間年評価の際のアンケート結果より、本制度を機に、集落の話し合いの機会が増え、話し合いの回数が増えた集落ほど農作業の共同化や認定農業者の育成、高付加価値農業・農産物加工などの取り組みが進んでいることから、本制度が集落機能の活性化に寄与するところは大きい。 ただし、本制度による集落機能の活性化に対し、継続性を不安視する声もあることから、恒久的な支援施策としての検討が必要である。
	本制度が10年経過し、集落には共同取組に対する意識の向上が明らかに定着していることに加え、従来から存続している地域の祭事の活性化や、他集落への研修によって新たな視点を確保するといった効果が生じ、共同活動が厚みを増している。 一方、高齢化によって協定の継続に不安な声が聞かれるのも事実である。 個別協定においても、同様の効果と課題が考えられる。

5 総合評価結果

総合評価	評価区分
中間年評価の際に要指導・助言となった149協定については、21年度までに着実に実施されており、全協定において通知基準以上の達成が見込まれる。 また、中間年評価時において、実施市町村の94%、集落協定の98%が「本制度は地域や集落活動の維持・活性化を促す効果がある」と回答していること、実施全市町村、集落協定の98%が「本制度は耕作放棄地の発生防止に効果がある」と回答していることなどから、中山間地域における農業生産の条件不利を補正する本制度により、集落活動の活性化を通じて、耕作放棄の発生防止に大きな効果をあげていることは明白である。 さらには、実施市町村の97%、集落協定の94%が「本制度は多面的機能の維持・発揮に効果がある」と回答しており、本制度により農村の多面的機能が発揮され、教育や他集落との連携の機会へと発展している。 農村集落に定着しつつある本制度の継続を望む声は大きいですが、5年ごとに対策が区切られることを不安視する市町村や集落もあることから、法制化による恒久的な支援施策へ制度を改正するとともに、高齢化が進んだ集落への加算措置や、地方公共団体への一層の財政支援などを検討する必要がある。	A

6 その他（特徴的な取組事例）

別紙のとおり

6 その他（特徴的な取組事例）

市町村 協定名	岩手県奥州市 大平地域営農活性化組合（おおだいらちいきえいのうかつせいかくみあい）			
協定面積	16 ha	田	畑	草地
		16	-	-
交付金額	361 万円	個人配分		
		共同取組活動	農地管理経費	50 %
		50 %	共同利用施設整備経費	16 %
			協定参加者の各種研修等に要する経費	8 %
			水路・農道等の維持管理等に要する経費	8 %
協定参加者	農業者15人 非農業者2人 計17人			
取組内容	○集落ぐるみで和牛一戸一頭増頭と福祉活動の実践 ・ソーラー式電気柵を設置した山沿いの水田放牧地で、集落全戸当番制による牛の飼養管理体制の確立。 ・水稲のカメムシ防除、飼料作物やハトムギの耕起・播種作業等の共同化。 ・18年度に設立した特定農業団体「大平営農組合」へ、全農地の利用集積を図る。 ・集落互助組織「大平住民福祉」との連携による住民福祉活動・生活環境整備・世代間交流事業の実施。			
主な効果	機械作業の共同化（ハトムギ播種・牧草乾燥等）（目標8.3ha H20実績6.1ha） 認定農業者育成（目標1人、H20実績1人） 担い手への農地集積（目標11ha H20実績4.7ha）			

市町村 協定名	岩手県陸前高田市 矢作町第12区集落組合協定（やはぎちょうだい12くしゅうらくくみあい）			
協定面積	13 ha	田	畑	草地
		13	-	-
交付金額	284 万円	個人配分		
		共同取組活動	役員報酬	48 %
		52 %	道路・水路管理費	4 %
			農地管理費	17 %
			その他	21 %
協定参加者	農業者32人			
取組内容	○共同栽培した雑穀「だるまひえ」で食育を推進 平成15年度から、雑穀（だるまひえ）を共同で栽培し、学校給食センターに供給を始め、小中学校で食育教材として利用されている。また、隣接する集落協定と連携し、共通で使われる農業用水路の保全管理を行っている。			
主な効果	機械・農作業の共同化……………（目標 3ha、H20実績 6.5ha） 非農家・他集落との連携……………（目標 1集落、H20実績 1集落） 鳥獣害被害防止対策……………（目標 3,000m、H20実績 3,000m）			

市町村 協定名	岩手県二戸市上海上集落（かみがいいしゅうしゅうらく）			
協定面積	52.73 ha	田	畑	草地
		46.54	6.19	-
交付金額	559 万円	個人配分		
		共同取組活動	共同機械購入	0 %
		100 %	多面的機能増進活動	58 %
			その他	29 %
協定参加者	農業者50人 非農業者9人 計59人			
取組内容	・交付金全額を共同取組活動費として活用し、全農業者が作付けしている水稲について、作業の共同化に必要な機械を整備し、田植え等の作業を共同で行っている。 ・集落の基幹産業である葉タバコにかかわる特産物を模索し、アイガモを利用した水稲栽培やブルーベリー栽培に取り組み、産地づくりを進めている。 ・集落内での交流会の開催、近隣集落と芸能大会を通じた交流を深めている。 ・集落を5地区に分け、それぞれが農業者の意見を取り入れた特徴ある取り組みをし、購入する機械も地区のニーズに合わせたものとなっている。			
主な効果	・集落の農業者に農業生産活動への意欲があふれ、新規作物の導入の際も、積極的にモニターとなるなど、他の協定集落と差別化を図っている。 ・毎年度の事業として先進地の視察研修を実施しており、農業生産活動への意欲を高めている。 ・各農業者の意欲の高まりが後継者の確保につながっており、7割の農業者に後継者がいる。			

宮城県 最終評価結果書

1 実施状況の概要

(1) 交付市町村数	14				
(2) 協定数	253				
(3) 交付面積	2,183	ha	【うち集落協定	246	個別協定 7
			対象農用地面積	3,769	交付面積率 58%
			【地目別面積内訳	田 : 1,993	畑 : 40
				草地 : 84	採草放牧地 : 66
(4) 交付金額	287,672	千円	【うち共同取組活動分 :	169,723	個人配分分 : 117,949
				千円	千円】

2 交付金交付の効果等

項目		効果等
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		集落協定締結に当たり、規定する事項として定められている集落マスタープランについては、10～15年後の集落の将来像を明確にし、将来像の実現に向けて、今後5年間で取り組む活動内容を掲げているものであり、ほとんどの協定で計画に沿った取り組みが実施されマスタープラン作成の効果が認められる。 なお、一部取り組みに遅れ等が見られる集落もあるが関係機関の指導・助言により、平成21年度の目標に対し着実な実施が見込まれる。
		要指導・助言協定数 4 協定 上記のうち ・21年度までの目標達成が見込まれる協定 4 協定 ・引き続き、指導・助言が必要な協定数 0 協定
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	耕作放棄の防止等の活動	中間年評価によれば、耕作放棄地の発生防止に関するアンケート調査結果から、ほとんどの集落（96％）が耕作放棄抑制効果を評価しており、5年間の耕作放棄抑制面積が1割以上あると答えた協定は80％を占めていることから、本事業を実施しなければ耕作放棄地が増加することは明らかであり、多大な効果が認められる。 また、個別協定についても同様に効果が認められる。 個別協定 交付金交付面積【94ha】 農振農用地区域への編入面積【0ha】 既耕作放棄地の復旧面積【0ha】
		交付金交付面積 2,183 ha 農振農用地区域への編入面積 10.3 ha 既耕作放棄地の復旧面積 0 ha
	水路・農道等の管理活動	集落全体での農地の法面や水路・農道等の管理に係る共同作業の状況について、中間年評価によれば平成16年度以前と比べると89％の集落は協定締結を契機に活発に行われるようになってきている。また、共同作業の年間回数も90％の集落で増えており、適切な維持管理が行なわれている。これにより耕作放棄抑制にも繋がっており本制度の効果とも言える。 また、個別協定についても同様である。 個別協定 水路の管理延長【0.6km】 道路の管理延長【1km】
		水路の管理延長 470 km 道路の管理延長 405 km
	多面的機能を増進する活動	多面的機能を増進する取組として「周辺林地の下草刈り」を204協定（83％）、「景観作物の作付け」を48協定（20％）、自然生態系に配慮した「堆きゅう肥の施肥」が72協定（29％）で実施している。 その結果として中間年評価アンケート調査結果を見ると、「国土保全や保健休養機能等の多面的機能の発揮の役割を維持保全する効果があると思うか。」に対しほとんどの集落（94.2％）が効果を認め、その内容については「景観の保全」57.3％、「水源のかん養」39.8％、「災害の抑制」52.0％、「自然生態系の保全」44.3％になっており本制度の効果が認められる。 また、個別協定についても同様に本制度の成果が認められる。 個別協定 周辺林地の下草刈り【0.1ha】 都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等）【0km】
		周辺林地の下草刈り 47 ha 都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等） 0.7 ha

(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	農用地等保全マップ	農用地等保全マップにより、共同活動の対象とする範囲や位置を協定作成時に明確化し、それを実践ことにより着実な取り組みが実施されており効果が認められる。														
	A要件	高齢化や後継者難が進む集落において、新たに農作業の共同化が協定締結時の31haから144haに、受委託が36haから84haに増加し、脆弱な中山間地域の農業において前向きな取組が見られ、その効果が認められる。														
		機械・農作業の共同化 高付加価値型農業の実践 認定農業者の育成 新規就農の確保 担い手への農地集積（農作業の受委託を含む） 非農家・他集落等との連携	増加分（以外） <table><tr><td>113</td><td>ha</td></tr><tr><td>44</td><td>ha</td></tr><tr><td>18</td><td>人</td></tr><tr><td>5</td><td>人</td></tr><tr><td>90</td><td>ha</td></tr><tr><td>94</td><td>戸</td></tr><tr><td>17</td><td>集落</td></tr></table>	113	ha	44	ha	18	人	5	人	90	ha	94	戸	17
	113	ha														
44	ha															
18	人															
5	人															
90	ha															
94	戸															
17	集落															
B要件	地域や集落を基礎とした集落営農組織の育成が協定締結時0haから30haに、担い手集積化が5haから33haに増加し、集落営農への前向きな取組が見られ、その効果が認められる。															
	集落営農組織の育成 担い手集積化	増加分 <table><tr><td>30</td><td>ha</td></tr><tr><td>27</td><td>ha</td></tr></table>	30	ha	27	ha										
30	ha															
27	ha															
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	中間年評価のアンケート調査結果によれば、集落の活性化や将来に向けた話し合いについて平成16年度以前と比べると93.1%の集落が協定締結を契機に活発に行われるようになっており、話し合いの年間回数も94.7%の集落で増えている。 話し合いがきっかけとなり変わったことでは「住民との繋がりが深まった」37.4%、「集落活動に対する住民の意識が高まった」69.5%、「農作業の共同化の取り組みが始まった（又は活性化した）」36.6%、「担い手への農地集積や作業委託への取り組みが始まった（又は活性化した）」26.0%になっていることから、話し合い活動、集落内の繋がりの強化、農作業の共同化に効果が有り、地域・集落の活性化について本制度の効果が認められる。														
	その他	利用権設定による規模拡大など難易度の高い取り組みであるが、6協定で取り組んでおりいずれも着実な取り組みが実施され、その効果は認められる。また、耕作放棄地復旧に取り組む活動は特に前向きなものであり、他の協定の模範となるものである。 なお、個別協定での取組はなし。														
		加算措置 ・ 規模拡大 ・ 土地利用調整 ・ 耕作放棄復旧 ・ 法人設立（特定農業法人） （農業生産法人）	<table><tr><td>6</td><td>ha</td></tr><tr><td>14</td><td>ha</td></tr><tr><td>0.4</td><td>ha</td></tr><tr><td>0</td><td>法人</td></tr><tr><td>0</td><td>法人</td></tr></table>	6	ha	14	ha	0.4	ha	0	法人	0	法人			
6	ha															
14	ha															
0.4	ha															
0	法人															
0	法人															

3 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況	中間年評価のアンケート調査結果から、協定の役員の方の現在の平均年齢は概ね５６から７０歳までの方が７５％を占めており高齢化が進行しており、地域指導者の確保が課題である。 また、個別意見の中には、農地の条件等によって集落内で交付対象者にならない人もあり不公平感が出ているので、地域や集落活性化を考えた場合は集落内の全農地を制度対象とすべきや書類作成等の簡素化を求めているものがあり、特に集落や地域としての一体性を確保することに配慮する必要がある。 個別協定については、特に課題はない。
(2) 交付金交付の効果等	交付金交付による効果として、特に農業者の意欲の向上や寄合いの回数、高齢者活動の活発化については、前期対策の効果に加え更なる効果が認められ、集落や地域の活性化にも寄与していることから、今後も交付金制度の継続が必要である。 また、個別協定についても、条件が不利な地域において安定した営農を継続するために、制度の継続が必要である。

4 事項毎の評価結果

事項	評価
(1) 集落マスタープランに定めた取り組みべき事項	集落の将来像を明確にしその実現に向けての活動内容を示しており、協定参加者の共通目標となるものであり効果も認められる。なお、一部取り組みに遅れ等が見られる集落もあるが関係機関の指導・助言により、平成２１年度の目標に対し着実な実施が見込まれることから、制度として有効である。
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	本制度を実施しなければ中山間地域において耕作放棄地が増加することは明らかであり、多大な効果が認められることから制度として有効である。
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	脆弱な中山間地域の農業において前向きな取組が見られるようになってきており、その効果が認められる。なお、一部取り組みに遅れ等が見られる集落もあるが関係機関の指導・助言により、平成２１年度の目標に対し着実な実施が見込まれることから、制度として有効である。
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化 話し合い活動、集落内の繋がりの強化、農作業の共同化など、地域・集落機能の活性化について、本制度の効果が認められ有効である。
	その他 加算措置の難易度の高い取り組みであるが、いずれも着実な取り組みが実施され、その効果が認められ有効である。

5 総合評価結果

総合評価	評価区分
本制度は，特に耕作放棄地対策において非常に有効である。更には中山間地域農業の前向きな取組を誘導する部分においても，その効果が見られるようになってきており，高く評価できるものである。 また，中間年評価でのアンケート結果では，要件緩和や事務の簡素化等の要望が出ていることから，それらについて一部改善を図りつつ，今後も進む協定参加者の高齢化に配慮した内容での，制度継続が必要であると考える。	B

6 その他 (特徴的な取組事例)

市町村・協定名	さわだ 宮城県 登米市津山町 沢田集落協定			
協定面積 7.1 ha	田 6.9	畑 0.2	草地	採草放牧地
交付金額 145 万円	個人配分			50 %
	共同取組活動 50 %	研修会費		12 %
		農地管理費		12 %
		多面的機能増進活動費		11 %
		その他		15 %
協定参加者	農業者 19名			
取組内容	【集落の自立と発展に向けて】 ・鳥獣害防止対策の実施 ・高付加価値型農業の実践（遊休農地でのトウモロコシの共同栽培） ・都市住民との交流による地域の活性化			
主な効果	・鳥獣害防止対策の実施（目標0.5ha ,H20実施0.5ha） ・高付加価値型農業の実践（目標0.5ha ,H20実施0.5ha） ・			

市町村・協定名		よしのくち 宮城県 気仙沼市 芳ノ口集落協定					
協定面積	3.5 ha	田	畑	草地	採草放牧地		
		3.5					
交付金額	74 万円	個人配分				49.9	%
		共同取組活動 50.1 %	役員手当等		10.4	%	
			水路・農道・農地管理等		26.0	%	
			多面的機能増進活動等		13.7	%	
						%	
協定参加者		農業者 14人					
取組内容		【集落協定活動～『おいしいそばの里』づくり～】 ・景観作物として、『そば』の作付けを展開し、協定内のみならず、協定外の農地においても作付けを拡大し、集落内外の農家も巻き込んで地域活性化を図る。					
主な効果		・機械、農作業の共同化 (目標 3.5ha、H20実績 3.5ha) ・担い手への農作業の委託 (目標 1.5ha、H20実績0.9ha) ・景観作物『そば』H20栽培面積25a (玄そば 100kg収穫)					

秋田県最終評価結果書

1 実施状況の概要

(1) 交付市町村数	22						
(2) 協定数	604	【うち集落協定	595		個別協定	9	】
(3) 交付面積	11,261 ha	対象農用地面積	12,810 ha		交付面積率	88%	】
		地目別面積内訳	田 :	11,093 ha	畑 :	83 ha	】
			草地 :	42 ha	採草放牧地 :	43 ha	】
(4) 交付金額	1,157,086 千円	【うち共同取組活動分 :	639,323 千円		個人配分分 :	517,763 千円	】

2 交付金交付の効果等

項目		効果等
(1) 集落マスタープランに定めた取り組みべき事項		集落の目指す方向性、活動目標、個々の役割を明確化することで、協定参加者の目的意識の共有化、意欲の向上に効果が現れた。また、5年間の活動工程表をつくることにより、作業の効率化や共同取組の計画的な推進が図られ、活動全般にわたり集落による管理が行き届く仕組みが確立した。中間年評価時に、要指導・助言となった協定については89協定あり、うち84協定については21年度までの目標達成が見込まれ、5協定が引き続き指導が必要とされている。
		要指導・助言協定数 89協定 上記のうち ・21年度までの目標達成が見込まれる協定数 84協定 ・引き続き、指導・助言が必要な協定数 5協定
(2) 農業生産活動等として取り組みべき事項	耕作放棄の防止等の活動	対象農用地面積の約9割の11,261haが交付面積となっている。本交付金により、条件不利な地域であっても、農業生産活動の維持のための簡易な基盤整備や法面保護・改修等が定期的な点検のもと計画的かつ組織的に行われており、耕作放棄地の発生防止に多大な効果を発揮している。特に、水田農業中心の本県においては、生産活動の維持がそのまま耕作放棄地の発生防止につながっており、これまで協定農用地からの耕作放棄地の発生例はない。
		【うち個別】 交付金交付面積 11,261 ha 農振農用地区域への編入面積 2 ha 既耕作放棄地の復旧面積 0 ha
	水路・農道等の管理活動	草刈り、泥上げ等の農道・水路の管理が共同で行われることにより、農家個々の負担軽減につながった。また、交付金を活用したU字溝設置や農道の補修・改良は、生産活動維持や生産性の向上に大きく寄与し、とりわけ高齢化の進む集落にとっては大きな助力となっている。水路については約2,300km、農道については1,600kmの管理延長となっており、適正に管理された水路・農道等は景観形成や生活道として、非農家にとっても喜ばれている。
		水路の管理延長 2,296 km 道路の管理延長 1,600 km
	多面的機能を増進する活動	農用地と一体として行う周辺林地の下草刈りは、260haの実績があり、病害虫の発生防止等の面から、農用地を保護する効果が高いものである。これらの活動は、非農家や他集落と連携・協力できる点からも効果の高い活動といえる。カパープランツや景観作物の作付け等も同様に農地の保全と自然生態系の保全を結びつける活動として、制度の効果を集落内外に波及させている。
		周辺林地の下草刈り 260 ha 都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等） ha

(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	農用地等保全マップ	マップの作成により、協定参加者は、活動の内容や範囲を具体的に把握できるため、計画的な実施・継続に特に効果がある。そのほか、地域の農地全体を視覚的に表現できるため、大人から子供まで広く地域住民に共同取組活動について周知させることができ、地域の理解を得て実施する計画を表現する手段として実効性が高いものである。														
	A要件	機械・農作業の共同化は、総目標面積に対し、109%の進捗であり、田植え、稲刈り、病害虫防除での共同機械利用、共同作業を実施した協定が多く、低コストで良質な米の生産に高い効果が得られた。また、認定農業者の育成と平行して、担い手への農地集積や農作業委託をすすめることで農作業の効率化が図られた。														
		<table><tr><td>機械・農作業の共同化</td><td>増加分 (以外)</td></tr><tr><td>高付加価値型農業の実践</td><td>1,090 ha</td></tr><tr><td>認定農業者の育成</td><td>18 ha</td></tr><tr><td>新規就農の確保</td><td>290 人</td></tr><tr><td>担い手への農地集積 (農作業の受委託を含む)</td><td>7 人</td></tr><tr><td>・ 非農家</td><td>483 ha</td></tr><tr><td>・ 集落数</td><td>228 戸</td></tr><tr><td></td><td>44 集落</td></tr></table>	機械・農作業の共同化	増加分 (以外)	高付加価値型農業の実践	1,090 ha	認定農業者の育成	18 ha	新規就農の確保	290 人	担い手への農地集積 (農作業の受委託を含む)	7 人	・ 非農家	483 ha	・ 集落数	228 戸
機械・農作業の共同化	増加分 (以外)															
高付加価値型農業の実践	1,090 ha															
認定農業者の育成	18 ha															
新規就農の確保	290 人															
担い手への農地集積 (農作業の受委託を含む)	7 人															
・ 非農家	483 ha															
・ 集落数	228 戸															
	44 集落															
B要件	集落の枠を超えた営農組織の協定内農用地分での実績137haうち120haが今対策期間中に増加した面積である。法人経営を見据えた集落営農組織育成の一端を本制度の集落協定が担い、成果を上げている。また、同様に農地の大規模な集積の中心となった集落協定もあり一定の実績を上げている。															
	<table><tr><td>集落営農組織の育成</td><td>増加分</td></tr><tr><td>担い手集積化</td><td>269 ha</td></tr><tr><td></td><td>22 ha</td></tr></table>	集落営農組織の育成	増加分	担い手集積化	269 ha		22 ha									
集落営農組織の育成	増加分															
担い手集積化	269 ha															
	22 ha															
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	本制度で特徴的とされる共同取組活動経費と個人配分経費の別は、共同取組活動の進め方や交付金の使途について、集落内での話し合いの機会を増やし、高齢化や後継者不足の中で集落の活性化につながる状況を作り出した効果は大きい。														
	その他															
		<table><tr><td>加算措置</td><td></td></tr><tr><td>・ 規模拡大</td><td>ha</td></tr><tr><td>・ 土地利用調整</td><td>0 ha</td></tr><tr><td>・ 耕作放棄復旧</td><td>ha</td></tr><tr><td>・ 法人設立 (特定農業法人)</td><td>0 法人</td></tr><tr><td>(農業生産法人)</td><td>法人</td></tr></table>	加算措置		・ 規模拡大	ha	・ 土地利用調整	0 ha	・ 耕作放棄復旧	ha	・ 法人設立 (特定農業法人)	0 法人	(農業生産法人)	法人		
加算措置																
・ 規模拡大	ha															
・ 土地利用調整	0 ha															
・ 耕作放棄復旧	ha															
・ 法人設立 (特定農業法人)	0 法人															
(農業生産法人)	法人															

3 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況	現在の参加者において、概ね順調に実施されている状況であるが、既に参加者の大部分が高齢化している集落が多く、後継者も不足しているのが現状である。いったん協定農用地から外れると、管理が全く及ばなくなる可能性が高いため、現在の活動水準を維持しながら、協定面積をいかに維持していくかが今後の課題となる。
(2) 交付金交付の効果等	条件不利地域の負担差の是正が本交付金交付の直接的な効果であるが、それを活用できる集落が正常に機能することが重要である。わずかな違いによる交付対象の当否が地域の一体感醸成を阻害したり、厳格な基準が集落の活動継続の意欲を減退させることのないよう、交付要件の緩和、交付金使途の自由度の拡大、畑地の交付単価の増額等が課題である。

4 事項毎の評価結果

事項		評価
(1) 集落マスタープランに定めた取り組みべき事項		5年間の活動工程表の採用は効果が大きいと認められる。活動内容、段階的な計画の実施及び活動目標の明確化は、本制度がなかったなら、それまでの集落ではなしえなかった農業生産活動の実施や共同取り組み活動を可能としたといえる。また、集落マスタープランにより、集落が一体感をもって取り組めるようになったことも大きな成果であるといえる。
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項		本制度の目的である中山間地域の多面的機能の維持・増進の中心となる活動であり、特に耕作放棄地の発生防止と道路・水路の維持管理は、集落の基本的な共同活動に明確な目的を持たせる意味でも極めて重要であり、今後とも当該部分を中心とした制度の継続が望まれる。
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項		集落が法人等の組織体として自律的に経済活動を行えるようになるために必要な要素が盛り込まれた内容である。そのため、今後も活動目標を掲げた活動は集落の体制整備を見据えた取組の維持のためにも必要であると考えられる。
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	当初想定していた以上に、集落内の話し合いの増加により活性化したという効果がもたらされた。将来的に、集落機能の活性化なしには、集落の活動自体が成立しないと考えられるので、集落機能の維持・活性化に配慮した制度設定が必要と考えられる。
	その他	

5 総合評価結果

総合評価	評価区分
本制度は、農業・農村の有する多面的機能の確保や地域のコミュニティ機能を維持するうえで有効な制度であり、集落協定による活動は、少なくとも現在の交付対象農用地の範囲以上で維持される必要がある。条件不利な中山間地域等であればあるほど、高齢化や後継者不足は深刻であり、本交付金がなくなれば、現在の活動の継続が危ぶまれるとともに、耕作放棄地の増加等農地の荒廃が懸念される。また、高齢化の実態を考慮して、現在の協定期間（5年間）の短縮など柔軟な運用も検討したうえで、継続すべき制度であると評価する。	B

6 その他（特徴的な取組事例）
別紙のとおり

6 その他(特徴的な取組事例)

市町村・協定名	秋田県藤里町高石沢協定			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
1.5 ha	1.5	0	0	0
交付金額	個人配分			
31 万円	共同取組活動 50 %	農業機械など消耗品費	13.6	%
		農業機械など燃料代	25.4	%
		農業機械など修理代	10	%
		事務費	1	%
協定参加者	2			
取組内容	【小規模集落を集落外の協力で守る】 ○ 集落外の農家・非農家との連携強化による農地の維持管理 (年1回、2haの周辺林地下草刈りを実施。集落外の農家7人、非農家3人の参加) ○ 農業機械(トラクター)、農作業の共同化による営農の効率化 (当初1.3ha、目標1.5ha、H20実績1.5ha) 整備された農地  集落外との連携による下草刈り作業 			
主な効果	当集落は、急傾斜地に棚田が形成されており、2戸の農家が耕作を行っている極めて小規模な集落である。基盤整備が難しいなど地形の条件が不利なことに加えて耕作者の高齢化と担い手不足から、耕作放棄が懸念された。このため、本制度を用いて耕作放棄防止を目指すこととした。 もともと、農地の管理は徹底して行っており維持されていたものの、小規模な集落のため、作業には限界があった。このため、取組に当たっては、周辺の農家・非農家との連携を図りながら、協定農用地の周辺林地の下草刈り等の作業を年1度実施している。また、農作業については、全て共同で行うこととしており、トラクターの共同利用も平成20年時点で全ての対象農用地で実施している。 このような取組の結果、集落外の農家・非農家との連携協力により、農地維持に関して、より意欲が高まっている。			

市町村・協定名	秋田県仙北市田沢湖 平蔵沢集落協定			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
1 ha	1			
交付金額	個人配分			
29 万円	共同取組活動 50 %	役員手当	11	%
		道・水路整備費	25	%
		多面的機能増進活動費	11	%
		事務費	3	%
協定参加者	6			
取組内容	【悪条件の田から収益向上を目指して】 平蔵沢集落は、周辺山地から入ってきた岩石が農地に混ざり、厳しい耕作条件におかれているため、交付金を利用し岩石の除去を行っている。この農地に適した農作物として、大根を栽培し伝統の漬物である「いぶりがっこ」に加工・販売して所得向上を目指している。 			
主な効果	○加工・販売による所得向上(H17・14.4万円、H20・21.8万円) ○売上好調による大根作付面積の増加(当初8a、H19実績13a) ○伝統行事復活による近隣も含めた集落の活性化			

市町村・協定名	秋田県東成瀬村 滝ノ沢集落協定			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
36 ha	36			
交付金額	個人配分			
293 万円	共同取組活動 50 %	役員報酬	7	%
		水路・農道管理費	18	%
		多面的機能増進活動費	56	%
		その他(事務費・繰越)	19	%
協定参加者	65			
取組内容	【滝ノ沢物産販売所に“寄ってって たんせ”】 集落の集会所を利用して直売所を開設。開設年度は単独で行い、20年度からは同じく直売所を計画していた隣接の集落協定と共同で開設している。月平均売上が約30万円となるなど、作る喜びから売れる喜びへと広がり、集落の女性達を中心に意欲的に取り組まれている。  			
主な効果	○地場産農産物等の加工・販売 開設目標:H20、実績:H19 ○認定農業者の育成 目標人数:1名、H21認定に向けて調整中			

山形県最終評価結果書

1 実施状況の概要

(1) 交付市町村数	34								
(2) 協定数	545	うち集落協定	529		個別協定	16	】		
(3) 交付面積	8,317 ha	対象農用地面積	9,156 ha		交付面積率	91%	】		
		【地目別面積内訳	田 :	7,870 ha	畑 :	392 ha	】		
			草地 :	55 ha	採草放牧地 :	0 ha	】		
(4) 交付金額	1,214,661 千円	うち共同取組活動分 :	880,849 千円		個人配分 :	333,812 千円	】		

2 交付金交付の効果等

項目		効果等		
(1) 集落マスタープランに定めた 取り組むべき事項		平成19年度の中間年評価においては、全体545協定のうち304協定において指導・助言を必要としていた。しかし現在では、一部に取組みに遅れが見られる集落もあるものの、関係機関等の指導・助言により平成 21 年度末までの目標が達成されるものと見込まれる。		
		要指導・助言協定数	304 協定	
		上記のうち		
		・ 21 年度までの目標達成が見込まれる協定数	304 協定	
		・ 引き続き、指導・助言が必要な協定数	0 協定	
(2) 農業生産活動等として取り 組むべき事項	耕作放棄の防 止等の活動	交付金の交付により適正な農業生産活動が維持されて、耕作放棄地発生防止に寄与している。 なお、中間年評価のアンケートによると、「本制度に取り組んでいなければ3割程度の農地が放棄された」との回答が多く、本県全体では2,000haの耕作放棄地の防止が図られたと見込まれる。		
		交付金交付面積	8,317 ha	
		農振農用地区域への編入面積	31 ha	
		既耕作放棄地の復旧面積	1.5 ha	
		水路・農道等の 管理活動	農地を耕作するためには水路・道路の管理は不可欠であるが、本制度による協定締結前と比べ、8割の集落において共同活動回数が増加したと回答しており、施設の適正な維持や長寿命化に対する共同管理意欲の向上が図られている。	
			水路の管理延長	1,884 km
	道路の管理延長		1,616 km	
	多面的機能を増 進する活動	多面的機能を増進する活動として、346協定（6割）が周辺林地の下刈りを、240協定（4割）が景観作物の栽培活動を、4協定が棚田オーナー制度に取り組んでおり、中山間地域が持つ国土保全・保健休養機能の増進に寄与しているものと考えられる。		
		周辺林地の下草刈り	295 ha	
		都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等）	3 ha	

(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	農用地等保全マップ	全545協定のうち318協定が自立的継続的な農業生産活動等の体制整備に取り組んでおり、農用地等保全マップを作成したことによって、水路・道路等の共同活動対象位置及び範囲の明確化が図られ、効果的かつ適切な活動に役立てられている。	
	A要件	機械・農作業の共同化については835haの目標に対し877haの実績が、高付加価値型農業の実践については152haの目標に対し206haの実績が見込まれ、生産性・収益性の向上が図られている。 また、担い手への農地集積は16年度以前の35haに対し76ha、作業の受委託は45haに対し236haの実績が見込まれ、担い手の育成に寄与している。	
		機械・農作業の共同化 高付加価値型農業の実践 認定農業者の育成 新規就農の確保 担い手への農地集積（農作業の受委託を含む） 非農家・他集落等との連携	増加分（以外） 681 ha 187 ha 205 人 21 人 233 ha 1,320 戸 45 集落
	B要件	基幹的農作業における農業機械又は施設の共同利用の受益面積は、協定時の35haから113haへ増加するとともに、地域農業の核となる担い手への作業受委託面積は、182haから351haへ増加すると見込まれている。また、集落営農組織づくりの必要性に向けた話し合いが始まった地域もある。	
集落営農組織の育成 担い手集積化		増加分 78 ha 169 ha	
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	アンケートでは、約8割の協定で非農業者も含めた集落の話し合いの回数が増えたと答えており、また将来に向けた話し合いや共同活動が始まり、景観作物の作付け作業への高齢者や女性の活動が促進されたと回答している。 （非農業者の占める割合：1,414 / 13,201 = 10.7%）	
	その他	利用権設定による規模拡大については32協定で取り組んでおり、また、耕作放棄復旧については2協定で行われている。	
		加算措置 ・ 規模拡大 ・ 土地利用調整 ・ 耕作放棄復旧 ・ 法人設立（特定農業法人） （農業生産法人）	53 ha 0 ha 1 ha 0 法人 0 法人

3 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況	16年度以前と比較し、リーダーの若返りが図られたとする協定は1割未満と低く、また、後継者不足の協定においては農業生産活動の維持が精一杯であることから、集落内リーダーの育成が急務である。本制度の継続を求める協定は約9割に上っているが、高齢化と担い手不足に悩む深刻な一部の集落においては、継続そのものが困難であるとの意見もあり、農業や集落の衰退や消滅等が懸念される。
(2) 交付金交付の効果等	8割以上の協定で将来に向けた話合いや共同活動等が活発化したと回答しており、経済的負担軽減や農業者の所得向上に寄与している。 しかし、一般住民の認知は充分とは言えず、農作業体験やグリーンツーリズム等の推進により、都市住民との交流を通じた活性化が期待される。

4 事項毎の評価結果

事項	評価
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項	全ての協定において集落マスタープランを策定しているが、集落の将来像を明らかにするとともに、その実現に向けた活動内容を示していることから、協定に参加する者の共通目標となっており、年度ごとの計画的な活動に役立っている。
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	水路や道路について集落全体で管理することにより効率的な作業が実施できるようになり、耕作放棄地発生防止、農地の保全、農業用施設の適正な維持管理に大きく寄与している。
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	本制度により農業者同士の話合いが図られ、農業者の高齢化の進展とともに、将来にわたって農業生産活動を維持するために担い手への農地の集積や農作業の受委託が大幅に進んだことは大いに評価できる。
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化 本制度により集落内の話合いが促進され、共同活動を通じた相互扶助精神の再生や集落の様々な活動の活性化に寄与していることは明らかであり、有効であると評価できる。
	その他 加算措置は取り組み難しい項目ではあるが、集落での話合いによりいずれも着実に成果を上げており、集落内における農地調整機能も果たす等先進的な取り組みとして評価できる。しかし、県全体では加算措置の取り組み協定が少なく、制度内容の周知等の対策が必要。

5 総合評価結果

総合評価	評価区分
耕地面積の約6割を占める中山間地を抱える本県では、中山間地域等直接支払制度は、農業生産活動を支える上で重要な施策であり、中山間地域の農業生産活動は水田の雨水貯留による下流域での洪水を防止する機能や、傾斜地での植栽による土壌浸食防止といった国土保全機能など、多面的機能を発揮している点においても大変重要な役割を果たしていると評価できる。また、担い手への農地の集積や農作業の受委託が進展していることは、将来にわたって農業生産活動を維持するための新たな取組みとして評価できるものである。	B
【第三者機関の意見】 本制度により、地域住民が一緒になって地域を守っていかこうとする姿勢が芽生え、各地域において耕作放棄地発生防止が図られているものの、本制度が途絶えればすぐに崩壊してしまうような集落が多いのが現実である。 産業としての農業が交付金だけで生計を維持できるレベルにないことは明らかで、これは中山間地域等直接支払制度の限界を示すものであり、中山間地農業を維持させるためには、交付額を欧州のデカップリング政策並みに引き上げなければ無理である。今後、担い手不足は劇的に進むことから、新たな産業政策としての制度のドラスティックな見直しが必須で、これまでの担い手の確保を主眼としながらも、地域を越えた協定同士の連携及び都市住民や大学生たちとの交流、さらには定住促進を図るなどの視点を強化し、第三者も入り込んで具体的、実践的に中山間地の農業集落を守ることができるようにするための制度展開が望まれる。	

6 その他 (特徴的な取組事例)

市町村 協定名	山形県天童市荒井原協定			
協定面積 10.7 ha	田 9.7	畑 1.0	草地 0	採草放牧地 0
交付金額 216 万円	個人配分			40 %
	共同取組活動 60 %	水路・農道の維持管理費		26 %
		集落マスタープラン実現活動費		8 %
		多面的機能増進活動費		13 %
		その他協定締結による活動費		13 %
協定参加者	農業者23人、荒井原地区自治会7人、荒井原維持管理組合、農事組合法人天童組合、天童市立山口小学校			
取組内容	【将来を担う子ども達に伝えよう! 米 日本の食の心】 荒井原集落協定と山口小学校が共同で対象農用地内に山口小学校5年生の学習田を設け、ヒメノモチの田植え、生育観察、田んぼの生き物調査、稲刈り、脱穀、乾燥調整、刈上げもちまでの一連の流れを体験学習できるようにした。 大雨時に水害が発生しやすい地形であるため、荒井原維持管理組合が中心となり、溜め池の整備、排水路の改良、畦畔強化などの対策を講じてきた。 集落内の農家の高齢化、兼業化が進んでいるため、担い手への作業委託、農事組合法人天童組合への共同防除の委託を進めてきた。			
主な効果	山口小学校学習田の整備、運営 (H20度までの小学5年生の参加人数172名) 農地法面、水路、農道等の維持管理、補修、改良 (目標8.4 km、H20実績8.4km) 担い手への基幹作業の委託 (目標2.5ha、H20実績2.5ha) 農事組合法人天童組合へ無人ヘリコプターによる共同防除を委託 (目標10ha、H20実績10a)			

市町村 協定名	山形県西川町岩根沢集落協定				
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地	
19.2 ha	19.2				
交付金額	個人配分				29 %
287 万円	共同取組活動 71 %	役員手当、研修会費		6.6	%
		農地管理費		30	%
		道・水路管理費		32.9	%
		多面的機能増進活動費		1.5	%
協定参加者	33				
取組内容	【畑地化で耕作放棄の防止を】第1期制度ではそれぞれ活動していた4集落を合併し、規模を大きくした。全ての田において共同で作業を行い、耕作放棄されそうな田については参加者全員で管理をしていたが、有効的に利用するために畑地化を行い、そばの栽培を始めた。				
主な効果	制度終了後の耕作放棄の防止になった。				

市町村 協定名	山形県真室川町八敷代協定			
協定面積 43.6 ha	田	畑	草地	採草放牧地
	43.6	0	0	0
交付金額 3,901 万円	個人配分			3.4 %
	共同取組活動 96.6 %	水路・農道等の改修費（水路改修）		31.7 %
		共同利用機械の購入費（コンバイン）		28.7 %
		多面的活動経費（無人ヘリ防除・ネズミ駆除）		36.2 %
				%
協定参加者	61			
取組内容	【集落ぐるみの減農薬・減化学による特別栽培米の生産活動】 集落の中心を流れる八敷代堰は、ほとんどの家で利用しており、毎年全戸による共同管理作業を行っている。ほ場整備事業を契機に、担い手への農用地の集積を図っている。当該交付金を活用して無人ヘリによる共同防除を実施するとともに、新たな共同利用機械（コンバイン）を購入し一層の省力化を図っている。また、環境に配慮した減農薬・減化学による特別栽培米の生産に集落として取組んでいる。			
主な効果	・水稻の減農薬・減化学栽培（目標25ha、H20実績28ha） ・担い手への農地集積（目標44ha、H20実績5ha） ・作業委託による共同防除（目標25ha、H20実績29ha） ・多面的機能の発揮に係る取組（H20実績水路清掃、おさいど、ふるさと煮会等の開催による地区の連携を図っている。）			

市町村・協定名	山形県戸沢村野口協定			
協定面積 23.1 ha	田	畑	草地	採草放牧地
	23.1			
交付金額 485 万円	個人配分			20 %
	共同取組活動 80 %	役員報酬等		3 %
		道路・水路・農地管理費		37 %
		共同利用機械・多面的機能		20 %
その他			40 %	
協定参加者	農業者 33人 農業生産組織等 12人			
取組内容	【農産物に高付加価値を】 平成21年度に、農産物直売所及び漬物加工所の建設を予定。それに先立ち、'食 品衛生責任者養成講習会」に参加するなど着実な運営を行っている。			
主な効果	○機械・農作業の共同化 (目標 5.6ha H20実績 4ha) ○認定農業者の育成 (目標 :5人 H20実績 :7人)			

市町村 協定名	山形県米沢市南原東上・東中集落協定			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
6.7 ha	6.1	0.6		
交付金額	個人配分			20 %
130 万円	共同取組活動 80 %	担当者活動経費	8 %	
		水路・農道等の維持管理等経費	7 %	
		体制整備に関する活動経費	62 %	
		農地維持管理及び多面的機能増進活動に関する活動経費	3 %	
協定参加者	7人			
取組内容	【高付加価値型農業で地域の活性化を図る】 転作田を活用して高齢者や女性、非農家も含め地域ぐるみで花きの栽培を行っている。21年 1月に集落内に農業生産法人を設立し、作業の効率化のため点在している栽培ほ場を法人に集積した。協定農用地も80%以上を法人に集積したため、21年度は協定参加者に法人を加え取り組みを行う			
主な効果	○高付加価値型農業の実践 :花とうがらし等花きの作付け (目標 35a H20実績 90a) ○担い手への農地集積 (目標 3.3ha、H20実績 5.4ha) ○多面的機能の持続的発揮に向けた非農家 他集落等との連携 :花き等の栽培、収穫、出荷作業 (目標 3人、H20実績 6人)			

市町村 協定名	山形県 川西町 中郡西部地区 集落協定			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
45.4 ha	45.4	0	0	0
交付金額	個人配分			19 %
953 万円	共同取組活動 81 %	管理体制における担当者の活動に対する報酬		9 %
		水路整備、農道補修整備		67 %
		農用地維持管理		2 %
		その他		3 %
協定参加者	農業者 39人 、非農業者 5人			
取組内容	【地域住民との交流、地域の活性化、直接支払制度への理解と関心】 各種共同取組、多面的機能増進活動（見晴台の設置、バンブー舗装農道の設置） すこやかウォーキングの開催			
主な効果	○バンブー（竹）を利用した取り組み ～効果～ ・バンブー米（食味値の向上、付加価値によるブランド化） ・バンブーパネル（抑草作用、除菌作用） ・バンブー舗装			

市町村 協定名	山形県飯豊町小屋協定			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
6.4 ha	6.4ha			
交付金額	個人配分	20 %		
135 万円	共同取組活動 80 %	集落の各担当者の活動に要する経費	7	%
		NPO法人と連携した農業体験に要する経費	5	%
		水路、農道等の維持・管理に要する経費	68	%
				%
協定参加者	農業者 2戸、農業法人 3法人、NPO法人 1法人			
取組内容	『NPO法人 ほっと』と連携して行っている農業体験は、集落外の子供やその家族を対象に各季節ごとに数回実施し、春は野菜苗の定植、水管理や牛の飼育、夏はとうもろこし・かぼちゃ 枝豆の収穫、秋は里芋・さつまいもの収穫など集落の農家の先生となって取り組んでいる。			
主な効果	同じ町内で生活しながらも足の運ぶことの少ない中山間地域で、貴重な体験をしてもらうとともに、受け入れ側の集落では若者や子供達との交流によってにぎやかな声が聞こえるようになり、地域の活性化が図られている。			

市町村 協定名	山形県鶴岡市たらのきだいい協定			
協定面積 55.8 ha	田 54.7	畑 1.1	草地	採草放牧地
交付金額 1,153 万円	個人配分			40 %
	共同取組活動 60 %	集落の各担当者の活動に対する経費	1	%
		農業生産活動等の体制整備に向けた活動等経費	78	%
		集落協定に基づく農用地の維持管理活動経費	19	%
		多面的機能増進活動経費	2	%
協定参加者	農業者 32人、生産組合、水利組合、非農業者 6人			
取組内容	近年の農業の兼業化・少子高齢化により、将来的な集落の活力減退が懸念されている。この地区を次世代に継承していくため、担い手の育成や都市農村交流事業を取り組み明るく元気な村を目指すため事業に取り組んだ。 稲刈り作業を中心とした農業機械共同利用グループを組織し、班単位で農業生産活動等を実施している。また、絵本作家土田義晴氏の絵本に登場するキャラクターを田んぼに描く「田んぼのお絵かき」により非農家、他地区等との交流事業を行い、多面的機能の維持発揮に向けた活動を行っていく。			
主な効果	[平成20年度までの主な効果] - コンバイン導入による稲刈作業の共同利用化 効率化 当初 3ha、目標 31ha H19実績 : 57ha - 都市住民との交流による地域の活性化 「田んぼのお絵かき」の実施 (H18 : 60名、H19 : 90名、H20 : 100名)			

福島県最終評価結果書

1 実施状況の概要

(1) 交付市町村数	46								
(2) 協定数	1,449	【うち集落協定	1,414	個別協定	35	】			
(3) 交付面積	16,322 ha	【対象農用地面積	21,947 ha	交付面積率	74%	】			
		【地目別面積内訳	田 : 14,521 ha	畑 :	1,214 ha	】			
			草地 : 290 ha	採草放牧地 :	297 ha	】			
(4) 交付金額	1,956,526 千円	【うち共同取組活動分 :	1,123,963 千円	個人配分分 :	832,563 千円	】			

2 交付金交付の効果等

項目		効果等
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		市町村の評価によれば5年間の活動計画に沿った協定農用地の計画的な維持管理、水路・農道の管理活動等の取り組みが行われ、農用地の保全がなされた。また、協定内での話し合いが活発に行われ集落の連帯感や主体性が高まり継続的な農業生産活動に向けた集落営農の取り組みや都市部との交流、農産物加工施設建設など共同取り組みのステップアップが図られた。 なお、個別協定についても、水路・農道の管理活動等の取り組みが行われ農用地の保全がなされた。 また、要指導・助言協定数については、329協定あるが、21年度末までには全ての協定において目標が達成される見込みである。
		要指導・助言協定数 329 協定 上記のうち ・ 21年度までの目標達成が見込まれる協定数 329 協定 ・ 引き続き、指導・助言が必要な協定数 0 協定
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	耕作放棄の防止等の活動	協定内の農用地については、耕作放棄地を発生させないという意識が向上し、担い手への集積や高齢化により耕作が出来なくなった協定参加者の農地や不在地主の農地を集落で管理するなど、農用地管理が良好に実施され耕作放棄地発生防止が図られた。また、耕作放棄地発生の要因の一つである鳥獣害についても交付金の活用により対策を実施した効果が見られた。さらに、対策を契機に新たに105haが農振農用地区域に編入され既存耕作放棄地も20haが復旧されるなど生産基盤の保全が進展した。
		交付金交付面積 16,322 ha 農振農用地区域への編入面積 105 ha 既耕作放棄地の復旧面積 8 ha
	水路・農道等の管理活動	水路・農道については、地域住民や入り作者も含め集落が一体となった管理体制ができたことから従来より活発かつ、効率的に管理活動が行われた。さらに交付金の活用により質の高い補修作業を計画的に行うようになるなど、営農活動のための環境整備に大きな効果があった。また、個別協定についても同様である。
		水路の管理延長 3,848 km 道路の管理延長 3,214 km
	多面的機能を増進する活動	634haに及ぶ周辺林地の下草刈りや隣接する農地の病虫害や鳥獣害防止、作業効率向上、改善、土砂崩壊などの災害抑制などが図られた。さらに地域住民との連携による景観作物の作付け等により、良好な農村風景が保持され近隣の都市部からの観光客が訪れ地域の活性化に繋がった事例などもあった。また、ビオトープや学童農園の設置による学校教育との連携も進展した。また、個別協定についても、作業効率向上、改善、土砂崩壊などの災害抑制が図られた。
		周辺林地の下草刈り 634 ha 都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等） 4 ha

(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	農用地等保全マップ	農用地等保全マップによって、保全すべき農用地、水路、道路等の施設の位置関係や補修や改修が必要な水路、農道が明確になり協定内で共通の認識のもとに計画的な事業推進が図られた。。															
	A要件	体制整備単価の協定のうち、生産性・収益性向上、担い手育成、多面的機能の発揮等を活動の目標とするA要件には、668協定が取り組んだ。 特に、担い手への農作業委託の拡大やコンバインやミニライセンサー等の整備により機械・農作業の共同化を進めるなど、水稻をはじめ大豆、ソバなど栽培体制強化に効果を上げている。また、環境保全に配慮したエコファーマーによる栽培や特別栽培等への取組が拡大し、高付加価値型農業の実践が進展した。 担い手の育成については、認定農業者219名、新規就農者9名が育成された。 多面的機能の発揮については、地域住民と連携した景観作物の植え付けや農道・水路等の管理をはじめ、学校教育と連携したビオトープや学童農園の設置、農作業体験や民泊による都市住民等との交流など多くの効果が見られた。															
		<table><tr><td>機械・農作業の共同化</td><td>増加分 (以外)</td></tr><tr><td>高付加価値型農業の実践</td><td>469 ha</td></tr><tr><td>認定農業者の育成</td><td>351 ha</td></tr><tr><td>新規就農の確保</td><td>219 人</td></tr><tr><td>担い手への農地集積 (農作業の受委託を含む)</td><td>9 人</td></tr><tr><td>非農家・他集落等との連携</td><td>322 ha</td></tr><tr><td></td><td>754 戸</td></tr><tr><td></td><td>106 集落</td></tr></table>	機械・農作業の共同化	増加分 (以外)	高付加価値型農業の実践	469 ha	認定農業者の育成	351 ha	新規就農の確保	219 人	担い手への農地集積 (農作業の受委託を含む)	9 人	非農家・他集落等との連携	322 ha		754 戸	
	機械・農作業の共同化	増加分 (以外)															
高付加価値型農業の実践	469 ha																
認定農業者の育成	351 ha																
新規就農の確保	219 人																
担い手への農地集積 (農作業の受委託を含む)	9 人																
非農家・他集落等との連携	322 ha																
	754 戸																
	106 集落																
B要件	体制整備単価のうち、集落営農や担い手集積化を目標とするB要件については、延べ42協定が取り組んだ。この結果、営農改善組合が大きく進展した。また、担い手への集積化を目指す集落においても、新たに51haの集積化が図られるなど一定の効果が見られた。																
	<table><tr><td>集落営農組織の育成</td><td>増加分</td></tr><tr><td>担い手集積化</td><td>120 ha</td></tr><tr><td></td><td>51 ha</td></tr></table>	集落営農組織の育成	増加分	担い手集積化	120 ha		51 ha										
集落営農組織の育成	増加分																
担い手集積化	120 ha																
	51 ha																
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	直接支払制度が実施される以前では、集落内の共同作業や話し合いの機会が少なかったが、直接支払制度実施後は、話し合い、寄り合いの回数が増えるなどした結果、集落活動に対する住民の意識が高まり、集落の活性化が図られた。また、農産物の加工などにおいては、女性を中心になって活動しており、女性の輪が広がった。															
	その他	集落マスタープランに定めた農地の集積化に取り組む過程において、当初計画にはなかった農業生産法人が設立され、生産性の向上と担い手の育成が図られるなど積極的な取組も見られた。															
		<table><tr><td>加算措置</td><td></td></tr><tr><td>・ 規模拡大</td><td>72 ha</td></tr><tr><td>・ 土地利用調整</td><td>64 ha</td></tr><tr><td>・ 耕作放棄復旧</td><td>14 ha</td></tr><tr><td>・ 法人設立 (特定農業法人)</td><td>0 法人</td></tr><tr><td>(農業生産法人)</td><td>0 法人</td></tr></table>	加算措置		・ 規模拡大	72 ha	・ 土地利用調整	64 ha	・ 耕作放棄復旧	14 ha	・ 法人設立 (特定農業法人)	0 法人	(農業生産法人)	0 法人			
加算措置																	
・ 規模拡大	72 ha																
・ 土地利用調整	64 ha																
・ 耕作放棄復旧	14 ha																
・ 法人設立 (特定農業法人)	0 法人																
(農業生産法人)	0 法人																

3 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況	・本県の耕地面積の約10.6%を占める農用地で協定が締結され、集落マスタープランの工程表に基づき、適切な農地や農業用施設の維持管理が実施され、生産体制の整備に向けた取組も進展が見られた。 ・しかし、多くの市町村が担い手の高齢化や後継者不足、農産物価格の低迷などから、継続した農業生産活動の維持に不安を持っており、引き続き、いかに農業生産活動の体制整備を図るかが課題となっている。 ・特に、当県の「自律的かつ持続的な農業生産活動の体制整備」の取組面積は、協定面積ベースで全体の65.7%、協定数ベースでは47%に留まっており、小規模の集落協定での取組が進んでいない現状にある。 ・このような集落では、今後、5年間に渡る事業の取組には二の足を踏むとの意見があり、協定期間や免責要件の見直しを検討する必要がある。 ・一方、当県の耕作放棄地は、畑の割合が高いが、現制度の畑の傾斜基準では対象農用地が少なく、今後さらなる耕作放棄地の発生を防止するためには畑の単価、傾斜の見直しが必要となっている。 ・さらに、制度が複雑化していて、農業者等に対してよりかりやすい制度内容、取り組みやすくするための事務の簡素化などが課題となっている。
(2) 交付金交付の効果等	・直接支払制度の交付金は、集落協定の話し合いに基づき、地域の実情に応じて弾力的な使途が可能ことから、地域からは高い評価を受けている。 ・特に、体制整備に取り組む比較的協定の規模が大きな集落では、大型機械の共同購入による農作業の効率化や農産物加工施設の整備による付加価値の拡大、交流事業の展開など有効に活用されている。 ・一方、小規模の集落協定では、農地や農業用施設の維持管理が精一杯であり、交付金を活用して継続的な生産体制を整備するまでに至っていないことから、これらの集落の活性化や農業生産体制の整備をいかに図っていくかが課題である。 ・また、交付単価については、農業生産活動の継続や耕作放棄地の発生防止などの取組においては、地目（田・畑）ほどの交付単価差が無いとの意見や、基礎単価と体制整備単価の金額差に比べて体制整備単価の要件の基準が高いとの指摘があり、再検討が必要である。 ・さらに、現在の制度は、交付対象の基準を傾斜に着目しているため、3法地域内においても交付対象とならない地域との間で農業生産活動に温度差が生じている例も報告されており、中山間地域の全体の農業振興を図る上で課題があるため、交付対象基準の再検討が必要である。 ・交付金について、一般住民の理解として、自分の農地を管理して交付金（税金）を貰っているという考えが多数を占めており一般住民に対し制度の理解を深めてもらう取組が必要。

4 事項毎の評価結果

事項	評価
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項	集落マスタープランに定めた取り組むべき事項については、集落間で進度に差があるものの、概ね計画どおり実施されている。特に、マスタープランで5年間の活動工程表を作成したことで、集落が抱える問題点、それらの解消に向けた活動対象が明確化し、耕作放棄地の発生防止や水路・農道の維持管理の他、集落営農等による生産体制の整備や学校教育との連携など多面的機能を増進する活動などが計画的に実施されたことにより、集落の共同意識が育まれ集落の活性化に繋がっている。 また、中間年評価において、要指導・助言が必要とされた集落については、進捗状況を度々確認しながら指導・助言を行い目標達成が見込まれる。

(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	5年間の集落協定に基づき、農業生産活動等が維持され、協定農用地が適正に維持管理された。また鳥獣害の防止対策を実施するなど耕作放棄の発生防止においても有効であった。 また、水路・農道についても非農家と連携した地域ぐるみの管理体制とする集落が見られるなど適正に管理された。特に、交付金によりこれまで管理されなかった水路や周辺林地にまで共同活動による保全管理が及ぶとともに、簡易改修や整備が計画的に実施されたことで、今後農業生産活動等を継続していくための環境の整備や、災害の未然防止にも効果を上げたと考えられる。 さらに、農用地の適正な管理や、周辺林地の草刈りや景観作物の作付けされたことにより、中山間地域等の持つ多面的機能である良好な田園風景の形成や、国土保全や保健休養機能等の増進・発揮に効果を発揮したと考えられる。 これらのことから「耕作放棄の防止等の活動」、「水路・農道等の管理活動」、「多面的機能を増進する活動」については、中山間地域等の農業生産基盤の維持や集落の活性化を図る上で効果があったと考えられる。				
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	農用地等保全マップを作成することで、集落内の保全すべき農用地等が明確化され、補修・改修が必要な水路・農道の明らかになり、計画的に事業を実施することができた。さらに集落内にある耕作放棄地が改めて認識されるなど、復旧に向けた活動にも繋がった。 各集落においては、大型機械の共同購入や共同利用、認定農業の新規認定や新規就農者の確保、話し合いによる担い手への作業集積、集落営農に向けた法人組織が設立されるなど、今後農業生産活動等を継続していくための体制整備の土台をつくることができた。また、アスパラガス、大豆、山菜などの新規作物の導入やエコファーマーの拡大、さらには直売活動や味噌や切り餅など、地場産素材を活用した加工販売など収益性確保に向けた取り組みにも高い効果が見られた。 このようにマップの作成や目標を持った計画的な活動により、集落が抱える様々な問題の解消に繋がり、農業生産活動を継続して行えるような体制の整備に大きな効果があった。 しかしながら、当県においては、体制整備に取り組む集落の割合が65%であることから、基礎単価の協定における将来に向けた活動についてはさらに検討が必要である。				
(4) その他協定締結による活動	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="341 1162 536 1424"> 集落機能の活性化 </td><td data-bbox="536 1162 1474 1424"> 集落での話し合いが活発に行われ、地域の助け合い「結い」の精神が見直され、水路・農道等の農業用施設の維持保全に非農家の参加が見られるなど、直接支払制度により地域の活動に変化が見られた。また、地域においては、都市部との交流活動や学校教育との連携、収穫祭の開催など、集落内外の人々が集う特色ある事業が展開されるとともに、女性の参加により農産物加工販売が新たな収益を生み出すなど集落機能の活性化が図られた。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="341 1424 536 1684"> その他 </td><td data-bbox="536 1424 1474 1684"> 協定を契機に協定締結事項以外にも、集落独自の様々な活動・動きが見られるようになったことや、耕作放棄地の復旧に取り組む集落も見られ、耕作放棄地の発生防止に対する意識が高まってきたことなどが報告されている。 </td></tr> </table>	集落機能の活性化	集落での話し合いが活発に行われ、地域の助け合い「結い」の精神が見直され、水路・農道等の農業用施設の維持保全に非農家の参加が見られるなど、直接支払制度により地域の活動に変化が見られた。また、地域においては、都市部との交流活動や学校教育との連携、収穫祭の開催など、集落内外の人々が集う特色ある事業が展開されるとともに、女性の参加により農産物加工販売が新たな収益を生み出すなど集落機能の活性化が図られた。	その他	協定を契機に協定締結事項以外にも、集落独自の様々な活動・動きが見られるようになったことや、耕作放棄地の復旧に取り組む集落も見られ、耕作放棄地の発生防止に対する意識が高まってきたことなどが報告されている。
集落機能の活性化	集落での話し合いが活発に行われ、地域の助け合い「結い」の精神が見直され、水路・農道等の農業用施設の維持保全に非農家の参加が見られるなど、直接支払制度により地域の活動に変化が見られた。また、地域においては、都市部との交流活動や学校教育との連携、収穫祭の開催など、集落内外の人々が集う特色ある事業が展開されるとともに、女性の参加により農産物加工販売が新たな収益を生み出すなど集落機能の活性化が図られた。				
その他	協定を契機に協定締結事項以外にも、集落独自の様々な活動・動きが見られるようになったことや、耕作放棄地の復旧に取り組む集落も見られ、耕作放棄地の発生防止に対する意識が高まってきたことなどが報告されている。				

5 総合評価結果

総合評価	評価区分
中山間地域等直接支払制度に取り組む県内46市町村の評価はA評価が13市町村、B評価が30市町村、C評価が3市町村となっており、全ての市町村で制度が有効であったと評価している。県全体としては、交付金を活用し農業・農村の生命線である農地・農道・水路等が適切に管理され、耕作放棄地の発生防止に高い効果を上げていると判断される。農業条件が不利な中山間地においても体制整備への取り組みとして女性による農産物の加工、エコファーマー、集落営農等の積極的な取り組みが見られる。また、現地の事例調査時の集落代表者や市町村担当者の声や、中間年評価のアンケート結果などから、協定を契機として集落単位での共同活動の機会が増加し活性化も図られていると判断される。 以上のことから、各市町村の評価を踏まえ、当県における当制度の有効性は、Bと評価される。 一方、ほとんどの市町村が制度の有効性を評価し継続を要望する中で、対象農用地や交付単価の基準の見直しを要することが指摘されている。特に、傾斜の基準により、同じ中山間地域でありながら要件に該当する集落としない集落、同一集落の中でも該当する農業者と該当しない農業者が混在するなどの状況があり、中山間地域が共通して高齢化、担い手不足等の課題を抱える中集落の農業生産体制の整備や耕作放棄地の発生防止を図るためには、集落全体で交付金が活用しやすい交付対象農用地の基準や交付単価を検討する必要がある。また、体制整備単価の取り組みのハードルの高さを指摘する声も根強く改善が求められる。また、併せて、市町村や集落協定の負担が軽減されるよう制度の簡素化等が必要である。	B

6 その他（特徴的な取組事例）

【集落営農による体制整備の取組事例】・事例集 P4～5 ○猪苗代町長坂集落 長坂協定では、1集落1農場を目指して19名の全農家による長坂営農改善組合を設立し、大型機械の共同利用や転作 そば、わさび栽培の試行、新そば祭りなどの取組を実施している。平成21年1月に農事組合法人「ニューわくわくファーム」を設立し、農作業の集積及び大豆加工製造販売を目指す。 【農産物加工販売等の取組事例】・事例集 P20～21 ○会津若松市八田野集落 会津若松市八田野協定では、汎用コンバインの共同利用により転作作物の大豆、そばの生産体制整備を図るとともに、平成19年2月に「八田野みそ工房」を整備し、地場産素材による八ちゃん味噌の加工販売を開始した。 【耕作放棄地を活用した交流活動の取組事例】・事例集 P34～35 ○郡山市中津川集落 集落内で耕作放棄地となっていた桑園80aを再整備し、集落の憩いの場となる「花実（はなみ）の里」づくり構想のもと、桃や桜、梅などの植栽を行った。 今後、加工品の製造や都市部との交流拠点としていく考え。 【生態系保全活動の取組事例】・事例集 P44～45 ○いわき市上桶売集落 自然生態系の保全に関して地元小中高と連携し、ビオトープを設置し、生き物調査を開始した。絶滅危惧種のホトケノジョウの生息が確認されるなどの成果が得られている。 【環境に配慮した農業の取組事例】 ○広野町亀ヶ崎集落 農用地利用改善団体を設立して農地の集積を図るとともに、8.1haでエコファーマー米や特別栽培米の作付けが実施された。 【高齢者・女性が積極的に参加した取組事例】・事例集 P56～57 ○西会津町出戸集落 高齢者や女性が参加しやすい取組として、休耕地を活用して22aでニラの共同栽培を行い、その出荷にも取り組んでいる。 【集落間協定の取組事例】 鯉川村では、村内の全集落協定が参加する「鯉川村協定間協定協議会」を設置し、交付金の再拠出により、有機農業等の認証費用や販促用資材作成、各集落の地域づくり活動への助成を行うなど地域活性化に成果を上げている。（飯館村も同様の事例有り）

茨城県最終評価結果書

1 実施状況の概要

(1) 交付市町村数	9								
(2) 協定数	149	【うち集落協定	148	個別協定	1	】			
(3) 交付面積	762 ha	対象農用地面積	1,132 ha	交付面積率	67%	】			
		【地目別面積内訳	田 :	663 ha	畑 :	21 ha	】		
			草地 :	0 ha	採草放牧地 :	79 ha	】		
(4) 交付金額	65,312 千円	【うち共同取組活動分 :	34,815 千円	個人配分分 :	29,849 千円	】			

2 交付金交付の効果等

項目		効果等
(1) 集落マスタープランに定めた取り組みべき事項		各地域の実情や特性に合った集落の将来像や目標を明確化した「集落マスタープラン」を定めることで、共同活動や保全活動の重要性に対する意識が醸成され、5カ年の取り組みにより、農道・水路等の管理や鳥獣被害対策などの共同活動が各地域に定着してきた。 なお、中間年評価において要指導・助言であった26集落については、各市町からの指導・助言を受け、集落で、目標や年度計画を再確認し、活動のあり方について話し合った結果、取組が改善されたため、今年度中に目標が達成される見込みである。
		要指導・助言協定数 26 協定 上記のうち ・21年度までの目標達成が見込まれる協定数 26 協定 ・引き続き、指導・助言が必要な協定数 0 協定
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	耕作放棄の防止等の活動	第2期対策の交付面積は、760ha程度で推移している。定期的な農地法面の管理（130協定）や賃借権設定・農作業の委託（60協定）、電気柵等による鳥獣害対策（31協定）を通じて、適正に農業生産活動が継続され、耕作放棄地の発生が防止されている。 中間年評価のアンケート結果でも、96%の集落が本制度による耕作放棄地発生防止の効果を認めている。
		交付金交付面積 762 ha 農振農用地区域への編入面積 1 ha 既耕作放棄地の復旧面積 0 ha
	水路・農道等の管理活動	水路・農道等の草刈りや清掃等の定期的な実施、降雨時の農用地の巡回等によって、降雨等による農地法面や水路等の崩壊が防止され、農作業及び農業用機械の移動の利便性の維持などの効果があった。水路等の補修・改良も計画的に実施することができた。また、これらの作業を参加者が協力・連携して行うことにより、集落における農用地保全に対する意識の向上も図られた。 中間年評価のアンケート結果でも、83%の集落において、農地法面や水路・農道の管理に係る共同作業の回数が協定締結以前より多くなったと答えている。
		水路の管理延長 178 km 道路の管理延長 146 km
	多面的機能を増進する活動	周辺林地の下草刈り（90協定）や景観作物の作付（74協定）に取り組んでおり、農村景観の保全・美化、病虫害・鳥獣害の防止、山火事の防止等に効果があった。堆きゅう肥の施用に取り組む集落（18協定）では、農薬や化学肥料の低減が図られ、環境に配慮した農業生産活動が実施されている。
		周辺林地の下草刈り 22 ha 都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等） 0 ha

(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	農用地等保全マップ	集落で保全する農用地や補修・改良が必要な施設等を示したマップを作成することで、保全する農用地が明確になり、参加者全員が補修箇所等の情報を共有でき、作業に取り組みやすくなった。																							
	A要件	機械・農作業の共同化（３７協定）、農地の集積や農作業の委託（１４協定）等によりコストや労力の低減が図られ、より継続性のある生産体制が整備された集落も出てきている。 また、生協との連携による農作業体験交流活動などに取り組む事例も見受けられる。																							
		<table><tr><td>機械・農作業の共同化</td><td>増加分（</td><td>以外）</td></tr><tr><td>高付加価値型農業の実践</td><td>8.5</td><td>ha</td></tr><tr><td>認定農業者の育成</td><td>5.1</td><td>ha</td></tr><tr><td>新規就農の確保</td><td>1</td><td>人</td></tr><tr><td>担い手への農地集積（農作業の受委託を含む）</td><td>14</td><td>人</td></tr><tr><td>非農家・他集落等との連携</td><td>24</td><td>ha</td></tr><tr><td></td><td>38</td><td>戸</td></tr><tr><td></td><td>1</td><td>集落</td></tr></table>	機械・農作業の共同化	増加分（	以外）	高付加価値型農業の実践	8.5	ha	認定農業者の育成	5.1	ha	新規就農の確保	1	人	担い手への農地集積（農作業の受委託を含む）	14	人	非農家・他集落等との連携	24	ha		38	戸		1
	機械・農作業の共同化	増加分（	以外）																						
高付加価値型農業の実践	8.5	ha																							
認定農業者の育成	5.1	ha																							
新規就農の確保	1	人																							
担い手への農地集積（農作業の受委託を含む）	14	人																							
非農家・他集落等との連携	24	ha																							
	38	戸																							
	1	集落																							
B要件	本県でB要件に取り組んでいるのは１集落。当該集落においては、機械・農作業の共同化などの取り組みを通じて、営農組織組合の設立に向けての意欲が高まっている。																								
	<table><tr><td>集落営農組織の育成</td><td>増加分</td></tr><tr><td>担い手集積化</td><td>0</td><td>ha</td></tr><tr><td></td><td>0</td><td>ha</td></tr></table>	集落営農組織の育成	増加分	担い手集積化	0	ha		0	ha																
集落営農組織の育成	増加分																								
担い手集積化	0	ha																							
	0	ha																							
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	共同取組活動を通じて、集落における連帯感の醸成や人間関係の結びつきの強化が図られた。話し合いの回数が増加した集落や「そば打ち会」などのイベントが復活した集落、地区内外の消費者との交流イベントなど都市との交流を行う集落などの事例がある。 中間年評価のアンケート結果でも、「本制度が集落の活性化を促す効果がある」という回答は「非常に大きな効果」と「それなりの効果」を併せて９５％を占めている。																							
	その他	制度に取り組む集落においては、集落全体で農地を保全していこうという農業者個々の意識が強くなった。また、一部の集落ではホタルの数が増えるなど、環境の変化もみられるようになった。																							
		<table><tr><td>加算措置</td><td></td></tr><tr><td>・ 規模拡大</td><td>0</td><td>ha</td></tr><tr><td>・ 土地利用調整</td><td>0</td><td>ha</td></tr><tr><td>・ 耕作放棄復旧</td><td>0</td><td>ha</td></tr><tr><td>・ 法人設立（特定農業法人）</td><td>0</td><td>法人</td></tr><tr><td>（農業生産法人）</td><td>0</td><td>法人</td></tr></table>	加算措置		・ 規模拡大	0	ha	・ 土地利用調整	0	ha	・ 耕作放棄復旧	0	ha	・ 法人設立（特定農業法人）	0	法人	（農業生産法人）	0	法人						
加算措置																									
・ 規模拡大	0	ha																							
・ 土地利用調整	0	ha																							
・ 耕作放棄復旧	0	ha																							
・ 法人設立（特定農業法人）	0	法人																							
（農業生産法人）	0	法人																							

3 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況	中山間地域は、過疎化や高齢化が進行し営農活動の継続が危ぶまれていることから、本制度を継続する必要がある。また、継続にあたっては、中山間地域を担う担い手が必要なことから、農家子弟や定年帰農者など新たな担い手の確保ができる又は作業委託ができるような交付単価に引き上げる必要がある。併せて、親の高齢化に伴い就農する農家子弟が多くみられることから、そうしたＵターン者が定着できるよう、集落やＪＡ等は農業用機械の操作指導や販売対策などの就農支援に、より積極的に取り組んでいく必要がある。
(2) 交付金交付の効果等	本県の協定締結率（対象農用地に対する協定締結面積の割合）は田が６８％（都府県平均７８％）、畑が２６％（都府県平均６３％）であり、水田に比べ雑草防除などに多くの手間を要することや、収益性のある作物が少ないことなどから畑における取り組みが低調である。しかし、県北中山間地域における畑の耕地面積が約４割に及ぶことを考慮すると、今後、耕作放棄地の拡大が懸念されることから、畑における本制度の取り組み拡大が重要である。このため、現在の作物価格を考慮し、畑作物の生産に要する経費を補完できる交付単価に見直すなど畑作を維持する対策が必要である。

4 事項毎の評価結果

事項		評価
(1) 集落マスタープランに定めた取り組みべき事項		集落マスタープランの作成は、集落の将来像を協定参加者自らが考える機会となり、集落全体のモチベーションの向上や農地の保全に対する意欲の醸成などにつながっており、本事項は本制度の目的を達成するために有効な取り組みと考えられる。なお、中間年評価において「要指導・助言」の指摘を受けた9集落においては、各市町からの指導・助言を受け、集落で目標や年度計画を再確認し、活動のあり方について話し合った結果、取組が改善されたため、本事項に掲げる目標が達成される見込みである。
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項		「耕作放棄地の発生防止」「水路・農道等の管理」「多面的機能の増進」などの活動は、本事項は本制度の目的を達成するために有効な取り組みと考えられる。なお、中間年評価において「要指導・助言」の指摘を受けた9集落においては、各市町からの指導・助言を受け、集落内で取り組むべき事項を再確認し、話し合った結果、取組が改善されたため、本事項に掲げる目標が達成される見込みである。
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項		集落が取り組み始めた活動が一過性のもので終わらないようにするために、自律的・持続的な活動体制づくりは重要であり、本事項は有効な取り組みと考えられる。しかし、本県では、平成17年度当初65あった体制整備に取り組む協定は、平成20年度には50まで減少している。このような状況を踏まえ、今後、自律的・持続的な活動体制づくりを進めていくには、農家子弟や定年帰農者など新たな担い手の確保が容易になるように、交付単価を引き上げる等の対策が必要である。 なお、中間年評価において「要指導・助言」の指摘を受けた集落においては、各市町からの指導・助言を受け、集落内で取り組むべき事項等を再確認し、話し合いを行った結果、取組が改善されたため、本事項に掲げる目標が達成される見込みである。
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	共同取組活動を進めていくにつれ、集落内の絆が深まり、一度なくなってしまった「そば打ち会」を復活させた集落や生協から持ちかけられた都市住民との交流イベントに応えられる集落が見られるようになった。
	その他	制度に取り組む集落においては、集落全体で農地を保全していこうという農業者個々の意欲が高まった。また、水路の管理活動により環境が改善され、ホタルが復活する集落も見られている。

5 総合評価結果

総合評価	評価区分
本制度の対象農用地では、「農道・水路の適正な管理」や「周辺林地の下草刈り」、「鳥獣害対策」など、個人の対策では負担の大きい活動を集落全体で取り組むことにより農業生産活動の継続が図られ、耕作放棄地の発生が効果的に防止されている。さらに、共同取組活動や集落での話し合い活動が活発となり、集落全体で農地を保全していこうという意識の高まりがみられる。一部の集落では集落外の都市住民との交流活動が行われていたり、集落内での非農家を交えたイベントが復活したりと、地域の活性化にも寄与しており、今後も本制度を継続する必要がある。 一方、平成17年度当初は65の協定が体制整備に取り組んでいたものの、高齢化の進行など生産環境の厳しさを増すなかで当該取り組みの継続が困難となり、平成20年度には50協定までに減少している。このため、厳しさを増す現在の生産環境を踏まえ、本制度により取り組み始めた活動を停滞させることがないように、制度を充実していくことが必要である。	B
(備考) 米価の低迷などから生産意欲の低下に拍車がかかっていることなどから、制度に取り組む集落や市町からは、農用地のまとまり要件や傾斜要件の緩和、取り組むべき活動の要件を厳しくしないこと、交付単価の引き上げなどの要望や、協定締結年度の選択制等の提案があった。	

6 その他 (特徴的な取組事例)

その他(村政時受取組事例)

市町村・協定名	茨城県高萩市秋山上・北方集落協定				
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地	
21.4 ha	21.4				
交付金額	個人配分				50 %
171 万円	共同取組活動 50 %	役員報酬			5 %
		農道・水路管理費			35 %
		研修会等			8 %
		多面的機能増進活動費他			2 %
協定参加者	農業者44名				
取組内容	生協と連携した親子農業体験による地域の活性化				
主な効果	・生協と連携した親子農業体験の実施や公民館での収穫祭の開催などにより、地域の活性化が図られている。 ・毎年10組以上の親子が田植えやサツマイモ植え付け等に参加。 ・地区の収穫祭では集落外非農家も多数訪れ、そば打ち等農村伝統文化に触れている。				

市町村・協定名	茨城県大子町中郷集落協定				
協定面積	3.3 ha	田 3.3	畑	草地	採草放牧地
交付金額	55 万円	個人配分	50 %		
		共同取組活動 50 %	役員報酬		3 %
			農道・水路管理費		41 %
			共同利用施設整備等費		6 %
					%
協定参加者		12名			
取組内容		・農地法面の草刈 (年 4回) ・電気柵の設置によるイノシシ被害の低減 ・無人ヘリによる水稲防除の省力化 ・水路の掘り直しや草刈の実施 (年 3回)			
主な効果		共同取組活動をとおり、自分たちの集落の農地を自分たちで守っていこうという意識が高まった。また、堆肥の利用や定期的な草刈により、農薬や化学肥料の低減にも繋がっている。 結果として共同取組活動による集落内の結びつきの強化が、耕作放棄の防止になっている。			

栃木県最終評価結果書

1 実施状況の概要

(1) 交付市町村数	11								
(2) 協定数	231	〇ち集落協定	227			個別協定	4	】	
(3) 交付面積	2079.3 ha	対象農用地面積	2,926 ha			交付面積率	71%	】	
		【地目別面積内訳	田 :	1963.3 ha		畑 :	2.4 ha	】	
			草地 :	113.6 ha		採草放牧地 :	0 ha	】	
(4) 交付金額	225,076 千円	〇ち共同取組活動分 :	161,429 千円			個人配分分 :	63,647 千円	】	

2 交付金交付の効果等

項目		効果等
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		・集落マスタープランを作成することにより話し合いが行われ、各地域の実情を踏まえた将来像が形成された。 ・この結果、実践活動として、機械・農作業の共同化や新規就農者の確保、都市住民との交流など、様々な取り組みが行われるようになった。
		要指導・助言協定数 1 協定 上記のうち ・21年度までの目標達成が見込まれる協定数 1 協定 ・引き続き、指導・助言が必要な協定数 0 協定
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	耕作放棄の防止等の活動	・耕作放棄地の防止に関するアンケート調査結果では、協定集落の約9割から「効果あり」との評価を得た。 ・農振農用地区域への編入を行い、耕作放棄地の発生を防止した。
		交付金交付面積 2079.3 ha 農振農用地区域への編入面積 35 ha 既耕作放棄地の復旧面積 0.2 ha
	水路・農道等の管理活動	・個人では負担できず改修されなかった水路や農道の整備及び改修を行うことができ、農業生産活動の継続につながった。
		水路の管理延長 404.8 km 道路の管理延長 374.2 km
	多面的機能を増進する活動	・協定締結を契機に、「周辺林地の下草刈り」や棚田のオーナー制等を通じた「都市農村交流」が活発化した。
		周辺林地の下草刈り 60.8 ha 都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等） 3.8 ha

(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	農用地等保全マップ	・農用地等保全マップを作成することにより、集落協定者が農用地の状況を把握し、地域で話し合いながら水路・農道の補修、鳥獣害対策等が計画的に行われるようになった。														
	A要件	・協定締結を契機に、機械・農作業の共同化や担い手への農地集積に積極的に取り組む集落が見られた。														
		機械・農作業の共同化 高付加価値型農業の実践 認定農業者の育成 新規就農の確保 担い手への農地集積（農作業の受委託を含む） 非農家・他集落等との連携	増加分（ <table><tr><td>206</td><td>ha</td></tr><tr><td>8</td><td>ha</td></tr><tr><td>7</td><td>人</td></tr><tr><td>6</td><td>人</td></tr><tr><td>49</td><td>ha</td></tr><tr><td>286</td><td>戸</td></tr><tr><td>16</td><td>集落</td></tr></table> 以外）	206	ha	8	ha	7	人	6	人	49	ha	286	戸	16
	206	ha														
8	ha															
7	人															
6	人															
49	ha															
286	戸															
16	集落															
B要件	・本県では該当なし。															
	集落営農組織の育成 担い手集積化	増加分 <table><tr><td>0</td><td>ha</td></tr><tr><td>0</td><td>ha</td></tr></table>	0	ha	0	ha										
0	ha															
0	ha															
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	・集落機能の活性化に関するアンケート調査結果では、協定集落の約9割から「効果あり」との評価を得た。 ・多くの集落で、集落活性化や将来に向けた話し合いが活発に行われるようになり、集落活動に対する住民意識が高まった。														
	その他	佐野市では、直接支払制度の加算単価を活用し、県内初となる耕作放棄地の復旧が行われた。														
		加算措置 ・ 規模拡大 ・ 土地利用調整 ・ 耕作放棄復旧 ・ 法人設立（特定農業法人） （農業生産法人）	<table><tr><td>0</td><td>ha</td></tr><tr><td>0</td><td>ha</td></tr><tr><td>0.2</td><td>ha</td></tr><tr><td>0</td><td>法人</td></tr><tr><td>0</td><td>法人</td></tr></table>	0	ha	0	ha	0.2	ha	0	法人	0	法人			
0	ha															
0	ha															
0.2	ha															
0	法人															
0	法人															

3 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況	・今後、協定参加者の高齢化の進行に伴い、共同活動の維持が困難となる集落やリーダーの育成・確保が難しい集落がある。 ・1haの団地要件により、集落内に該当しない小規模な農地が存在し、集落一体として取り組むことの障害となるケースがある。
(2) 交付金交付の効果等	・協定集落への調査結果では、市町内で資材購入等に支払われた交付金の割合が約9割となっており、地域内経済活性化に効果が見られた。 ・本県において、個別協定はすべて草地であるが、交付金は牧場の維持管理に大きな役割を果たしている。

4 事項毎の評価結果

事項		評価
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		・集落マスタープランを作ることにより、各集落がそれぞれの目標を持ち、地域の様々な活動が展開されるようになった。
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項		・耕作放棄地対策については、中山間地域の経営耕地面積の約2割を本制度に取り組むことにより、鳥獣害を防ぎ、農地が維持保全された。 ・水路・農道等については、維持管理にとどまらず、集落の多様な人材を活用し、道路舗装や水路布設等も行われた。 ・多面的機能を増進する活動については、より集落の活性化を図るものとして効果があった。
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項		・機械・農作業の共同化のほか、担い手への農地集積等が進んだ。 ・県内の高校や県内外の大学等との連携により、都市住民との交流が促進した。
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	・協定締結を契機に、多くの集落で地域住民による活発な話し合いがもたれ、集落機能の活性化が図られた。
	その他	

5 総合評価結果

総合評価	評価区分
耕作放棄地の発生防止 本県では、2,088haの協定農用地において、農業生産活動が行われるとともに、水路・農道等の管理や鳥獣害対策などの交付金を活用した多様な取組が行われ、耕作放棄地の発生防止に効果を上げた。 多面的機能の増進 県内では本制度を活用し、周辺林地の管理のほか、棚田オーナー制、ほたるの里づくり、体験農園など、多面的機能を増進させる活動が積極的に行われた。 農業生産活動の維持 新たに農作業の共同化や担い手への農地集積が積極的に進められるなど、農業生産活動の維持に効果を発揮した。今後、高齢化・過疎化が進行する中、地域農業の核となる担い手の確保・育成を図っていく必要がある。 集落の活性化 集落内の話し合いが増え、集落の連帯意識が高まったほか、地場農産物の直売・加工・販売、さらには女性・高齢者の活動が活性化した。このように本制度は多くの効果を上げ、中山間地域の活性化に有用であることから、今後とも継続が必要である。	B

6 その他（特徴的な取組事例）

(茂木町竹原集落) 茂木町竹原集落では、竹原郷づくり協議会を設立し、竹林を利用した「かくや姫の郷」というキャッチフレーズを掲げて、都市農村交流を開始した。竹林と棚田オーナー制度、ブルーベリーの植栽を実施。さらに、乾燥たけのこ、竹炭を製品化し、道の駅で販売するなど、地域資源を活かした取組を行っている。	(那須烏山市国見集落) 那須烏山市国見集落では、「とちぎ夢大地応援団ボランティア活動」の受け入れを行い、棚田周辺の遊休農地及び林地の環境美化に努めるとともに都市住民との交流活動を行っている。なお、本地区の棚田は「日本棚田百選」に認定されて以来、その存在が県内外に知られるようになった。
 販売している竹炭	 ボランティアとの協働活動による下草刈り

群馬県最終評価結果書

1 実施状況の概要

(1) 交付市町村数	21	〇ち集落協定 対象農用地面積 地目別面積内訳 田 : 草地 :	270	個別協定	4	】		
(2) 協定数	274		3,479	交付面積率	51.5%	】		
(3) 交付面積	1,793		ha	1,412	ha	309	ha】	
				35	ha	37	ha】	
(4) 交付金額	200,445	千円	〇ち共同取組活動分 :	108,772	千円	個人配分分 :	91,673	千円】

2 交付金交付の効果等

項目		効果等
(1) 集落マスタープランに定めた 取り組むべき事項		集落マスタープランに集落における将来像、集落における現況と将来像を実現するための目標、各年度毎の活動計画を定めることにより集落の現状を把握し、将来への目標を明記することで課題等を認識し、その課題を解消するための活動を工程表で示すことで自分たちの活動段階をより認識することができる効果があったと思われる。 また、共同取組活動を行うことで協定参加者の集落活動に対する意識が高まり、協調性が生まれる効果があったと思われる。
		要指導・助言協定数 75 協定 上記のうち ・ 21年度までの目標達成が見込まれる協定数 68 協定 ・ 引き続き、指導・助言が必要な協定数 7 協定
(2) 農業生産 活動等として 取り組むべき 事項	耕作放棄の防 止等の活動	制度の耕作放棄地の増加を防止する効果については、「非常に大きな効果がある（40.7%）」及び「それなりの効果がある（52.6%）」と概ね9割以上の協定で効果があると感じられている（中間年評価・集落協定アンケートより）。 また、制度に取り組んでいなければ、当該協定農用地について平成17年度～平成21年度の5年間でどれくらいの農用地が耕作放棄されるかと思うかについては、「3割程度（21.5%）」、「2割程度（22.2%）」、「1割程度（30.0%）」と約9割以上の協定で耕作放棄地の発生防止に制度が必要と感じられている（中間年評価・集落協定アンケートより）ことから、耕作放棄地発生防止に効果があったと思われる。
		交付金交付面積 1,793(79) ha 農振農用地区域への編入面積 19 ha 既耕作放棄地の復旧面積 3 ha
	水路・農道等の 管理活動	水路・農道等の管理活動については、協定締結以前（平成16年度以前）と比べ、「協定締結前から行っていたが、協定締結を契機に活発に行われるようになった（54.4%）」、「協定締結前はあまり行われていなかったが、協定締結を契機に活発に行われるようになった（29.6%）」と8割以上の協定で協定締結を契機に共同作業が行われるようになった（中間年評価・集落協定アンケートより）。 また、共同作業の年間回数も協定締結前（平成16年度以前）と比べ「4～6回増えた（22.2%）」、「1～3回増えた（60.4%）」と8割以上の協定で協定締結を契機に共同作業の回数が増えた（中間年評価・集落協定アンケートより）ことから、水路・農道等の管理活動の活発化に効果があったと思われる。
		水路の管理延長 564(0.2) km 道路の管理延長 461(2) km

	多面的機能を増進する活動	国土保全や保健休養機能等の多面的機能の発揮の役割を維持保全する効果については、「非常に大きな効果がある（24.1%）」、「それなりの効果がある（65.2%）」と約9割の協定で効果があると感じられている（中間年評価・集落協定アンケートより）。 また、効果があるとしている協定において、多面的機能の増進または発揮の取り組みを通じて、「自然生態系の保全（20.7%）」、「災害の抑制（20.7%）」、「景観の保全（31.0%）」について効果があったと感じられている（中間年評価・集落協定アンケートより）ことから、これらについて特に多面的機能を増進する効果があったと思われる。	<table><tr><td>周辺林地の下草刈り</td><td>58(0.1)</td><td>ha</td></tr><tr><td>都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等）</td><td>2</td><td>ha</td></tr></table>	周辺林地の下草刈り	58(0.1)	ha	都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等）	2	ha													
周辺林地の下草刈り	58(0.1)	ha																				
都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等）	2	ha																				
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	農用地等保全マップ	農用地等保全マップにおいて、水路、農道等の補修・改良が必要となる位置や鳥獣害防止対策が必要となる位置等が明確化されることにより、計画的かつ円滑に農用地等保全活動が実施される効果があったと思われる。																				
	A要件	協定締結を契機に目標を数値としてより具体的に位置づけることで、活動が計画的に行われ、今後の農業生産活動等を維持していくための基盤ができ、自立的かつ継続的な農業生産活動体制が整備されつつある等の効果があったと思われる。																				
		<table><tr><td>機械・農作業の共同化</td><td>29</td><td>ha</td></tr><tr><td>高付加価値型農業の実践</td><td>10</td><td>ha</td></tr><tr><td>認定農業者の育成</td><td>56</td><td>人</td></tr><tr><td>新規就農の確保</td><td>29</td><td>人</td></tr><tr><td>担い手への農地集積（農作業の受委託を含む）</td><td>11</td><td>ha</td></tr><tr><td>非農家・他集落等との連携</td><td>236</td><td>戸</td></tr><tr><td></td><td>54</td><td>集落</td></tr></table>	機械・農作業の共同化	29	ha	高付加価値型農業の実践	10	ha	認定農業者の育成	56	人	新規就農の確保	29	人	担い手への農地集積（農作業の受委託を含む）	11	ha	非農家・他集落等との連携	236	戸		54
	機械・農作業の共同化	29	ha																			
高付加価値型農業の実践	10	ha																				
認定農業者の育成	56	人																				
新規就農の確保	29	人																				
担い手への農地集積（農作業の受委託を含む）	11	ha																				
非農家・他集落等との連携	236	戸																				
	54	集落																				
B要件	集落営農組織を立ち上げることで耕作放棄地発生防止につながる効果があった。																					
	<table><tr><td>集落営農組織の育成</td><td>7</td><td>ha</td></tr><tr><td>担い手集積化</td><td>0</td><td>ha</td></tr></table>	集落営農組織の育成	7	ha	担い手集積化	0	ha															
集落営農組織の育成	7	ha																				
担い手集積化	0	ha																				
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	集落や地域の活動の維持・活性化について、「非常に大きな効果がある（29.3%）」、「それなりの効果がある（63.0%）」と9割以上の協定で効果があると感じている（中間年評価・集落協定アンケートより）。 また、集落の活性化や将来に向けた話し合いについて、協定締結前（平成16年以前）と比較し、8割近くの協定で協定締結を契機に活発に行われている（中間年評価・集落協定アンケートより）とのことから、集落機能の活性化に効果があったと思われる。 また、制度を導入したことで話し合う機会が増え、集落内の連携が向上する等の効果もあった。																				
	その他	<table><tr><td>加算措置</td><td></td></tr><tr><td>・ 規模拡大</td><td>0 ha</td></tr><tr><td>・ 土地利用調整</td><td>0 ha</td></tr><tr><td>・ 耕作放棄地復旧</td><td>3 ha</td></tr><tr><td>・ 法人設立（特定農業法人）</td><td>0 法人</td></tr><tr><td>（農業生産法人）</td><td>0 法人</td></tr></table>	加算措置		・ 規模拡大	0 ha	・ 土地利用調整	0 ha	・ 耕作放棄地復旧	3 ha	・ 法人設立（特定農業法人）	0 法人	（農業生産法人）	0 法人								
加算措置																						
・ 規模拡大	0 ha																					
・ 土地利用調整	0 ha																					
・ 耕作放棄地復旧	3 ha																					
・ 法人設立（特定農業法人）	0 法人																					
（農業生産法人）	0 法人																					

3 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況	【対象農用地要件の緩和】 制度の仕組みが複雑で、対象農用地の適否判定がわかりづらく、また、他施策との関連要件も多く、高齢化が進む集落とそれをフォローする市町村において、非常に負担が大きいところがある。 中山間地域はもともと条件不利地域であるので、面積要件(1団の農用地1ha以上)及び畑地の勾配要件の緩和を要望する。 【活動要件の現状維持】 今期対策では農業生産活動の維持等に一定の効果があったと思われるが、仮に次期対策で対象となる活動要件がより厳しくなるようであると、高齢化が進む集落において協定締結が難しくなることが懸念される。 そのため、活動要件(基礎活動及び体制整備活動)が現状より厳しくならないよう要望する。 【交付金返還基準の緩和】 協定違反の遡及集落全返還について、一人の過失等で集落全体が影響を受けると、集落内の秩序が保つことが難しくなる。集落代表者の責任も大きくなり、引き受け手がなくなる可能性がある。 集落全体が責めを負わないよう柔軟な対応ができるよう不耕作地発生の場合の全協定農用地での全額遡及返還基準の緩和・廃止を要望する。
(2) 交付金交付の効果等	農用地及び水路・農道等の維持管理費に充てられる経費が確保できることは、農業生産活動の維持に役立っている。 また、交付金交付額の概ね1/2以上を共同取組活動に充てることで、集落内の連携が高まり、農業者の意欲向上が図られる効果あった。 協定締結及び交付金交付で、今後、集落の自主的な自立に向けた活動につなげていけるかどうか課題と思われる。

4 事項毎の評価結果

事項		評価
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		おおむね評価できる。(B) (なお、指導・助言を要する協定のある市町村に対し、中間年評価の結果を踏まえ集落協定等が目標達成できるようにフォローアップするよう中間指導を行った。)
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項		おおむね評価できる。(B) (なお、指導・助言を要する協定のある市町村に対し、中間年評価の結果を踏まえ集落協定等が目標達成できるようにフォローアップするよう中間指導を行った。)
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項		おおむね評価できる。(B) (なお、指導・助言を要する協定のある市町村に対し、中間年評価の結果を踏まえ集落協定等が目標達成できるようにフォローアップするよう中間指導を行った。)
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	おおむね評価できる。(B)
	その他	おおむね評価できる。(B)

5 総合評価結果

総合評価	評価区分
耕作放棄地発生防止、担い手の育成等による農業生産の維持及び多面的機能の確保について一定の効果があつた。 特に集落の活性化や将来に向けた話し合いが協定締結を契機に活発に行われるようになったことから、中山間地域の活性化に対して非常に有益な制度と考えられる。 しかし、制度が非常に複雑な部分があり、一部の集落段階において混乱を招いている。同制度に対し理解を求めるよう指導はしているものの対応に苦慮している市町村が見受けられることから、次期対策については実情に合わせた柔軟な対応ができるよう、制度の見直し(対象農用地要件及び、交付金返還基準の緩和・廃止)について要望する。	B
(参考) (市町村評価) A・・2、B・・19、計・・21	

6 その他 (特徴的な取組事例)

市町村名	渋川市				
協定名	伊久保程久保集落協定				
協定締結面積	4 ha	田	畑	草地	採草放牧地
		4			
交付金額	62 万円	共同取組活動	52 %		
			役員報酬	9 %	
			研修会等費	8 %	
			道・水路管理費	35 %	
			%		
	個人配分	48 %			
協定参加者数	18 人				
取組内容	耕作放棄地の発生を防止するため、水稻の病虫害防除作業や除草作業、水路・農道の保全管理、周辺林地の下草刈り、農地法面の崩壊防止ための定期的な点検を実施している。				
主な効果	農地の法面や水路・農道等の管理について、共同で取り組むことで協定参加者の集落活動に対する意識が高まった。 ・水路の管理 (H20実績1.5 km) ・農道の管理 (H20実績 1km) ・周辺林地の下草刈り(H20実績0.3 ha)				

市町村名	南牧村				
協定名	渡戸集落協定				
協定締結面積	4 ha	田	畑	草地	採草放牧地
			4		
交付金額	42 万円	共同取組活動	65 %		
			景観形成	23 %	
			農道等維持管理	22 %	
			その他	20 %	
			%		
		個人配分	35 %		
協定参加者数	22 人				
取組内容	協定地内の林道沿いに景観作物の蠟梅、梅、花もも等を植栽し、協定農地には次世代に向けて柿、栗等を植え、農地を保全していく活動を行っている。				
主な効果	渡戸百笑村」にしていこうという共通認識により、高齢ではあるが、農家の耕作意欲、生産性の向上に繋がっている。また、美しい景観を守っていこうという意識も高まってきた。				

市町村名	群馬県甘楽町				
協定名	舟沢集落協定				
協定締結面積	4 ha	田	畑	草地	採草放牧地
		4			
交付金額	43 万円	共同取組活動	51 %		
			集落の各担当者の活動に対する経費		4 %
			農業生産活動等の体制整備に向けた活動等の集落マスタープランの将来像を実現するための活動		14 %
			鳥獣害防止対策及び水路、農道等の維持・管理等集落の共同取組活動		14 %
			集落協定に基づき農用地の維持・管理活動を行う者に対する経費		19 %
		個人配分	49 %		
協定参加者数	20 人				
取組内容	当集落は、ちいしがきと呼ばれる石段と段々畑であり、昔より蕎麦栽培が盛んに行われてきたが、高齢化や過疎化が進み、地域の活性化を検討。結果、平成8年に蕎麦オーナー制度を発足させ、一部の耕作放棄地の解消が出来たものの、さらに周辺の耕作放棄地を解消するため、本制度を利用し蕎麦オーナーの増加を図った。現在、農村景観保全に努めるべき、農地・農道等の保全、景観作物の作付け、多面的機能の発揮として都市との農村交流、生産性・収益性向上として地場産農産物の加工・販売等に取り組んでいる。				
主な効果	耕作放棄地の解消により景観保全が図られ、蕎麦オーナー制度との連携により都市農村交流が図られた。また、那須庵（蕎麦処）運営との相乗効果も手伝って、舟沢集落農業者のやる気により地域の活性化に繋がった。				

市町村名	群馬県高山村				
協定名	原・本宿集落協定				
協定締結面積	32 ha	田	畑	草地	採草放牧地
		32			
交付金額	282 万円	共同取組活動	66 %		
			水路・農道点検、補修工事		34 %
			センチピードグラス育苗・植付作業		46 %
					20 %
					%
		個人配分		34 %	
協定参加者数	121 人				
取組内容	畦畔保護植物（センチピードグラス）普及推進活動。畦畔保護植物の導入により、法面除草作業の軽減化の実現に積極的に取り組む。				
主な効果	畦畔保護植物を畦畔に植え付け、除草作業の軽減（農業者の高齢化）を図るとともに、賃貸借のしやすい農地を目指し取り組む。高齢化や後継者不足という諸問題の中、耕作放棄の防止につながればと集落全体で力を入れている。今後は他集落との連携を図り、村全体に広まることで本村の農業の軸である米の生産活動が継続されることに期待しながら実施していく。（推進面積（3年間）1.2ha）毎年0.4haを実施。				

市町村名	群馬県東吾妻町				
協定名	大谷集落協定				
協定締結面積	5 ha	田	畑	草地	採草放牧地
		5			
交付金額	41 万円	共同取組活動	50 %		
			多面的機能増進活動費		19 %
			水路・農道等管理費		12 %
			鳥獣被害防止対策費		12 %
			役員報酬		7 %
		個人配分	50 %		
協定参加者数	21 人				
取組内容	調整ため池による水生生物の保護や育成に努めるとともに、ハナシヨブやブルーベリー等の景観作物の植生などを行い、多面的機能を増進する活動の充実を図っている。また、農地と山林が近接しているため、イノシシによる被害が増加し、電気牧柵の設置による鳥獣害防止対策を行っている。				
主な効果	・ため池によるビオトープには、ホタルをはじめとした水生生物の増加が見られ、自然環境の改善に着実に結びついている。 ・畦畔、水路、農道の適正管理による農地保全と良好な景観の形成により、農村環境の向上が図られた。 ・電気柵の設置により、イノシシ等による農作物被害を効率的かつ効果的に防止できた。 ・高齢化が深刻化する中、利用権の設定や農作業の委託により耕作放棄が防止できた。				

市町村名	群馬県沼田市					
協定名	今井集落					
協定締結面積	4 ha	田	畑	草地	採草放牧地	
		4				
交付金額	92 万円	共同取組活動	50 %			
			集落の各担当者の活動に対する経費			5 %
			農業生産活動等に対する経費			11 %
			鳥獣害被害防止対策・農道・水路管理費			22 %
			農用地の維持管理費			12 %
		個人配分	50 %			
協定参加者数	28 人					
取組内容	将来にわたって農用地の保全を行っていくために、農道や水路の清掃、草刈りを非農業者の協力を得て行っている。鳥獣害対策として、周辺林地の下草刈りや電気柵・囲い罫の設置などを行っている。集落内の高齢化が進む中で、後継者等の担い手不足にならないよう認定農業者の育成にも力を入れている。また、景観美化のために休耕田や道路わきにコスモス等の植え付けを行っている。					
主な効果	・景観作物作付け等の作業による非農家との連携により、景観が保全され、集落内の共同意識が向上した。 ・周辺隣地の下草刈りや電気柵の設置等により、鳥獣被害が激減した。					

市町村名	群馬県みどり市				
協定名	大町・中野・中沢・唐沢集落協定				
協定締結面積	3 ha	田	畑	草地	採草放牧地
		3			
交付金額	58 万円	共同取組活動	48 %		
			農地の耕作・管理	5 %	
			水路・作業道の管理	34 %	
			集落会合費	1 %	
			景観作物の作付け	8 %	
		個人配分	52 %		
協定参加者数	12 人				
取組内容	集落の話し合いを契機に農用地の保全を考え、基本的には農地の耕作・管理を始め、水路・作業道の管理や農地法面の定期的点検を行い、良好な営農環境の状態を保っている。あわせて、景観作物の作付けを行い、周辺と環境との調和に配慮している。				
主な効果	集落での話し合いの機会が増え、集落内の農用地をどのよう に活用し、保全していくかを議論する良い契機になったと同時に、農業者の営農に対する意識が変わった。今後は、いかに魅力ある農業・農村環境を後世に継承していくかが課題である。				

埼玉県最終評価結果書

1 実施状況の概要

(1) 交付市町村数	15								
(2) 協定数	66	うち集落協定	62	個別協定	4	】			
(3) 交付面積	269 ha	対象農用地面積	678 ha	交付面積率	40%	】			
		地目別面積内訳	田 : 72 ha	畑 :	198 ha	】			
			草地 : 0 ha	採草放牧地 :	0 ha	】			
(4) 交付金額	24448 千円	うち共同取組活動分 :	14202 千円	個人配分分 :	10246 千円	】			

2 交付金交付の効果等

項目	効果等
(1) 集落マスタープランに定めた取り組みべき事項	活動計画に沿って着実に取組が実施されている集落が多く、協定締結地の農業生産活動の推進や維持管理が図られている。
	要指導・助言協定数 20 協定 上記のうち ・21年度までの目標達成が見込まれる協定数 13 協定 ・引き続き、指導・助言が必要な協定数 7 協定
(2) 農業生産活動等として取り組みべき事項	耕作放棄の防止等の活動
	協定締結者間での互助の点検・管理や、草刈り、植栽などの活動のほか、鳥獣害対策として防護柵の設置等が行われた。 また、耕作放棄地の復旧が行われた地域もあった。
	交付金交付面積 269 ha 農振農用地区域への編入面積 0 ha 既耕作放棄地の復旧面積 0.7 ha
	水路・農道等の管理活動
	協定締結により、多くの集落で水路・農道等の補修などの共同作業の回数が増加し、草刈り・清掃等が行われた。 また、隣接集落と連携した管理作業が行われるようになった集落も見受けられた。
多面的機能を増進する活動	水路の管理延長 29.3 km 道路の管理延長 52.1 km
	草刈り等により、農地の荒廃に歯止めがかかり、景観の保全が図られている。 草刈り後は、果樹、花木等の新規作物や、景観形成作物を植栽している。 また、特産品のオーナー制度や体験農園の開設により都市農村交流も活発化している。
	周辺林地の下草刈り 12.9 ha 都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等） 19.9 ha

(3) 自律的かつ 継続的な農業生 産活動等の体制 整備として取り 組むべき事項	農用地等保全 マップ	将来にわたって適正に保全すべき農用地等保全マップの作成により、保全すべ き農用地の明確化が図られるとともに、農用地の保全活動に共同維持管理意識 の向上がみられた。 さらに、このマップが鳥獣害防止用の柵の設置箇所選定にも役立っている。 また、守るべき農用地を明確にすることで、農地法面、水路・農道等の補修や 改良が計画的に行われた。														
	A要件	高付加価値型農業の実践を目指し、新品種の導入や減農薬栽培に取り組み、生 産性や収益の向上が図られた。 非農家や他集落との連携により集落の多面的機能の増進を図っている集落があ る。 また、新規就農の確保や認定農業者の育成を行っている集落も見受けられた。														
		機械・農作業の共同化 高付加価値型農業の実践 認定農業者の育成 新規就農の確保 担い手への農地集積（農作業の受委託を含む） 非農家・他集落等との連携	増加分（ 以外） <table border="1"> <tr><td>6</td><td>ha</td></tr> <tr><td>2</td><td>ha</td></tr> <tr><td>3</td><td>人</td></tr> <tr><td>4</td><td>人</td></tr> <tr><td>0</td><td>ha</td></tr> <tr><td>10</td><td>戸</td></tr> <tr><td>11</td><td>集落</td></tr> </table> ・ 非農家 ・ 集落数	6	ha	2	ha	3	人	4	人	0	ha	10	戸	11
	6	ha														
2	ha															
3	人															
4	人															
0	ha															
10	戸															
11	集落															
B要件	防除、コンバイン作業、米、麦の共同施設乾燥作業、用水施設全農給水を共同 で実施するようになった。															
		集落営農組織の育成 担い手集積化	増加分 <table border="1"> <tr><td>0</td><td>ha</td></tr> <tr><td>0</td><td>ha</td></tr> </table>	0	ha	0	ha									
0	ha															
0	ha															
(4) その他協定 締結による活動	集落機能の活性 化	共同作業によりコミュニケーションの場が増え、集落に一体感が生まれた。認 定農業者の確保により農作業のリーダー格ができたことで、作業調整やノウハ ウの伝授など地域への情報伝達が盛んになった集落もある。														
	その他	耕作放棄復旧の取組により、耕作放棄地が解消され、病虫害や獣害の発生源の 解消及び農地の有効利用などの効果があった。														
		加算措置 ・ 規模拡大 ・ 土地利用調整 ・ 耕作放棄復旧 ・ 法人設立（特定農業法人） （農業生産法人）	<table border="1"> <tr><td></td><td>ha</td></tr> <tr><td></td><td>ha</td></tr> <tr><td>1.7</td><td>ha</td></tr> <tr><td></td><td>法人</td></tr> <tr><td></td><td>法人</td></tr> </table>		ha		ha	1.7	ha		法人		法人			
	ha															
	ha															
1.7	ha															
	法人															
	法人															

3 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況	どの集落も高齢化が進行しており、協定を5年間継続させることに心理的不安を感じているところも多い。 引き続き、担い手育成や新規就農者の確保を図る必要がある。
(2) 交付金交付の効果等	交付金は平地農業との生産条件に関する不利の補正に大きく寄与しており、作業意欲の向上につながっている。 ただし、高齢化などにより目標達成に苦勞している集落も少なくないことから、集落が無理なく取り組める制度が求められる。

4 事項毎の評価結果

事項	評価
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項	集落マスタープランの策定により将来像が明確にされ、目標の達成に向けた集落
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	農業生産活動の基本的事項である草刈りや農道補修に集落全体で取り組むことで、農業生産活動の維持・発展につながっている。 また、共同作業を通じて、非農家を含む集落全体の連携を強める効果をあげている例もあり、本制度が、耕作放棄地の発生防止、水路・農道等農業用施設の適切な管理、多面的機能の増進に大きな効果があったと評価される。
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	農業機械利用や農作業の共同化により、個々の作業負担の軽減や生産性・収益性の向上が図られた。 特に、新作物の導入と定着が高齢者や女性の生産活動への参入の導引となったり、地域住民との関わりが、農業生産意欲の向上につながったりと、多方面にわたり大きな効果があると認められる。
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化 多くの集落において活発な話し合いが行われるようになり、集落活動に対する住民意識が高まっている。 このような住民意識の高まりにより、集落内の連帯感の向上、高齢者や女性の積極的な活動参加、新たな作物への挑戦、地域外との交流増加等、多くの効果が生み出されている。
	その他

5 総合評価結果

総合評価	評価区分
○本制度の導入により、集落における話し合いが活発化し、集落活動に対する高齢者の参加が多くみられるなど、地域の活性化が図られている。 ○この結果、耕作放棄地の解消や、農地の保全・管理が進んだほか、特産づくりなどに向けて、農業者の生産意欲の向上もみられている。 ○また、こうした地域活動を通じて、中山間地域農業の有する多面的機能が健全に維持されるなど、本制度の効果は大きなものがある。 ○しかしながら、中山間地域の集落では依然として高齢化、過疎化が進行しており、担い手の確保も難しいことから、本制度の存続なしには、集落活動や営農活動の維持は困難であり、市町村、集落からは制度の継続を要望する声が多く寄せられている。 ○そこで、現在の課題を踏まえた上で、より多くの集落において当事業が実施できるよう、中山間地域直接支払制度の継続と一層の拡充が望まれる。	B

6 その他（特徴的な取組事例）

市町村・協定名	埼玉県越生町龍ヶ谷集落協定			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
8.7 ha	米・山菜	ゆず・デコボン・野菜		
交付金額	個人配分			
106 万円	共同取組活動 56.1 %	役員報酬		43.9 %
		道・水路管理費		11.3 %
		農地管理費		8.5 %
		その他		7.5 %
				28.8 %
協定参加者	農業者 38人			
取組内容	【見て・触れて・食す】農を楽しみ、活力のある集落への実現】 新規取組作物（デコボン・山菜等）の導入 農林産物販売方法の確立（山菜狩りツアー等都市住民との交流・直売会の定期実施） 学童キノコ栽培体験			
主な効果	デコボンの植栽 およそ500本（平成20年度まで） 直売会の定期実施 年5回（梅フェアー・ゆずフェアー・産業祭・ゆうパーク収穫祭・東武七福神めぐり） キノコ収穫体験 梅園小学校6年生 27人 キノコ植菌体験 梅園小学校5年生 26人			

千葉県最終評価結果書

1 実施状況の概要

(1) 交付市町村数	13	うち集落協定	172	個別協定	3
(2) 協定数	175	対象農用地面積	2,636 ha	交付面積率	43%
(3) 交付面積	1,135 ha	地目別面積内訳	田 : 987 ha 草地 : 0.7 ha	畑 : 148 ha 採草放牧地 : 0 ha	個人配分分 : 61,086 千円 (うち個別協定分 136 千円)
(4) 交付金額	143,915 千円	うち共同取組活動分	82,829 千円		

2 交付金交付の効果等

項目		効果等
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		172協定中、指導・助言を要する協定は133協定あるが、すべて21年度までに目標達成は見込まれる。 マスタープランに活動計画を明記することにより、集落に目的意識が芽生え、着実な実施が図られたほか、農地や水路の保安全管理を行うことにより、動植物の生態系の保持が図られた。 また、高齢化による担い手不足等に対しても集落の課題として、将来に向けた話し合いが行われるようになった。
		要指導・助言協定数 133 協定 上記のうち ・21年度までの目標達成が見込まれる協定数 133 協定 ・引き続き、指導・助言が必要な協定数 協定
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	耕作放棄の防止等の活動	協定農地内で所有者が耕作できない農地が発生した際には、協定に参加している若手農業者に利用権設定が行われたり、協定農用地外でも、協定農用地に隣接する耕作放棄地の保安全管理が実施されるなど、耕作放棄の防止が着実に図られている。 僅かな面積ではあるが農振農用地への編入も行われた協定もみられた。 鳥獣害対策では61協定が取り組んでおり、耕作放棄の発生防止に役立っている。 (個別協定) 個別協定により営農が継続できることで、耕作放棄の防止に大きな効果を得ていると思われる。
		交付金交付面積 1135 (2) ha 農振農用地区域への編入面積 2 (0) ha 既耕作放棄地の復旧面積 ha
	水路・農道等の管理活動	ほとんどの集落で管理活動が活発に行われるようになり、協定参加者を中心に管理体制も確立してきた。 また、維持管理や修繕等も交付金を活用することによって積極的に行うようになり、生産性の向上や農作業の安全性も高められた。 (個別協定) これまで同様に維持管理を行っている。
		水路の管理延長 183 (0) km 道路の管理延長 891 (0) km
	多面的機能を増進する活動	周辺林地の草刈り等共同作業の回数が増加したことにより、景観の保全を始め有害鳥獣の被害防止や病害虫の発生防止にもつながった。 市民農園、棚田オーナー制度について、全集落を対象に推進した市では計画を超えた取組が行われ、受け入れた集落の活性化が図られただけでなく、周辺の集落でも検討を始めるなどその波及効果が見込まれる。 (個別協定) 生態系の保全、災害の抑制、景観の保全などが図られた。
		周辺林地の下草刈り 43 (0) ha 都市農村交流(市民農園の開設、棚田オーナー制等) 2 (0) ha

(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	農用地等保全マップ	水路・農道の整備補修箇所を明確にしたことにより、集落内での話し合いも活発になり、問題点の共有化や計画的・効率的な取り組みを行うことができた。
	A要件	機械利用・農作業を共同で実施することにより、集落内の連携が一層強化され、農作業の受委託等も進み、農業経営の効率化とともに集落内で栽培品種の統一が行われるなど、中山間における集落営農の素地が出来上がりつつある。 また、共同作業を通じて集落の問題点の共有化が図られ、高齢化が進展していく中での耕作放棄地の発生を防ぐ体制づくりもできた。 高付加価値型農業の実践では、ちばエコ農産物の生産に取組み、ブランド化を推進している集落もある。 認定農業者の育成や農地の利用集積が行われたことにより、地域が活性化した集落もみられた。また、新規就農者の確保が図られた集落でも同様の効果がみられた。 多面的機能の維持的発揮に向けた取組では、小学校と連携した農業体験等が実施された。
	機械・農作業の共同化 高付加価値型農業の実践 認定農業者の育成 新規就農の確保 担い手への農地集積（農作業の受委託を含む） 非農家・他集落等との連携	増加分（ 以外） 31.5 ha 4.6 ha 10 人 3 人 11 ha 13 戸（学校3） 集落
B要件	該当なし	
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	共同作業についての話し合いや作業自体が積極的に行われることによって、集落内の住民の結びつきが深まるとともに、他集落との繋がりもでき、地域が活性化してきた。 特に、棚田オーナー制度は市の都市農村交流事業の一つとして機能し、集落内では女性グループや老人会を中心に花の植栽なども行われ、地域に潤いが生まれつつある。
	その他	農地の利用集積や都市住民との交流等により地域が活性化し、積極的な活動を目指す集落も出てきた。 また、集落が活性化した結果、協定農用地以外でも景観形成活動の広がりをみせる集落や、伝統行事などの保全につながった。 （個別協定） 耕作放棄地の発生防止につながり、田園風景の保全に寄与している。
	加算措置 ・ 規模拡大 ・ 土地利用調整 ・ 耕作放棄復旧 ・ 法人設立（特定農業法人） （農業生産法人）	ha ha ha 法人 法人

3 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況	高齢化や後継者不足が懸念されていることから、5年の協定期間を集落の実情に応じた期間設定ができるようにしてもらいたい。特に未整備の農用地が主となる集落では、これまでの活動期間に高齢化が進展し、新たな取り組みへの意欲が損なわれつつある。 集落内の農用地の傾斜によって交付対象・対象外の農地が混在するため、集落全体の活性化につながりにくい。 中山間は農振農用地ではない谷津田が多く、このような地域こそ耕作放棄地が発生しやすいので、耕作放棄地解消のためにも対象農用地にしてほしい。 集落内の年齢構成や農用地の状況によって、体制整備単価への移行ができない集落もあった。 (個別協定) 特になし
(2) 交付金交付の効果等	共同作業の実施回数の増加や景観形成への積極的な取り組みが行われるようになるなど、交付金を活用することによって地域の活性化が図られた。 有害獣防護柵や共同利用施設の維持管理費用については交付金を活用しているが、制度が終了した場合の対応が難しい。 交付対象となる土地とならない土地があり、個々の配分に格差が生じて取りまとめに苦労した集落もあった。 (個別協定) 耕作不利な農用地についても、制度の活用によって営農が継続されている。

4 事項毎の評価結果

事項	評価
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項	年度ごとの活動計画を明記することによって、自ら進捗状況を把握できるため、計画に沿って着実に取り組まれている。 また、集落マスタープランで取り組むべき事項が明確になったことにより、市町村も活動に対する指導・助言が行いやすくなった。 中間年評価で「要指導・助言」とされた集落については、活動計画によって課題の把握も容易であり、市町村の指導・助言や周辺集落との連携等によって目標達成が見込まれる。
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	交付金の活用により集落内の共同取組が活発化し、農用地の適切な管理が行われており、耕作放棄の発生にも歯止めがかかっている。 周辺林地の下草刈りや景観作物の作付け等を行うことにより、農村環境の整備や地域文化の保全が図られ、都市部からの観光増加にもつながった。
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	農用地等保全マップにより課題が明確となり、適切な管理活動が行われるなど耕作放棄の防止にも役立っている。 機械・農作業の共同化や、ちばエコ農業に取り組むことによって集落内の話し合いも活発化し、作業受委託による農業経営の効率化も図られつつある。
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化 集落活動に対する住民の意識が高まり、住民同士のつながりが深まった。 集落内での話し合いが活発に行われたことによって集落機能が活性化し、特に、都市住民との交流を行う集落ではより効果が現れている。
	その他 集落機能が活性化した結果、集落内の景観が良好になるとともに、伝統行事の保全などにもつながった。 (個別協定) 耕作放棄地の発生防止につながったことで、田園風景の保全などに寄与した。

5 総合評価結果

総合評価	評価区分
高齢化の進展や後継者不足が懸念される中、この制度に取り組むことによって耕作放棄地の発生防止や農業生産活動の維持が確保されるとともに、住民同士のつながりがより深くなり、集落の活性化につながった。 中間年評価で、約7割の市町村がマスタープランの作成について、将来に対する意識向上を効果として挙げているが、内容は農家中心の現状対策に留まっているものが多い。今後は、専門家や学生等を交えた話し合いを重ね、集落の活性化のための総合的な将来ビジョンを作ることが必要であり、行政の支援が不可欠である。 一方、制度に対する要望として、県が独自に集落代表者に対して行ったアンケート調査の結果では、実施状況に記載されたものと同様の意見が出されている。本制度が、農業生産条件の不利を補正し、多面的機能の確保を目的とするのであれば、交付要件を緩和するとともに恒常的な制度とすることが必要である。	B
(備考)	

6.その他 (特徴的な取組事例)

市町村 協定名	千葉県鴨川市・豆木集落			
協定面積 20 ha	田 20	畑 0	草地	採草放牧地
交付金額 419 万円	個人配分 共同取組活動 52 %			48 %
		道路水路管理		24 %
		電気柵設置・農道舗装・共同機械		7 %
		鳥獣被害防止対策・会議費		21 %
				%
協定参加者	農業者 22名			
取組内容	【有害鳥獣対策と共同利用機械を導入した集団防除の取組み】 有害獣による被害防止を再優先課題とし、既存の電気柵の敷設替え(更新)と新規敷設(設置)を行い、総延長約2kmの電気柵を集落全体に設置した。これにより有害獣の被害を皆無としている。また、機械・農作業の共同化においては、動力噴霧器による共同防除を行い、集落全体を1日かけて行っている、その相乗効果により、集落内の担い手への作業受委託も浸透し、集落内での作業受委託も着実に進展している。			
主な効果	○ 防除機械の共同利用 (目標 2ha、H20実績 13ha) ○ 担い手への農作業の委託 (目標 3ha、H20実績 5ha)			

市町村 協定名	千葉県富津市・寺原集落			
協定面積 4 ha	田 4	畑	草地	採草放牧地
交付金額 86 万円	個人配分 共同取組活動 85 %			15 %
		積立(施設、災害、耕作継続)		50 %
		農道・水路・農地の整備管理活動費		30 %
		鳥獣害防止対策費		%
		農道、水路等の草刈、点検活動参加者に対する		5 %
協定参加者	農業者(21人)、水利組合(1組合)、農業体験塾(H20塾生14人、講師等12人)			
取組内容	H13年度より実施している農業体験塾の運営の充実を図り、都市部非農業者に農業・農村生活の体験を通じて交流を深め、集落の活性化を図りつつ、農業に興味を持った体験者の中から、将来の担い手として活躍してくれる人材を発掘する。			
主な効果	○ 農業体験塾運営を通じた都市住民との交流 (農業体験塾運営規模 当初 0ha 目標 2,100m² H20年実績 17,104m²) ○ 機械・農作業の共同化 (機械・農作業共同化面積 当初 0ha 目標 5,000m² H20年実績 17,104m²)			

市町村 協定名	千葉県いすみ市・増田			
協定面積 11 ha	田 11	畑	草地	採草放牧地
交付金額 91.8 万円	個人配分 共同取組活動 100 %			0 %
		役員手当		4 %
		農道・水路管理費		33 %
		共同利用機械購入等費		53 %
		その他		10 %
協定参加者	農業者 17人、その他(参加住民) 1人			
取組内容	【高付加価値型農業の実践】 耕作放棄地の発生を防止し、将来にわたって持続的な農業生産活動を可能とすることにより、本集落の持つ他面的機能の確保を図る。水路・農道・農地法面の管理や、農用地保全マップの活用し高付加価値型農業(エコ米の作付け)に取り組んだ。認定農業者の育成については、21年度までに達成される予定である。			
主な効果	○ 高付加価値型農業の実践 エコ米 達成目標 6,000m² 20年度 6,194m²			

東京都最終評価結果書

1 実施状況の概要

(1) 交付市町村数	2	【うち集落協定	3	個別協定	0	】
(2) 協定数	3	対象農用地面積	32.5	交付面積率	100%	】
(3) 協定締結面積	32.5 ha	【地目別面積内訳	田 :	畑 :	32.5	ha】
			草地 :	採草放牧地 :	0	ha】
(4) 交付金額	2,093 千円	【うち共同取組活動分 :	1048	個人配分分 :	1045	千円】

2 交付金交付の効果等

検証項目		効果等
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		マスタープラン、活動計画に描かれた5年後の姿が概ね現実のものとなっている。
		要指導・助言協定数 1 協定 上記のうち ・21年度までの目標達成が見込まれる協定数 1 協定 ・引き続き、指導・助言が必要な協定数 0 協定
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	耕作放棄の防止等の活動	電気柵の活用による獣害対策や、周辺林地等の管理等が定期的に行われることにより、耕作放棄が防止されている。これにより、生産意欲の向上や販売活動の活性化がみられるようになった。
		交付金交付面積 32.5 ha 農振農用地区域への編入面積 0 ha 既耕作放棄地の復旧面 0 ha
	水路・農道等の管理活動	草刈りや農道補修等の定期的な管理活動を行っている。これにより、営農意欲が高まった。
		水路の管理延長 - km 道路の管理延長 4.89 km
	多面的機能を増進する活動	ボランティア団体による周辺林地の下草刈りなどの手入れが定期的実施されたり、NPO団体による都市住民との交流事業が行われたりし、多面的機能の理解が深められた。
		周辺林地の下草刈り 1.75 ha 都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等） - ha

(3) 自律的かつ 継続的な農業生 産活動等の体 制整備として取 組むべき事項	農用地等保全 マップ	電気柵の管理により、マップ内の農地への野生生物侵入が防がれ、耕作が行われている。協定対象者が自主的に話し合いを持つようになり、相続が発生しても耕作放棄にならない体制が取れるようになった。
	A要件	効果的に電気柵が活用され、柵周辺の草刈りが共同で行われている。ボランティア団体との連携による周辺林地の整備や耕作を行う団体、都市住民と交流イベントをコーディネートする団体が活動している。
		機械・農作業の共同化 高付加価値型農業の実践 認定農業者の育成 新規就農の確保 担い手への農地集積（農作業の受委託を含む） 非農家・他集落等との連携 増加分（ 以外 ） 1 ha - ha - 人 - 人 - ha

-

1 団体

-

3 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況	取り組みの内容を協定として書類にする作業が複雑であり、その後の各調査も煩雑な感が否めない。 協定集落と同様な傾斜地でありながら、小規模で分散しているなどで交付対象とならない農家から不公平であるとの声が上がることがある。
(2) 交付金交付の効果等	交付金を受けることで集落でさまざまなアイデアを出し合った他、情報の収集に努め、新たな取り組みを検討していく良いきっかけとなった。また、交付金を受けることで、農業だけでなく周辺環境まで含めた多面的機能の保全など義務感が生まれ、農地の維持に効果があった。

4 評価結果

事項	評価
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項	マスタープランに描かれた集落の姿がほぼ現実のものとなり、概ね評価できる。
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	電気柵や機械の共同利用、農道の定期的な管理がなされ、耕作放棄の防止に役立っている。また、ボランティアなどの受入により、周辺林地の整備等も進められ評価できる。
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	新たに農用地として認定を受けるまでは至らなかったものの、保全マップに基づく協定内農地の維持はほぼ確保されており評価できる。また、都市住民との交流や学校との連携が活発化していることから評価できる。
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化 話し合いの場が増え、集落内のコミュニケーションが活発化した。
	その他 獣害防止により、収穫が確保され、直売所の開設と相まって営農意欲が高まった。

5 総合評価

評価内容	区分
対象区域の農地を維持することができた。地域活動として農道の管理や電気柵等の管理を行う気風が生まれ、地域の活性化が図れた。また、都市住民や学校との連携も図れ、協定内容はほぼ確保できた。しかし、高齢化に伴い担い手不足については完全に解決できず、現在の農地の維持に止まっており、新たな農用地の指定等が行われるまでには至らなかった。	B

6 その他 (特徴的な取組事例)

【ぼんぼり柚の活用】 傾斜地に植栽され放置されていた柚を、ボランティアや地元小学校との連携により、剪定など管理を行い、ジュースやジャム等の加工品として出荷した。また、都市部の公衆浴場の柚子風呂用として活用されている。 加工用柚子出荷量 :1 t(20年度実績) 浴場組合出荷量 :80 kg(20年度実績)

神奈川県最終評価結果書

1 実施状況の概要

(1) 交付市町村数	4								
(2) 協定数	19		【うち集落協定	19		個別協定	0	】	
(3) 交付面積	171	ha	対象農用地面積	281	ha	交付面積率	61%	】	
			【地目別面積内訳	田 :	13	ha	畑 :	158	ha】
				草地 :	0	ha	採草放牧地 :	0	ha】
(4) 交付金額	10185	千円	【うち共同取組活動分 :	10185	千円	個人配分分 :	0	千円】	

2 交付金交付の効果等

項目		効果等
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		全ての集落において集落マスタープランに従って取組が行われ、耕作放棄地発生防止等の目的が達成された。 集落で取り組むことと、耕作放棄地がない集落の状況を目にすることで、自分たちの集落を荒さないという意識が醸成され、かつ共通認識となった効果は非常に大きい。
		要指導・助言協定数 0 協定 上記のうち ・ 21年度までの目標達成が見込まれる協定数 協定 ・ 引き続き、指導・助言が必要な協定数 協定
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	耕作放棄の防止等の活動	全ての協定締結農地で耕作放棄地の発生防止・解消が達成された。
		交付金交付面積 171 ha 農振農用地区域への編入面積 0 ha 既耕作放棄地の復旧面積 0 ha
	水路・農道等の管理活動	共同取組活動を中心に水路・農道の維持管理は十分に実施された上、簡易な補修や大雨後の堆砂排土等が積極的に行われ、土砂流出防止等の効果があった。
		水路の管理延長 1.5 km 道路の管理延長 17.6 km
	多面的機能を増進する活動	
		周辺林地の下草刈り 5.1 ha 都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等） 0 ha

(3) 自律的かつ 継続的な農業生 産活動等の体 制整備として取 組むべき事項	農用地等保全 マップ	体制整備に取り組むのは1集落協定で、水路・農道補修の他、大きな課題である鳥獣被害の防止対策を盛り込み、被害対策に集落で取り組んでいる。	
	A要件	漬物等の地場産農産物の加工販売を行い、女性を中心に地域の新たな取り組みや人のつながりが生まれ、販路の拡大と合わせて活性化につながった。	
		機械・農作業の共同化 高付加価値型農業の実践 認定農業者の育成 新規就農の確保 担い手への農地集積（農作業の受委託を含む） 非農家・他集落等との連携	ha ha 人 人 ha 戸 集落
	B要件	該当なし	
集落営農組織の育成 担い手集積化		ha ha	
(4) その他協定 締結による活動	集落機能の活 性化	集落内で話し合いの回数が増え、人のつながりが強まり協定参加者の意識の向上につながった。	
	その他		
		加算措置 ・ 規模拡大 ・ 土地利用調整 ・ 耕作放棄復旧 ・ 法人設立（特定農業法人） （農業生産法人）	ha ha ha 法人 法人

3 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況	別紙のとおり
(2) 交付金交付の効果等	別紙のとおり

4 事項毎の評価結果

事項	評価
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項	集落全体で耕作放棄地の発生防止に取り組み、最終年度の達成は確実である。
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	水路、農道、法面の管理や景観作物の植栽等が行われ、最終年度までに達成できる。
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	体制整備に取り組む集落協定は1協定であるが、既に目標を達成しており、最終年度まで継続できる。
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化 共同取組活動は最終年度まで確実に実施される見込みであり、集落機能は維持される。
	その他 共同取組活動は集落内の絆を深め、集落を良くしようという共通認識が生まれる点でも評価できる。

5 総合評価結果

総合評価	評価区分
協定の締結により、耕作放棄地の発生が防止され、協定参加者の意識が向上し、集落機能が維持された効果は評価できる。また、本制度をきっかけとして耕作放棄地の発生防止が地域の主体的な取組で達成された点も評価できる。 しかしながら、中山間地域の現状は非常に厳しく、今後高齢化等は一層進行するので、現状維持を目的としてより柔軟な制度に改善して継続することが望まれる。 なお、現状以上の活性化を図ることは条件不利分を補填するという考え方の本制度では難しいので、現状維持を超える取組項目は全て選択制とすべきである。	B

6 その他 (特徴的な取組事例)

協定数の少ない当県にあっては、他と異なるという意味での特徴的な取組事例は少ない。
しかし、耕作放棄地の発生防止や水路・農道の維持管理といった農業に関する効果以外に、集落機能の維持に効果があったことが大きい。それは、共同取組活動が、一緒に活動をしたり話し合いを重ねる機会を増加させ、「合意形成」、
「共同取組」、「相互扶助」、「役割分担」、「人のつながり」等で集落内の結びつきが強まり、生活と農業が継続され集落が維持されたことである。

3 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事 項	課 題
実施状況	<u>1 交付金の交付時期</u> 現在の制度では、9月末までの現地確認を受けて行われる国の交付決定が第3四半期のため、集落に交付金が支払われるのが第4四半期になっている。集落が交付金を支出に充てることのできる時間が非常に短く、経理上大きな問題を抱えている。集落は、共同取組活動の草刈りや水路清掃等で最も支出が多い春から秋にかけて交付金が入らないので、当面の活動費を立て替えるか、年度末に集中して支出している。このことが原因で、平成17年度に現行制度へ移行しなかった集落があり、現在実施中の集落でも第3期対策があったとしても実施をためらう集落も発生している。 このため、交付金の交付事務については協定締結集落の運営が円滑に進むように抜本的な改善が必要である。 交付決定並びに交付金の交付は、通常の補助金や交付金と同様に、年度当初に事業計画等を提出し、その書類審査を以て行うこととする。審査に問題がなければ速やかに交付し、年度当初から集落が交付金を使用できるようにする必要がある。この場合、現地確認は実績報告と併せて年度末に行う。 現行制度では、現地確認をした後に交付されることになっているが、対象農用地が耕作放棄地になった場合は初年度に遡って交付金の全額を返還する規定があるので、二重の縛りになっている。 現地確認後でなければ交付しないのであれば、現地確認の期日を早めてでも集落に交付される時期を早めることが必要であり、できれば第1四半期内に交付できることが望まれる。 <u>2 調査、書類等の簡素化</u> 交付金の交付事務の他に、年2回の所要額調査、実施状況見込み調査、実施状況調査があり、中間年評価等が加わると市町村担当者や集落役員の事務的な負担は大きい。調査を円滑に進めるために、できるだけ調査等の作業量を減らすと共に、調査の実施後はどのように結果が利用されたのかを市町村や集落へ提供し、理解を求めていくことが望まれる。

交付金交付の効果等

1 交付金制度

交付金の最大の効果は耕作放棄地の発生防止とそれにより発揮される多面的機能の維持にあることから、対象農用地の多くが協定締結に至ることが望ましい。しかし、実際に協定が締結されているのは県内対象農用地の約2割にとどまっている。また、現行制度が継続されたとしても協定締結をしないという集落が増えている。

この背景には、高齢化や後継者難などの問題が一層深刻化していることがあるが、耕作放棄地の発生を防止していくには一律の基準では難しく、地域の実情に配慮して制度を改善した上で継続していかなければならない。

中山間の集落は現状維持で精一杯のところが多いので、現状維持を基本目標として制度を組み立てるのが適当である。必須事項は、農地と道水路を適切に管理することのみとし、これが達成された場合に交付する。体力のある集落が耕作放棄地の解消、集落活性化、多面的機能の発揮に寄与する追加の項目に取り組んだ場合は、それらの項目を点数化し、その点数に応じて交付金を上積みする方法を検討することを要望したい。

2 交付金の返還

現行制度では、農地が管理されなくなった場合等で、死亡等を除き全額遡及返還となっているが、高齢化の進んだ集落では5年間耕作を続けることへの不安から、このことが協定締結に至らない大きな理由と考えられる。農地の管理が難しくなったときには他の協定参加者が代わって管理することになっているが、実際には他者へお願いすることの引け目があり、協定参加に踏み切れない集落もある。

このことから、返還要件を緩和するとともに、管理の受委託の事例などを広報し、円滑に管理の受委託が進むようにすることが望まれる。

3 樹園地に適した制度の変更

畑作は水田と比べて水管理や水路管理が少ないため、集落組織がしっかりしておらず、とりわけ樹園地はその傾向が強いので、樹園地の多い当県にとっては制度がなじみにくい。必須事項は農地の適切な管理の他に、豪雨後の共同見回り、鳥獣の共同追い払い、鳥獣捕獲ワナの共同設置と見回り等とするなど、水路・農道の管理とは別に選択肢を設け、畑作或いは樹園地が取り組みやすい制度への改善が望まれる。

中山間地域に特に多い鳥獣被害は、果樹園や茶園では普通畑や田に比べてワナや柵の設置と管理が難しい。このように樹園地でも栽培以外の維持管理の負担は大きいので、樹園地の交付単価を引き上げることが望まれる。

4 アドバイザー制度

今後一層の高齢化が見込まれるなかで、集落の住民のみで集落を維持活性化するには限界がある。集落の維持活性化について地域にアドバイスする人材を県等が派遣するアドバイザー制度の創設が望まれる。アドバイザーとしては、集落機能の維持に重点を置く場合には地域に精通した行政・団体職員 OB 等、地域作りに重点を置く場合には専門家等の第三者が考えられる等、集落の状況と課題に応じた柔軟な対応ができる制度が望ましい。

5 名称

「中山間」はある程度定着しているが、それは行政用語、当事者間の用語としてであり、一般には浸透・理解されていない。制度を地域の主体性と国民理解に基づいて維持していく上では、名称を公募するあるいは愛称を設ける等の創意工夫により国民に親しまれ支持される用語に変えることが望ましい。

6 女性の参画

女性のアイデアや意見は重要であり、新鮮な意見が出ることが多い。しかしながら、集落の役員や話し合い参加者の女性の割合は低い。意識改革が必要であるが、初めは制度で女性の参画を義務付け、目標値を設定して推進していくことが望まれる。

7 市町村の評価

市町村からは、事務手続きに比べて交付単価が低いことや、体制整備に取り組める集落はほとんど無く、本制度で集落の活性化を図ることはできないとの意見が出ている。このため、環境支払や災害防止支払等更なる補助の増額の要望が評価書に記載されている。

山梨県最終評価結果書

1 実施状況の概要

(1) 交付市町村数	23								
(2) 協定数	394	うち集落協定	385	個別協定	9	】			
(3) 交付面積	4,275 ha	対象農用地面積	6,190 ha	交付面積率	69%	】			
		地目別面積内訳	田	3,181 ha	畑	1,094 ha	】		
			草地	0 ha	採草放牧地	0 ha	】		
(4) 交付金額	514,725 千円	うち共同取組活動分	256,297 千円	個人配分分	258,428 千円	】			

2 交付金交付の効果等

項目	効果等								
(1) 集落マスタープランに定めた取り組みべき事項	県内の395協定のうち145協定は集落マスタープランの「集落の5年間の活動工程表」に即して協定活動を実施することにより、計画的なステップアップや集落における認識の共有化による効率的な目標達成を図ることができた。また、要指導・助言とされた県内の395協定のうち145協定は集落マスタープランの「集落の5年間の活動工程表」に即して協定活動を実施することにより、計画的なステップアップや集落における認識の共有化による効率的な目標達成を図ることができた。 また、要指導・助言とされた249協定についても市町村の積極的な関与により、21年度までに目標の達成が見込まれることとなった。 しかし、一方では1協定について死亡・病気等不可抗力により交付金停止の措置をとることとなった。249協定についても市町村の積極的な関与により、21年度までに目標の達成が見込まれることとなった。しかし、一方では1協定について死亡・病気等不可抗力により交付金停止の措置をとることとなった。								
	<table> <tr> <td>要指導・助言協定数</td><td>249 協定</td></tr> <tr> <td>上記のうち</td><td></td></tr> <tr> <td>・21年度までの目標達成が見込まれる協定数</td><td>249 協定</td></tr> <tr> <td>・引き続き、指導・助言が必要な協定数</td><td>0 協定</td></tr> </table>	要指導・助言協定数	249 協定	上記のうち		・21年度までの目標達成が見込まれる協定数	249 協定	・引き続き、指導・助言が必要な協定数	0 協定
要指導・助言協定数	249 協定								
上記のうち									
・21年度までの目標達成が見込まれる協定数	249 協定								
・引き続き、指導・助言が必要な協定数	0 協定								
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	県内の395協定のうち1協定を除く、すべての協定が協定活動を継続したことにより、協定農用地の耕作や保安全管理が実施され耕作放棄の発生防止に効果を上げた。また、協定代表者へのアンケート結果においても本制度に取り組まなかったと想定した場合、協定締結面積のうち1,018ha(24.1%)程度が耕作放棄される恐れがあったと回答していることから、本制度の実施が耕作放棄地発生の未然防止に効果があった。さらに、耕作放棄地の発生要因の一つである鳥獣害について、216協定、1,930ha(45.1%)で防護柵の設置・維持管理に取り組んでおり、約6割の集落協定で協定以前より被害が減少したと回答していることから、農業生産活動の維持に効果があった。								
	<table> <tr> <td>交付金交付面積</td><td>4275(34) ha</td></tr> <tr> <td>農振農用地区域への編入面積</td><td>11 ha</td></tr> <tr> <td>既耕作放棄地の復旧面積</td><td>0 ha</td></tr> </table>	交付金交付面積	4275(34) ha	農振農用地区域への編入面積	11 ha	既耕作放棄地の復旧面積	0 ha		
交付金交付面積	4275(34) ha								
農振農用地区域への編入面積	11 ha								
既耕作放棄地の復旧面積	0 ha								
	協定代表者へのアンケート結果では、約8割の集落協定で協定締結を契機に水路・農道等の清掃、草刈りなどの管理作業回数が増え、活動が活発に行われるようになったとしており、本制度が集落での共同活動に対する意識高揚に役立った。								
	<table> <tr> <td>水路の管理延長</td><td>685 km</td></tr> <tr> <td>道路の管理延長</td><td>718 km</td></tr> </table>	水路の管理延長	685 km	道路の管理延長	718 km				
水路の管理延長	685 km								
道路の管理延長	718 km								
	協定活動の取り組みでは、「周辺林地の草刈り」、「景観作物の作付け」を行っている集落協定が多く、約9割が本制度の多面的機能の維持効果を認識していた。また、約半数の集落協定代表者が「景観の保全」、「自然生態系の保全」、「災害の抑制」に効果があったと感じていた。								
	<table> <tr> <td>周辺林地の下草刈り</td><td>199 ha</td></tr> <tr> <td>都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等）</td><td>4 ha</td></tr> </table>	周辺林地の下草刈り	199 ha	都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等）	4 ha				
周辺林地の下草刈り	199 ha								
都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等）	4 ha								

(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	農用地等保全マップ	「農用地保全マップ」に即して、21年度までに計画的に取り組むことによって、保全する農用地等の明確化や効率的な活動実施に効果があった。				
	A要件	集落協定386協定のうち233協定（60.4％）で自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた取り組みが実施された。「生産性・収益性の向上」に関する取り組みでは、水田地帯において機械・農作業の共同化で田植機やコンバインの共同利用や高付加価値型農業の実践として水稻の減農薬・減化学肥料の取り組みが推進された。また、果樹地帯ではブドウの大房系品種への品種更新による高付加価値型農業への取り組みが多く為された。「担い手の育成」では、水田地帯において認定農業者の育成等と併せて、担い手への利用権設定による農地集積や水稻の稲刈等の農作業委託の取り組みが進んだ。「多面的機能の発揮」では、水路の清掃や協定農地周辺の草刈り作業等を非農家・他集落と連携して活動する取り組みが多く行われ、地域の繋がりが強まった。また、協定地内で生産された農産物を加工して販売する取り組みや小学校と連携した体験農園の取り組みも多く行われ、地産地消が推進された。さらに、山間部では棚田オーナー制などの取り組みも行われた。				
		機械・農作業の共同化 高付加価値型農業の実践 認定農業者の育成 新規就農の確保 担い手への農地集積（農作業の受委託を含む） 非農家・他集落等との連携 ・ 非農家 ・ 集落数	増加分（	以外）		
	B要件	B要件に取り組む協定はなかった。				
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	集落協定の締結を契機に、水路・農道等の清掃、草刈り等の共同作業が活発に行われるようになり、集落としての一体感が深まっている。これに伴い、農作業以外にも地域活動が活発化し、集落内の高齢者の健康状態に関心を持つ等の互助精神も芽生えてきている。さらに、地場農産物の加工・販売の取り組みを通じた女性グループの加工技術研究も活発に行われるようになった。				
		協定取組活動の実施により、集落内の共通話題が増えたことが地域のコミュニティづくりに繋がった。また、規模拡大による担い手への農地集積が地域のブランド米の生産拡大に貢献した。				
	その他	加算措置 ・ 規模拡大 ・ 土地利用調整 ・ 耕作放棄復旧 ・ 法人設立（特定農業法人） （農業生産法人）				

3 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況	○制度の基本的な枠組み運用上の課題 ・今後、ますます集落の自主的な取り組み機運を高めるためには、集落内で役員となる高齢者が取り組みやすい、シンプルな制度にしていく必要がある。・高齢化で年々、集落の代表になる人が少なくなっている。・畑の単価が田の単価より低いことから果樹地帯に不公平感がある。・交付金の交付時期を早くして欲しいという要望が多くある。・高齢化により5年間の活動に不安をもっている。 ○地域の意見や提案 ・協定参加者の高齢化は避けられないことから、将来的な対策として担い手の育成野の内の流動化促進、また協定の統合・連携を進める必要がある。
(2) 交付金交付の効果等	集落協定の取り組みによる鳥獣害防止対策等は耕作放棄地の発生を抑制するために大きな効果を上げている。また、高齢者、零細農家が多い中山間地域において、農業生産意欲の向上や地域景観の保全に有効な手段となっている。他に、農作業の共同化や非農家を含めた集落全体での道水路管理が行われていることから、高齢化が進む地域農業者の負担軽減に役立っている。

4 事項毎の評価結果

事項	評価
(1) 集落マスタープランに定めた取り組みべき事項	現行対策から導入された「集落マスタープラン」は5年間の活動行程表であり対象を明確化するという点で、効果的な手段であったと考える。 また、中間年評価で指導、助言が必要とされた249協定については、市町村が積極的に集落活動に関与することで取り組みがスムーズに実施され、21年度での目標達成を見込むことができたことから、市町村の積極的な関与が目標達成に有効であったと考える。
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	「5年間の協定活動の継続」が必須ということで、耕作者の病気等でできなくなった農用地も必ず誰かが代わりに耕作することから、耕作放棄地の発生防止に対して大変有効な手段であると言える。 しかし、高齢化が進展する中で担い手の育成ができない集落では、今後、集落内での農用地の維持が危惧される。 また、協定活動は、地域の景観や自然生態系の保全、また災害抑制など多面的機能の増進に有効であったと考える
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	機械・農作業の共同化や認定農業者の育成、担い手への農地集積は集落の農業生産活動を継続していく体制づくりに一定の効果を発揮したと考える。 しかし、山間部で耕地が狭い地域や果樹地帯では、比較的傾斜の条件が緩やかな水田地帯に比べ体制整備を進める上で難しい面がある。
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化 集落協定活動が集落の一体感や互助の精神を生み出し、集落の活性化に繋がったという点で有効であったと考える。
	その他 制度の目的としている耕作放棄地の発生防止や多面的機能の確保以外に共同活動が地域コミュニティづくりにも有効であったと考える。

5 総合評価結果

総合評価	評価区分												
本制度第2期対策では、機械・農作業の共同化や担い手の育成が図られ、農業生産活動等の継続に向けた体制整備について一定の成果を上げた。 しかしながら、中山間地域の農業生産活動等の条件不利は変わらず、農業集落の高齢化等による絶対的な人手不足から、農業生産活動等の継続の危機は未だに存在する。 また、集落へのアンケート結果においても、約8割の集落協定で制度継続を望んでいる一方で、交付要件の遵守や5年間の継続を課題として捉えている集落協定も多くある。 このため、現行制度の継続と下限面積等の要件見直しを要望する。 また、全国に比べ中山間地域に多くの樹園地を抱える本県において、制度の取り組みを拡大するためには樹園地の協定面積を拡大する必要があるが、現行制度では樹園地に対する支援が少ない。そこで、地域性を考慮した特別加算措置等の検討をお願いしたい。	B												
備考) 経営耕地面積の中山間地域（振興山村・過疎・特定農山村）に占める樹園地 ・本県は中山間地域に占める樹園地の割合が全国に比べ高く、また、全国では樹園地面積が畑面積の約1／6であるのに対し、本県は約2倍となっている。 山梨県 4,854ha うち田 1,737ha(35.8%) うち畑 988ha(20.4%) うち樹園地 2,128ha(43.8%) 全国 919,139ha うち田 448,140ha(48.8%) うち畑 400,780ha(43.6%) うち樹園地 70,220ha(7.6%) モモ園の傾斜地と平坦地との生産性格差（10a当たり） <table><tr><td>傾斜地</td><td>平坦地</td><td>格差</td><td>格差の8割</td></tr><tr><td>労働時間</td><td>5 4 8 時間</td><td>3 7 7 時間</td><td>1 7 1 時間</td></tr><tr><td>生産費</td><td>1,017千円</td><td>956千円</td><td>61千円</td></tr></table> H16 経営体育成支援調査報告書（山梨県） 出典 2000年(平成12年)世界農林業センサス > 第10巻 農業集落類型別報告書 > 第1集（基礎・法制上の地域指定別類型編）、畑面積に樹園地面積は含まれない		傾斜地	平坦地	格差	格差の8割	労働時間	5 4 8 時間	3 7 7 時間	1 7 1 時間	生産費	1,017千円	956千円	61千円
傾斜地	平坦地	格差	格差の8割										
労働時間	5 4 8 時間	3 7 7 時間	1 7 1 時間										
生産費	1,017千円	956千円	61千円										

6 その他(特徴的な取組事例)

別添参照 ・北杜市 清里集落協定 ・甲州市 松里第2集落協定 ・増穂町 上手集落協定 ・都留市 朝日首雌集落協定

集落ぐるみの多面的機能維持発揮と自然生態系保全活動の推進

～ 清里集落協定（北杜市高根町）～

1 地域の概要

当集落は、八ヶ岳高原の南麓に位置し、大門川を中心とした水系の中で水稻栽培が行われてきたが、標高約1,000メートルの高冷地であり、米づくりに適さないため、ほとんどの農家が、そば、大豆等へ転作している。また、地元そばの消費拡大を図るため、そば処「清里北甲斐亭」が整備され、生産組合が中心となった作業受委託を集落協定全体で取り組み、そば、大豆の計画的な生産に取り組んでいる。さらに、平成18年度に受託組織が中心となり、法人を設立し、安定した担い手の確保が図られた。

- 一戸当たり経営耕地面積 50a
- 認定農業者数 29人
- 農業生産法人数 2法人
- 農家数 171戸
- 主要農産物 そば、大豆

2 協定の概要

協 定 面 積 80.2ha	田80.2ha(100%)	畑	草地	採草放牧地
	そば、大豆、水稻等			
交 付 金 額 1,674万円	個人配分			50%
	共同取組活動 (50%)	役員報酬		10%
		農道・水路維持管理費		30%
		共同取組経費		60%
協定参加者	農業者121人、非農業者19人、水利組合18、法人2			

3 活動内容

農業生産活動等	多面的機能増進活動	農業生産活動の体制整備
農地の耕作・管理(田80.2ha) 個別対応	周辺林地の下草刈り (20ha、年3回) 共同取組管理	機械・農作業の共同化 (耕起機械の共同利用を28ha 実施、目標8ha) 共同取組活動
水路・作業道の管理 ・水路30km、年3回 清掃、草刈り ・道路15km、年3回 簡易補修、草刈り 共同取組活動	景観作物の作付け (景観作物として赤そば を約0.2ha作付け、農道等 への花壇苗植栽) 共同取組活動	自然生態系の保全に関する学 校教育等との連携 (地元の小学校、育成会、保育 園と連携し、自然観察会、体験 農業を実施) 共同取組活動
鳥獣害防止対策 電気防護柵の設置 個別対応・共同取組活動	自然生態系の保全 (ホタル水路100mを整備) 共同取組活動	

4 主な取組内容

- 多面的機能維持発揮と自然生態系保全活動の推進

昔は多く見られたホタルがほとんど見られなくなったことを危惧し、用水路を活用した「ホタル水路」の整備管理を行い、ホタルの里づくり事業を推進している。地元の小学校、育成会、保育園と連携を図り、子供たちに自然生態系の保全と必要性を認識させるよう進めている。また、夏期のそばの花畑と併せ、協定参加者全員によりマリーゴールド等の花壇苗を集落の主要道路沿線及び農道に植栽することで、自然生態系の保全と集落の景観形成も推進している。その他、地元ペンションを中心とする体験農業の協力会と提携し、都市小学生等を受け入れ、自然を取り入れた幅広い体験学習を実施している。



～ ホタル自然観察会 ～



～ 農道の景観形成 ～

5 取組による成果

- 持続的な農業生産活動へ向けた鳥獣害対策

高齢化による耕作放棄地の発生の防止と保全管理をしていくため、機械の共同化を図り、農業生産活動及び保全管理の効率化を進めるとともに、水利組合と集落とが一体となった用水路保全管理、農道の整備及び維持補修が行われるようになった。

また、当集落は農地が山林に接しているため、イノシシやシカ等による農作物への被害も多く、このことが耕作に対する意欲の低下を招く大きな要因となっていた。耕作者が設置した電気柵等の有害獣防除施設にかかる経費の一部に交付金を使用することにより、集落全体で鳥獣被害防止に対する意識が芽生え、鳥獣害の発生要因となる農用地や法面、山裾の雑草についても個人個人が率先して草刈り等の管理を行うようになった。

6 今後の課題

- 担い手組織を中心とした耕作放棄地の活用

専業農家が減少し、大部分が兼業農家となり、高齢者による農地の保全管理が行われているのが現状である。担い手の育成にも力を入れていき、集落営農組織等を強化するとともに、都市住民からの新規就農者の受け入れ態勢を整備し、足腰の強い持続的な農業生産活動等を可能にする。併せて都市農村交流を通じ、多面的機能を発揮した幅広いアイデアを着実に実行できる体制を構築していく。

獣害防止柵設置による農業生産活動の継続

～ 松里第2集落協定（甲州市）～

1 地域の概要

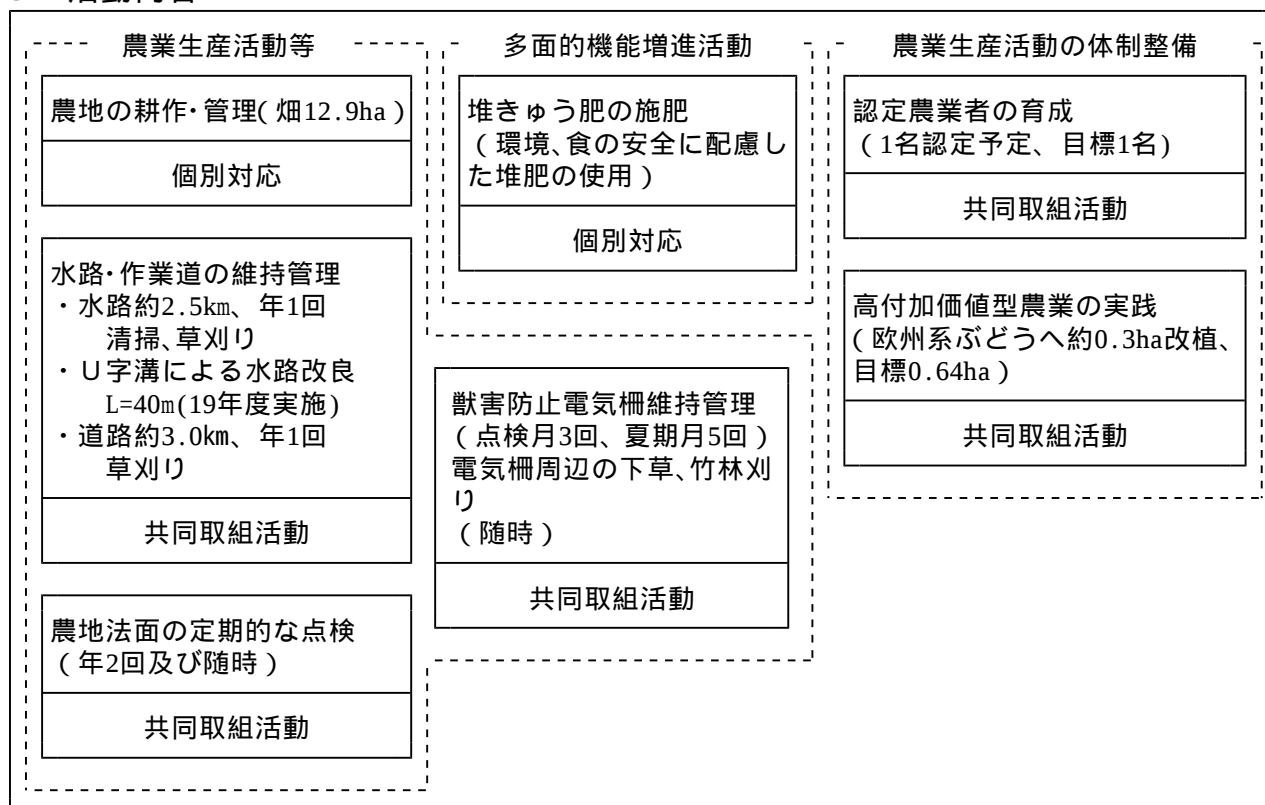
松里第2集落は、甲州市塩山の北部に位置し、笛吹川左岸から東側の山林にかけての傾斜地で果樹を中心に農業を営む集落である。

- 一戸当たり経営耕地面積 38a
- 認定農業者数 2人
- 農業生産法人数 0法人
- 農家数 33戸
- 主要農産物 もも・ぶどう・かき

2 協定の概要

協 定 面 積 12.9ha	田	畑12.9ha (100%)	草地	採草放牧地
		もも・ぶどう・かき・すもも		
交 付 金 額 67万円	個人配分 70%			
	共同取組活動 (30%)	役員 (委員 4 名分) 報酬		16%
		獣害防止柵維持補修管理・水路補修費		74%
		一般事務費 (総会経費等)		10%
協定参加者	農業者 3 3 人			

3 活動内容



4 主な取組内容

- 獣被害には集落の団結策（柵）で！

当集落内の協定農用地は水路のない農地が多く、水不足と獣害による農作物被害は近年増加傾向にあり、耕作意欲の低下にも繋がりがねない課題となっていた。

そのため前期対策から獣害防止電気柵設置事業に取り組み、総延長2kmを関係者の一致協力により設置した。構成員で役割分担する中、新対策でも継続して柵の整備を行い、月3回、夏場は月5回程度定期点検を実施する等、集落で団結して野生獣被害の防止に取り組んでいる。

またその他、農道・水路等の管理補修による多面的機能増進活動にも力を入れており、集落内の環境整備を通じて農業生産活動が継続的に行われるようになったが、今後は水不足解消を図るため、農業用水を確保するためのため池等設置についても検討している。



～ 獣害フェンスの維持・管理 ～



～ 水路機能の回復・向上 ～



5 取組による成果

- 集落の力で困難を解消

水不足を解消するため、水路の補修改良を行い、平成19年度には、碎石を敷いてU字溝を布設する困難な作業に集落をあげて取り組み、水路40mの区間を整備し、水路機能が回復向上した。また、農道の補修作業も2か所実施し、農作業の効率化を図った。

6 今後の課題

- 共同作業で集落の意識向上

引き続き地域の一致協力により獣害防止柵の維持管理を行い、農業生産活動の継続を図っていく。整備活動としては、引き続き水路・農道等の不良か所について補修・改良整備を行っていく予定である。

また、体制整備活動として認定農業者の育成と果樹の改植等高付加価値型農業の実践についても推進し、地域の基幹産業である農業振興に取り組んでいく。

地場産農産物を活かし地域活性化を目指す

～ 上手集落協定（増穂町）～

1 地域の概要

増穂町は、県の南西部で甲府盆地の南端に位置し、特産品としては、香り豊かな「ゆず」の産地として知られている。

- 一戸当たり経営耕地面積 30 a
- 認定農業者数 0 人
- 農業生産法人数 0 法人
- 農家数 45 戸
- 主要農産物 水稻、ゆず

2 協定の概要

協 定 面 積 16.7ha	田4.6ha（28%） 水稻	畑12.1ha（72%） ゆず、野菜	草地	採草放牧地
交 付 金 額 196万円	個人配分			0%
	共同取組活動 （100%）	水路農道管理費		36%
		農地管理費		64%
協定参加者	農業者 54 人			

3 活動内容

農業生産活動等	多面的機能増進活動	農業生産活動の体制整備
農地の耕作・管理（田4.6ha、畑12.1ha） 個別対応	周辺林地の下草刈り（約0.4ha、年1回） 個別対応	保健休養機能を活かした都市住民等との交流（観光ゆず園、ゆずの木オーナーを1.0ha実施、目標0.8ha） 共同取組活動
水路・作業道の管理 ・水路2.4km、年1回 清掃、草刈り ・道路3.3km、年2回 草刈り 鳥獣害防止柵設置及び管理 ・集落内2kmを新設及び1.5kmの既設の管理 共同取組活動	景観作物の作付け（景観作物としてあじさいの花を約0.1ha作付け） 共同取組活動	地場産農産物等の加工・販売（集落に加工直売所が完成し、ゆず味噌、ゆずぼん酢等ゆず加工品の生産及び販売） 共同取組活動
農地法面の定期的な点検（年1回及び随時） 共同取組活動		

4 主な取組内容

- 加工施設の完成による新たな取り組み

集落に交付されている交付金は全額共同取り組みの経費として活用している。主に農道・水路の維持管理や鳥獣害対策として設置している電気柵の維持管理を行っている。

また、平成19年11月に「旬のやまなし・地産地消支援事業」により農産物加工・直売施設が完成し、新たに地域の特産品である「ゆず」の加工販売の取り組みを開始、「観光ゆず園」や「ゆずの木オーナー」を募るなど都市住民との交流にも力を入れている。



～ 今後の活動拠点となる加工直売施設 ～



～ 共同取組による農地管理作業 ～

5 取組による成果

- 耕作放棄地の発生防止、住民の意識の変化

集落の過疎化や高齢化による耕作放棄地が年々増加してきたが、住民一人一人の取り組みでは限度がある。この制度を取り入れたことにより、地域全体で取り組み、みんなで話し合いや活動をするようになった。また、耕作放棄地の復旧効果も期待できる。

また、特産品であるゆずの加工施設が完成したことにより、生産意欲が増すなどの波及効果をもたらした。

6 今後の課題

- 後継者と猿被害対策

一番の問題として取り組まなければならないのは、特産のゆず栽培を続けていくための後継者づくりである。

また、鳥獣害対策として、電気柵によりイノシシの被害は大幅に減ってきているが、山林やゆずの木などが多いため、サルの被害対策はさらに進めていく必要がある。

「曾雌にんにく」の生産・販売

～ 朝日曾雌集落協定（都留市）～

1 地域の概要

都留市は県東部に位置し、水と緑に囲まれた「織物と学園のまち」である。また、リニアモーターカー実験線の拠点でもあり、「新・花の百名山」にも選ばれた名山の多い地域である。朝日曾雌は山間地域であるが、限られた耕地面積を有効に活用しての特産品づくりなど意欲的に農業に取り組んでいる。

- 一戸当たり経営耕地面積 33a
- 認定農業者数 5人
- 農業生産法人数 1法人
- 農家数 1,149戸
- 主要農産物 水稲

2 協定の概要

協 定 面 積 1.7ha	田1.4ha（ 82％ ）	畑0.3ha(18％)	草地	採草放牧地
	水稲	野菜		
交 付 金 額 27万円	個人配分 50％			
	共同取組活動 （ 50％ ）	一般事務費（ 総会資料等 ）		2％
		高付加価値型農業実践活動費(にんにく種子購入)		34％
		農道・水路等管理経費		16％
		積立（ 消毒機・乾燥機等購入 ）		48％
協定参加者	農業者 9 人			

3 活動内容

農業生産活動等	多面的機能増進活動	農業生産活動の体制整備
農地の耕作・管理（田1.4ha、畑0.3ha） 個別対応	周辺林地の下草刈り（0.3ha、必要に応じ随時） 個別対応	高付加価値型農業の実践（にんにくの栽培を0.5ha実施、目標0.1ha） 共同取組活動
水路・作業道の管理 ・水路1.4km、随時清掃 ・道路1.8km、随時清掃、草刈り 共同取組活動		自然生態系の保全に関する学校教育等との連携（地元小学校の児童を対象にサツマイモの収穫体験を実施） 共同取組活動
農地法面の定期的な点検（必要に応じ随時） 共同取組活動		

4 主な取組内容

- にんにく生産・販売による地域の活性化

「にんにく生産研究会」を設立し、地域の特産物としてにんにくを生産・販売することにより、地域の活性化に取り組むこととした。

活動当初は、植えた種にんにくがすべて枯れてしまったが、先進地視察や研究を重ね、生産技術も向上し、今では約7割が収穫できるほどとなった。秋に約8,000個(約40,000粒)の種を植え付け、春には約28,000個が収穫できる見通しである。

平成18年度は「曽雌にんにく」として、試験的ではあるが市内直売所、近隣の駅、ゴルフ場やスーパーなどで販売を開始した。「おいしい」との評判を得ている。

また、平成19年1月に「水田農業構造改革対策事業」を取り入れ、作業場と保冷庫を整備(平成19年3月完成)。この作業場と保冷庫の導入により年間を通じて安定的な出荷体制の確保を目指している。

その他の活動として、農業に触れる機会の少ない地元小学校の児童を対象に、総合学習の一環として、サツマイモの収穫体験学習を行い、体験を通じて知識と喜びを感じてもらうための活動を行っている。



～ 種づくり共同作業 ～



～ サツマイモ収穫体験 ～

5 取組による成果

- 栽培技術の向上と耕作放棄地の有効活用

協定者が生産した「曽雌にんにく」を販売するために、育成方法・出荷方法等の課題について話し合い、改良を加えてきた。この取り組みにより耕作放棄地の活用と共同活動が活発になった。

6 今後の課題

- 病害虫等対策と生産拡大、販路の確保

「曽雌にんにく」の栽培において、栽培技術の向上、病害虫対策、連作障害への対応と生産量を増やしていった場合の販路拡大などの課題に取り組んでいく。

長野県最終評価結果書

1 実施状況の概要

(1) 交付市町村数	76								
(2) 協定数	1,276	【うち集落協定	1,257	個別協定	19	】			
(3) 交付面積	10,116 ha	対象農用地面積	12,188 ha	交付面積率	83%	】			
		【地目別面積内訳	田 :	9,175 ha	畑 :	460 ha	】		
			草地 :	1 ha	採草放牧地 :	481 ha	】		
(4) 交付金額	1,692,079 千円	【うち共同取組活動分 :	1,003,933 千円	個人配分 :	681,361 千円	】			

2 交付金交付の効果等

項目		効果等						
(1) 集落マスタープランに定めた 取り組むべき事項		集落マスタープランの作成により、集落における課題が明らかとなり、取組の方向性が明確化され、計画的な取組を進めることができるようになった。						
		要指導・助言協定数 上記のうち ・ 21年度までの目標達成が見込まれる協定数 ・ 引き続き、指導・助言が必要な協定数	<table><tr><td>156</td><td>協定</td></tr><tr><td>121</td><td>協定</td></tr><tr><td>35</td><td>協定</td></tr></table>	156	協定	121	協定	35
156	協定							
121	協定							
35	協定							
(2) 農業生産活動等として取り 組むべき事項	耕作放棄の防 止等の活動	協定農用地では耕作放棄地が発生していないこと から、この制度が耕作放棄の防止に大きな効果を上げているといえる。						
		交付金交付面積 農振農用地区域への編入面積 既耕作放棄地の復旧面積	<table><tr><td>10,116【441】</td><td>ha</td></tr><tr><td>45【0】</td><td>ha</td></tr><tr><td>8【0】</td><td>ha</td></tr></table>	10,116【441】	ha	45【0】	ha	8【0】
	10,116【441】	ha						
	45【0】	ha						
	8【0】	ha						
	水路・農道等の 管理活動	水路や農道の定期的な維持管理を行うようになったため、その機能が維持されている。 協定参加者が共同して実施することにより、効率的な維持管理が行われている。						
水路の管理延長 道路の管理延長		<table><tr><td>2,301【0】</td><td>km</td></tr><tr><td>2,137【0】</td><td>km</td></tr></table>	2,301【0】	km	2,137【0】	km		
2,301【0】	km							
2,137【0】	km							
多面的機能を増 進する活動	周辺林地の管理や景観作物の栽培により、災害や有害鳥獣被害の防止につながり、耕作放棄地 の発生を抑止しており、また、都市農村交流の促進や学童教育にも役立 っている。							
	周辺林地の下草刈り 都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等）	<table><tr><td>105【0】</td><td>ha</td></tr><tr><td>68【2】</td><td>ha</td></tr></table>	105【0】	ha	68【2】	ha		
105【0】	ha							
68【2】	ha							

(3) 自律的かつ 継続的な農業生 産活動等の体 制整備として取 り組むべき事項	農用地等保全 マップ	農用地保全マップを作成している協定のうち、農地法面、水路・農道等補修改良のためのマップ を作成している協定が8割を超え、有害鳥獣対策のためのマップを作成している協定も3割を超えている。 マップの作成により、保全する農用地の明確化が図られ、計画的に農地法面、水路、農道や防護柵等の整備・維持管理が実施されている。	
	A要件	コンバインやトラクター等の農業用機械の共同化は、効率的な農作業を可能にしている。 認定農業者の育成、農作業の受委託の推進や非農家、学校等と連携は、担い手不足をカバーしている。 景観美化及び学童の体験教育にも役立っている。	
		機械・農作業の共同化 高付加価値型農業の実践 認定農業者の育成 新規就農の確保 担い手への農地集積（農作業の受委託を含む） 非農家・他集落等との連携	増加分（ 以外 ） 180 ha 151 ha 137 人 48 人 143 ha 1,736戸、89団体 28 集落
	B要件	地域営農組織の育成や担い手の集積化が図られた集落では、個人労力の軽減や作業の効率化が図られている。 維持管理が難しい農地の保全が図られている。	
集落営農組織の育成 担い手集積化		増加分 0 ha 55 ha	
(4) その他協定 締結による活動	集落機能の活 性化	集落における話し合いの機会が増えたことから、地域が一体となった取組を進めることができるようになった。 農地や農山村の風景を景観資源としてとらえる意識が芽生え、それらを活用したイベントも開かれている。	
	その他(特別加 算)	規模拡大加算及び土地利用調整加算による活動により、管理されていない農地の担い手への集積が進んだ結果、耕作放棄地の発生を防止している。 農地の流動化や集落による共同管理を促進する効果もみられる。 農業生産法人の設立により持続的な農業経営が安定的に営まれている。	加算措置 ・ 規模拡大 ・ 土地利用調整 ・ 耕作放棄復旧 ・ 法人設立（特定農業法人） （農業生産法人） 211 ha 68 ha 2 ha 1 法人 5 法人

3 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況	まとまった耕地面積を確保することが困難な集落も制度に参加できるよう、対象農用地の面積要件を緩和する必要がある。 転作による米の生産調整が定着し、畑地化した耕作地が交付対象から外れることのないよう、水田と混在する畑の傾斜要件を水田と同基準に緩和する必要がある。 有害鳥獣による農作物被害が深刻化しており、耕作放棄地の発生要因ともなっていることから、有害鳥獣対策に積極的に取り組めるよう、新たな加算制度を設ける必要がある。 担い手の高齢化が進む中、地域の実情に合った営農組織の育成の更なる推進が必要である。
(2) 交付金交付の効果等	協定参加者には非常に好評で効果も実感されていることから、交付金の給付水準を維持した上で、今後も継続していく必要がある。

4 事項毎の評価結果

事項	評価
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項	集落マスタープランの作成により、集落における課題が明らかとなり、計画的な取組を進めることができるようになったことにより、今回、必須事項としたことは評価される。新規参加者には引き続き必須条件とすることが望ましい。 計画の達成見込の状況は、中間評価時は81協定が、要指導・助言であったが、今回は、要指導・助言協定は8協定となっている。今後、これらの協定については、きめ細かい支援を実施することにより21年度中の目標達成は可能であると判断される。
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	耕作放棄の防止活動及び水路・農道の管理活動は、いずれも高い効果を上げており、今回必須事項として実施したことは評価できる。 多面的機能を増進する活動については、周辺林地の管理は、災害及び有害鳥獣対策に関し一定の効果が実感され、また、美しい景観の保全と創出に一定の効果があったと考えられる。
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	○農用地保全マップの作成 保全する農用地の明確化が図られ、計画的な農地法面、水路、農道や防護柵等の整備・維持管理において、高い効果を上げている。 要指導・助言協定数は中間評価時の12協定から2協定まで減ってきているので、今後の支援により目標の達成は可能と考えられる。 ○A要件 農業用機械の共同化については、効率的な農作業に貢献している。 後継者の育成については、新規就農者の確保が目標に対し8割程度達成されているが、地域の高齢化等から実施することが厳しく、取り組んでいる協定は60程度に留まっている。 認定農業者の育成は、目標人数の9割以上が達成されているが、取り組んでいる協定数は120程度である。 担い手の育成は、農業の継続のためには非常に重要であるので、取組に対する支援は有効である。 担い手への農地の集積は、農地の個人所有意識が強いことなどから取り組んでいる協定は少ない。 多面的機能の発揮に取り組んでいる協定においては、景観美化、都市農村交流などにおいて、一定の効果を上げている。 A要件の要指導・助言協定数は、中間評価時の30協定から今回8協定まで減少しているが、うち担い手の育成に関するものが7協定となっており、達成に向けた支援が必要となっている。 ○B要件 集落を基礎とした営農組織の育成及び担い手への集積化は、高齢化等による担い手不足を克服する手段としては有効であるが、農地の個人所有意識強いことなどから、取り組んでいる協定集落は少ない。 B要件の要指導・助言協定数は、中間評価時と同じ2協定となっており、引き続き積極的な支援が必要となっている。

(4) その他協定 締結による活動	集落機能の活 性化	集落における会合等話し合う機会が増加したことにより、集落活動に対する住民意識が向上している。 集落における様々な取組がなされるようになり、地域の活性化に繋がっている事例もある。 以上の事例からも協定締結による活動は有効である。
	その他（加算措 置）	規模拡大加算及び土地利用調整加算では、管理されていない農地の担い手への集積が進み、また、農地の流動化や農地の集落による共同管理を促進する効果もみられ、安定した農業生産活動が行われることにつながっていることから制度として有効である。 農業生産法人の設立については、実施している集落においては、設立により持続的な農業経営が計画的かつ安定的に営まれている。 一方で、規模の小さな集落協定などは、法人化のメリットが受けられないことから、法人設立の動きは見られない。 担い手が高齢化する中、営農の組織化は必要であると考えられるので、加算措置を法人設立に限定するのではなく、法人設立に至らない地域の実情に合った営農組織の設立にも加算措置を講じることにより、営農の組織化を促す必要がある。

5 総合評価結果

総合評価	評価区分
○ 耕作放棄の発生防止・解消 集落協定代表者に対するアンケートによれば、耕作放棄の発生防止について97%の集落代表者がその効果を実感している。 第2期対策において協定に参加している農用地において、現在、耕作放棄地は発生していないが、第1期対策に参加していた集落で第1期対策から第2期対策に移行した際、協定の参加を見送った集落の8割でH17～H19の3年間に新たな耕作放棄地が発生しているという調査結果がある。 耕作放棄を防止するために重要な取組である集落全体で農地の法面や水路・農道等の管理に係る共同作業の状況については、協定を契機に活発化した集落が80%を超えている。 耕作放棄発生の主要因である鳥獣害を防止する取組の状況は、1協定当たり平均4.9haとなっており、第2期対策前（平成16年度）と比較すると被害が減ったと考える集落は6割を超えている。 以上のことから、本制度の中山間地域における耕作放棄発生防止に果たす効果は大きいものといえる。 ○ 集落機能の活性化 集落の話し合いの回数が83%の集落で第2期対策以前より増加している結果などからも、本制度が集落機能の活性化に果たす効果は大きいものといえる。 ○ 多面的機能の維持 本事業が多面的機能を維持する効果があると考えられる割合は、協定集落及び市町村ともに90%を超えている。 集落協定及び市町村ともに効果として最も多くあげているのは、景観の保全となっている。 これらのことから、本制度の多面的機能の維持に果たす効果は大きいものといえる。 ○ その他 第1期対策から第2期対策への移行に伴い参加をとりやめた協定の未継続の理由は、半数を超える集落が担い手不足により、今後5年間事業を継続できる見通しが立たないことを上げている。 第2期対策終了後、本制度の継続を望まない集落が10%程度存在するが、同様の理由によるものと推測される。 事業実施期間を短縮すべきという意見もあるが、耕作放棄地の発生防止の観点から、適当な長期間、事業を実施することを条件に交付金を交付することはやむを得ないものとする。 ○ まとめ 本制度は、耕作放棄の発生防止・解消、集落機能の活性化及び多面的機能の維持に大きな効果があるものと考えられるので、諸課題に対応できるよう制度の内容を充実させた上、第2期対策の給付水準を維持することを前提に、平成22年度以降も継続して実施することが適当である。	B

6 その他（特徴的な取組事例）

高沢集落（信濃町） （1）協定面積 3ha （2）交付金額 53万円 （3）取組内容 水田経営のほか、集落で運営する農事組合法人が経営するそば店にそばや野菜を納入するため、そばや野菜などを生産している。そば店の経営が好調なことから、そばの生産が盛んとなり、遊休農地の解消のほか、米の生産調整にも貢献している。 城原集落協定（喬木村） （1）協定面積 3ha （2）交付金額 44万円 （3）取組内容 耕作放棄の主な原因の一つとなっている有害鳥獣対策のため、協定農地全体に電気柵を設置した。また、協定農地は畦畔が高くモグラ被害が多かったため、モグラが嫌がる彼岸花を景観作物として植栽し、獣害対策と景観対策に効果を上げている。電気柵の設置は、周辺集落の獣害対策の手本となったことから高い評価を受けている。 北割・南割集落協定（宮田村） （1）協定面積 20ha （2）交付金額 421万円 （3）取組内容 計画的・安定的な営農を実現するため、村一本の営農組合を設立し、さらに各地区ごとに営農組織を設けることにより農地の利用調整や作業受委託を進めている。
--

静岡県最終評価結果書

1 実施状況の概要

(1) 交付市町村数	20				
(2) 協定数	466	〇ち集落協定	463	個別協定	3
(3) 協定締結面積	4,156 ha	対象農用地面積	5044 ha	交付面積率	82%
		地目別面積内訳	田 : 303 ha	畑 : 3844 ha	
			草地 : 0 ha	採草放牧地 : 9 ha	
(4) 交付金額	401,533 千円	〇ち共同取組活動分	284,889 千円	個人配分分	116,644 千円

2 交付金交付の効果等

検証項目		効果等
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		各集落が目指すべき将来像（10～15年の目標）を明記した「集落マスタープラン」については、中間年評価において活動回数などに遅れが見られた129集落のうち、125集落で21年までに目標達成が見込まれるまでに改善された。市町等による指導・助言により、共同活動等が活発になるなどの効果が見られたと言える。また、引き続き指導・助言が必要な協定については、県・市が連携を取りながら、重点的に指導し、改善を図っていく。なお、個別協定については、面積の増加はないが、農地等の維持が継続的に行われている。
		要指導・助言協定数 上記のうち ・21年度までの目標達成が見込まれる協定数 ・引き続き、指導・助言が必要な協定数 129協定 125協定 4協定
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	耕作放棄の防止等の活動	適正な農業生産活動や、農地法面保護・改修、鳥獣被害の防止などの共同取組活動により、4,156haの農地で耕作放棄の防止等が図られた。また、当事業の実施のための対象農用地を増やすため、農振農用地区域内に編入した市町も見られた。さらに、耕作放棄地の復旧に取り組む積極的な市町も一部にみられた。当事業が、耕作放棄の発生防止に寄与していると言える。また、個別協定については、面積の増加はないが、農地維持が継続的に行われている。
		交付金交付面積 農振農用地区域への編入面積 既耕作放棄地の復旧面積 4156ha 93ha 0ha
	水路・農道等の管理活動	泥上げや草刈りなど水路約690km、農道約1600kmで管理活動が行われている。協定締結前から行われていた管理活動が、交付基金の活用により、出役意識が高まり、管理作業の増加につながっていると考えられる。また、集落内の連帯意識や活力向上にもつながったほか、地元住民の協力を得ながら作業を行う集落も見られるなど、活動に広がりが見られている。また、個別協定についても、農道等の管理が継続的に行われている。
		水路の管理延長 道路の管理延長 693km 1608km
	多面的機能を増進する活動	国土保全機能を高める取組として周辺林地の管理等が約150ha、保健休養機能を高める取組として都市農村交流が約5haで実施されている。協定農地周辺の林地の下草刈りを定期的に行うことにより、鳥獣被害の防止、農作業の軽減等により、耕作放棄の発生を防止している。また、個別協定についても、鳥獣から農地を守るため、周辺林地の下草刈りを継続的に実施している。しかし、スイセンなどの景観作物を作付けし、農道等の景観美化に努める集落は多いが、棚田のオーナー制や市民農園・観光農園の開設は少数の市町にとどまっている。
		周辺林地の下草刈り 都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等） 148ha 5ha

(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	農用地等保全マップ	将来にわたって適正に協定農用地を保全していくために、農用地等保全マップを作成するが、農地内の法面保全や水路・農道等の管理に役立てている。作成のメリットとして、具体的な修繕、農用地の保全区域が明確化され、農用地に対する保全、修繕の意識の高揚が図られている。また、鳥獣害対策における戦略等にも役立っており、作成することに大きな意義があると言える。																	
	A要件	本県では、農業生産活動等の体制整備として取り組む130協定のうち、129協定がA要件を選択し実施している。中でも、約82haの農地で機械・農作業の共同化が行われ、約13haの農地で高付加価値型農業が行われている。高齢者の多い農家個人の作業負担が軽減し、より収益率の高い農産物が生産され、中には地域の特産化を目指している地区もある。また、認定農業者の育成、新規就農者の確保により、意欲ある担い手が増加、地域の活性化に寄与している。さらに、非農家との連携として、地元小学校等と協定を結び、農作業体験などを行うことにより、子どもたちが農業に関心を持つようになり、交流を通じた集落機能の強化に寄与している。	<table><tr><td>増加分（</td><td>以外）</td></tr><tr><td>機械・農作業の共同化</td><td>19 ha</td></tr><tr><td>高付加価値型農業の実践</td><td>14 ha</td></tr><tr><td>認定農業者の育成</td><td>88 人</td></tr><tr><td>新規就農の確保</td><td>17 人</td></tr><tr><td>担い手への農地集積（農作業の受委託を含む）</td><td>1 ha</td></tr><tr><td>非農家・他集落等との連携</td><td>99 戸</td></tr><tr><td></td><td>6 集落</td></tr></table>	増加分（	以外）	機械・農作業の共同化	19 ha	高付加価値型農業の実践	14 ha	認定農業者の育成	88 人	新規就農の確保	17 人	担い手への農地集積（農作業の受委託を含む）	1 ha	非農家・他集落等との連携	99 戸		6 集落
	増加分（	以外）																	
機械・農作業の共同化	19 ha																		
高付加価値型農業の実践	14 ha																		
認定農業者の育成	88 人																		
新規就農の確保	17 人																		
担い手への農地集積（農作業の受委託を含む）	1 ha																		
非農家・他集落等との連携	99 戸																		
	6 集落																		
B要件	本県では、B要件を選択し、実施している協定は1集落のみにとどまっている。当該集落では、協定参加者を中心とした共同機械管理組合により農作業の受託を実施している。今後、県及び市町等が連携し、集落を基礎とした営農組織の育成や担い手の集積化の推進を図る必要があると考える。	<table><tr><td>増加分</td><td></td></tr><tr><td>集落営農組織の育成</td><td>ha</td></tr><tr><td>担い手集積化</td><td>ha</td></tr></table>	増加分		集落営農組織の育成	ha	担い手集積化	ha											
増加分																			
集落営農組織の育成	ha																		
担い手集積化	ha																		
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	共同作業への意識が高まり、地域営農により横のつながりが強化されたり、都市住民との交流活動による地域住民の意識の変化が見られた。県が発行した「中山間地域等直接支払事例集」などを参考に、積極的な取り組みを行うことにより、交付金を有効活用するための集落内での話し合いの場が増え、集落機能が強化されている。また、話し合いの回数が以前よりも増え、集落の将来像を考えるきっかけにもなっている。さらに、若い世代が農作業や地域活動に参加する機会が増え、世代間交流が活発になるなどの成果も見られている。																	
	その他	地域の特産品の開発やPR活動により、生産意欲が向上したり、集落の意識として共同取組活動が当たり前との雰囲気が芽生えたというプラスの意見があるいっぽうで、中山間地域特有の情報発信力不足もあり、都市との交流手段が見つからないとの意見もある。全体的には、集落の意識変化により機能が強化され、農業生産活動において生産性・収益の向上につながっている観点から見れば、制度による成果があるといえる。	<table><tr><td>加算措置</td><td></td></tr><tr><td>・ 規模拡大</td><td>ha</td></tr><tr><td>・ 土地利用調整</td><td>1 ha</td></tr><tr><td>・ 耕作放棄復旧</td><td>ha</td></tr><tr><td>・ 法人設立（特定農業法人）</td><td>法人</td></tr><tr><td>（農業生産法人）</td><td>法人</td></tr></table>	加算措置		・ 規模拡大	ha	・ 土地利用調整	1 ha	・ 耕作放棄復旧	ha	・ 法人設立（特定農業法人）	法人	（農業生産法人）	法人				
加算措置																			
・ 規模拡大	ha																		
・ 土地利用調整	1 ha																		
・ 耕作放棄復旧	ha																		
・ 法人設立（特定農業法人）	法人																		
（農業生産法人）	法人																		

3 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況	高齢化による耕作者の減少が見られるが、共同作業による集落の結束力の強化により、耕作放棄の発生を防いでいる。しかし、5年間の活動に対して不安を感じている農業者も少なくない。長期的に見れば、担い手不足が解消されず、農業者以外の応援を求めていく必要があると感じている市町がある。一方、協定を結んだ集落では、話し合いが以前より多くなり、集落の将来について真剣に考えるようになってきている。集落活動に対する意識も高まり、農道・水路の管理、草刈等も計画的に実施されている前向きな市町もある。また、地域の実情に即した農業生産活動等の継続に向けた活動（選択必須要件）の要件緩和、事務的に煩雑な面があり、事務の簡素化等が必要である、交付金の交付時期が遅いため、立替等で事業に支障をきたしている市町の意見もある。さらに、5年間の継続要件も含めた活動要件の緩和が必要であるとの意見もある。実施主体である市町の意見の中から、改善可能な内容については、第三期に反映させる必要があると考える。なお、個別協定については、共同茶工場に参画するメンバーとの相互支援が成り立っている。
(2) 交付金交付の効果等	鳥獣被害防止のための電気柵の設置、新規作物導入等に取り組む姿勢の芽生え、棚田のオーナー制などのグリーンツーリズム活動が積極的に行われている。農地を単なる農業生産の場としてでなく、多面的機能を維持する面からも交付金の効果は大きい。また、交付金のおかげで、協定内において耕作を続けようという意識が強まった等の効果が見られた。なお、個別協定については、共同茶工場に参画するメンバーとの相互支援が成り立っており、協定締結面積以上の波及効果が確認されている。

4 評価結果

事項	課題
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項	集落マスタープランにより、活動内容が明確化され、計画に即し着実に取組が実施されている。マスタープランの有効性としては、集落の目指す将来像とそのための活動内容が明確化されることにより、協定参加者の意識の統一が挙げられる。それが、共同で耕作放棄の発生を防止し、鳥獣被害を防止しようとする意識へとつながっていると考えられる。
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	ほとんどの協定で着実に実施され、平成21年度までの活動の維持が見込まれる。水路、農道等の管理活動、鳥獣害対策、耕作放棄地の防止などが図られた。中には、耕作放棄寸前の園地について、集落内の賃借により管理を行うなど積極的な市町も見られた。
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	選択的必須要件のメニュー（機械・農作業の共同化、新規就農者の確保、認定農業者の育成、直売所による販売等）平成21年度までの達成がほぼ見込まれる。中間年評価において、市町の指導・助言が必要であった集落については、市町が達成条件などの認識不足を説明会等で改善したため、達成が可能となった集落もある。
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化 個人では対応が難しいことも、交付金を活用し集落での対応が可能になった。そのための集落内での話し合いの場が増える結果につながっている。当該制度の交付金が、集落機能の活性化に寄与していることを示す結果となっている。さらに、協定締結がされている地域では、都市住民や世代間交流が盛んになるなど、今後の一層の集落の発展が期待できる面もある。
	その他 協定参加者による、水路や農道の整備など基盤整備の推進、耕作放棄の防止に対する意識の高まりは勿論であるが、世代間交流等を通じて、若者達へ継承されていくことに大きな意義があると考えられる。

5 総合評価

評価内容	区分
県内では、20市町で本制度を実施している。総合評価の結果として、「おおいに評価できる」(A)5市町、「おおむね評価できる」(B)が14市町、「やや評価できる」(C)が1市町となっている。各市町において、本制度の目指す、条件が不利な農地の維持につながっているかどうかの観点からの評価に着目すれば、集落マスタープランに定めた事項を確実に実施し、耕作放棄地が発生せず農地が適正に管理されている点、高齢化が進む中であっても、共同で協定農地を維持する意識が芽生え、農地の維持が図られた点などから、本制度は概ね評価できるといえる。 また、交付金の使途を集落で検討することによる、集落の自立心の促進、他集落との交流を通じた集落間の競争を促すメリットも持ち合わせていると考えられる。 さらに、農業生産活動等の体制整備としての取り組みとして、棚田のオーナー制度を導入した都市住民との積極的な交流、高付加価値型農業の実践による特産品の開発など、1次産業のみならず他の産業へ波及し、地域の活性化に寄与している点も評価できる。	B

6 その他 (特徴的な取組事例)

事例 1)

市町村・協定名	静岡県松崎町石部集落協定
協定面積	田 3.9ha
交付金額	84万円 (共同取組活動100%)
協定参加者	4
取組内容	【棚田の復元と棚田オーナー制による地域の活性化】 耕作放棄されていた棚田を復元し、棚田オーナー制により都市住民との交流を行っている。 一社一村しずおか運動にも積極的に取り組み、大学・企業との協働により棚田の保全活動を行っている。
主な効果	・棚田オーナー制による交流人口の増 (目標1,000人 H20実績800人) ・棚田米の出荷 (目標900kg H20実績950kg) ・棚田保全、大学・企業との協働 (目標3ha H20実績1ha)

事例 2)

市町村・協定名	静岡県掛川市東山集落協定
協定面積	畑 71.9ha
交付金額	826.97万円 (共同取組活動50%)
協定参加者	農業者 97人
取組内容	【直売施設からの情報発信で東山茶のPRを目指す】 ・農産物直売施設「東山いっぶく処」を利用したの地場産農産物の加工・販売 ・地域住民が一体となった農地等の保全活動の実施 ・地元小学校との連携による農作業体験、農産物加工施設の見学等
主な効果	・猪等獣害からの被害防止が図られた。・・・箱罟設置10箇所 (71.9ha) ・非農家を含めた集落全戸と連携し、集落協定参加者全員の出役により農道・水路等の管理を実施した。 ・地元小学校との連携により、農作業体験や農産物加工施設の見学等が実施されている。 ・直売・加工施設は茶産地のPR拠点としてブランドイメージの確立に役立っている。 また、地域交流の場としても利用が図られている。

新潟県最終評価結果書

1 実施状況の概要

(1) 交付市町村数	22				
(2) 協定数	1,006	〆ち集落協定	996	個別協定	10
(3) 交付面積	16,319 ha	対象農用地面積	20,672 ha	交付面積率	79%
		地目別面積内訳	田 : 16,217 ha	畑 : 102 ha	
			草地 : 0 ha	採草放牧地 : 0 ha	
(4) 交付金額	2,890,669 千円	〆ち共同取組活動分	1,539,179 千円	個人配分分	1,351,490 千円

2 交付金交付の効果等

項目		効果等
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		・集落マスタープランの作成により、集落の将来像が明確化が図られ、計画的な活動により営農体制の整備等が進んだ。 ・すべての協定で平成21年度末までの目標達成が見込まれる。
		要指導・助言協定数 139 協定 上記のうち ・21年度までの目標達成が見込まれる協定数 139 協定 ・引き続き、指導・助言が必要な協定数 0 協定
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	耕作放棄の防止等の活動	・協定締結により急傾斜田など耕作放棄が特に懸念される農地が維持保全された。また、生産組織や担い手への農作業・農地の集積が進んだ。
		交付金交付面積 16,319【73】 ha 農振農用地区域への編入面積 76 ha 既耕作放棄地の復旧面積 5 ha
	水路・農道等の管理活動	・個別対応では困難な農道・水路の維持管理を共同活動で行うことにより、維持管理に係る個々の労力・経費の負担軽減が図られ、営農の継続につながっている。
		水路の管理延長 3736【3】 km 道路の管理延長 3889【3】 km
	多面的機能を増進する活動	・対象農用地周辺林地の下草刈り等の実施によって、景観の保全が図られた。また、集落内の非農家や集落外の住民との交流及び連携活動の実施によって、集落の活性化が図られた。
		周辺林地の下草刈り 1,090 ha 都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等） 13 ha

(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	農用地等保全マップ	・農用地保全マップの作成により、保全すべき区域及び修繕・整備箇所が明確化され、計画的な農用地等の保全及び管理が行われた。 ・農用地等保全マップの取組については、すべての協定で平成21年度末までの目標達成が見込まれる。	
	A要件	・稲作生産組織が470組織(H21.1現在、対策期間中に231組織が新規設立)に増加し、継続的な営農体制の構築が進んだ。 ・認定農業者424名、新規就農者28名の確保・育成が見込まれ、担い手への農地集積も進んでいる。 ・減農薬減化学肥料栽培等の高付加価値型農業の取組やグリーン・ツーリズム等地域資源を活用したビジネス化の取組も広がってきている。 ・非農家や他集落等との連携も拡大してきている。	
		機械・農作業の共同化 高付加価値型農業の実践 認定農業者の育成 新規就農の確保 担い手への農地集積（農作業の受委託を含む） 非農家・他集落等との連携	増分（以外） 2064 ha 81 ha 424 人 28 人 316 ha 1659 戸 234 集落
	B要件	・既存生産組織の法人化による経営体質強化や生産組織・法人への作業委託・利用権設定が進み、営農体制の整備に効果があった。	
集落営農組織の育成 担い手集積化		増分 193 ha 274 ha	
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	・協定活動を通じて、農産物の直売・加工等に係る女性・高齢者の参画や非農家・都市住民等との交流が促進された。	
	その他	< 加算措置の活用 > ・法人設立による担い手育成や担い手に対する農地集積を通じて、営農体制の整備が促進された。	
		加算措置 ・規模拡大 ・土地利用調整 ・耕作放棄復旧 ・法人設立（特定農業法人） （農業生産法人）	154【2】 ha 42 ha 2 ha 3 法人 17 法人

3 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況	・組織化等の担い手育成や農地集積等が進んできているが、担い手不足等が原因で取り組みが遅れている集落も存在する。 ・特産品開発や都市農村交流等ビジネス化の取り組みが新たに行われているが、まだ定着していない取り組みについては継続的な支援が必要である。 ・高齢化による農家減少に歯止めがかからない中で、若い担い手の確保や都市住民など外部からの多様な人材の参画が必要となっている。
(2) 交付金交付の効果等	・対策期間が5年間で、対策終期ごとに継続の可否を含めて見直し検討され、地域では制度の継続に不安があることから、将来にわたり安心して営農ができるよう、継続的・安定的な制度の構築が必要である。 ・小規模や高齢化の進んだ集落協定など体制整備単価に取り組めない協定では交付金の実質的に減額となっており、集落間の格差を広げている。交付単価を条件不利補正という制度趣旨に立ち返った単価水準とし、8割単価を撤廃する必要がある。

4 事項毎の評価結果

事項		評価
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		・マスタープランの策定は、集落の目指す将来像及び活動計画の明確化と目的意識の共有化等に有効であることから、すべての協定で作成するべきである。 ・マスタープランの策定にあたっては、情勢変化への対応や自律的發展を促すとともに、多様な集落の実情に即したものとなるようにする必要がある。 ・中間評価で要指導・助言と評価された協定については、集落との話し合いを進めた結果目標達成が見込まれる。
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項		・協定締結により耕作放棄防止の活動、水路・農道等の管理活動、多面的機能を増進する活動が適切に行われており、農業生産活動の継続に有効である。 ・高齢化に歯止めがかからない状況であることから、取組継続のための担い手確保の仕組みづくりが必要である。
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項		・農用地等の維持保全は制度の根幹であり、その目的を達成するためには農用地等保全マップは有効である。 ・体制整備に向けた取組事項と目標を設定したことにより、持続可能な営農体制づくり等多様な取組の実践開始に効果があった。 ・今後は、若い担い手の確保による法人化や多角化等による生産組織の経営発展、地域の新たなビジネスとしての定着化が必要。 ・集落連携や協定広域化等により、単独では継続が困難な小規模・高齢化集落への対応が必要。 ・都市住民の農村への理解や興味を深めるために、都市に向けた交流を促進する制度の仕組みが必要である。
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	・協定締結に向けた話し合いや協定活動の実施を通じて、集落コミュニティ機能の向上、多様な者の参画による活動の活発化などに効果がある。 ・集落の活性化を図るためには、集落内外の多様な者の参画が重要なことから、NPO等の団体や都市住民等の集落活動への参画促進や活動をサポートする仕組みが必要。
	その他	・営農体制整備の促進へ一定の効果はあったが、より加算措置を有効に活用するためには都市農村交流やビジネス化等の取組についてもメニュー化する必要がある。

5 総合評価結果

総合評価	評価区分
・本制度の実施は、農業生産活動による耕作放棄の発生防止のみならず、生産組織の設立等による営農体制整備や都市交流による集落の活性化など、持続可能な中山間地域農業の体制整備に効果があった。 ・制度の継続については、多くの集落協定及び市町村から制度継続の要望が上がっており、施策として地域に定着している。 ・高齢化による農家減少に歯止めがかからない中で、若い担い手の確保や都市住民など外部からの多様な人材の参画が必要となっている。そのため、集落を支援するNPOやボランティア団体等の活動をサポートする仕組みが必要である。	B

6 その他 (特徴的な取組事例)

市町村 協定名	新潟県上越市 清里区中山間地域等直接支払集落協定			
協定面積 193 ha	田 193	畑 0	草地 0	採草放牧地 0
交付金額 4,093 万円	個人配分 共同取組活動 49.4 %	組織運営等経費 農道・水路の維持管理経費 共同機械・施設維持管理経費、積立金 多面的機能増進活動	50.6 % 11.9 % 12.3 % 21.2 % 4.0 %	
協定参加者	173名			
取組内容	・12集落が連携し、広域として協定を締結。(12集落で1集落協定を締結) ・実行機関として平成18年に榑池地区農業振興会を設立し、平成19年には事務所として「榑池会館」を開設して職員を配置した。 ・広域活動は、集落推薦者を役員とし、交付金の広域活動に充てられる額は10a当たり2千円である。 ・育成段階ではあるが、専門部会を設置し自らの活動意識の醸成を図っている。			

市町村 協定名	新潟県糸魚川市 上根知集落協定			
協定面積 526 ha	田 526	畑	草地	採草放牧地
交付金額 1,109 万円	個人配分 共同取組活動 53 %	役員報酬 農道、用水管理出役費及び農道補修費 畦畔草刈り日当 農産物加工販売助成、多面的機能増進活動	47 % 3 % 23 % 16 % 11 %	
協定参加者	農業者 70人、特定法人 1社			
取組内容	○耕作放棄地の拡大防止・・・協定農地で耕作できなくなった農家の受け皿として、特定法人による利用権設定で耕作放棄地の拡大を防止する ○地場産農産物等の加工・販売・・・加工施設等で農産物等を加工し付加価値を高めた特産品づくりと高収入を目指す。(特産品：笹寿司、漬物、惣菜、歩荷そば)			

市町村 協定名	新潟県佐渡市 月布施集落協定			
協定面積 4.9 ha	田 4.9	畑	草地	採草放牧地
交付金額 101 万円	個人配分 共同取組活動 50 %	水路・農道の管理及び補修費 共同機械利用及び設備費 多目的機能増進活動費 役員手当・事務費	50 % 25 % 10 % 10 % 5 %	
協定参加者	農業者 15人、非農業者 4人			
取組内容	・NPO法人「棚田ネットワーク」や「NPOトキの島」との連携のもと、首都圏大学生など島内外のボランティアを受け入れ、年6回、耕作放棄地の復旧やビオトープづくりなどを実施している。整備したビオトープは、管理担当者を設置して維持管理を行っており、農地保全だけでなく、平成20年秋に放鳥されたトキのえさ場確保に貢献している。この活動を通じ、ボランティアとの継続的な交流も生まれ、集落の活性化につながっている。			

富山県最終評価結果書

1 実施状況の概要

(1) 交付市町村数	12								
(2) 協定数	332	うち集落協定	332	個別協定	0	】			
(3) 交付面積	4,611	ha	対象農用地面積	5,111	ha	交付面積率	90%	】	
			地目別面積内訳	田	4,573	ha	畑	38	ha】
				草地	0	ha	採草放牧地	0	ha】
(4) 交付金額	725,756	千円	うち共同取組活動分	500,725	千円	個人配分	225,031	千円】	

2 交付金交付の効果等

項目		効果等	
(1) 集落マスタープランに定めた取り組みべき事項		・平成20年度までに332協定(384集落)が締結され、そのすべての集落が目指す将来像とその実現に向けた活動計画である「集落マスタープラン」の作成を行っている。 ・集落マスタープランの作成より、集落の目指す目標が明確化し、着実に活動を実施することで、水路・道路の維持管理及び耕作放棄地の発生防止、多面的機能の増進、農業生産活動の向上が図られている。 ・農業者・非農業者が一体となり共同作業を行うなど集落内での連携強化により、集落の活動力が向上し集落維持や集落の活性化につながっている。 ・中間年評価(平成19年度まで)において活動の取り組みに課題のあった27集落については、市町および関係機関の連携による指導・助言を行ったことにより、平成20年度末までに19集落は改善が図られている。 ・残りの8集落について、引き続き、活動が達成されるよう市町等の関係機関と連携し、推進指導を行うこととしており、平成21年度末までに達成を目指してしる。	
		要指導・助言協定数(H19中間年評価時点)	27協定
		上記のうち	
		・21年度までの目標達成が見込まれる協定数	27協定
		・引き続き、指導・助言が必要な協定数	0協定
(2) 農業生産活動等として取り組みべき事項	耕作放棄の防止等の活動	・平成20年度までの交付面積は、4,611haとなっており、耕作放棄地は発生していない。なお、農振農用地区域への編入が3ha、既耕作放棄地の復旧を1ha実施している。 ・農地の法面管理、既耕作放棄地の復旧等を着実に実施することにより、その他協定に含まれていない耕作放棄地においても自主的に管理され、集落全体の管理レベルが向上し、協定集落周辺の耕作放棄地発生の抑制、農作業環境の保全が図られている。 ・高齢化等に伴い耕作放棄が危惧される農用地においては、各集落内で参加者による協議を行い利用権の設定や農作業受委託を行うことにより耕作放棄地発生の抑制が図られている。 ・集落の意向調査では、本制度の実施により耕作放棄地の増加を防止する効果について、「非常に大きな効果がある」は51.2% 「それなりの効果がある」は47.9%となっている。 また、制度に取り組みない場合は、「耕作放棄される農地が1割以上増加する」が90%以上となっており、制度により耕作放棄の増加が防止されている。 (H19中間年評価アンケートより)	
		交付金交付面積	4,611ha
		農振農用地区域への編入面積	3ha
		既耕作放棄地の復旧面積(H20年度実績)	1ha

(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	水路・農道等の管理活動	・全332協定において、水路・道路の管理活動が集落協定に義務付けられており、全集落で話し合いが活発になるなど着実に取り組みが実施されている。協定参加者による草刈りや江ざらい等の活動により、水路の管理延長2,474km 道路の管理延長1,068kmが適切に管理されている。 ・集落全体での水路・道路の管理に係る年間の作業回数は、協定締結前と比べて、80%近い集落で増えており、平均1～3回/年増えている。 ・145集落協定で交付金を水路・道路の補修費等に使用されており、農業施設管理が適切に行われることにより、農作業環境の改善が図られ、良好な営農活動が行われている。 ・非農家の協力を得て実施している集落もあり、管理活動が交流の場となり、施設管理意識が高まるとともに、農業に対する誇りも醸成され、生産意欲の維持・増進が図られている。	<table><tr><td>水路の管理延長</td><td>1,374</td><td>km</td></tr><tr><td>道路の管理延長</td><td>1,068</td><td>km</td></tr></table>	水路の管理延長	1,374	km	道路の管理延長	1,068	km
	水路の管理延長	1,374	km						
道路の管理延長	1,068	km							
	多面的機能を増進する活動	・全332協定において、周辺林地の下草刈り、景観作物の作付など、多面的機能を増進する活動が集落協定に義務付けられており、周辺林地の下草刈りが112ha、景観作物の作付けが38.4ha、都市農村交流活動として市民農園の開設(1.6ha)、棚田オーナー制度(1.7ha)など実施されている。 ・周辺林地の下草刈りをはじめ棚田オーナー制度、市民農園の開設、景観作物の作付等を実施することにより、非農家との交流を通じて生産者としての「誇り」や「やりがい」が醸成されるとともに、農地および周辺林地等の農村景観の保全および形成、また土壌浸食等による土砂災害の抑制が図られている。 (集落意向調査では、「景観の保全」26.1% 「災害の抑制」24.1% : H19中間年評価アンケートより) ・また、鳥類等の餌場の確保として50集落協定で実施され、冬期間の鳥類の餌場が確保されたことにより自然生態系の保全が図られている。(集落意向調査では、「自然生態系の保全」24.1% : H19中間年評価アンケートより)	<table><tr><td>周辺林地の下草刈り</td><td>112</td><td>ha</td></tr><tr><td>都市農村交流(市民農園の開設、棚田オーナー制等)</td><td>3</td><td>ha</td></tr></table>	周辺林地の下草刈り	112	ha	都市農村交流(市民農園の開設、棚田オーナー制等)	3	ha
	周辺林地の下草刈り	112	ha						
都市農村交流(市民農園の開設、棚田オーナー制等)	3	ha							

(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	農用地等保全マップ	・「自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備」の取り組みについては、222協定（289集落）が締結されており、その全ての協定において、農用地等の保全マップが作成されている。 ・農用地等保全マップの作成により、保全すべき農用地、農業施設が明確化されたことにより、協定参加者全員が把握でき、活動に対する意識統一や意欲の向上が図られ、計画的に活動が取り組まれている。														
	A要件	機械・農作業の共同化においては、99集落協定415ha(協定認定時に比べて263ha)において取り組まれており、共同作業を通じ、推進意識の向上やコスト・農作業労力の軽減が図られている。 高付加価値型農業の実践として、4集落協定において「合鴨による除草を活用した有機栽培」(2ha)などで取り組まれており、有機栽培等の拡大が図られている。 認定農業者については、8集落協定において12人が育成されたほか、新規就農者が13集落協定において5人確保されたことにより、地域農業の担い手確保が図られている。 担い手への農地集積（農作業の受委託を含む）は、22集落協定70ha(協定認定時に比べて17ha)で実施され規模の拡大が図られている。 87集落協定において非農家384戸、他集落3集落と連携して取り組みしており、草刈りや水路補修などの共同活動を通じ農業活動の継続的な維持のための体制づくりが図られている。また、地域においての農用地等の保全や景観に対する意識の向上により、集落活動の活性化が図られている。														
		機械・農作業の共同化 高付加価値型農業の実践 認定農業者の育成 新規就農の確保 担い手への農地集積（農作業の受委託を含む） 非農家・他集落等との連: ・集落数	<table><tr><td>263</td><td>ha（増分）</td></tr><tr><td>2</td><td>ha</td></tr><tr><td>12</td><td>人</td></tr><tr><td>5</td><td>人</td></tr><tr><td>17</td><td>ha（増分）</td></tr><tr><td>384</td><td>戸</td></tr><tr><td>3</td><td>集落</td></tr></table>	263	ha（増分）	2	ha	12	人	5	人	17	ha（増分）	384	戸	3
	263	ha（増分）														
2	ha															
12	人															
5	人															
17	ha（増分）															
384	戸															
3	集落															
B要件	・62集落協定において集落営農組織の育成754ha(協定認定時に比べて315ha)に取り組んでおり、で共同化の推進や農業生産活動の体制整備が図られている。また、3組織が法人化するなど、農業の低コスト化へ向けた効率化や農作業労力の軽減が図られている。 ・担い手集積については37集落協定472ha(協定認定時に比べて116ha)で集積化に取り組んでおり、効率的な農作業の推進や生産性の向上が図られている。															
	集落営農組織の育成 担い手集積化	<table><tr><td>315</td><td>ha（増分）</td></tr><tr><td>116</td><td>ha（増分）</td></tr></table>	315	ha（増分）	116	ha（増分）										
315	ha（増分）															
116	ha（増分）															
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	・参加者同士で、将来を見据えた地域農業の話し合いの場が持たれ、集落活動の維持・活性化が図られている。 また、話し合いの回数の増加にともない、集落（地域）の一体感・連帯感が醸成され、女性・高齢者活動の活性化の契機となり、その他の地域活動への参加・展開にもつながっている。 ・集落への意向調査では、集落や地域の活動維持・活性化を促す効果があると回答しているのが、96.7%にのぼっており、協定締結後に話し合い活動が活性化したと答えているのが、83.8%ある。具体的に、話し合いの回数についても、協定締結前と比べて話し合いの年間回数は、「1～3回増えた」集落が57.8%と最も多く、次いで「4～6回増えた」が20.5%となっており、84.6%の集落で増加している。 （：HL9中間評価アンケートより） ・14集落協定においては棚田オーナー制度や市民農園の開設など取り組まれており、都市住民と連携した農業活動により地域間交流が深まり、都市住民の農業への関心が高まっている。														
	その他	・7集落協定で規模拡大加算面積が64ha、13集落協定で土地利用調整加算面積137haで拡大が図られている。 ・規模拡大や土地利用調整加算に取り組むことで農作業の受委託等が推進され、安定した農業生産活動が維持されている。 また、3法人設立され、営農活動の中心として地域農業へ貢献している。														
	加算措置 ・規模拡大 ・土地利用調整 ・耕作放棄復旧 ・法人設立（特定農業法人） （農業生産法人）	<table><tr><td>64</td><td>ha</td></tr><tr><td>137</td><td>ha</td></tr><tr><td>0</td><td>ha</td></tr><tr><td>2</td><td>法人</td></tr><tr><td>1</td><td>法人</td></tr></table>	64	ha	137	ha	0	ha	2	法人	1	法人				
64	ha															
137	ha															
0	ha															
2	法人															
1	法人															

3 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況	・集落維持や定住促進の観点から、ＵＩターンなど農業者以外の新規定住者の住宅用地の転用に関して、交付金の返還対象を当該転用農地に限定するなど、運用の改善が必要と考える。 ・協定未締結の集落については、「高齢化等による継続が困難」などの理由から本制度を活用することが困難な状況にあり、改善が必要である。 ・小規模、高齢化集落は、農業生産活動のコスト・労力の負担増となり、農業生産活動や集落機能の維持が困難となっていることから、特に本制度への取組みが困難になっている。
(2) 交付金交付の効果等	・集落協定に基づく共同取組活動により、耕作放棄地の発生防止や集落及び地域の活性化に効果を上げているが、農業生産活動の維持や担い手不足、農業者の高齢化などに対応した農業生産活動および集落機能の維持や耕作放棄地の発生防止には支援が必要不可欠であり、継続の要望が強い。

4 事項毎の評価結果

事項	評価
(1) 集落マスタープランに定めた取り組みべき事項	・集落マスタープランの作成により、集落の目指す目標が明確化されるとともに、農業者・非農業者が一体となり共同作業により集落内での連携強化、体制が確立したこと、また、目標の達成状況を確認できることからマスタープランの作成効果が認められ、有用であった。 ・中間評価において要指導・助言とされた集落協定については、達成に向けて話し合いの充実や活動内容の再検討を行い、改善されており、有用であった。
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	・耕作放棄の防止活動として、農地の法面管理に取り組むなど、耕作放棄地の抑制や農作業環境の保全が図られており、有用であった。 ・水路・道路等の管理活動として、管理にかかる年間の作業回数が平均1～3回/年増加し、農業施設管理が適切に行われているとともに、良好な営農活動が推進されており、有用であった。 ・多面的機能の発揮の活動として、非農家・他集落との連携などに取り組み、共同活動を通して農用地の保全・形成や集落活動の活性化が図られており、有用であった。
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	・生産性・収益向上活動として、機械・農作業の共同化に取り組むなど、生産コストや農作業の労力の軽減が図られており、有用であった。 ・担い手確保の活動として、新規就農者の確保や担い手への農地集積・農作業の受委託に取り組むなど、担い手の確保や集積化が促進されており、有用であった。 ・その他、担い手集積化に取り組むことで、効率的な農作業の推進が図られており、有用であった。
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化 ・集落内での話し合いの場が多く持たれ、集落（地域）の一体感や連帯感が醸成され、その他の地域活動の参加者が増えるなど、集落活動の維持・活性化が図られており、有用であった。 ・都市住民と連携した農業活動を行い、地域間交流が深まり、農地保全などに対する都市住民の関心が高まっており、有用であった。
	その他 ・農業生産法人等が3法人設立されるなど、協定集落を含めた地域全体で、法人化の機運が高まるとともに、集積面積の増加により、安定した農業生産活動が維持され営農活動の中心となっている事から有用であった。

5 総合評価結果

総合評価	評価区分
・県内12市町において集落協定に基づく活動により、耕作放棄地の発生防止、集落機能の維持、景観の保全、都市農村交流による地域の活性化、地域や集落の連帯感の向上といった様々な効果を発揮している。特に、耕作放棄地については、協定面積内において発生していない。 ・中間年評価時に実施したアンケート調査においても、回答者の99%が「耕作放棄地の増加を防止する効果がある」、また、市町村及び集落の代表者の90%が「集落協定がない場合は、耕作放棄地が増加する」と指摘しているように、集落等から高い評価を得ている。 ・このように、中山間地域において農業生産活動を維持するためには本制度は必要不可欠となっていることを踏まえると、本制度は大いに評価できるものであり、継続して実施すべきである。 ・しかしながら、中山間地域においては、制度創設時と比べて、過疎化・高齢化が更に進行し、農産物価格の低迷など農業を取り巻く情勢も一層厳しくなっているため、これらの実情を考慮し、地域が取り組みやすい制度設計とする必要がある。 ・本制度の実施により、中山間地域が活性化しているものの、次期対策において「農業の生産条件に関する不利を補正する」ことを目的としている限りでは、活動要件のハードルを上げざるを得ない可能性が高い。しかしながら、中山間地域の実情を鑑みると、単純にハードルを上げることは困難な状況にあり、現行の制度では、限界にきている感がある。 ・このため、次期対策の制度設計にあたり、現在、活動中の集落が引き続き取り組みが可能であり、かつ、協定未締結集落においても取り組みが可能な枠組みとすることを念頭に置き、農業生産コストのみならず、中山間地域における定住の促進などの別の観点も取り入れて、本制度がどうあるべきか検討・拡充すべきである。 【具体的に検討すべき項目】 協定農用地の転用における運用の改善 現行制度では、新規就農者の住宅用地を除き、新規定住者への住宅用地にかかる農地転用は集落協定違反となり、協定農用地のすべてに係る交付金の返還が求められるが、集落維持や定住促進の観点から、農業者以外の新規定住者についても新規就農者と同様に当該農用地に限定する。 集落協定に基づく活動要件の緩和 協定に記載されている活動において、一部の面積でも達成できなかった場合は、集落協定面積全体の交付金を遡及返還することとなっているが、集落の過疎化・高齢化が更に進行している状況を踏まえ、未達成面積の割合が協定全体面積に対して小さい場合は、当該面積のみを交付金返還の対象とする。 小規模・高齢化集落支援に対する加算単価要件の拡充 小規模・高齢化集落の支援のために、「小規模・高齢化集落支援モデル事業」があるが、集落連携促進協議会の設立や個別協定の締結などの条件整備のハードルが高く、適用が困難であるため、中山間地域等直接支払い制度の中で、協定締結集落の加算単価要件に小規模・高齢化集落への出張支援に対する活動を新たに拡充する。	A
(備考)	

6 その他(特徴的な取組事例)

別添のとおり

<都市住民との交流に取り組んでいる事例>

地区の活力を高めて明日の村作り

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	高岡市西広谷集落協定 ^{にしひろたに}			
協 定 面 積 10.1ha	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
	水稻			
交 付 金 額 212万円	個人配分			25%
	共同取組活動 (75%)	農業生産活動費		36%
		水路・農道等維持管理費		28%
		多面的機能増進活動費		11%
協定参加者	農業者36人、非農業者6人			

2. 取組に至る経緯

当集落においては、農業者の高齢化、核家族化の進行による若者の農業離れが年々増加の一途をたどっていることから、農家人口の減少が予想されている。今後、10年～15年先を見据えた場合、限界集落化も考えざるを得ないこともあり、早急な対策が必要ということでは、集落全体の共通認識となっていた。

そこで、今後の農業を継続していくに当り、農業技術、炭焼きや獅子舞等の集落の伝統文化について親から子、子から孫の枠を超えて集落全体で次世代に引き継いでいくなど、協働の意識を高めることを目指し、集落協定を締結することとした。

3. 取組の内容

若者を地域に定着させるには、遊び心を取り入れた活動やものづくりを通しての都市農村交流などが有効であることから、炭焼き、獅子舞、郷土料理等の伝統的産業や文化を継承する活動を行っている。この中で、新たな風を呼び込む契機とするため、市広報誌等により情報発信し、広く一般市民の参加を得て炭焼き体験等のイベントを行っている。

また、地元の小学生と一緒に炭焼き体験や地元の食材や炭を使っの食育を重視し、毎回趣向を凝らした料理を作ったり、里山散策などの自然観察、山野草を使っのリース作り等を行っている。



都市住民との炭焼き体験



地元小学生とのリース作り

[集落の将来像]

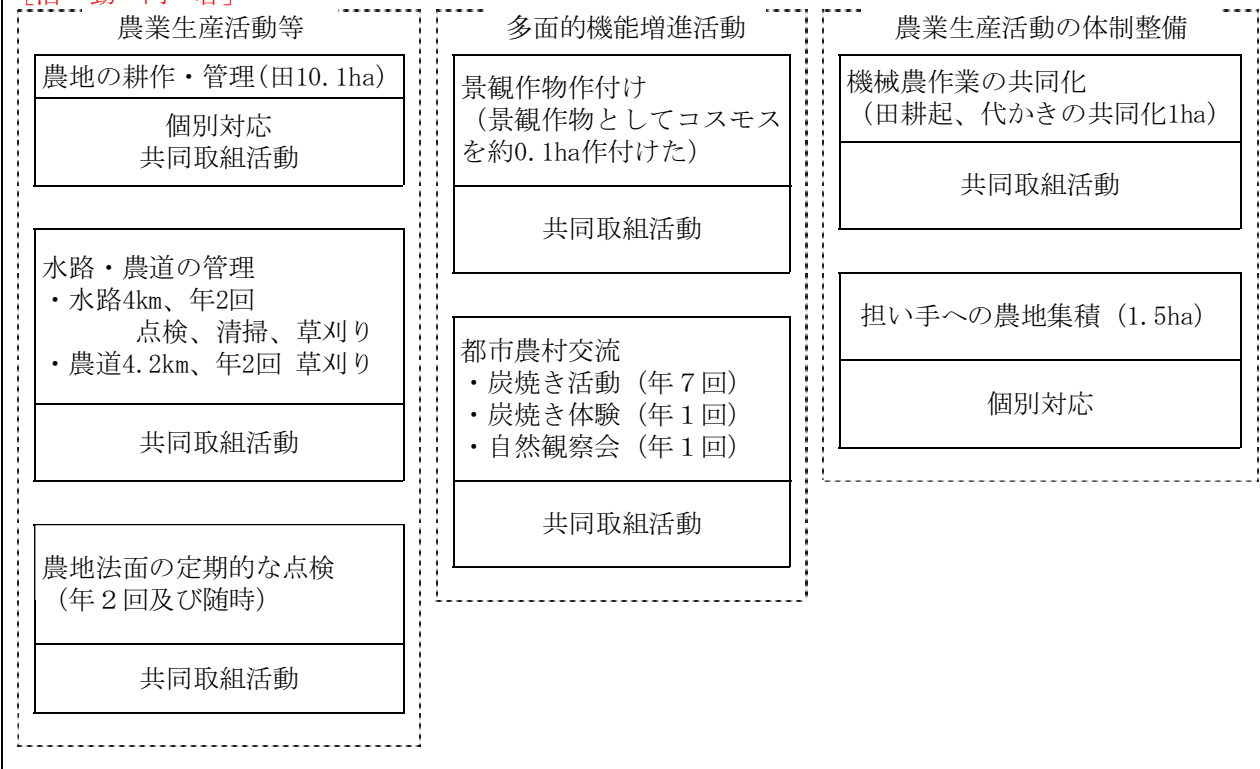
集落全体の総意の下、集落が一体となり、老若男女が活動に参画し、知恵とやる気で集落全体の意気を高め、集落が活気づく“ひろたん”を目指し、若者の定着を図る。

※“ひろたん”とは、当西広谷地区の愛称であり、地区住民は自らの地区をこのように呼んでいる。

[将来像を実現するための活動目標]

農業従事者が減少してきているため、集落の再編を目指して農業機械の共同利用の促進、担い手への農地集積、地域の特産品作り、さらには、一般市民や学校生との都市農村交流活動などの実践を通じて地域の活性化を図る。

[活 動 内 容]



4. 取組による変化と今後の課題等

集落の農業従事者が減少しているにもかかわらず、集落が結束して活動を行うことにより、地域の農業が守られている。また、都市住民との交流を通じ地域の魅力を再発見できたことにより、若い人たちの中にも自分たちの集落は自分たちで守るという意識が育ってきており、共同作業やイベント等への参加者が増えている。

しかしながら、米価の下落や肥料の高騰という農業を取り巻く環境が悪化していく中では、農用地を維持・管理して耕作放棄地の発生防止に努めるのはますます難しくなることが予想されるため、より強い農業生産体制を整備していくことが課題となっている。

[平成20年度までの主な成果]

○機械農作業の共同化の推進	田耕起、代かきの共同化(0ha→2.5ha)
○担い手への農地集積	0.8ha→2.2ha
○学校教育等の連携	自然観察会及び炭焼き体験等の交流
○地域間を越えた交流	炭焼き体験
○景観作物の作付け	コスモス作付け(0.12ha)

<耕作放棄地の復旧に取り組んでいる事例>

集落ぐるみで実施した災害対策及び耕作放棄地の解消

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	砺波市 ^{せりだに} 芹谷集落協定			
協 定 面 積 5.4ha	田（100%）	畑	草地	採草放牧地
	水稻・蕎麦	—	—	—
交 付 金 額 113万円	個人配分			3 0 %
	共同取組活動 （ 7 0 %）	集落各担当者活動経費（役員報酬）		5 %
		農業生産活動費		5 %
		農業施設維持管理費		1 9 %
		多面的機能増進活動経費		3 3 %
		体制整備活動経費		8 %
協 定 参 加 者	農業者 24人、非農業者8人			

2. 取組に至る経緯

芹谷集落は、砺波市の中心部から東へ約7km、梅檀野地区南西に位置している。

集落内には、傾斜が大きく作業効率の悪い農地が多く、本事業取組前にあった集落内の耕作放棄地は、その原因のほとんどが高齢化による離農が原因であった。

今後、農業者の高齢化、離農によるさらなる耕作放棄地の増加が懸念されていたことから、集落協定を締結、交付金制度を活用し、集落内の農業者・非農業者が連携し、共同活動による農道・水路の保全・改修、耕作放棄地の解消に取り組むこととなった。

3. 取組の内容

- ・地域マップを作成し、農道・用排水路・傾斜面の計画的な保全・改修活動を実施して災害発生防止に努めている。
- ・集落内の農業者・非農業者が連携して、耕作放棄地を水田へ復旧するとともに、集落で管理することを集落常会等において周知徹底を図り、耕作放棄地の解消を実施している。



耕作放棄地の復旧作業（代掻き）



用排水路の改修工事

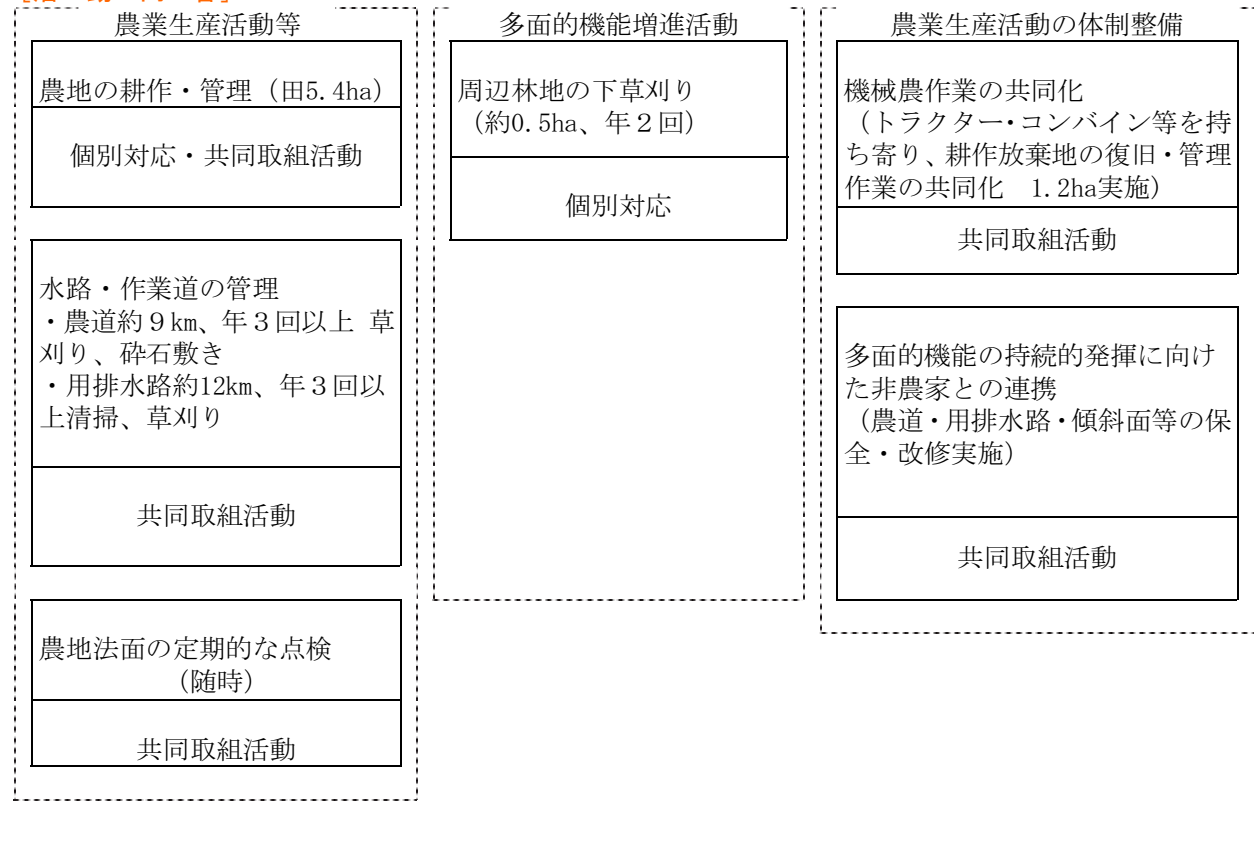
[集落の将来像]

- 集落内農業者の高齢化・離農に対応するため、農道・用排水路の改修・保全等を、非農業者を含めた集落住民の共同取組活動により実施、耕作放棄の防止に努める。

[将来像を実現するための活動目標]

- 農道・林地・法面の一体的な改修・保全の実施。
- 集落協定参加者の共同取組活動による耕作放棄地の発生防止。

[活 動 内 容]



4. 取組による変化と今後の課題等

- ・農道・用排水路・傾斜面等の保全・改修の取組みの実施にあたり、常会等でそのメリットを説明することにより、非農業者をはじめ、多くの集落住民に参加してもらうことができた。
- ・集落内の耕作放棄地を、水田・転作田・自家菜園へ復帰させることができた。
- ・台風・大雨等災害時に、農道・用排水路・傾斜面等の巡回が行われるようになった。

[平成20年度までの主な成果]

- 集落常会等での話し合いの活発化
- 地域マップの作成による、農道・用排水路・傾斜面の計画的な保全・改修活動実施、災害発生防止
- 非農業者を含めた、集落住民による一体的活動 農業施設の維持・管理
 - ・非農業者8名と連携して、耕作放棄地の復旧や水路の清掃、農道の草刈りを実施（農道約9km、用排水路約12km）
- 耕作放棄地の解消
 - ・トラクター・コンバイン等を持ち寄り、水田・転作田・自家菜園等へ復旧（H20実績1.2ha）

石川県最終評価結果書

1 実施状況の概要

(1) 交付市町村数	16								
(2) 協定数	420	【うち集落協定	415	個別協定	5	】			
(3) 交付面積	3458 ha	【対象農用地面積	5147 ha	交付面積率	67%	】			
		【地目別面積内訳	田 :	3392 ha	畑 :	62 ha	】		
			草地 :	5 ha	採草放牧地 :	0 ha	】		
(4) 交付金額	512619 千円	【うち共同取組活動分 :	312715 千円	個人配分分 :	199904 千円	】			

2 交付金交付の効果等

項目		効果等
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		集落の将来像を実現するための5年間の具体的な工程と目標を立てること で、目前の課題を集落全体が共有化し、継続的な生産基盤の維持管理や集落 活動の活性化が図られる等、計画的にステップアップが図られている。
		要指導・助言協定数 49 協定 上記のうち ・ 21年度までの目標達成が見込まれる協定数 37 協定 ・ 引き続き、指導・助言が必要な協定数 12 協定
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	耕作放棄の防止等の活動	賃借権の設定や農作業の委託の促進、草刈り等による法面管理、鳥獣害防 止等に取り組んだ結果、農振農用地区域への編入面積及び耕作放棄地の復旧 面積が増加しており、耕作放棄地発生抑制、農用地としての維持、災害の 未然発生防止等の効果が図られるだけでなく、農地管理及び営農に対する集 落の意識が向上している。
		交付金交付面積 3458 ha 農振農用地区域への編入面積 75 ha 既耕作放棄地の復旧面積 0 ha
	水路・農道等の管理活動	水路や道路を管理する上で、締結前に比べて管理作業回数が増加してお り、生産基盤の維持管理、施設の常時管理による延命化等の効果が現れてい る。
		水路の管理延長 933 km 道路の管理延長 802 km
	多面的機能を増進する活動	周辺林地の下草刈りや棚田オーナー制度の実施、女性の活躍による景観形 成作物の作付け等多面的機能の増進活動を行ったことにより、良好な景観が 形成され、これらの活動が集落を活性化させる契機となっている。
		周辺林地の下草刈り 46 ha 都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等） 1 ha

(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	農用地等保全マップ	保全する農用地や維持する農道・水路等が明確化されることにより、集落全体が共同活動を行っていくための契機となっており、管理意識の向上に繋がっている。	
	A要件	機械・農作業の共同化等を実施してきたことにより、作業の効率化が図られている。 担い手への集積が促進された結果、生産効率が向上している。 非農家等と連携して地域ぐるみで多面的機能の増進活動を行った結果、集落内の結束が高まっている。	
		機械・農作業の共同化 高付加価値型農業の実践 認定農業者の育成 新規就農の確保 担い手への農地集積（農作業の受委託を含む） 非農家・他集落等との連携	増加分（ 276 3 24 6 77 301 2
	B要件	集落営農組織の育成及び担い手への農地集積に取り組むことにより、機械の共同利用の受益面積が増加して作業効率が向上した。さらに、利用権設定が促進され、担い手が農地利用に対して積極的となり、農用地を維持保全する意識が高まっている。	
集落営農組織の育成 担い手集積化		増加分 86 84	ha ha
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	協定を締結している集落からは、集落活動の維持・活性化を促す効果があると答えたのが94% また集落の将来や共同作業、機械等の共同利用、作業の受委託等の話し合いが活発化していると答えたのが78%となっている。特に話し合いをきっかけに、集落内の団結が高まり、祭り等の伝統行事の復活、または景観作物の作付けや地場産農産物の加工販売への取り組みに対する女性や高齢者の意欲向上等の効果も現れている。	
	その他	規模拡大や土地利用調整等の加算措置の要件に取り組んでいる協定においては、集落全体の農用地の管理意識や耕作意欲が向上している。	
		加算措置 ・ 規模拡大 ・ 土地利用調整 ・ 耕作放棄復旧 ・ 法人設立（特定農業法人） （農業生産法人）	7 11 0 0 0

3 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況	高齢化が進む集落では、病気や体力の衰えの不安等により、農業生産活動を5年間継続することに確信が持てない状況にある。このため、5年間の継続が不可能となった場合等の遡及返還条件の緩和が必要である。 集落では、農地の傾斜の緩急に関係なく、集落内全農地を一体として管理し、営農活動に取り組んでいることをふまえ、対象農用地要件の拡充が必要である。 農地転用の制限がUターンの転入の障害となっており、将来の担い手を確保するためにも要件緩和が必要である。 直接支払の対象となりながら、過疎・高齢化等により取り組むことができない集落に対し、周辺集落や企業、NPO等が支援する活動を促進させるため、これらの仲介、斡旋を行う活動に対する支援が必要である。
(2) 交付金交付の効果等	交付金の交付単価については、経済的、社会的条件の時代変化から、平地との生産条件格差の拡大を感じている集落が多くある。また、対象農用地から水源であるため池等までの水路等については、平地に比べ維持管理する延長が長く、集落の負担が大きくなっている。このため、中山間地域の多面的機能維持の経済価値を評価したうえで、単価設定の妥当性について検討する必要がある。

4 事項毎の評価結果

事項	評価
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項	集落マスタープランを作成することによって、将来のビジョンを定め、具体的かつ計画的に5年間の活動を段階的に実施していることは、継続的な生産基盤の維持管理や集落活動の活性化、または耕作放棄地の未然防止に繋がっており、有効である。 また、要指導の協定については、市・町による現地指導の周知徹底が図られたことにより、徐々にではあるが、目標達成見込みの集落が増えてきている。
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	農業生産のための基礎活動においては、農用地や施設の維持保全、管理意識や営農意欲の向上等の効果が現れており、有効である。
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	体制整備活動については、機械・作業の共同化や担い手へ農地集積等生産効率を上げる活動により、生産性や農業所得は向上し、また、集落内の非農家との連携活動にも取り組まれていて、集落内の結束が高まっており、有効である。しかし、中山間地域をさらに活性化させていくためにも、地場産農産物等の加工販売や集落営農組織の育成、都市住民や子供達との新たな交流を求める活動等、積極的に農地を利活用していくための活動が重要である。
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化という点では、協定を締結することによって、集落内の話し合いがこれまでより活発となって営農や管理に対する意識が向上していることから、有効である。
	加算措置の規模拡大や土地利用調整等にて、積極的に取り組む集落では、管理意識や営農意欲向上等の効果が現れているが、県全体で取り組むことができる状況の集落が少ないことから見ても、より取り組みやすい内容とする必要があると思われる。

5 総合評価結果

総合評価	評価区分
中山間地域等直接支払制度に取り組む集落では、集落機能が活性化し、農地や水路等が良好に維持管理されていることや、セミナー、フォーラムやホームページを通じ、県民の理解も深まっていると考えられることから、同制度は、中山間地域の農業振興に寄与するだけでなく、多面的機能の維持にも非常に効果的であり、今後とも、制度を継続することが重要である。 しかし、交付対象となりながら、制度に取り組めない集落もある実情をふまえ、より取り組みやすい制度となるよう対象要件を緩和する等の改善を要望する。	A

6 その他（特徴的な取組事例）

本県では、下記のように地域ブランドを活用し、地域の教育機関や都市住民との交流を通じて、中山間地域の活性化につなげており、今後このような活動を進展させていきたいと考えている。

事例 【学童農園を通じ集落と地域の繋がりを持つ】

交付金を集落だけでなく、地域の子供達のためにも使いたいと考え、地元小学校と連携を図り、学童農園を設置する事に決定した。交付金を活用（子供達の保険料等）して、小学生40人と種まき、ナス、ピーマン等の苗の定植、及びサツマイモの収穫祭を行い、地域住民との交流を図った。

事例 【地域ブランドを利用して都市住民と交流を図る】

地域ブランドを利用して都市住民との交流を図るため、ごぼう祭の開催、ボランティアによる種植え・収穫体験、ごぼう券の配布、空き家を利用した学生との交流会、農家レストランでのごぼう料理の提供等の活動を通じて地域の活性化につなげている。さらには、ごぼうの葉を利用したうどん、クッキー、アイス、まんじゅう、焼き麩、そうめん、真空パックの七日炊きごぼう等を加工食品会社と連携し一年中ごぼうが楽しめる商品を開発し農業所得の向上につなげている。

事例 【地域ブランドと担い手の育成】

神子原米と担い手の育成に向けた農業生産基盤の整備

・農地法面、水路、農道などの補修、改良。農地と一体となった周辺隣地の草刈り、灌木の抜根。

・地場産農産物等の加工・販売、ブランドづくりに向けた棚田オーナー制度の実施。

・認定農業者の育成・確保。

福井県最終評価結果書

1 実施状況の概要

(1) 交付市町村数	17								
(2) 協定数	303	【うち集落協定	300	個別協定	3	】			
(3) 交付面積	2290 ha	対象農用地面積	2781 ha	交付面積率	82%	】			
		【地目別面積内訳	田 :	2205 ha	畑 :	84 ha	】		
			草地 :	0 ha	採草放牧地 :	0 ha	】		
(4) 交付金額	374092 千円	【うち共同取組活動分 :	232934 千円	個人配分分 :	141158 千円	】			

2 交付金交付の効果等

項目		効果等
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		5年間の活動計画により、集落の将来像を協定参加者で共有化することができた。これは計画的に目標に向かって活動することにも繋がっている。しかし、一方で、高齢化や鳥獣被害の増加などにより、協定締結時に描いた集落マスタープランと状況が大きく変化し、当初計画の実施が困難な集落も存在する。
		要指導・助言協定数 72 協定 上記のうち ・21年度までの目標達成が見込まれる協定数 52 協定 ・引き続き、指導・助言が必要な協定数 20 協定
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	耕作放棄の防止等の活動	多くの集落で、法面管理や鳥獣被害防止対策の活動に交付金が活用されている。これらの活動に共同で取り組むようになったことによって、耕作放棄の防止に大きく効果があつた。 また、耕作できなくなった農用地を集落で管理するようになるなど、耕作放棄の発生防止に努めている。
		交付金交付面積 2290 ha 農振農用地区域への編入面積 7 ha 既耕作放棄地の復旧面積 1 ha
	水路・農道等の管理活動	水路・農道等の管理は、集落協定に基づいて活動することでより活発に実施されるようになった。また、個別に実施していたものが集落ぐるみで行われるようになり、集落で守るという連帯感が生まれた。 集落の中には、協定農用地内だけでなく、集落全体の水路・農道等の管理が活発になったという例もある。
		水路の管理延長 812 km 道路の管理延長 621 km
	多面的機能を増進する活動	多くの集落が周辺林地の下草刈りに取り組んでおり、この活動は景観向上だけでなく、山ぎわの見通しをよくすることで鳥獣被害の防止に効果が見られている。 また、都市住民との交流など、中山間地域の持つさまざまな多面的機能が発揮されている。
		周辺林地の下草刈り 77 ha 都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等） 10 ha

(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	農用地等保全マップ	集落協定に位置づけた共同取組活動について情報を共有化できるようになり、計画的に作業できるようになった。 また、市町の方では、集落の活動状況把握や指導に活用できる。																								
	A要件	主に機械・農作業の共同化に取り組まれており、農業生産活動の共同意識が高まっているほか、効率化・低コスト化にも繋がっている。また、農道や水路の管理や鳥獣被害防止対策などに非農家や他集落と連携して取り組まれており、農地が農業者だけの者ではなく、集落で守るという意識も芽生えてきている。 その他の活動としては、集落内の女性や子どもが参加できるイベントの実施や、都市住民との交流にも繋がっている。 <table><tr><td>機械・農作業の共同化</td><td>増加分（</td><td>以外）</td></tr><tr><td>高付加価値型農業の実践</td><td>123</td><td>ha</td></tr><tr><td>認定農業者の育成</td><td>91</td><td>ha</td></tr><tr><td>新規就農の確保</td><td>6</td><td>人</td></tr><tr><td>担い手への農地集積（農作業の受委託を含む）</td><td>2</td><td>人</td></tr><tr><td>非農家・他集落等との連携</td><td>123</td><td>ha</td></tr><tr><td></td><td>160</td><td>戸</td></tr><tr><td></td><td>25</td><td>集落</td></tr></table>	機械・農作業の共同化	増加分（	以外）	高付加価値型農業の実践	123	ha	認定農業者の育成	91	ha	新規就農の確保	6	人	担い手への農地集積（農作業の受委託を含む）	2	人	非農家・他集落等との連携	123	ha		160	戸		25	集落
	機械・農作業の共同化	増加分（	以外）																							
高付加価値型農業の実践	123	ha																								
認定農業者の育成	91	ha																								
新規就農の確保	6	人																								
担い手への農地集積（農作業の受委託を含む）	2	人																								
非農家・他集落等との連携	123	ha																								
	160	戸																								
	25	集落																								
B要件	営農組織の育成や担い手の育成により、農業のあり方が変化してきており、より安定した農業生産活動が実施されるようになった。 <table><tr><td>集落営農組織の育成</td><td>増加分</td><td></td></tr><tr><td>担い手集積化</td><td>86</td><td>ha</td></tr><tr><td></td><td>100</td><td>ha</td></tr></table>	集落営農組織の育成	増加分		担い手集積化	86	ha		100	ha																
集落営農組織の育成	増加分																									
担い手集積化	86	ha																								
	100	ha																								

(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	集落協定の内容についての話し合いや共同の活動が増えることで、集落内の連帯感が強化された。また、交付金を活用したさまざまな活動・イベントなどが実施され、集落活動が活性化し、非農家や他集落との連携にも効果が見られる。 一方で、規模の小さな集落では、あまり集落機能に変化が見られない状況もある。											
	その他	交付金を活用してさまざまなイベントなどが実施された結果、集落内の女性や子どもたちも参加する機会が増えたという集落も見られる。 <table><tr><td>加算措置</td><td></td></tr><tr><td>・ 規模拡大</td><td>33 ha</td></tr><tr><td>・ 土地利用調整</td><td>21 ha</td></tr><tr><td>・ 耕作放棄復旧</td><td>1 ha</td></tr><tr><td>・ 法人設立（特定農業法人）</td><td>2 法人</td></tr><tr><td>（農業生産法人）</td><td>3 法人</td></tr></table>	加算措置		・ 規模拡大	33 ha	・ 土地利用調整	21 ha	・ 耕作放棄復旧	1 ha	・ 法人設立（特定農業法人）	2 法人	（農業生産法人）
加算措置													
・ 規模拡大	33 ha												
・ 土地利用調整	21 ha												
・ 耕作放棄復旧	1 ha												
・ 法人設立（特定農業法人）	2 法人												
（農業生産法人）	3 法人												

3 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況	耕作放棄の発生防止には高い効果が見られる。しかし、農地の地理的条件やリーダー・後継者不足など集落の状況に応じ、共同活動の内容や成果には大きな差がある。 今後はより前向きな活動を実施する集落の支援を強化することも必要だが、高齢化・過疎化の進む中で、遡及返還義務を緩和するなど、小規模集落でも取り組みやすい制度であることが必要。また、より取り組みやすい制度にするためには、集落における事務負担を大幅に削減するような工夫が求められている。
(2) 交付金交付の効果等	現在は、交付金が交付されることで、中山間地域の農地の維持に繋がっているが、この制度がなくなった場合、耕作放棄地が急増する危険性がある。また、個人配分の上限額や所得制限などは、認定農業者への作業委託・農地集積の妨げとなっている。

4 事項毎の評価結果

事項	評価
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項	集落の将来像について話し合い、目標を共有することは、集落内の連携強化に大きく貢献している。また、市町でも、各集落における活動の確認・指導に役立っている。しかし、高齢化の進んだ集落などでは、5-10年後の将来像を描くことは困難である。 目標達成が困難な集落には、話し合いを増やす等の指導を行っているが、引き続き指導・助言を必要とする集落もある。
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	協定締結以前は、個別で実施していた農道水路の管理や鳥獣被害対策が集落ぐるみで実施されるようになり、個人負担が減少するだけでなく、より効率的・効果的になった。 また、多面的機能を増進する活動にも取り組むことで、中山間地域の持つ様々な機能について農業者自身が認識するきっかけともなっている。
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	より前向きな活動に取り組む集落にとっては、二段階の単価を選択できるようになったことは評価できる。 今後は、体制整備に取り組む集落の実態に合わせた活動ができるよう、選択要件やその活動水準の拡充が望まれる。
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化 農地保全について、個人ではなく集落ぐるみで考えるようになり、さまざまな取り組みに前向きに取り組む集落が増加したことは評価できる。 しかし、集落内に占める対象農用地の割合が少ない場合、集落全体の取り組みには繋がらないため、集落全体の活性化に繋げる仕組みも必要である。
	その他 協定締結以前には、個人ではあまり考えられなかった集落の将来や後継者問題などを、集落内の共通の問題として捉えることになり、早期の対策に繋がっている例もある。

5 総合評価結果

総合評価	評価区分
条件不利地である中山間地域の農用地において、農業生産活動の継続や多面的機能を維持していくためには、多大な労力と費用がかかるため、今後も継続が不可欠な制度である。しかし、今後はさらに高齢化・過疎化が進行することが予想され、現在の制度のままでは取り組めない集落が多く出てくると考えられる。各集落の実態に合わせて集落協定を締結できるよう、対象農用地の基準や団地要件、また取り組み活動の要件などの見直し・拡充が必要である。	A

6 その他 (特徴的な取組事例)

福井市清水畑 (イズリホ 集落) 協定面積 2.6ha (田 2.6ha) 交付金額 338千円 個人配分50%、役員報酬17%、マスタープラン運営費11%、農道水路の維持管理費19%、その他3%) 協定参加者 12名 取組内容 :自然農法を取り入れ、新規作物に取り組む「肥料の少ない稲作などの「創意と工夫」による農業地域づくりを目指した。地域特産物を作るため、新規作物を数十種類作付けし、地域JAの直売所「丹生膳野菜」にて販売した。また、協定参加者で「食育健康センター」という組織を立ち上げ、販売作物の加工法などをPRし、販売の促進を図っている。 主な効果 新規作物に取り組んだ結果、野菜作り講習会や秋祭りなどを通して、非農家との連携を図ることができた。また、自治会へは正月用の生花(菜の花)、子供会へはハロウィン用のカボチャを提供するなど、地域とも繋がりのある農業になりつつある。 直売所での野菜販売は、年々好評を得ており、要望の強い野菜生産に取り組むことなどを今後の目標としている。

岐阜県最終評価結果書

1 実施状況の概要

(1) 交付市町村数	23								
(2) 協定数	898	うち集落協定	889	個別協定	9	】			
(3) 交付面積	8,565 ha	対象農用地面積	8,565 ha	交付面積率	100%	】			
		【地目別面積内訳	田 :	8,291 ha	畑 :	240 ha	】		
			草地 :	9 ha	採草放牧地 :	25 ha	】		
(4) 交付金額	1,139,143 千円	うち共同取組活動分 :	725,436 千円	個人配分分 :	413,707 千円	】			

2 交付金交付の効果等

項目		効果等
(1) 集落マスタープランに定めた 取り組むべき事項		中間年評価において、集落マスタープラン等の評価項目で要指導・助言が必要としていた集落協定は全集落協定（889）のうち144協定（16％）であった。最終評価において達成状況を確認したところ885協定で達成見込みであった。 引き続き指導・助言が必要な4協定については、県・市町村が連携し、目標達成に向け支援していく。 集落マスタープランに定めた取り組みを実践することにより、営農組織や集落のリーダーを中心として集落共同活動が実施され、耕作放棄の発生防止に繋がっている。
		要指導・助言協定数 144 協定 上記のうち ・21年度までの目標達成が見込まれる協定数 140 協定 ・引き続き、指導・助言が必要な協定数 4 協定
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	耕作放棄の防止等の活動	集落協定では、耕作放棄地の防止等の主な活動として、農地の法面管理（714協定）、鳥獣害防止対策（518協定）、賃借権の設定・農作業の委託（446協定）、簡易な基盤整備（173協定）に取り組んでいる。 個別協定（9協定）では、賃借権設定・農作業の委託（6協定）、農地の法面管理（5協定）、鳥獣害防止対策（4協定）が取り組まれている。 集落協定で、要指導・助言が必要な協定（44）については引き続き県・市町村が連携し支援していく。
		交付金交付面積 8,565 ha 農振農用地区域への編入面積 10 ha 既耕作放棄地の復旧面積 4.7 ha
	水路・農道等の管理活動	集落協定では、水路の管理活動について872協定、農道の管理活動について882協定が取り組んでいる。 個別協定では、水路の管理活動について7協定、農道の管理活動について7協定で取り組んでいる。 凡そ年2回の管理活動が実施されて、雑草、病虫害被害の防止、景観保全に役立っている。
		水路の管理延長 2,204 km 道路の管理延長 1,686 km
	多面的機能を増進する活動	集落協定では、多面的機能を増進する主な活動として、周辺林地の下草刈（621協定）、景観作物の作付（232協定）、堆きゅう肥の施肥（89協定）、魚類・昆虫類の保護（74協定）に取り組んでいる。 個別協定では、周辺林地の下草刈（3協定）、景観作物の作付（2協定）、魚類・昆虫類の保護（2協定）が取り組まれている。 周辺林地の下草刈りを実施することで、山際農地の耕作放棄を防ぐことができ、景観の保全、水源涵養、自然生態系の保全に効果があった。
		周辺林地の下草刈り 252 ha 都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等） 13 ha

(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	農用地等保全マップ	農用地等保全マップを396協定で策定しており、その内訳は農地法面・水路・農道等の補修・改良に関するもの(330協定)、鳥獣害防止対策に関するもの(223協定)、既耕作放棄地の復旧又は林地化に関するもの(10協定)である。 マップが作成された地域では、保全・活動する農地、水路、農道が明確化され作業の効率化が図られている。														
	A要件	生産性・収益向上では、機械・農作業の共同化(128協定)、高付加価値型農業の実践(103協定)、担い手育成では、担い手への農作業の委託(193協定)、担い手の農地集積(58協定)、多面的機能の発揮では、多面的機能の持続的発揮に係る活動(220協定)が取り組まれている。 機械・農作業の共同化により、個人所有が減り経費の節減が図られた。又、高付加価値型農業として安全安心な農産物を提供するぎふクリーン農業への取り組みが進んだ。														
		機械・農作業の共同化 高付加価値型農業の実践 認定農業者の育成 新規就農の確保 担い手への農地集積(農作業の受委託を含む) 非農家・他集落等との連携	増加分(以外) <table><tr><td>138</td><td>ha</td></tr><tr><td>136</td><td>ha</td></tr><tr><td>30</td><td>人</td></tr><tr><td>25</td><td>人</td></tr><tr><td>223</td><td>ha</td></tr><tr><td>452</td><td>戸</td></tr><tr><td>82</td><td>集落</td></tr></table>	138	ha	136	ha	30	人	25	人	223	ha	452	戸	82
	138	ha														
136	ha															
30	人															
25	人															
223	ha															
452	戸															
82	集落															
B要件	集落営農組織の育成に24協定、担い手集積化に28協定で取り組んでいる。 集落の高齢化により、耕作困難になりそうな農地を集落営農組織が委託することで、耕作放棄地の発生防止に効果があった。															
	集落営農組織の育成 担い手集積化	増加分 <table><tr><td>107</td><td>ha</td></tr><tr><td>259</td><td>ha</td></tr></table>	107	ha	259	ha										
107	ha															
259	ha															
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	中山間地域等直接支払制度に取り組むことによって、集落内での話し合う機会が以前より活発に行われるようになった。 女性の参加も増え、地域住民のつながりも以前より強くなり、地域をみんなで守る意識が向上した。 隣接する他集落との協同作業や非農家との連携も始まり集落内の連帯感が深まった。														
	その他	その他協定締結による活動として、集落協定では、規模拡大加算(11協定)、土地利用調整加算(1協定)、耕作放棄地復旧加算(6協定)、法人設立加算(8協定)に取り組んでいる。個別協定は、取り組んでいない。														
		加算措置 ・ 規模拡大 ・ 土地利用調整 ・ 耕作放棄復旧 ・ 法人設立(特定農業法人) (農業生産法人)	<table><tr><td>32</td><td>ha</td></tr><tr><td>2</td><td>ha</td></tr><tr><td>5</td><td>ha</td></tr><tr><td>0</td><td>法人</td></tr><tr><td>8</td><td>法人</td></tr></table>	32	ha	2	ha	5	ha	0	法人	8	法人			
32	ha															
2	ha															
5	ha															
0	法人															
8	法人															

3 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況	・ 1 期対策から 10 年が経過し、各集落では高齢化が進展しているため、次期対策においてはステップアップを求める仕組みではなく、農地を保全する取り組みを最低条件に交付金を交付する仕組みとし、条件不利地の農地を守る集落活動に専念する対策が望ましい。 ・ 本県の中山間地域は集落ごとに標高や気象条件が大きく異なり、こうした自然条件をうまく活用して地域に適した特産物を栽培したり、加工に取り組む事例もあることから、条件不利地で儲かる農業を目指す生産活動に対しては、交付金の加算が得られるような仕組みが必要である。 ・ 本県の中山間地域の農地は小区画で連続していない農地が多いが、そうした地域においても集落営農や農業法人が農地を集積して農地の荒廃を防いでいる事例がある。農地の集積や耕作放棄地の防止に努めている集落活動に対しての加算措置が必要である。 ・ 集落活動が盛んで交付金を有効に活用している地域は、集落をまとめるリーダー的な人材が存在していることから、集落活動を担う人材に対する支援が必要である。 ・ 国民に対する制度、税金の投入に対する理解を深める必要があるため、中山間地域等直接支払推進事業において要綱で広報活動を助成対象に明確に位置づけ、全国的に P R を推進していく必要がある。 ・ 小規模・高齢化集落に対する以下の要件緩和が必要である。 対象となる農用地の団地設定要件の撤廃 交付金の返還事案については、遡って返還することを免除すること 通常単価における選択必須事項の撤廃 協定農用地の住宅転用に関する面積要件の緩和が必要である。 ・ 高齢化により協定参加者が減っていることにより、集落活動の維持が困難になってきているため、協定参加者が減って共同活動が維持できない集落は、2 期対策までの協定参加者と次期対策協定参加者の人数差に最低賃金等より算出した単価を掛けた交付金を活動費として交付するよう制度拡充する。
(2) 交付金交付の効果等	・ 中山間地域等直接支払制度は、岐阜県の場合毎年約 10 億という単位で、県下の中山間地域へ投資されている。農家や当制度を実践している集落では概制度に対する理解が得られているが、制度の恩恵を受けない県民に対する理解が深まっていないと感じている。次期対策では、納税者に対する説明がわかりやすくできるような指標、成果を検討してもらいたい。 ・ 基礎単価の集落を体制整備単価へ誘導が中々思うように進まなかったの ・ 次期対策では体制整備単価へ誘導しやすい対策を講ずる必要がある。 ・ 中山間地域等直接支払制度、農地・水・環境保全向上対策、耕作放棄地再生利用緊急対策と耕作放棄地に関する対策がいくつもあるため相乗効果を発揮するために連携することが重要である。

4 事項毎の評価結果

事項		評価
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		集落における将来像（１０年から１５年後の姿）を示し、５年間の活動目標、活動計画を示すことにより対策実施期間中の継続的な活動が着実に実践することができ評価できる。 マスタープランについて、集落内での合意形成が足りない等により要指導・助言となっている集落があるため地域の実情に沿った支援が重要である。
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項		水路・農道の管理についてはほぼ全ての集落、賃借権設定・農作業の委託についてはほぼ半数の集落、周辺林地の下草刈りについては約７割と各地域の実情に応じた活動が着実に実践することができ評価できる。 農地を維持していく活動はできたが、既に耕作放棄地となった農地についての保全管理が集落内の高齢化等により充分対応できず、全体の５％での取組に留まっており、課題となっている。
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項		体制整備に取り組んでいる集落は３９６と全体の４４．５％であり、農地等保全マップを作成し、農業生産活動等として取り組むべき事項と併せ機械・農作業の共同化、高付加価値型農業の実践、担い手への農作業委託、農地集積が概ね実践されており評価できる。 ただ、体制整備に取り組む集落が約半数と少なく全集落が取り組めなかった点が、支援体制、啓蒙普及を含め課題となっている。
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	いずれの集落においても、中山間地域等直接支払制度に取り組むことにより以前より集落内での話し合う機会が活発になり効果がみられた。 集落内の高齢化が進んでおり、５年後、１０年後も集落機能が維持できる体制ではないため、集落内での対策、国・県・市の支援の在り方まで踏み込めず大きな課題が残っている。
	その他	加算措置に関する取り組みを実践した集落においては、それぞれ効果がみられたがいずれも数協定での取り組みであり全体として十分な取り組みができなかった。

5 総合評価結果

総合評価	評価区分
本制度の根幹ともいえる耕作放棄の発生防止については、平成21年1月に実施した市町村へのアンケート調査結果からも制度を取り組んだことにより、協定締結面積の１割から３割の農地について、耕作放棄の防止に効果があったと回答しており、一定の効果があつた。地域・集落の活性化においては、話し合いの回数や頻度が増加したこと、話し合いが活発になったことで地域コミュニティの維持が図られている。 平成１７年度策定した集落協定について、ほぼ目標達成できる見込みであると報告を受けている。 各集落内の高齢化は避けてとおることはできないので、次期対策では地域内の活動を担う人の対策に重点を置き継続的な活動が必要である。 また、中山間地域への重点投資について、財政状況も厳しいため国民全体に理解が得られるようＰＲしていく必要があり、その点が充分でなかった面もあり、全体として概ね評価できるとした。	B

○棚田の復旧を通じた都市住民との交流

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	岐阜県高山市 滝			
協 定 面 積 5.0ha	田 (97%)	畑 (8%)	草地	採草放牧地
	水稻	アワ、ヒエ、野菜		
交 付 金 額 103万円	個人配分			25%
	共同取組活動 (75%)	農地管理費		59%
		道・水路管理費		9%
		その他		7%
協 定 参 加 者	農業者 6人、棚田保存会(構成員7人)			

2. 取組に至る経緯

本集落は、高山市の東部、標高 750 ～ 800 m に位置し、棚田が存在する約 5ha の集落である。農用地の傾斜が 1/4 と急勾配であるため、平地の農業と比較すると農作業も重労働であり、担い手の高齢化も原因となって耕作放棄地が増加し、平成 11 年度には集落内農用地の 35 % が耕作放棄地となっていた。このような状況の中、集落では農村景観の保全や水田の保水機能を維持するため、棚田を再生しようとする機運が高まり、平成 13 年に集落内の農業者が中心の「棚田保存会」と市職員による「棚田再生プロジェクトチーム」が設立され、中山間地域等直接支払制度を活用し、棚田の復旧と保全活動に取り組んできた。

3. 取組の内容

集落協定の参加者、棚田保存会及び行政等関係者により耕作放棄地の草刈り等を実施し、棚田の復旧と保全活動を継続的に実施している。一方、復旧した棚田の一角を利用して、地域内外から親子を募集し、田植えや稲刈りなどの農作業体験や餅つきやしめ縄作りといったイベントを実施して都市住民との交流を図ってきた。

また、棚田で生産した農作物の付加価値向上を図るため、「棚田天然米」、その米にあわ、ひえを混ぜた「三穀米」、「棚田にんじん」、「寒干しダイコン」など特産品の開発とブランド化を推進し、高山市の観光名所である朝市等で販売している。



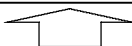
草刈りの共同作業



親子で農業体験

[集落の将来像]

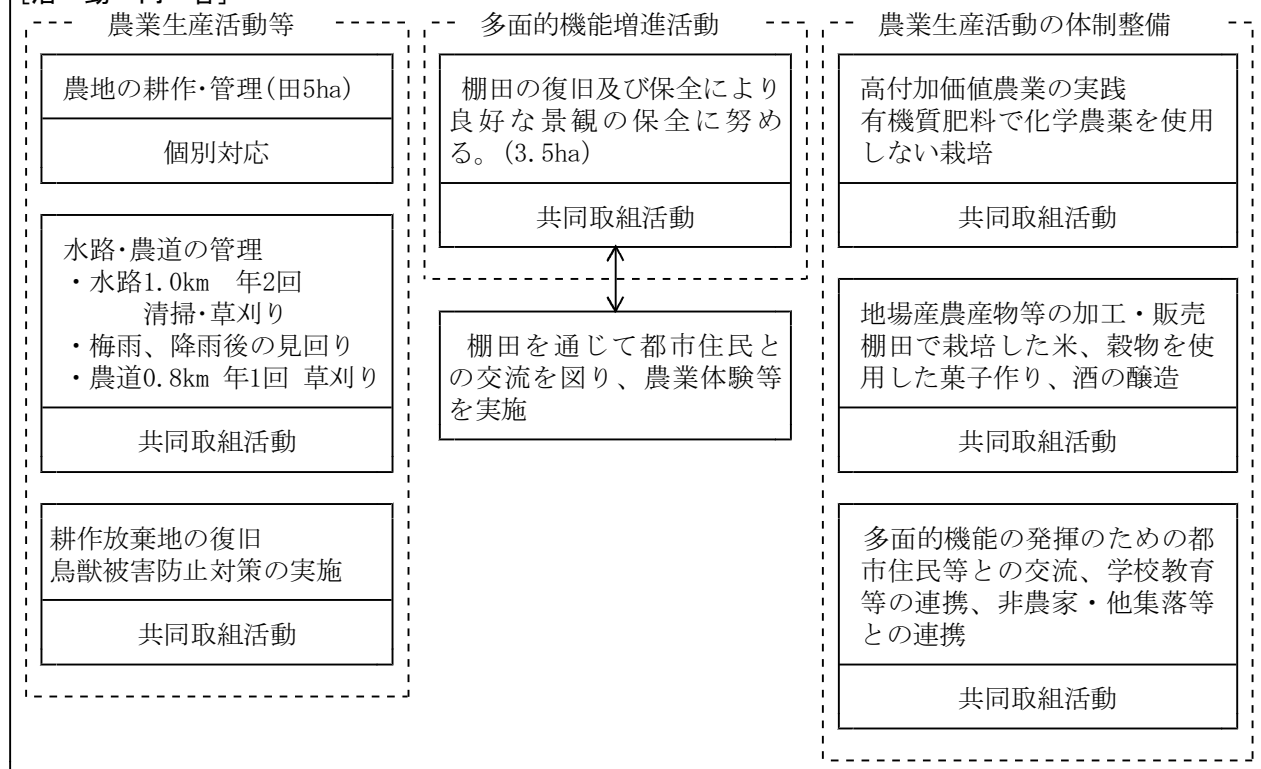
滝集落の棚田の耕作と周辺環境の整備を行うと共に、都市住民との交流活動を展開し、棚田の多面的機能と農山村景観を保全する。



[将来像を実現するための活動目標]

- ・耕作放棄地をすべて復旧すると共に、遊休農地を解消する。
- ・有機質肥料を利用した高付加価値の水稻や雑穀を栽培し、販売する。
- ・都市住民との交流活動を展開する。

[活 動 内 容]



集落外との連携

○集落内の農家に農作業委託等ができない場合には、集落外の農家と連携を図り、農作業委託等を推進する。

4. 取組による変化と今後の課題等

集落及び棚田保存会と行政が一体となった棚田の復旧及び保全活動により、これまで増加傾向にあった耕作放棄地を解消することができた。また、棚田の保存活動を通じて農業体験や凧揚げ大会などの集落外の人々を対象にしたイベントも企画、実施され、都市住民との交流が促進された。棚田で生産される農作物も購入者の好評を得ている。こうした様々な取り組みが行われたことにより地域の活性化に結びつけることができた。

[平成20年度までの主な成果]

- 水路、農道等の保全活動の実施 水路 1,000m、農道 800m
- 保健休養機能を活かした都市住民との交流 0.5ha (目標 0.5ha)
- 高付加価値型農業の実践 0.5ha (目標 1.0ha)

○耕作者マップによる課題の共有

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	岐阜県 ぐじょうし 郡上市 わらちよう 和良町 みやち 宮地
協 定 面 積 20ha	田 (100%) 水稻20ha
交 付 金 額 159万円	個人配分 共同取組活動 (100%) 文化伝承活動 鳥獣害対策、農道維持管理 担い手育成、交流農園支援、環境美化活動 役員報酬、その他
協 定 参 加 者	農業者 43人、宮地水路組合

2. 取組に至る経緯

- ・当地区では、農家が所有する農地は平均30～40aであり、農業機械を個人ごとに所有し個別で経営している。しかし高齢化が進む中で今後農地の管理が不十分になり、耕作放棄地が広がる危険性があった。そこで農業者全体で農地の在り方について検討し、地域全体で取り組むべき課題に対応するべく協定の締結に至った。

3. 取組の内容

- ・本集落は、過疎化、高齢化による担い手の不足により今後の耕作維持が大変懸念されていた。そこで本制度の取組に際し、まず「ふるさとの再発見」の一環として、現在と5年後の農地の耕作者を聞き取り等によりマップ化し、問題を共有化させた。
- ・共同取組活動では、農地法面及び道水路の管理（草刈り等）、点検、補修のほか、農作物を獣害から守る電柵の設置や協定農地を利用して行われている都市と農村の交流農園への協力を行っている。
- ・また、地元にも古くから伝わる伝統芸能（獅子舞や太鼓等）の支援や担い手の育成を目的に農作業受託（大豆や牧草）している農家へ助成を行っている。
- ・農地・水・環境保全向上活動により、農地法面に芝桜の植樹と遊休農地を利用したビオトープの設置を地元住民、子供会等で実施した。



法面の草刈り



体験農園での大根の収穫

[集落の将来像]

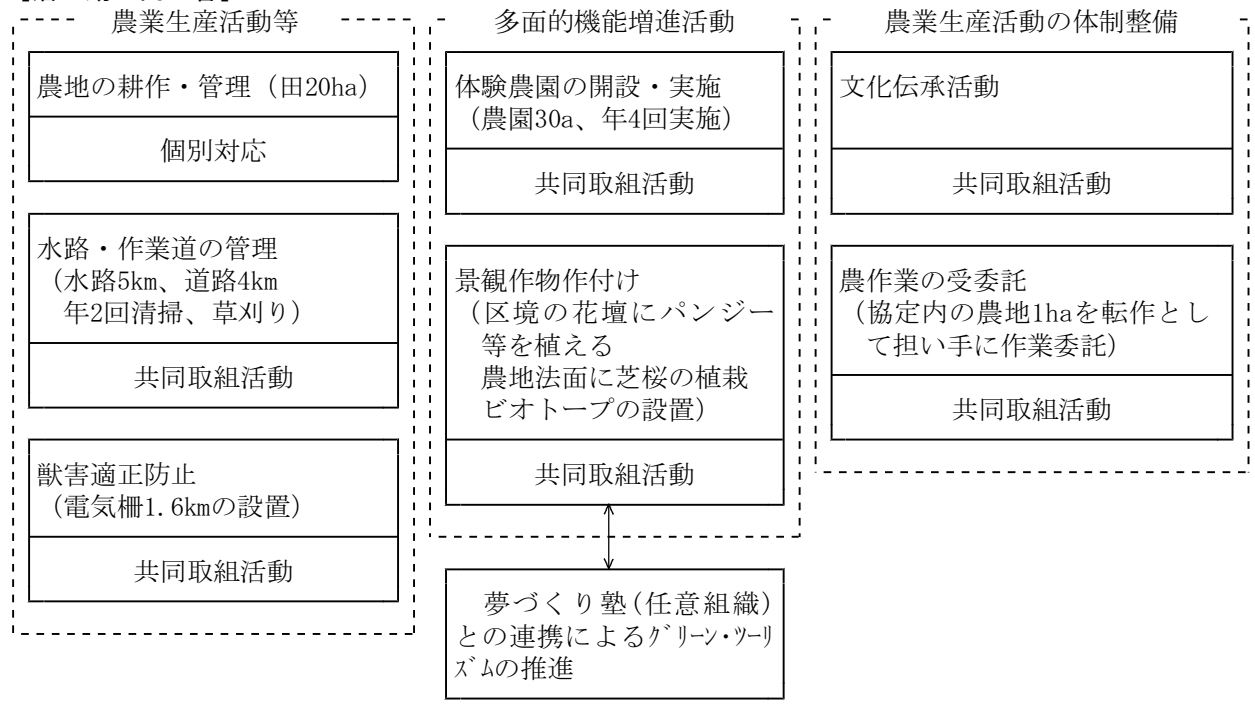
- 集落協定内の担い手等による水稻や飼料作物等の農作業受託を推進し、耕作放棄地を作らないようにする。
- 鳥獣害防止柵を設置し、農作物への被害を抑制するとともに、生産意欲の向上による生産性の向上及び農家所得の向上を図る。また、法面に雑草抑制ネットを設置することにより農家の労働力軽減を図る。
- 集落内にある体験農園の支援を行う。



[将来像を実現するための活動目標]

- 水路・農道は、集落協定参加者による年2回の共同取組により維持・管理を実施するとともに、水路の改修を実施する。
- 集落協定内の担い手等による水稻や一般作物の作業受託面積（1ha）を実施する。
- 集落内に設置している獣害防止用電気柵、雑草抑制ネットの維持管理を実施する。
- 集落内の体験農園（1箇所）の支援を実施する。
- 離職転入者（1名）、定年帰農者（1名）を確保する。

[活 動 内 容]



集落外との連携

- 集落外の農業生産法人へ田植えや稲刈り作業を委託
- 隣接する集落協定と連携して水路清掃を実施

4. 取組による変化と今後の課題等

- ・耕作放棄地を増やさないよう、現状を把握するとともに将来の農地管理について集落で話し合いが必要となる。

[平成20年度までの主な成果]

- 担い手農家への作業委託の推進
- 体験農園における都市農村交流の推進
 - ・年4回実施。延べ400名参加。田植え、稲刈り、農作物収穫、もちつき、もち花づくり等

<その他、取組に特徴のある事例>

○自然生態系保全への取り組み

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	いびぐん いびがわちよう きたがただい こうく 岐阜県揖斐郡揖斐川町北方第2工区			
協 定 面 積 8.3ha	田 (100%) 水稻	畑	草地	採草放牧地
交 付 金 額 177万円	個人配分			0%
	共同取組活動 (100%)	農用地の維持管理等 共同利用機械の購入		85% 15%
協 定 参 加 者	農業者45人、営農組合1（構成員9人）、学校1（北方小3・5年生41人）			

2. 取組に至る経緯

北方第2工区は、当町の市街地から4km北西に位置しており、西部を流れる揖斐川沿いに展開する扇状平野に位置する。

ほ場は、大正年間の耕地整理により、10ha区画に整理されたが、山裾は等高線が密であり、傾斜が強く、大きな法面を作り出した。このような中、集落では直接支払交付金を活用して農業生産における不都合の払拭、農地の保全、農業用水等の管理に積極的に取り組むこととなった。

3. 取組の内容

平成12年度から中山間地域等直接支払交付金を活用し、法面中段に足場を整備した。

このことによって、高齢者も草刈りが容易となり、平成17年からも引き続き法面に足場を整備することとした。また、この集落は山すそに位置するため、農用地周辺に樹木が茂っている、田の上には打葉が張り出し、防除ヘリコプターが進入出来ないなど、稲の生長に支障をきたしているため、最低限の樹木伐採を行っている。

自然生態系の保全として、地元小学生によりカワニナの放流がされ、ホテル祭りでは小学生と地元民が自然生態系を見直すとともに潤いのある時間を過ごす。

このような取り組み以外に認定農業者や営農組合に農地を集積させることや鳥獣害の防止を行うことにより継続的な営農を期待している。



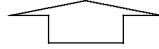
法面中段の足場



カワニナ保護風景

【集落の将来像】

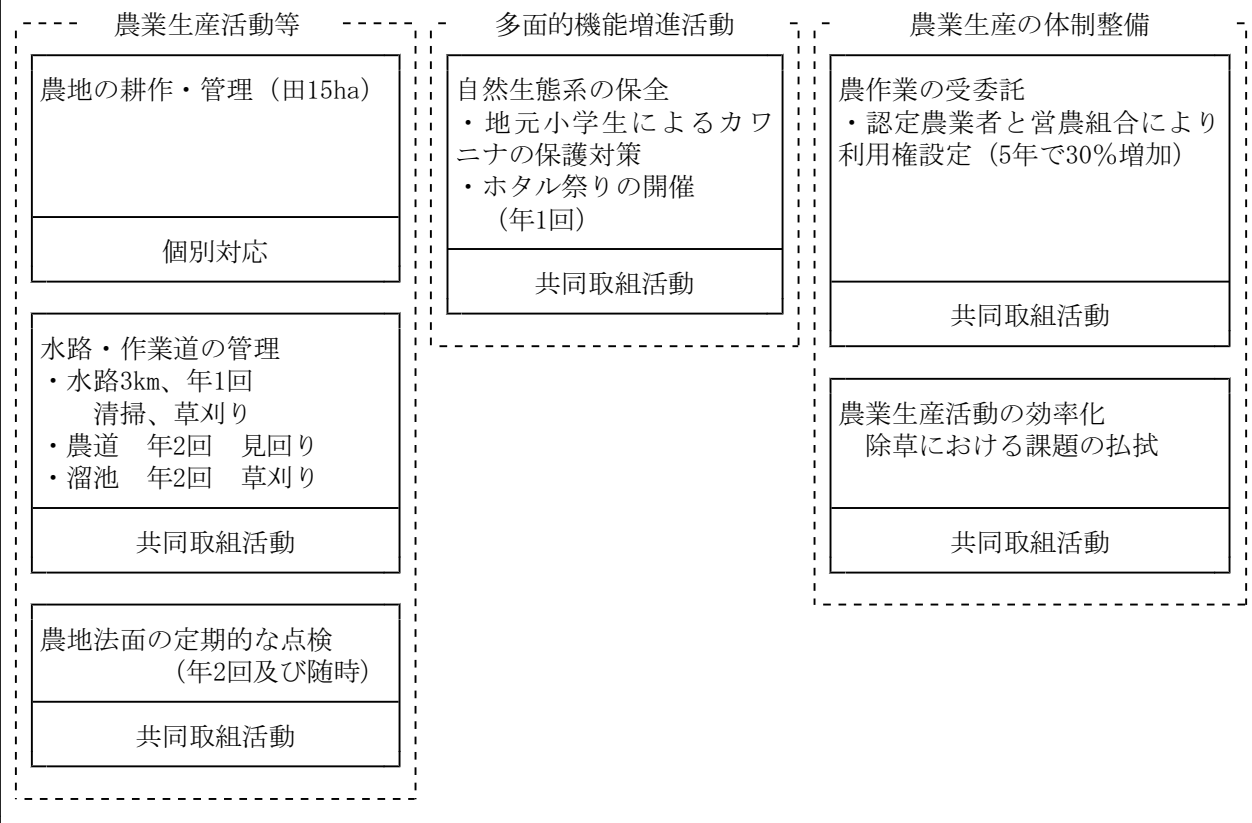
- 法面の足場を整備し、草刈り等の作業を容易にする。
- 農用地周辺の樹木を伐採し、無人ヘリコプターによる防除を効率的に行う。
- 自然生態系の保全のため、地元小学生によるカワニナを放流する。
- 鳥獣害防止対策を行い、農作物被害防止に努める。
- 認定農業者と営農組合に利用権設定を行い農地の集積を進める。



【将来像を実現するための活動目標】

- 共同取組による草刈り（農道：年2回、水路：年2回）
- 獣害防止電気柵の設置（500m）
- ホタルを増やすことによる自然生態系の保全
- 農作業の受委託（5年で30%の増加）

【活動内容】



4. 取組による変化と今後の課題等

大きな法面中段に足場を整備することによって、高齢者でも草刈りが容易にできるようになった。

地元小学生によるカワニナの保護やホタル祭りの開催で集落と小学生の交流が深まった。

認定農業者と営農組合に農地を集積することで耕作放棄地の未然防止に努める。

最近では野生鳥獣の被害が多発しているのが現状であり、本格的な対策も課題である。

【平成20年度までの主な成果】

- 高齢者でも草刈りを容易に行えるようにするため、大きな法面中段の足場を整備。
- 地元小学生によりカワニナを保護し、ホタルを増やすことによる自然生態系の保全対策
- 認定農業者及び営農組合に2.8haの農地が集積された。

愛知県最終評価結果書

1 実施状況の概要

(1) 交付市町村数	8								
(2) 協定数	317	【うち集落協定	311	個別協定	6	】			
(3) 交付面積	1716 ha	対象農用地面積	3248 ha	交付面積率	53%	】			
		【地目別面積内訳	田 :	1,647 ha	畑 :	69 ha	】		
			草地 :	0 ha	採草放牧地 :	0 ha	】		
(4) 交付金額	175903 千円	【うち共同取組活動分 :	92664 千円	個人配分分 :	83239 千円	】			

2 交付金交付の効果等

項目		効果等
(1) 集落マスタープランに定めた取り組みべき事項		ほとんどの集落において、計画的に、着実に活動が行われている。なお、全体の内、約2割（69協定）の集落が要指導・助言とされたが、21年度までには、全協定において目標の着実な達成が見込まれる。マスタープランに基づく活動や目標達成に向けた話し合いが行われたことにより、集落の一体性が醸成されるとともに、農地保全に対する意識も高まった。
		要指導・助言協定数 69協定 上記のうち ・21年度までの目標達成が見込まれる協定数 69協定 ・引き続き、指導・助言が必要な協定数 0協定
(2) 農業生産活動等として取り組みべき事項	耕作放棄の防止等の活動	耕作放棄の防止等の活動として、主に、農地の法面管理 賃借権設定・農作業の委託 鳥獣被害防止対策が行われている。実施集落を対象としたアンケートでは、ほとんどの集落が耕作放棄地の増加防止に効果ありとする一方、この制度に取り組んでいなければ農用地が耕作放棄されると回答した集落も8割以上に上っていることから、本制度は耕作放棄の発生防止に効果があった。
		交付金交付面積 1716ha 農振農用地区域への編入面積 0ha 既耕作放棄地の復旧面積 0ha
	水路・農道等の管理活動	592kmの水路及び430kmの道路に対して管理活動が行われた。協定締結を契機に、農地の法面や水路・農道等の管理活動が活発になっており、活動回数も全体の67%の集落で増加している。交付金を修繕等の費用に充てることにより良好な状態を維持している。また、一部の集落では、非農家との共同作業や、木炭を使用した水質浄化といった取り組みも行われている。
		水路の管理延長 592【1】km 道路の管理延長 430【3】km
	多面的機能を増進する活動	周辺林地の下草刈りは105haで取り組まれている。周辺林地の下草刈りの実施は、鳥獣害防止の効果もあった。約3割の集落で景観作物（アジサイ、菜の花、レンゲ、そば等）が作付され、良好な景観を形成している。多面的機能を増進する活動に対しては、全体の86%の集落が効果ありと回答しており、一定の効果があるものと考えられる。
		周辺林地の下草刈り 105【0.2】ha 都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等） 49.1ha

(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	農用地等保全マップ	体制整備単価の交付要件には26集落が取り組んでいる。農用地等保全マップに基づいた取り組みにより、農道、水路等の適切な維持管理や、鳥獣害防止に効果を発揮している。また、保全マップの作成にあたり、集落の農地、農業用施設等の再点検を実施し、問題点を明確化できた点も成果である。														
	A要件	機械・農作業の共同化は9.2ha、高付加価値型農業の実践は22.5ha、認定農業者の育成は8人、担い手への農地集積は14.3ha、非農家との連携は34戸の実績があったが、新規就農の確保はできなかった。 機械・農作業の共同化により、経費の削減や耕作放棄の抑制に効果が上がっている。また、高付加価値型農業として実践している米の有機栽培や新規作物の作付も成果を上げている。														
		機械・農作業の共同化 高付加価値型農業の実践 認定農業者の育成 新規就農の確保 担い手への農地集積（農作業の受委託を含む） 非農家・他集落等との連携	増加分（ 以外 ） <table><tr><td>5</td><td>ha</td></tr><tr><td>6</td><td>ha</td></tr><tr><td>8</td><td>人</td></tr><tr><td>1</td><td>人</td></tr><tr><td>13</td><td>ha</td></tr><tr><td>34</td><td>戸</td></tr><tr><td>0</td><td>集落</td></tr></table>	5	ha	6	ha	8	人	1	人	13	ha	34	戸	0
	5	ha														
6	ha															
8	人															
1	人															
13	ha															
34	戸															
0	集落															
B要件	担い手集積化に2集落が取り組んでおり、19.4haの農用地が担い手へ集積された。ある集落では、協定認定時に核となる3名の認定農業者に対して、協定農用地面積の約85%が利用権設定されており、現在も引き続き集積されている。新たな集落営農組織の育成については実績無し。															
	集落営農組織の育成 担い手集積化	増加分 <table><tr><td>0</td><td>ha</td></tr><tr><td>0</td><td>ha</td></tr></table>	0	ha	0	ha										
0	ha															
0	ha															
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	全体の94%の集落が、集落や地域の活動の維持・活性化を促す効果ありと回答しており、県としても一定の効果ありと評価する。約7割の集落で話し合いの回数が増えており、集落の話し合いを活発化させる効果は特に大きいと考える。														
	その他	規模拡大加算には1集落協定と1個別協定が取り組んでおり、実績面積は6haであった（内5.5haは個別協定）。土地利用調整加算には1集落協定が取り組んでおり、1.6haの実績があった。耕作放棄地復旧及び法人設立の実績は無し。利用権設定面積の拡大推進により、高齢化等による耕作放棄地発生の防止や認定農業者の経営安定にもつながっている。														
		加算措置 ・ 規模拡大 ・ 土地利用調整 ・ 耕作放棄地復旧 ・ 法人設立（特定農業法人） （農業生産法人）	<table><tr><td>6【5.5】</td><td>ha</td></tr><tr><td>1.6</td><td>ha</td></tr><tr><td>0</td><td>ha</td></tr><tr><td>0</td><td>法人</td></tr><tr><td>0</td><td>法人</td></tr></table>	6【5.5】	ha	1.6	ha	0	ha	0	法人	0	法人			
6【5.5】	ha															
1.6	ha															
0	ha															
0	法人															
0	法人															

3 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況	本制度により、生産管理活動が適切に行われることで、耕作放棄地の発生防止等に大きな効果があり、協定活動を通じた集落の活性化においても、有効な制度と評価される。また、数は多くないものの、鳥獣害対策や景観作物の作付けなど積極的な活動も実施され、多面的機能の増進においても一定の効果があったと考える。しかしながら、地域農業者の高齢化が一段と進展しており、活動継続が次第に困難となりつつある。また、協定農用地の全てにおいて5年間への継続した取り組みが必要とするなどの要件が、今後の本制度を推進するうえで、不安定要因となっている。また、本県では、取りまとめ役となるリーダーの不在や共同意識が希薄であることなどの事情により、本制度の交付対象農用地のうち、交付面積は5割程度に止まっている。こうした事情を踏まえると本制度への一層普及促進と併せて、以下のことを検討していくことが必要である。協定期間（5年）の短縮及び遡及返還要件の緩和 必須要件の緩和（耕作放棄の防止、水路・農道等の管理のみとする） 農協など農業団体や民間団体との連携によるサポート体制の確立強化とその取り組みへの助成
(2) 交付金交付の効果等	交付金の交付は、それぞれの集落の事情に合わせて、共同取組活動経費や協定参加者への直接交付に適切に使われることにより、協定活動が継続して取り組まれている。しかしながら、農業生産活動の積極的な体制整備を行う場合支給される体制整備単価交付の割合が他県に比べて低い。こうした情勢の中で、体制整備単価交付となる取り組みを高め、本制度による効果を高めていくためには、集落への一層の働きかけや行政による助言・指導の強化とともに、体制整備単価水準の引き上げが必要と考える。

4 事項毎の評価結果

事項		評価
(1) 集落マスタープランに定めた取り組みべき事項		69協定（全体の22％）が要指導・助言とされたが、全体としては概ね計画通りに活動が実施されている。要指導・助言とされた集落についても、市町村による適切な助言により、21年度までには目標達成が見込まれる。一例を挙げると、高齢化による担い手不足と後継者不在により目標達成が困難となっている集落に対して、JA受託営農部会や農林業公社との連携を検討するようにとの助言が行われた。
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項		概ね計画通りに活動が実施され、耕作放棄地の発生防止、水路・農道の維持管理に効果を発揮している。多面的機能増進活動の内、周辺林地の下草刈りと景観作物の作付けの選択が主流となっているが、特に景観作物の作付けは農業者以外の住民にも理解されやすい活動である。
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項		一部で遅れが見られるものの、概ね計画通りに実施されている。計画通りに進ちょくしていない集落においても、取り組みを再検討し着実に実施できる項目に変更することにより目標達成が見込まれる。しかし、愛知県においては、体制整備単価の交付要件にまで取り組める集落はごくわずかであり、大半の集落は基礎単価交付の必須要件に取り組んで農地を維持するに止まっている。
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	協定締結を契機に集落の話し合いが活発となり、集落の実状を踏まえた多様な取り組みが始まった例もあり、一定の効果は出ている。農地の保全や集落の将来に対する意識を高める効果もあった。
	その他	集落協定締結により危機意識が芽生え、集落の現状を見直すきっかけになった集落が現われていることは大変評価できる。加算措置については、規模拡大加算と土地利用調整加算にそれぞれ1集落が取り組んでいるが、どちらもほぼ条件の良い所で取り組んでおり、土地所有者による耕作が困難となっても比較的容易に受け手を確保できるため、加算措置に直接的な効果があったとは考え難い。

5 総合評価結果

総合評価	評価区分
本制度は耕作放棄の発生防止等に大きな効果があり、集落・地域機能の活性化や農村の多面的機能の発揮の観点からも有効な制度であり、今後も継続していくべきである。しかしながら、制度発足１０年を経過し、本県においても高齢化のさらなる進行や山間地における担い手不足により、協定の継続や本制度の今後の積極的な推進が難しくなっている。こうした情勢の中で、交付面積率及び体制整備単価交付となる取り組みを高め、本制度による効果をさらに向上させていくためには、来年度から発足する次期対策を踏まえた制度への一層の理解推進、関係者への指導・助言を強化するとともに、要件の緩和、体制整備活動単価の引き上げ、関係団体の積極的な参画や専門指導員の設置によるサポート体制の構築について、検討していくべきと考える。	B

6 その他（特徴的な取組事例）
取組事例

市町村 協定名	愛知県設楽町東部協定			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
52 ha	水稻			
交付金額	個人配分			82.8 %
450 万円	共同取組活動 17.2 %	水路農道管理		5.3 %
		堆肥散布補助		3 %
		研修交流費		5.1 %
		役員手当		3.8 %
協定参加者	65			
取組内容	畜産堆肥有効利用の循環型農業の確立			
主な効果	堆肥の施用により保肥力の増加とともに耐候性が上がり安定した収量が望める。堆肥			

取組事例

市町村 協定名	愛知県岡崎市大山集落協定			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
4 ha	水稻			
交付金額	個人配分			48 %
60 万円	共同取組活動 52 %	電気柵・水路・農道等の管理		38 %
		役員報酬		8 %
		その他		6 %
				%
協定参加者				
取組内容	地域住民の意識がひとつにまとまるような集落の実情にあった農業生産体制の確立を図ることを活動目標とし、鳥獣害防止対策を実施。 従来の景観及び環境を取り戻すべく、集落を流れる河川及び農業用排水路に木炭を入れて河川の浄化を図るとともに、水田の法面等にあじさい等の景観作物を植栽し環境美化に努めた。			
主な効果	周辺林地の下草刈り、用排水路の清掃、休耕地の保全管理。 鳥獣害防止対策（電気柵の保守点検 3.6ha） 河川・用排水路に木炭を投じて水質浄化 景観作物（あじさい）の植栽			

取組事例

市町村 協定名	愛知県豊田市 押井集落協定			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
7 ha	7			
交付金額	個人配分			2 %
103 万円	共同取組活動 54 %	集落の各担当者の活動に対する経費		2 %
		水路・農道等の維持管理協同取組活動費		51 %
		その他		1 %
				%
協定参加者				
取組内容	獣害対策の勉強会を発端に「獣害対策モデル地区」として立候補し、集落全体の獣害防除に取り組む。 対策チーム設立（組代表者）被害防除計画策定、耕作放棄地や残飯処理および未収穫作物の適正処理に関する協定策定、地域内広報誌「イノシシだより」を創刊した。また、共同作業による荒地等の草刈や防除柵の設置、捕獲檻の購入と管理者として「わな猟免許の取得」を実施した。			
主な効果	「地域」で対策を行う気運が高まり、研修会や共同作業への積極的な参加が増えた。イノシシに関する情報が多く寄せられるようになった。 イノシシの餌付けとならないよう残飯の農地や林地への投棄や果樹の放置がなくなった。 防除器具（電気柵、ワイヤーメッシュ、防草シートなど）や捕獲檻の設置後は、イノシシは寄っては来るが侵入や被害が無い。 電気柵を張ってから普段以上に草刈がされ集落が常に綺麗に保たれ、集落の結束力が高まった。 1集落だけにとどまらず、今後は中山間地域全体で地域ぐるみの取組がされるきっかけになることを期待する。			

三重県最終評価結果書

1 実施状況の概要

(1) 交付市町村数	15								
(2) 協定数	200	【うち集落協定	200	個別協定	0	】			
(3) 交付面積	1,330	ha	【対象農用地面積	1,750	ha	交付面積率	76%	】	
			【地目別面積内訳	田 :	1,222	ha	畑 :	107	ha
				草地 :	0	ha	採草放牧地 :	0	ha
(4) 交付金額	207,873	千円	【うち共同取組活動分 :	133,360	千円	個人配分分 :	74,513	千円	】

2 交付金交付の効果等

項目		効果等
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		集落マスタープランは、集落内における将来像を明確にし、年度ごとの活動計画を作成することになっており、耕作放棄地の発生防止はもちろんのこと、集落協定書に位置づけることで、農地を維持管理していくという意識が芽生える。
		要指導・助言協定数 30 協定 上記のうち ・ 21年度までの目標達成が見込まれる協定数 4 協定 ・ 引き続き、指導・助言が必要な協定数 26 協定
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	耕作放棄の防止等の活動	農地法面の崩壊等を防止するための定期的な見回りを年に数回実施したり、協定農用地の周辺に獣害用ネットや電気柵を設置し、耕作放棄地の復旧とあわせて、協定農用地が保全されている。 また、ある集落では、農振農用地区域へ未協定締結農地を編入することにより、活動区域を拡大している。
		交付金交付面積 1,330 ha 農振農用地区域への編入面積 4 ha 既耕作放棄地の復旧面積 0.1 ha
	水路・農道等の管理活動	協定締結に基づき、集落内で定期的な共同管理が行われるようになり、農業生産活動に欠かせない水路が342km維持管理されるとともに、農道の管理（舗装・補修等）は農作業のみでなく、地域の生活道としても良好な状態で管理されている。
		水路の管理延長 342 km 道路の管理延長 220 km
	多面的機能を増進する活動	休耕田や農用地法面、協定農用地の周囲に景観作物（コスモス、ヒマワリ、サツキなど）が作付けられたことで、協定集落内の農地の景観がよくなり、都市住民との交流が進んでいる集落がある。 また、棚田オーナー制度に取り組み、交流を進めている集落もある。
		周辺林地の下草刈り 71 ha 都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等） 22 ha

(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	農用地等保全マップ	水路や農道の補修箇所、獣害防護柵の設置箇所をマップに明示することで、協定農用地の状況がよくわかるし、また、年度ごとの整備箇所や整備済箇所も明示するなどし、有効に活用できる。													
	A要件	当県内で取組の多い機械・農作業の共同化は、当交付金を積み立て機械を購入するなどし、共同利用することにより、耕作放棄地の発生防止はもちろんのこと、集落として農地を維持管理していくうえで効率的である。													
		機械・農作業の共同化 高付加価値型農業の実践 認定農業者の育成 新規就農の確保 担い手への農地集積（農作業の受委託を含む） 非農家・他集落等との連携 ・ 非農家 ・ 集落数 増加分（ 以外） <table><tr><td>33</td><td>ha</td></tr><tr><td>1</td><td>ha</td></tr><tr><td>3</td><td>人</td></tr><tr><td>0</td><td>人</td></tr><tr><td>13</td><td>ha</td></tr><tr><td>45</td><td>戸</td></tr><tr><td>10</td><td>集落</td></tr></table>	33	ha	1	ha	3	人	0	人	13	ha	45	戸	10
	33	ha													
1	ha														
3	人														
0	人														
13	ha														
45	戸														
10	集落														
B要件	担い手対策として、集落営農組織を育成することや、地域の核となる担い手に農地を集積することは、今後の地域農業の継続に非常に期待できる。														
	集落営農組織の育成 担い手集積化 <table><tr><td>110</td><td>ha</td></tr><tr><td>4</td><td>ha増</td></tr></table>	110	ha	4	ha増										
110	ha														
4	ha増														
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	中間年評価時のアンケート調査では、当交付金を導入した 2 0 0 集落のうち、約 8 割の集落で話し合いの機会が増加し、それにより連帯感が生まれ、活気が出てきているという結果であった。													
	その他	特になし。													
		加算措置 ・ 規模拡大 ・ 土地利用調整 ・ 耕作放棄復旧 ・ 法人設立（特定農業法人） （農業生産法人） <table><tr><td>0</td><td>ha</td></tr><tr><td>0</td><td>ha</td></tr><tr><td>0</td><td>ha</td></tr><tr><td>0</td><td>法人</td></tr><tr><td>0</td><td>法人</td></tr></table>	0	ha	0	ha	0	ha	0	法人	0	法人			
0	ha														
0	ha														
0	ha														
0	法人														
0	法人														

3 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況	当交付金制度を活用している集落は、集落単位で活動を実施することにより、耕作放棄地の発生防止に努めているが、5年間の継続活動に不安のある集落も存在する。
(2) 交付金交付の効果等	交付金の活用により、農業生産活動の維持等の幅広い効果が認められる。今後は、この効果を持続させていくためにも、地域農業の担い手対策をより積極的に実施しなければならない。同時に、中山間地域等の多面的機能の確保を図る上で、獣害対策を強化・充実すべきである。

4 事項毎の評価結果

事項	評価
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項	集落マスタープランに沿った取組は概ね実施されているようである。また、指導・助言を要する集落についても、中間年評価の結果を踏まえて、再度、集落内で話し合い等を行い、活動計画の見直しや数値目標の再確認を実施したことで目標達成に向けて努力している状況である。
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	共同取組活動として、農業生産活動において不可欠である z 骨と血管 z 的役目を果たす農道・水路の維持管理を行うことができるとともに、集落内の生活基盤の整備にもつながり非常に有効である。
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	A要件、B要件を集落の選択制にしているのは、各集落の地域特性等に対応でき、非常によいと思う。 当県では、機械・農作業の共同化での取組や集落営農組織の育成などの取組が目立っている。
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化 集落内での話し合いの機会が増えるとともに、協定農用地を活用した都市住民との交流により、地域の良さの再発見に繋がっている集落も見受けられる。
	その他 交付金をうまく活用しきれず、繰越金の多い集落も見受けられ、集落として目的意識を持って、交付金を有効活用するよう指導している状況である。

5 総合評価結果

総合評価	評価区分
当対策では、5年間以上の農業生産活動の継続が条件となっており、また、農用地の転用等について交付金の遡及返還などの厳しい条件があり、集落協定の維持存続が困難になり交付金の遡及返還を行なった集落が一部あるものの、平坦地域農業との所得格差対策として、当制度の存続を希望する関係者（協定参加者、市町担当者等）の声は多く、当制度の存在意義は大きいと思われる。 地域の集落によって、取組も様々で多様な意見があるが、現行制度の継続を強く希望するところである。 〔要望事項〕 交付金交付時期の早期化。 農業生産活動の厳しい情勢を踏まえた交付単価の引き上げ。 交付金返還に係る免責要件が限定されており、特例措置等による交付金返還条件の緩和。 高齢化や担い手不足により農業生産活動の継続が困難な状況にあることから、協定締結期間の短縮化。 獣害対策取組活動の加算措置化 等。	B
（第三者委員会からの意見） 現行の制度は、条件不利地域の所得格差対策という制度当初の目的が不明確になってきており、集落営農組織や担い手の育成など目標の設定が高くなってきているのではないかと。制度創設時の趣旨から、農地の荒廃防止と保全が図られていれば交付金を交付でき、地域合意を大切にす制度にすべきである。	

6 その他（特徴的な取組事例）

基礎単価	取組	三重県亀山市：坂本集落（21ha、349万円）
取組内容	当交付金を活用し、区域内の水路農道の維持管理及び点検調査、景観作物を対象農地へ作付け環境を整備するなど棚田が持つ良好な景観と多面的機能の保全に努めている。都市住民との交流を目的として、紙すき体験、「坂本棚田野上がりまつり」を毎年開催している。なお、平成19年度から、三重県のふるさと水と土保全対策事業の一環である伝統技術継承研修会として棚田の石積み研修会を開催し、坂本地区棚田保存会を中心に積極的に棚田の保全に取り組み、今後も継続して開催する予定である。	
主な効果	将来にわたり継続的に農業生産活動が行えるよう共同作業を実施したことにより、集落や協定参加者の農用地保全意識が向上した。主なものとして、トラクター等農作業機械の共同化及び耕作放棄地の発生防止があげられる。また、都市住民との交流を目的に実施されている「棚田野上がりまつり」においては毎年1,000人ほどが訪れている。	
体制整備単価	取組	三重県津市：桂畑集落（11ha、225万円）
取組内容	【集落一農場を目指して】 集落営農組織による農業生産活動を目指し、協定参加者による話し合い、オペレータの育成、共同利用施設の改築、共同利用機械の購入、農地進入路の舗装等将来像を実現するための取り組みを行っている。	
主な効果	桂畑集落では、9名で構成する南出農家組合が平成5年度より水稻の基幹作業受託を行ってきたが、構成員の高齢化等により組織の存続が危ぶまれる状況となってきたため、中山間地域の集落代表者が中心となり集落営農の組織づくりを進め、平成19年8月に25名で構成する桂畑営農組合が設立された。 今後、益々、農業者の高齢化が進み、後継者不在の中、耕作が出来ない農地が増加すると思われるが、組合員が協力をし、継続的な農業生産活動を行う礎が出来た。	

滋賀県最終評価結果書

1 実施状況の概要

(1) 交付市町村数	10								
(2) 協定数	101	うち集落協定	101	個別協定	0	】			
(3) 交付面積	1,447 ha	対象農用地面積	2,092 ha	交付面積率	69%	】			
		地目別面積内訳	田 : 1,380 ha	畑 :	67 ha	】			
			草地 : 0 ha	採草放牧地 :	0 ha	】			
(4) 交付金額	206,030 千円	うち共同取組活動分 :	150,656 千円	個人配分分 :	55,374 千円	】			

2 交付金交付の効果等

項目		効果等
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		平成19年度に実施した中間評価時点では、全体101協定のうち11協定において、取り組みが不十分であり「集落マスタープラン」の「集落の5年間の活動工程表」の実践に当たり、指導・助言を必要としていたが、市町が指導・助言に努められた結果、すべての集落において平成21年度末までに目標が達成される見込みとなった。
		要指導・助言協定数 11 協定 上記のうち ・21年度までの目標達成が見込まれる協定数 11 協定 ・引き続き、指導・助言が必要な協定数 0 協定
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	耕作放棄の防止等の活動	県内1,447haの協定農地において、5年間（H17-H21）新たな耕作放棄地の発生が防止できた。 アンケートによると「本制度に取り組んでいなければ2割程度の農地が放棄されたのではないか」の回答が多く、本制度によって約300haの耕作放棄が防止されたと見ることができる。
		交付金交付面積 1,447 ha 農振農用地区域への編入面積 0 ha 既耕作放棄地の復旧面積 0 ha
	水路・農道等の管理活動	水路・農道等の管理は農地を耕作するための必要条件であり、県内101協定で集落協定締結により水路306km 農道275kmの施設の管理活動が集落に定着し、締結前より頻繁に管理されるようになり、施設の長寿命化と集落内での協働意識の醸成が図られている。
		水路の管理延長 306 km 道路の管理延長 275 km
	多面的機能を増進する活動	多目的機能を増進する活動として周辺林地の下草刈りに69協定、景観に配慮した作物の作付けに37協定が取り組まれている。また、都市農村交流により、地域住民だけでなく都市の住民の知恵と力を借りて、農地の保全活動を行うなど農村地域の活性化が図られている。こうした保全活動が中山間地域の景観の維持や多様な生き物を育む場としての機能を増進させており、水源かん養や洪水防止機能等が維持され国土の保全と国民の生命と財産の保全につながっている。
		周辺林地の下草刈り 28 ha 都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等） 1 ha

(3) 自律的かつ 継続的な農業生 産活動等の体 制整備として取 組むべき事項	農用地等保全 マップ	農用地等保全マップは、４１協定で作成されており、補修・改良が必要な施設が図面上で明確になったことにて、対象農用地の保全に向けて、協定参加者間で共通の認識がされ、年度毎に計画的に補修・改良が実施されている。																							
	A要件	より高い数値目標を掲げて、継続的な営農体制づくりとして、機械・農作業共同化による営農効率化や、滋賀県独自の「環境こだわり農産物」の認定を受けての特産品開発など地域特性を活かして農業を守る取り組みが進んだ。さらに地域の農家だけでなく、非農家・他集落との連携が図られ地域の活性化につながっている。																							
		<table><tr><td>機械・農作業の共同化</td><td>増加分（</td><td>以外）</td></tr><tr><td>高付加価値型農業の実践</td><td>28</td><td>ha</td></tr><tr><td>認定農業者の育成</td><td>21</td><td>ha</td></tr><tr><td>新規就農の確保</td><td>11</td><td>人</td></tr><tr><td>担い手への農地集積（農作業の受委託を含む）</td><td>0</td><td>人</td></tr><tr><td>非農家・他集落等との連携</td><td>18</td><td>ha</td></tr><tr><td></td><td>93</td><td>戸</td></tr><tr><td></td><td>1</td><td>集落</td></tr></table>	機械・農作業の共同化	増加分（	以外）	高付加価値型農業の実践	28	ha	認定農業者の育成	21	ha	新規就農の確保	11	人	担い手への農地集積（農作業の受委託を含む）	0	人	非農家・他集落等との連携	18	ha		93	戸		1
	機械・農作業の共同化	増加分（	以外）																						
高付加価値型農業の実践	28	ha																							
認定農業者の育成	21	ha																							
新規就農の確保	11	人																							
担い手への農地集積（農作業の受委託を含む）	0	人																							
非農家・他集落等との連携	18	ha																							
	93	戸																							
	1	集落																							
B要件	集落営農組織や地域の核となる担い手への農地集積や営農体制強化が図られ、地域全体で中山間地域の営農を維持・発展させていくため、組織の法人化に取り組むなど、さらなる経営の安定が図られている。																								
	<table><tr><td>集落営農組織の育成</td><td>増加分</td></tr><tr><td>担い手集積化</td><td>32</td><td>ha</td></tr><tr><td></td><td>4</td><td>ha</td></tr></table>	集落営農組織の育成	増加分	担い手集積化	32	ha		4	ha																
集落営農組織の育成	増加分																								
担い手集積化	32	ha																							
	4	ha																							
(4) その他協定 締結による活動	集落機能の活 性化	集落協定を締結したことにより約７割の協定で、集落活動への住民意識の向上や農業者の意欲向上が図られたとの回答を得ている。集落では寄り合いの回数の増加や高齢者の活動の活発化が見られており、協定を通じて集落内での話し合いや、世代を超えた活動参加によって、集落に活気が生まれている。																							
	その他	中山間地域（特に棚田地域）の保全が、ボランティアや企業の社会貢献活動の対象として、注目されつつあり、中山間地域住民と都市住民との交流が進んでいる。これらの交流を通じて、中山間地域住民、特に高齢者の生きがいや誇りにつながり、地域をより良くしていこうとの機運が醸成されつつある。																							
		<table><tr><td>加算措置</td><td></td></tr><tr><td>・ 規模拡大</td><td></td><td>ha</td></tr><tr><td>・ 土地利用調整</td><td></td><td>ha</td></tr><tr><td>・ 耕作放棄復旧</td><td></td><td>ha</td></tr><tr><td>・ 法人設立（特定農業法人）</td><td></td><td>法人</td></tr><tr><td>（農業生産法人）</td><td>1</td><td>法人</td></tr></table>	加算措置		・ 規模拡大		ha	・ 土地利用調整		ha	・ 耕作放棄復旧		ha	・ 法人設立（特定農業法人）		法人	（農業生産法人）	1	法人						
加算措置																									
・ 規模拡大		ha																							
・ 土地利用調整		ha																							
・ 耕作放棄復旧		ha																							
・ 法人設立（特定農業法人）		法人																							
（農業生産法人）	1	法人																							

3 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況	本制度によって、耕作放棄の発生が防止され、「農業者の協働意識の向上」や「話し合いの増加」など将来の営農に向けて認識の共有化が図られたが、一方では「農業所得の向上」や「後継者の確保」には、大きな効果が見られていない。アンケートでは約半数の代表者が協定締結当初「5年間の継続実施」が課題と挙げており、自律的・継続的な営農には、若者の定住と参加に焦点を当てた施策が必要と思われる。 また、滋賀県では対象農用地の約3割で協定締結がされていない。協定締結に至らない理由の一つは、集落の過疎化・高齢化であり、これら地域では近い将来、急速に耕作放棄が進むことが予想され、農地の保全だけでなく、集落機能維持や地域活性化対策への支援が必要である。
(2) 交付金交付の効果等	交付金のの大小にかかわらず集落ぐるみで農地を保全する施設整備や共同利用機械の購入などにより将来への投資として有効に活用されている。 しかし、平地の農村集落や都市住民へのコンセンサスが十分に得られているとは言えず、今後、こうした効果を広く発信し、農業体験等のグリーンツーリズム活動を推進し、目に見える形で効果を示していくことが重要と思われる。

4 事項毎の評価結果

事項	評価
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項	「集落マスタープラン」の作成により、協定参加者が集落の営農の将来像について話し合い、議論を進めていく中で、地域農業の保全に向けた共通の認識を持つことができ、将来に向けた方向性と協働活動への指針となっている。また、5カ年の計画を立てることにより、具体的な活動に結びつき、市町が指導する上においても現状と比較することにより、的確な指導が実施できている。
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	中山間地域において農業生産活動を継続していくためには、鳥獣害被害の防止を図ることが最重要課題であり、約7割の協定で取り組まれており、大きな効果が得られている。また、水路・農道の維持管理活動が以前よりも頻繁に実施されるようになった協定も見受けられるなど、施設の長寿命化が図られ、景観作物の作付け等により、中山間地域が憩いの場としての空間を提供できるようになってきている。
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	農業従事者の高齢化、米価の低迷、肥料・資材等の高騰など農業情勢を取り巻く環境が悪化する中で、生産コストの低減を図るための体制整備や環境こだわり農業の実践など、農業経営の安定化に向け交付金の有効な利用が図られている。
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化 協定の締結により、集落では農業経営に対する将来像だけでなく、集落そのものの存続を視野に入れた話し合いが行われ、地域資源を活用した集落の活性化に向け、住民意識の共有化が図られている。
	その他 集落内の協定参加者だけの活動にとらわれず、ボランティアや企業の社会貢献活動の対象として注目されており、滋賀県下4地域において棚田保全活動等、都市住民との協働により農地・農業施設の保全を図る活動へと発展している。

5 総合評価結果

総合評価	評価区分
平地に比べ農業経営上の不利益を補正する当該交付金制度は、今日の農業情勢が悪化する中で、過疎化・高齢化の進展する中山間地域において通算10年もの間、一切耕作放棄地を発生させなかったことは、大いに評価できることである。 また、当該交付金は中山間地域の農業振興に寄与するだけでなく、集落そのものの存続、あるいは地域住民の安定した生活環境の維持にも少なからず効果をあげている。 さらに中山間地域が有する水源かん養機能、洪水防止機能等の多面的機能が維持され、下流域の都市住民を含む多くの国民の生命と財産を守る上でも有効な施策であると評価できる。	A
本制度については95%の協定が継続を要望しており、滋賀県としても本制度は中山間地域施策の重要な施策の柱として、平成22年度以降の制度の継続を強く望むものである。しかし、体制整備が進む地域がある一方で、若者等の後継者流出により継続実施が危ぶまれる地域もあり、要件や手続きの緩和を含めた制度の改善を期待する。	

6 その他 (特徴的な取組事例)

・甲賀市土山町鮎河 集落は全戸第二種兼業農家で平均耕作面積は40～50aと小規模経営のため、集落一農場を目指して「農事組合法人すこいえのづ鮎河」を平成19年度に設立、地域農業の担い手として位置づけている。 農事組合法人は、高齢化などで営農が困難となった農家から、田植えや稲刈りなどの基幹作業を受託し、営農の継続を支援している。 また、大型機械を中心とした作業は、若手後継者が主となる一方、日々の水管理などは壮年、老年が分担することとして、全年齢層で安定した経営と農地保全に取り組んでいる。 ・木之本町杉野 平成14年に、協定農用地に隣接する約2.5haの耕作放棄地で、4頭の和牛を放牧したところ、獣害の軽減にとっても大きな効果があった。平成20年度からは、和牛を2頭購入し、放牧とともに繁殖にも取り組んでいる。放牧地は、集落の憩いの場、子供たちの情操教育の場として活用している。 ・大津市上仰木辻ヶ下 農村文化の伝承と創造をテーマにむらづくりを進めており、地元の仰木小学校と、稲作を通じて「作り・育て・食べる」といった食育に関する体験学習を実施。約10aの水田を学習用とし、春の田起こしから秋の収穫まで年間を通した一連の作業を、小学校の年間行事として位置づけている。 ・東近江市北坂町 かつて地域で作られていた赤そばを特産品として位置づけ、約70aの作付けを実施。赤そばは、肥料がほとんどいらず、抑草効果があり、高齢者でも作付けしやすい、11月頃に赤い花が咲くので、農地の保全管理と景観保全の両方に効果がある。地元商工会や観光協会とも連携し、地域の特産品として商品化を図っており、地域農業の活性化につながっている。 ・高島市畑 「日本の棚田百選」に選ばれたことをきっかけに、棚田オーナー制度を取り入れ、農地の保全を図っている。田植え作業には200人を超える参加があり、都市住民との交流で集落の活性化を図っている。

京都府最終評価結果書

1 実施状況の概要

[illegible]

2 交付金交付の効果等

項目		効果等
(1) 集落マスタープランに定めた取り組みべき事項		具体的な目標及び各年度毎の活動計画を立てることにより、協定参加者各人が集落の将来像の実現に向けて取り組むべき事項を明確に意識し、協定参加者が一体となって同じ目標に向かって活動を推進することができ、府及び市町村も、プランに基づき各協定の目標の進捗状況を把握し、的確に助言等を行うことができた。 その結果、５００協定のうち、４８７協定（９７％）で現時点で２１年度までの目標達成を見込んでおり、残り１３協定に対しては、府と市町村が集中的に助言等を行うことにより確実な目標達成を目指している。
		要指導・助言協定数 67協定 上記のうち ・ ２１年度までの目標達成が見込まれる協定数 65協定 ・ 引き続き、指導・助言が必要な協定数 13協定
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	耕作放棄の防止等の活動	協定締結を契機として、「集落内の農地を絶対荒廃させてはならない」という意識を集落協定参加者が共有したことにより、「集落全体での農地保全」を促す効果があった。 また、中間年評価の際に実施した集落協定代表者へのアンケートでは、本制度に取り組んでいなかった場合、平成17～21年度の5年間に1,065ヘクタール（協定農用地の20.8％）の農地が耕作放棄されたとみる回答があった。 この面積は、府内耕作放棄地（2005年センサス2,615ha）の40％にも当たることから、本制度は耕作放棄地を防ぐ大きな効果を発揮していると言える。
		交付金交付面積 5128【 8 】ha 農振農用地区域への編入面積 7 ha 既耕作放棄地の復旧面積 11 ha
	水路・農道等の管理活動	集落協定を対象としたアンケートでは、全協定の７割にあたる協定で、農地の方面や水路・農道等の共同管理活動の回数が、協定締結前より増えたと答えており、また例えば、台風等災害時の見回りや施設の老朽化のこまめな点検等のよりきめ細やかな共同管理活動が行われるようになる等、協定締結を契機として、協定参加者の共同管理活動に対する意識は確実に向上した。
		水路の管理延長 1979 km 道路の管理延長 1000 km

(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	多面的機能を増進する活動	農地の荒廃防止により、洪水や土砂流出の防止、地下水の涵養、自然環境や美しい景観の保全等、農業・農村が持つ多面的機能の維持に効果を発揮している（集落協定を対象としたアンケート調査でも全協定の８６％が効果があると回答）。 また、農業・農村が持つ多面的機能という視点への着目は、例えば、景観の鑑賞を目的とした都市農村交流や生態系保全学習や食育等での学校教育との連携を促し、さらにＣＳＲという観点からの企業の参画、NPO法人、ボランティア等の新たな連携を実現している集落協定も出てきている。																								
		<table><tr><td>周辺林地の下草刈り</td><td>157</td><td>ha</td></tr><tr><td>都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等）</td><td>5</td><td>ha</td></tr></table>	周辺林地の下草刈り	157	ha	都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等）	5	ha																		
	周辺林地の下草刈り	157	ha																							
	都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等）	5	ha																							
農用地等保全マップ	水路・農道等の保全箇所、修復箇所、注意を要する箇所等を視覚化・明確化することにより、管理作業の省力化、施設の新設、補修、改修等の年次的実施による作業の効率化等の効果があっただけでなく、協定参加者全体でマップの作成にあたったことで、集落共同管理の意識の向上が図られた。																									
A要件	本制度が過疎化・高齢化の進行により、将来において農業生産活動の維持が困難となることを個々人が改めて認識し、機械・農作業の共同化、担い手育成等将来の持続的な農業生産活動のために集落全体での営農体制の整備につながった。 また、過疎化・高齢化の進行により協定集落内の人口が減少する中で、交付対象農地を持たない農家や非農家も含めた集落全体での取り組みの他、複数集落の連携、企業やNPO法人、ボランティア等との新たな連携の芽がでてきている。																									
		<table><tr><td>機械・農作業の共同化</td><td>増加分（</td><td>以外）</td></tr><tr><td>高付加価値型農業の実践</td><td>438</td><td>ha</td></tr><tr><td>認定農業者の育成</td><td>44</td><td>ha</td></tr><tr><td>新規就農の確保</td><td>49</td><td>人</td></tr><tr><td>担い手への農地集積（農作業の受委託を含む）</td><td>58</td><td>人</td></tr><tr><td>非農家・他集落等との連携</td><td>80</td><td>ha</td></tr><tr><td></td><td>88</td><td>戸</td></tr><tr><td></td><td>30</td><td>集落</td></tr></table>	機械・農作業の共同化	増加分（	以外）	高付加価値型農業の実践	438	ha	認定農業者の育成	44	ha	新規就農の確保	49	人	担い手への農地集積（農作業の受委託を含む）	58	人	非農家・他集落等との連携	80	ha		88	戸		30	集落
機械・農作業の共同化	増加分（	以外）																								
高付加価値型農業の実践	438	ha																								
認定農業者の育成	44	ha																								
新規就農の確保	49	人																								
担い手への農地集積（農作業の受委託を含む）	58	人																								
非農家・他集落等との連携	80	ha																								
	88	戸																								
	30	集落																								
	B要件	担い手育成を積極的に考えるようになる等、将来にわたって地域農業を考える体制が整備され、集落における農業生産活動に対する共同意識の強化が図られた																								
		<table><tr><td>集落営農組織の育成</td><td>増加分</td></tr><tr><td>担い手集積化</td><td>38</td><td>ha</td></tr><tr><td></td><td>4</td><td>ha</td></tr></table>	集落営農組織の育成	増加分	担い手集積化	38	ha		4	ha																
集落営農組織の育成	増加分																									
担い手集積化	38	ha																								
	4	ha																								

(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	集落マスタープランの策定、協定活動の実施、プランの進捗状況の確認及び検討を通じて、協定参加者間の話し合いが活発化し、集落の将来に対する危機感を共有化したことにより、課題解決に向けて集落が一体となり取り組む姿勢が促された。 さらに、交付対象農地を持たない農家や非農家、自治会等の地域組織等を協定活動に取り込むことにより、それらのものの集落への関心を喚起し、集落全体で地域運営を考える姿勢へと変わりつつある地域が出てくる等の効果があった。
	その他	本制度により、認定農業者への土地利用集積が進み、今後、集落の農業生産活動の中心を担う農業法人の設立により、集落の将来の農業生産活動の維持・発展のための素地を作ることができた。
		加算措置 23【1】 ha 38 ha 2 ha 3 法人 1 法人 ・ 規模拡大 ・ 土地利用調整 ・ 耕作放棄復旧 ・ 法人設立（特定農業法人） （農業生産法人）

3 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況	中山間地域においては、高齢化・過疎化の進行により、担い手不足のみならず、集落自体の存続も危ぶまれており、平坦地も含めた農地等のすべてが、多面的な機能を担っている現状の中で、現行制度においては、傾斜農用地を対象に関連する農家のみによる協定に基づき取り組まれており、本来の意味での集落全体の取り組みとなっていない。
(2) 交付金交付の効果等	過疎化・高齢化が進行し、集落内の人材不足が顕著となる中、複数集落による協定締結や協定活動における非農家等の多様な主体との連携を進めた協定においては、創意工夫のある取組を行い、先進的な成果をあげる一方、単独・小規模集落による協定では、農地の維持のための活動を超えた新たな思い切った取り組みに着手することが出来ない場合が多い。

4 事項毎の評価結果

事項	評価
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項	集落の将来像の実現に向け、協定集落は自らが策定した計画に基づき活動を推進し、行政は、助言という立場で、集落協定の着実な目標達成に向けて、後方的支援を行うという趣旨の本制度は、過疎化・高齢化が進む農村地域が創意工夫による地域の再生を進めていく取組みの先進的モデルであり、非常に有効である。
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	本制度は、集落全体で農地保全を考える枠組み、共同管理活動の活発化等、協定参加者の意識改革を図るとともに、多面的機能の視点の導入により、農業者以外の多様な主体の意識改革を少なからず進めるきっかけを作っており、有効である。

(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項		複数集落による協定締結や協定活動における多様な主体との連携を進めた協定ほど、体制整備要件を選択し、積極的な取組みを実施し、先進的な成果を挙げている傾向が強い。本制度が協定の広域化や非農家等多様な主体との連携を進めることの誘因となっていることから、本制度は、今後、新たな対策を考えていく上での一つの視点を提示しており、有効である。
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	将来的な集落の維持に向けての集落内での連帯感の醸成、集落内外の多様な主体を取り込んで地域運営を考える姿勢への変化等をもたらした点で、本制度は非常に有効である。
	その他	本制度は、集落の将来の農業生産活動の維持・発展のため、協定参加者の意識の向上と体制整備に寄与しており、有効である。

5 総合評価結果(上記評価を踏まえ、A～Gで総合評価する)

総合評価	評価区分
農村部における過疎化・高齢化、担い手の減少が急速に進み、中山間地域の農地を守ることが非常に困難となる中で、条件不利な約5,000ヘクタールの農地が適切に管理され、耕作放棄地の発生防止が図られている。特にこれらの点において、本制度の効果は非常に大きい。 さらに、集落機能の活性化、集落を超えた広域的な協定や協定活動における多様な主体との連携の促進、地域と行政の新たな在り方を提示する本制度の枠組みは、過疎化・高齢化が進む中山間地域における将来の農業生産活動・農村集落の維持に向け、効果を発揮するとともに、今後の同様の取組における先進的モデルとも言える。 また、中間年評価時のアンケート結果から、府内の全市町村及び9割を超える集落協定代表者が本制度の継続を望んでいることから、本制度は大いに評価できる。 なお、次期対策においては、耕作条件の悪い谷間に点在する農地や平坦地も含めて対象農地とするなど、集落全体で集落内農地を守るという視点の導入や、協定の広域化や協定活動における非農家等、多様な主体との連携へ誘導する仕掛けが必要であると考えられ、将来の農業生産活動、集落の維持に向けた積極的な取組みを、一部の協定だけでなく、過疎化・高齢化が特に進んだ小規模な集落においても、行うことのできるような制度を期待する。	A

6 その他(特徴的な取組事例)

別添のとおり(取組事例1 福知山市三岳集落協定、取組事例2 京丹後市久美浜町佐野甲集落協定)

特徴的な取組事例 2

集落ぐるみの多面的機能発揮と担い手の育成

1 集落協定の概要

市町村・協定名	京都府福知山市三岳集落協定			
協定面積	9.4 ha	田 9.0 ha	畑 4 ha	草地 採草放牧地
交付金額	1,698万円	個人配分 共同取組活動 5.0 %	役員報酬 研修会費 農地管理費 鳥獣害防止対策費 共同利用機械購入費 多面的機能増進活動費 その他	5.0 % 4 % 1.0 % 3 % 1.6 % 6 % 4 % 7 %
協定参加者	農業者233人、農業生産法人1、その他（小学校・加工販売施設・宿泊施設）			
取組内容	協定の広域化と協定参加者の多角化			
主な効果	農家、非農家、地域内組織、施設の危機感を共有化することにより、連帯感や信頼感の強化を図り、また、地域内の地産地消の推進により、地区内資金（経済）循環を図った。			

2 集落概要

三岳地区は、福知山市北部、兵庫県豊岡市但東町に接し、三岳山（標高839.6m）の麓に点在する8つの集落により形成され、地域の中心となる国道426号と一級河川佐々木川が流れる中山間地域である。

協定は旧制度において8集落協定であった三岳地区による統合協定であり、戸数269戸（内農家181戸）、人口713人の過疎・高齢集落である。地域営農はみたけ農産有限会社（平成17年設立）をはじめ、数人の個人担い手を中心に、多くの小規模個人農家による水稲経営が中心となっている。

地域内には上記農業法人、加工・販売施設「里の駅」、宿泊施設「三岳山の家」を有しており、高齢化の進む中、協力して集落の活性化に努めている。

集落の中心である三岳小学校も児童数の減少は著しいが、本交付金制度を活用し農業体験・河川探索等地域住民と一体となった教育をおこなっている。

3 協定概要

集落マスタープラン

集落営農組織を中心とした担い手への農地集積を進め、特産品目の工夫・開発による地産地消の取組を推進する。又、地産作物の栽培管理については、高齢者の社会参加・生きがい活動につながることを期待する。又、これらの営農に係る取組に併せ、地区内小学校等非農家組織と連携し、農を基調とした集落の未来デザインを創造し、その実現に向けた努力を続ける。

協定活動内容

農業生産活動等	多面的機能増進活動
農地・法面の管理 水路・農道の管理 有害鳥獣対策	圃場体験・オーナー制度の実施 地区内小学生による圃場体験 椎茸栽培オーナー制度の実施
農業生産活動の体制整備 地区内農業生産法人の支援 地区内農業生産法人に対して、新規特産作物の試験的栽培を依頼。 離職就農者の確保 Uターン者の確保のため、集落外に居住する地区出身者に就農意向調査を実施。 地区内加工・販売施設への支援 加工・販売施設への設備支援を行う。	自然観察会 公民館と連携し、小学生による地域内河川の源流探検を行う。 地域懇話会の開催 中山間地域等直接支払制度の勉強会 各集落の課題・取組の検討・発表会 担い手・加工グループ・公民館組織等による意見発表会 等をテーマとした懇話会を定期に開催

4 主たる活動事例



地域懇話会



三岳の未来図画展

○地域懇話会 概要

H18年度 テーマ 三岳の未来は・・・「中山間地域等直接支払」をとおして語り合おう

- 制度を生かし「農」と地域社会に意欲とパワーを得たい！ -
- 田畑を守り、次世代に引き継ぐための活路を見出したい！ -

H19年度 テーマ 三岳の未来は・・・「中山間地域等直接支払」をとおして語り合おう

- 「農」から三岳の未来を考える -

参加人員 70名（地区内農家（担い手・生産法人）・非農家（消防団・小学校・公民館等）・加工・販売施設・宿泊施設 等）

懇話会趣旨 過疎・高齢化等の地区（集落）の課題を整理し、
「未来に向かって何をしておかねばならないか」
「今できることはなにか」

を見出し、地域社会が一つになって取組を進めるための懇話を重ねる。

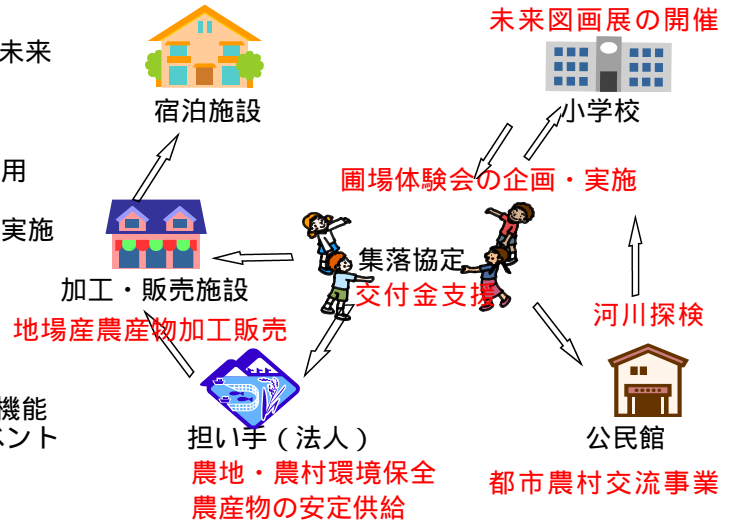
○三岳の未来図画展

地区の将来を担う子どもたちが三岳の未来を描いた絵画展

○地区内施設・組織との連携

加工・販売施設 : 地域内農産物を利用
宿泊施設 : "
公民館 : 都市農村交流事業実施
小学校 : 未来図画展の開催
農家（担い手） : 農産物供給

協定が、企画コーディネート・マッチング機能を担い、担い手を中心とした農家が各種イベント実施のスタッフとなることを期待している。



5 直接支払以外の施策との関連等

京都府地域農場づくり事業

平成8年度より同事業に取り組み、複数集落（旧村）による営農体制づくりに取り組んできた。

6 直接支払に取り組んだ経緯とその成果

平成8年度～10年度の京都府新地域農場づくり事業に取り組んだ結果、地区内農家の協働意識を集落単位から旧村単位へと拡大させることができ、地区内全農家参加型組織を誕生させた。これについては平成17年農業生産法人「みたけ農産有限会社」として再組織されている。

こういった意識変革により、新制度の施行に合わせ8集落協定の統合を行うことができた。

協定の統合により、鳥獣害防止柵の設置・荒廃農地防止活動等計画的に行うことができ、また、集落毎には困難であった地区内組織・施設への支援が可能になった。

集落ぐるみの多面的機能持続発揮と担い手の育成

1. 集落協定の概要

市町村・協定名					くみはまちょうさのこう 京都府京丹後市久美浜 町 佐野甲				
協 定 面 積 23.7ha		田 (100%)		畑		草地		採草放牧地	
		水稲、黒大豆							
交 付 金 額 306万円		個人配分 50.1%							
		共同取組活動 (49.9%)		役員報酬		4.6%			
				道・水路管理費		6.6%			
				農地管理費		2.0%			
				鳥獣被害防止対策費		2.6%			
				多面的機能増進活動費		3.3%			
				無人ヘリ防除委託費		15.6%			
				その他		1.0%			
				積立		14.2%			
協 定 参 加 者		農業者 32人、水利組合 (1組織) 農業生産法人 (2組織)							

2. 取組に至る経過

当集落では、イノシシ等の獣害による水稲被害が増加し、個々での対応が難しくなっていたため、地域内の非農家を含めた多様な団体の代表者による「中山間推進委員会」の設置を契機に話し合いを重ね、全区民へのアンケート等も実施し、「～かけがえのない私たちのふるさとを創る～」と掲げた成果集を作成し、集落の意識を高めるとともに活動方策を共有し、非農家を含めた集落全体での取組を図ることとした。

3. 取組の内容

有害鳥獣対策としてレンタカウによる放牧に取り組むこととし、このレンタカウを利用し、地元の小学校等を対象に、レンタカウの目的や牛の生態等についての学習会を併せて開催している。

また、間伐材除去などの周辺林地の環境整備では、企業ボランティアを受入れ協働で作業を行っている。

さらに、平成18年から地元の小学校と連携して芋植えや、秋には収穫祭を行うなど多面的機能の発揮にも取り組んでいる。



レンタカウの活用による有害鳥獣対策



企業ボランティアと協働で周辺林地の環境管理

[集落の将来像] 「 かけがえのない私たちのふるさとを創る 」

- めざすべき方向 ふるさとの基盤を守る。創る。 ふるさとの基盤を活かす。
潤いと安らぎのある。活気あるふるさと。



[将来像を実現するための活動目標]

- 集落コミュニティの増進の強化 ○ 農地に隣接する道水路等の保全、管理
- 担い手への農地集積 ○ 農地と山林部の隙間管理
- 有害鳥獣対策 ○ 共同農業生産活動、生活環境づくり

[活動内容]

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田23.7ha)

個別対応

水路・作業道の管理
農林道(約7km)、河川法面
(10km)、年2回 草刈

共同取組活動

農地法面の定期的な点検
(年2回及び随時)

共同取組活動

鳥獣害防止対策
レンタルカウの活用、
バッファゾーンの整備
捕獲柵、電気柵の設置・管理
周辺林地の草刈

共同取組活動

多面的機能増進活動

- ・ 学校教育との連携
- ・ レンタカウ事業により
区内子ども会と牛の学習会
- ・ 企業ボランティアを受入
れ、協働して周辺林地の環
境整備

共同取組活動

集落内外の非農家等との連携による
集落の活性化

農業生産活動の体制整備

機械農作業の共同化
(無人ヘリコプターの共同利用
を23ha実施、目標23ha)

共同取組活動

担い手への農作業の委託
説明会(2回)
(認定農業者への農地集積
目標9ha(当初より2ha増))

共同取組活動

自然生態系を活かした学校教育
等との連携(地元佐野小学校の
生徒と芋掘り体験等の実施)
非農家・他集落等との連携
(企業ボランティアや非農家等
との協働作業)

共同取組活動

4 . 取組による変化と今後の課題等

非農家も含めた集落内の横断組織である中山間推進委員会が中心となり、集落全体の取組としての意識を共有し、子供や集落外住民との交流により集落の活性化が促された。また、自集落を客観的に認識をする機会となり、集落における人材育成や地域づくりに繋げることができた。今後は集落の高齢化が進行するなかで、認定農業者への農地集積を推進するとともに、非農家も含めた集落全体での農業生産活動を維持発展させていく。

[平成20年度までの主な成果]

- 担い手への農地集積 (当初7ha 目標9ha H20実績8.9ha)
- 機械・農作業の共同化 (無人ヘリコプター共同防除)(当初18ha 目標23ha H20実績23ha)
- 有害鳥獣捕獲檻の製作と導入による設置・レンタルカウの実施 (集落内2ヶ所)
- 学校教育との連携 (収穫祭等への小学生の50人参加)
- 企業ボランティアの受け入れ人数 (当初0人 H20実績35人)

大阪府最終評価結果書

1 実施状況の概要

(1) 交付市町村数	1	【うち集落協定	2	個別協定	0	】
(2) 協定数	2	対象農用地面積	344.2	交付面積率	7.2%	】
(3) 交付面積	24.7 ha	【地目別面積内訳	田 : 22.8 ha	畑 :	1.9 ha	】
			草地 :	0 ha	採草放牧地 :	0 ha
(4) 交付金額	4,007 千円	【うち共同取組活動分 :	0 千円	個人配分分 :	4,007 千円	】

2 交付金交付の効果等

項目		効果等
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		農業生産活動が継続して行われ、耕作放棄の防止に効果があった。
		要指導・助言協定数 0 協定 上記のうち ・ 21年度までの目標達成が見込まれる協定数 協定 ・ 引き続き、指導・助言が必要な協定数 協定
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	耕作放棄の防止等の活動	集落で点検班を設置し定期的な点検を行うことで、農地法面の崩壊の未然防止に効果があった。
		交付金交付面積 24.7 ha 農振農用地区域への編入面積 ha 既耕作放棄地の復旧面積 ha
	水路・農道等の管理活動	管理活動として、清掃、草刈り等を共同で行うことによって、集落全体での共同活動が活発になった。
		水路の管理延長 3 km 道路の管理延長 3 km
	多面的機能を増進する活動	集落の特産物であるミカンの収穫体験農園を開設し、地域住民等との交流活動が活発になった。 【平成20年度利用者数】 200人
		周辺林地の下草刈り ha 都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等） 0.4746 ha

(3) 自律的かつ 継続的な農業生 産活動等の体 制整備として取 り組むべき事項	農用地等保全 マップ														
	A要件														
		機械・農作業の共同化 高付加価値型農業の実践 認定農業者の育成 新規就農の確保 担い手への農地集積（農作業の受委託を含む） 非農家・他集落等との連携 <table border="1"> <tr><td></td><td>ha</td></tr> <tr><td></td><td>ha</td></tr> <tr><td></td><td>人</td></tr> <tr><td></td><td>人</td></tr> <tr><td></td><td>ha</td></tr> <tr><td></td><td>戸</td></tr> <tr><td></td><td>集落</td></tr> </table>		ha		ha		人		人		ha		戸	
		ha													
	ha														
	人														
	人														
	ha														
	戸														
	集落														
B要件															
	集落営農組織の育成 担い手集積化 <table border="1"> <tr><td></td><td>ha</td></tr> <tr><td></td><td>ha</td></tr> </table>		ha		ha										
	ha														
	ha														
(4) その他協定 締結による活動	集落機能の活 性化														
	その他														
		加算措置 ・ 規模拡大 ・ 土地利用調整 ・ 耕作放棄復旧 ・ 法人設立（特定農業法人） （農業生産法人） <table border="1"> <tr><td></td><td>ha</td></tr> <tr><td></td><td>ha</td></tr> <tr><td></td><td>ha</td></tr> <tr><td></td><td>法人</td></tr> <tr><td></td><td>法人</td></tr> </table>		ha		ha		ha		法人		法人			
	ha														
	ha														
	ha														
	法人														
	法人														

3 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況	将来的な観点から考えると本府においては、高齢化により協定数・交付面積の維持について見通しが立たないため、「5年以上継続して農業生産活動を行う」という要件は見直されるべきである。
(2) 交付金交付の効果等	将来的な観点から考えると本府においては、高齢化により今後の営農継続について見通しが立たないため、営農意欲の増進のためにも交付金交付単価は見直されるべきである。

4 事項毎の評価結果

事項		評価
(1) 集落マスタープランに定めた 取り組むべき事項		農業生産活動が継続して行われ、耕作放棄の防止に効果があったため、本制度は有効であった。
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項		農業者の高齢化により継続的な耕作・管理が難しくなっているが、集落全体での共同活動が活発になり、地域住民等との交流活動が活発になったため、本制度は有効であった。
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項		
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	
	その他	

5 総合評価結果

総合評価	評価区分
集落農業者の高齢化により新たな農業生産活動等は望めないものの、対策期間内は農家が一丸となって、荒廃農地が発生しないよう耕作できており、事業効果は認められる。	B
(備考)	

6 その他 (特徴的な取組事例)

市町村 協定名	大阪府太子町山田 (やまだ) 集落協定			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
18.0 ha	17.4ha	0.6ha	0ha	0ha
交付金額	個人配分			100 %
298 万円	共同取組活動			%
	0 %			%
				%
				%
協定参加者	農業者86名			
取組内容	【共同活動 交流活動で耕作放棄を防止】 ・農地法面の崩壊の未然防止のため、集落で点検班を設置し定期的な点検を行った。 ・水路・農道の管理活動として、清掃、草刈り等を共同で行った。 ・集落の特産物であるミカンの収穫体験農園を開設し、地域住民等との交流活動を行った。【平成20年度利用者数】100人			
主な効果	・農業生産活動が継続して行われ、耕作放棄の防止に効果があった。 ・農地法面の崩壊の未然防止に効果があった。 ・集落全体での共同活動が活発になった。 ・地域住民等との交流活動が活発になった。			

兵庫県最終評価結果書

1 実施状況の概要

(1) 交付市町村数	21						
(2) 協定数	604	【うち集落協定	603	個別協定	1	】	
(3) 交付面積	4,851 ha	【対象農用地面積	7,190 ha	交付面積率	67%	】	
		【地目別面積内訳	田：4,705 ha	畑：88 ha			
			草地：0 ha	採草放牧地：58 ha			
(4) 交付金額	862,062 千円	【うち共同取組活動分：500,874 千円	個人配分分：360,874 千円	】	(個別協定 314)		

2 交付金交付の効果等

項目	効果等								
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項	○ 協定参加者の意識向上 平成19年度中間年評価時の集落協定代表者アンケート（以下、「中間年評価アンケート」という）では、全協定の78%が協定締結を契機に、集落での話し合いが活発化したと答えており、協定参加者の意識が向上し、効果的な取組みが実施できたと考えられる。また、農林水産物の直売・加工・販売が始まった44協定のうち、24協定が「女性の意欲が向上した」としており、女性のむらづくりへの参画のきっかけとなっていると考えられる。 ○ 適切な時点での指導・助言による着実な活動推進 集落協定に5年間の活動計画を明記するため、中間年評価時、最終評価時のみでなく、毎年度行う実施状況の確認時等に、取り組みの進捗状況を確認することができ、適切な時点で集落に対する指導・助言が可能である。 なお、中間年評価時に指導・助言が必要であった69協定については、59協定が目標達成可能となっており、残り10協定については、平成21年度末までに目標を達成できるよう指導を行う。 <table> <tr> <td>要指導・助言協定数</td><td>69 協定</td></tr> <tr> <td>上記のうち</td><td></td></tr> <tr> <td>・ 21年度までの目標達成が見込まれる協定数</td><td>59 協定</td></tr> <tr> <td>・ 引き続き、指導・助言が必要な協定数</td><td>10 協定</td></tr> </table>	要指導・助言協定数	69 協定	上記のうち		・ 21年度までの目標達成が見込まれる協定数	59 協定	・ 引き続き、指導・助言が必要な協定数	10 協定
要指導・助言協定数	69 協定								
上記のうち									
・ 21年度までの目標達成が見込まれる協定数	59 協定								
・ 引き続き、指導・助言が必要な協定数	10 協定								
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	○ 協定地域での耕作放棄を防止 各市町においては、全体として耕作放棄地が増加している中、条件不利地である協定農用地においても高齢化や鳥獣害被害等により耕作放棄が懸念されていたが、全協定農用地4,851haで耕作放棄を完全に防止することができた。 個別協定（県内1協定）においても、農事組合法人が、集積した農地を利用して適切な営農を継続している。【1.5ha】 中間年評価アンケートでは、1,132haの耕作放棄を防止できたとの回答があり、平成12～16年の5年間に兵庫県で増加した耕作放棄地面積800ha（農林業センサス2000, 2005）と比較しても、その効果は非常に大きいものと判断できる。 平成20年度では、集落協定603協定のうち389協定が「鳥獣被害防止対策」に取り組んでおり、中間年評価アンケートでは、交付面積4,851haの約60% 2,797haの農地が、交付金を活用して整備された獣害防止柵等によって守られている。 兵庫県が実施した調査（H15）では、耕作放棄地の発生原因として鳥獣害による収益減を理由とする回答が46%もあり、鳥獣害被害対策、耕作放棄の防止に大きく寄与していると考えられる。 ○ 農業生産活動が拡大 20協定、13haが農用地区域に編入された。平成18年度と19年度で農用地（農地）面積が県全体で95ha減少する中で、この取組は効果があったと考えられる。また、既耕作放棄地の復旧面積は、14協定で17年度の1haから4haへと拡大した。引き続き指導を行うことにより、平成21年度の目標4.6haを達成する見込みである。 <table> <tr> <td>交付金交付面積</td><td>4,851 ha</td></tr> <tr> <td>農振農用地区域への編入面積</td><td>13 ha</td></tr> <tr> <td>既耕作放棄地の復旧面積</td><td>4 ha</td></tr> </table>	交付金交付面積	4,851 ha	農振農用地区域への編入面積	13 ha	既耕作放棄地の復旧面積	4 ha		
交付金交付面積	4,851 ha								
農振農用地区域への編入面積	13 ha								
既耕作放棄地の復旧面積	4 ha								

水路・農道等の 管理活動	○水路・農道等管理活動が活発化 水路・農道等の農業用施設は農作業の根幹をなす施設であり、水利組合、農会等が制度開始以前から集落内で、共同もしくは分担して管理してきたが、中間年評価アンケートでは、当制度により共同活動の回数が増えるなど、活発化した協定が77%もあった。 ○将来を見据えた施設の整備が推進 平成20年度においては、440協定が交付金を活用し水路・農道の管理活動を行っている。そのうち113協定が水路の補修、農道の舗装などの整備にも交付金を充当（管理費全体の44%）していることから、維持管理に要するコストへの補填だけでなく、農業用施設の維持・更新により、今後も継続的な農業生産活動を行う基盤の整備に寄与していると考えられる。				
	<table> <tr> <td>水路の管理延長</td><td>997 km</td></tr> <tr> <td>道路の管理延長</td><td>967 km</td></tr> </table>	水路の管理延長	997 km	道路の管理延長	967 km
水路の管理延長	997 km				
道路の管理延長	967 km				
多面的機能を増進する活動	○下草管理による多面的機能の増進と生産効率の向上 周辺林地の下草刈りについては、多面的機能を増進する活動では最も多い442協定、220haで取り組まれている。活動の結果、景観保全だけでなく鳥獣害防止、耕作放棄の防止につながるとともに、生産効率の向上にも寄与したとの報告があった。 ○集落、地域活動の活性化へ発展 但馬、淡路を中心とする248協定で「景観作物の植え付け」に取り組んでいる。農家だけでなく地域住民が参加する活動として、集落内の花壇や道路沿いに花卉の植栽を行う協定もある。また、まとまったほ場で営農に取り組む協定では、生産調整の対象として、ヒマワリやソバを作付けし、花の開花時期に観光イベントの開催、ソバ打ち体験など都市と農村の交流に取り組む協定も現れている。 中間年評価アンケートでも、96%の協定が集落や地域活動の維持・活性化を促す効果があると回答している。市町からも、多面的機能に係る取組が機能増進だけでなく、農業生産効率の向上、鳥獣害の防止、あるいは地域住民全体での活動や都市農村交流等に広がったと報告されている。				
	<table> <tr> <td>周辺林地の下草刈り</td><td>220 ha</td></tr> <tr> <td>都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等）</td><td>24 ha</td></tr> </table>	周辺林地の下草刈り	220 ha	都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等）	24 ha
周辺林地の下草刈り	220 ha				
都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等）	24 ha				

(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	農用地等保全マップ	農用地保全マップには、マスタープランに従って実施する水路・農道の補修箇所、鳥獣害防止対策の実施箇所や農作業の共同化、受委託等を行う対象農地を明記することになっている。集落の意思を具体化することによって、さらなる意識向上につながっている。												
	A要件	取組項目では、「生産性・収益性向上に向けた機械・農作業の共同化」（152協定）、「担い手の育成に向けた農作業委託」（87協定）、「多面的機能の発揮に向けた非農家・他集落との連携」（85協定）の項目に取組む協定が多い。 ○生産性・収益性の向上 農作業機械の共同購入に交付金を充てることにより、労働時間を短縮し、農業機械への過剰投資を抑制して、生産性・収益性を向上することができた。機械・農作業の共同化については、目標面積356haに対し、375haで取り組まれており、多くの協定で効果的に実施された。 高付加価値型農業については、25協定で取り組まれ、目標の15haを超える22haで実践されており、収益性の向上につながっている。 ○積極的な担い手育成の推進 認定農業者の育成は、29協定で取り組まれ、目標の36人に対し、17年度当初の2人から31人へと増加した。新規就農の確保については、16協定で取り組まれ、目標の20人に対し、17年度当初の2人から14人へと増加した。また、担い手への農地集積（農作業の受委託を含む）についても、100協定の目標面積242haに対し、17年度の11haから236haへと着実に実績をあげている。21年度末の目標は達成できる見込みであり、引き続き指導を進めていく。 ○非農家、他集落との連携活動の拡大 「多面的機能の持続的発揮に向けた非農家・他集落等との連携」については、集落内や地域に住む非農家(1,324戸)や他集落(8戸)との連携が進んでいる。地域全体としての活動の活性化に寄与している。 <table><tr><td>機械・農作業の共同化</td><td>292 ha</td></tr><tr><td>高付加価値型農業の実践</td><td>20 ha</td></tr><tr><td>認定農業者の育成</td><td>31 人</td></tr><tr><td>新規就農の確保</td><td>14 人</td></tr><tr><td>担い手への農地集積（農作業の受委託を含む）</td><td>170 ha</td></tr><tr><td>非農家・他集落等との連携</td><td>・ 非農家・非対象農家 1,324 戸 ・ 集落数 8 集落</td></tr></table>	機械・農作業の共同化	292 ha	高付加価値型農業の実践	20 ha	認定農業者の育成	31 人	新規就農の確保	14 人	担い手への農地集積（農作業の受委託を含む）	170 ha	非農家・他集落等との連携	・ 非農家・非対象農家 1,324 戸 ・ 集落数 8 集落
		機械・農作業の共同化	292 ha											
		高付加価値型農業の実践	20 ha											
認定農業者の育成	31 人													
新規就農の確保	14 人													
担い手への農地集積（農作業の受委託を含む）	170 ha													
非農家・他集落等との連携	・ 非農家・非対象農家 1,324 戸 ・ 集落数 8 集落													
B要件	○担い手への集積化が推進 集落を基礎とした営農組織の育成は31協定、担い手集積化は6協定となっており、集落全体として農業生産活動を継続しようとする意識が高いと思われる。 集落営農組織の育成については、目標面積216haに対し、17年度当初の4haから20年度の143haまで増加しており、引き続き21年度末の目標達成に向け指導を進めていく。なお、担い手集積化については、目標の61haを超える62haとなっており、着実に増加している。 <table><tr><td>集落営農組織の育成</td><td>119 ha</td></tr><tr><td>担い手集積化</td><td>48 ha</td></tr></table>	集落営農組織の育成	119 ha	担い手集積化	48 ha									
	集落営農組織の育成	119 ha												
担い手集積化	48 ha													
集落機能の活性化	○集落機能が活性化 当制度に取り組むための集落内での話し合いがきっかけになり、協定締結前と現在で何が変わったと感じますかというアンケートの問に対し、営農面以外で「住民との繋がりが深まった」「集落活動に対する住民の意識が高まった」とする回答が全回答の43%もあった。そのことから、当制度が、営農面だけでなく地域のコミュニティの活性化にも効果があると考えられる。													
(4) その他協定締結による活動	その他	○生産意欲の向上 交付基準の高い加算措置に取り組む協定数は少なかった。しかし、規模拡大加算（2協定）の導入により既存の認定農業者の生産意欲が向上し、年々拡大するなど効果を上げている。土地利用調整（4協定）については、目標64haに対し41haとなっている。平成21年度末には目標達成見込みであるが、引き続き指導を進める。 <table><tr><td>加算措置</td><td></td></tr><tr><td>・ 規模拡大</td><td>3 ha</td></tr><tr><td>・ 土地利用調整</td><td>24 ha</td></tr><tr><td>・ 耕作放棄地復旧</td><td>ha</td></tr><tr><td>・ 法人設立（特定農業法人）</td><td>0 法人</td></tr><tr><td>（農業生産法人）</td><td>0 法人</td></tr></table>	加算措置		・ 規模拡大	3 ha	・ 土地利用調整	24 ha	・ 耕作放棄地復旧	ha	・ 法人設立（特定農業法人）	0 法人	（農業生産法人）	0 法人
		加算措置												
・ 規模拡大	3 ha													
・ 土地利用調整	24 ha													
・ 耕作放棄地復旧	ha													
・ 法人設立（特定農業法人）	0 法人													
（農業生産法人）	0 法人													

3 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況	○ 体制整備単価の取組が低迷 体制整備単価に取り組む面積は、平成20年度見込みで全面積4,851haの約50%（2,426ha）であった。しかし、協定数では全604協定のうち36%にあたる217協定となっており、水路・農道管理等の基礎単価の取組に比べ、体制整備単価に取り組む協定の割合は低い。また、全国の47%（19年度）と比べても極端に低い状況である。
(2) 交付金交付の効果等	○ 平成22年度以降の集落活動の維持 本制度の実施により、中山間地域等の条件不利地域における耕作放棄地の発生が防止された。また、農業・農村が持つ多面的機能が確保されるとともに、地域の活性化にも多大な効果が認められた。しかしながら、中山間地域等では、過疎化、高齢化がますます進展し、一層厳しい状況となっている。さらに中山間地域間でも格差が生じていることから、平成22年度以降こうした活動をいかに維持していくかが課題である。

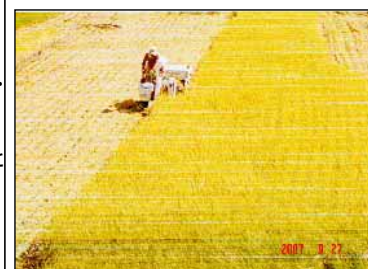
4 事項毎の評価結果

事項	評価
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項	担い手への農地・農作業の集積等の農業生産活動や、地域の実情に即した持続的な農業生産活動等の体制整備の方向性を明確にさせることで、協定参加者の意識付けができた。 また、段階的に目標を設定することにより、協定参加者による自己点検や、行政側の指導・助言を必要とする協定を把握し、取り組むことができることは有効であり、評価できる。
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	当制度に取り組むことで、参加者の意識が向上し、営農の継続、農業用施設の維持・管理など、基本的な事項についてはすべての協定において達成が見込まれている。耕作放棄の防止、農業生産活動の維持・拡大、地域の活性化等に大きな効果が見られ、評価できる。
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	機械・作業の共同化、非農家、他集落等の連携が進んでいる。また、担い手の育成や農地集積についても、21年度中に達成見込みであり、制度の効果が見られ評価できる。
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化 農業生産活動を通じて、地域・集落の活性化に大きな効果があり、中山間地域の集落が抱える交通、医療、消防等のコミュニティの維持に関する課題の解決にもつながる制度としても有効であると考えられる。
	その他 農業生産活動のみでなく幅広い取組が可能であり、さらなる取り組みの展開を期待できる制度である。

5 総合評価結果

総合評価	評価区分
当制度は、耕作放棄地の発生を防止するとともに、農地の賃借権の設定や農作業受託等の農業生産活動の維持・拡大に効果がある。また、農道、水路等集落の環境整備や草刈り等の多面的機能を維持する活動は非農家等を含めた集落・地域全体のコミュニティを活性化する効果があり、大変有効である。 なお、中山間地域においても、生産基盤の状況や人口、高齢化率など地域間格差が存在し、取組に差が生じている。現在、住民全体で取り組んでいる水路・農道等管理、下草刈り等についても、今後集落営農など集団で取り組まざるを得ない状況もあることから、集落営農組織の育成等体制整備に積極的に取り組んでいくことが重要と考えられる。 したがって、地域に応じて、基礎単価を10割単価とし、また、加算措置単価を増額する等交付金単価、算定基準を見直すことによりインセンティブを高めること、また、法制化等制度を恒久化することが制度の効果を一層高めるものと思われる。	A

6 その他 (特徴的な取組事例)

有機野菜による特産加工品の開発				
市町村 協定名	兵庫県宍粟市山田協定			
協定面積 8.1 ha	田 8	畑 0.1	草地	採草放牧地
交付金額 168 万円	個人配分			47 %
	共同取組活動 53 %	役員報酬		9 %
		イベント開催費		8 %
		鳥獣害防止対策費		30 %
農道・水路管理費		6 %		
協定参加者	農業者 44人			
取組内容	有機野菜を栽培し、その有機野菜を利用して完熟トマトを使った有機ケチャップや焼肉のタレ、コンニャク芋から作る刺身コンニャク、味噌などを作り販売している。 また、高齢化が深刻化する中で、棚田に貸し農園を設置し、棚田の保全活動やいも掘り体験、石垣祭りなどを通して都市住民との交流を行っており、更に「棚田deおもろう会」を発足させ、農業体験や棚田登山による都市住民との交流を計画中である。			
主な効果	○農産加工グループによる有機野菜を利用した加工 販売 :グループ員10人、ケチャップ900本、焼肉のタレ900本 ○貸し農園 1区画50㎡×63区画、いも掘り体験、山田石垣まつり			
花菖蒲・紫陽花まつりで地域の活性化				
市町村 協定名	兵庫県淡路市高山 ^{たかやま} 協定			
協定面積 47.4 ha	田 水稻	畑	草地	採草放牧地
交付金額 995 万円	個人配分			50 %
	共同取組活動 59.7 %	役員報酬		7.1 %
		道・水路管理		8.6 %
		農地管理		29 %
		多面的機能増進活動費		9.3 %
		その他		0.5 %
機械購入積立金		5.2 %		
協定参加者	農業者61人			
取組内容	高山ふるさと村づくり推進協議会が花による地域おこしとして、ハナショウブ、アジサイ等の植栽を進めている。そして、高山花菖蒲・紫陽花まつり」を平成15年から開始。まつりでは、メダカのすくい取り、野点、有機米のおにぎり等が配布され、バレイシヨなど地場野菜やハナショウブの販売も行い、都市住民との交流を図っている。			
主な効果	○高山花菖蒲・紫陽花まつりを開催し10日間で3000人参加 ○ハナショウブ・アジサイ等、花き類の植栽が増加 ○地域独自のイベント開催による活性化、農村交流			
集落営農組合の設立				
市町村 協定名	兵庫県香美町 ^{ひょうご かみ にいや} 新屋協定			
協定面積 15.7 ha	田 15.5	畑 0.2	草地 —	採草放牧地 —
交付金額 329 万円	個人配分			0%
	共同取組活動 100%	役員報酬		3%
		農地管理費		8%
		鳥獣害防止対策費		4%
		道・水路管理費		2%
		営農組合費等		83%
協定参加者	41人			
取組内容	集落では高齢化が進行しており、地域農業の担い手である新規就農者や定年帰農業者等の就農も見込みが立たない状況である。そこで、農業・農村の維持・保全の確保のため、第1期対策の時に2つあった協定を1つに統合し、集落営農組織を設立し、運営していくことを目的として協定を締結した。 その後、各関係機関等の協力を得て、平成18年6月に念願である集落営農組織を設立。集落営農組織の取組みとして協定農用地の作業受託を実施し、農機具の共同利用を図るため、当該事業の交付金を利用してコンバインを購入した。			
主な効果	○集落営農組織の設立 (18年度) ○コンバインの購入 (18年度) ○地区の旧集会所を利用して、営農組合の農機具倉庫として改築 (19年度)			

奈良県最終評価結果書

1 実施状況の概要

(1) 交付市町村数	14								
(2) 協定数	382	【うち集落協定	381	個別協定	1	】			
(3) 交付面積	2,788 ha	【対象農用地面積	4,711 ha	交付面積率	59%	】			
		【地目別面積内訳	田 : 1,133 ha	畑 :	1,655 ha	】			
			草地 : 0 ha	採草放牧地 :	0 ha	】			
(4) 交付金額	344,222 千円	【うち共同取組活動分 :	209,377 千円	個人配分分 :	134,724 千円	】			
					(個別協定121)				

2 交付金交付の効果等

項目		効果等
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		要指導・助言協定数 62 の内、 23 協定が H 2 1 年度までに目標達成見込みであり、残り 39 協定については引き続き指導助言が必要である。要指導・助言協定数は約 4 割減少している。
		要指導・助言協定数 62 協定 上記のうち ・ 2 1 年度までの目標達成が見込まれる協定数 23 協定 ・ 引き続き、指導・助言が必要な協定数 39 協定
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	耕作放棄の防止等の活動	本制度で交付金交付面積 2 , 7 8 8 h a が農地として維持保全が図られており、鳥獣害対策として防護柵等設置に共同で取り組むなどにより、被害回避ができ農家の営農意欲も向上し、耕作放棄防止に繋がっている。また 0 . 4 h a の既耕作放棄地の復旧が見られる。また地域内の農振白地については、制度効果の波及として実施期間中に農振農用地への編入も 7 h a みられた。制度実施地区外と比べて耕作放棄地の発生はなく、また防止に関する意識も高い。
		交付金交付面積 2788 ha 農振農用地区域への編入面積 7 ha 既耕作放棄地の復旧面積 0 ha
	水路・農道等の管理活動	水路の総管理延長は 4 8 0 k m、道路の総管理延長は 6 3 0 k m となっている。道路水路が適正に管理されることで、農地の機能保全、景観保持効果が見込まれる。 1 4 市町村の内 5 市町村で管理活動の回数の増加がみられた。
		水路の管理延長 480 km 道路の管理延長 630 km
	多面的機能を増進する活動	周辺林地の下草刈りを 1 0 8 h a 行うことで、耕地の林地化の防止、集落の景観保持、隣接農用地等への病虫害発生の防止、災害の抑制等の効果があると考えられる。棚田オーナー制度の実施、都市住民参加による景観作物の栽培、都市住民の農作業体験がおこなわれ、都市農村の交流が図られている。
		周辺林地の下草刈り 108 ha 都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等） 13 ha

(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	農用地等保全マップ	取組事項を農用地等保全マップを活用して明確化することにより、農地法面、水路、農道等の補修・改良、営農基盤の整備、鳥獣害防止対策を実施すべき農用地等について明確化が図られると共に、計画的・効率的な事業展開を図ることができた。															
	A要件	機械・農作業の共同化については、生産コストを下げるべく機械の共同化が進んでおり、最終年度には目標達成見込みであり、高付加価値型農業の実践については計画的に面積を増やし、最終年度に要件達成が見込める。認定農業者の育成により、認定を受けた農業者の集落の中での積極的な活動が見られ、新規就農の確保に努め、農作業技術の普及や就農に向けて研修等の支援により、新規就農が見込める。非農家・他集落との連携については計画を上回る非農家との活動が行われ、集落活性化の効果が現れている。															
		<table><tr><td>機械・農作業の共同化</td><td>増加分 (以外)</td></tr><tr><td>高付加価値型農業の実践</td><td>163 ha</td></tr><tr><td>認定農業者の育成</td><td>4 ha</td></tr><tr><td>新規就農の確保</td><td>37 人</td></tr><tr><td>担い手への農地集積 (農作業の受委託を含む)</td><td>10 人</td></tr><tr><td>非農家・他集落等との連携</td><td>4 ha</td></tr><tr><td>・ 非農家</td><td>52 戸</td></tr><tr><td>・ 集落数</td><td>28 集落</td></tr></table>	機械・農作業の共同化	増加分 (以外)	高付加価値型農業の実践	163 ha	認定農業者の育成	4 ha	新規就農の確保	37 人	担い手への農地集積 (農作業の受委託を含む)	10 人	非農家・他集落等との連携	4 ha	・ 非農家	52 戸	・ 集落数
	機械・農作業の共同化	増加分 (以外)															
高付加価値型農業の実践	163 ha																
認定農業者の育成	4 ha																
新規就農の確保	37 人																
担い手への農地集積 (農作業の受委託を含む)	10 人																
非農家・他集落等との連携	4 ha																
・ 非農家	52 戸																
・ 集落数	28 集落																
B要件	現時点で、集落営農組織の育成及び担い手への集積化に向けて推進中であり、最終年度には要件達成見込みである。																
	<table><tr><td>集落営農組織の育成</td><td>増加分</td></tr><tr><td>担い手集積化</td><td>0 ha</td></tr><tr><td></td><td>ha</td></tr></table>	集落営農組織の育成	増加分	担い手集積化	0 ha		ha										
集落営農組織の育成	増加分																
担い手集積化	0 ha																
	ha																
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	・ 集落での話し合いが活性化し共同活動に対する意識が高まった。 また担い手確保の重要性や集落営農への関心が高まっている。															
	その他	耕作放棄の復旧においては、現在計画通りに復旧がなされており、作物の作付が行われている。															
		<table><tr><td>加算措置</td><td></td></tr><tr><td>・ 規模拡大</td><td>ha</td></tr><tr><td>・ 土地利用調整</td><td>ha</td></tr><tr><td>・ 耕作放棄復旧</td><td>0.1 ha</td></tr><tr><td>・ 法人設立 (特定農業法人)</td><td>法人</td></tr><tr><td>(農業生産法人)</td><td>法人</td></tr></table>	加算措置		・ 規模拡大	ha	・ 土地利用調整	ha	・ 耕作放棄復旧	0.1 ha	・ 法人設立 (特定農業法人)	法人	(農業生産法人)	法人			
加算措置																	
・ 規模拡大	ha																
・ 土地利用調整	ha																
・ 耕作放棄復旧	0.1 ha																
・ 法人設立 (特定農業法人)	法人																
(農業生産法人)	法人																

3 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況	協定参加者の高齢化への対応が必要であり、現実には、新規就農者や認定農業者の確保に課題を持っている協定が多い。将来にわたって集落を維持していくためには、新たな人材を確保することが必要不可欠であり、ＵＪＩターンによる新規就農者等を協定集落が確保しやすくなるような支援が必要である。
(2) 交付金交付の効果等	取組活動への参加意識が高まり、耕作放棄の防止、地域活性化等に対し、一定の効果があったことが認められる。しかし、現状１農家当たりの共同活動の取組に対する交付額では、協定者による継続管理の実現性や離農の抑止効果については難しい。資金の大型化、重点配分について検討を要する。

4 事項毎の評価結果

事項	評価
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項	鳥獣害被害が深刻化している中で当制度を通して鳥獣害対策などを行うことにより集落の存続を図っている地域もある。5年間の活動計画に沿って取り組んでいるが、一部遅れているところもあるが、概ね目標達成されている。将来を見据えた集落の体制強化や、高齢化による耕作放棄地の発生防止については、今後も集落全体で方策の模索が引き続き必要と思われる。
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	・当該制度の実施地区では、耕作放棄地となっていないこと、それに伴い周辺の林地の下草刈りや農地法面管理、水路・農道の管理が共同取組活動として実施されており、その効果があり評価できる。 「水路・農道等の管理活動」としては、対策以前より慣習的には行われているところもあったが、集落協定により明確化することで、営農意欲の持続向上や集落での農地保全意識の向上が図られたことも効果としてあげられる。
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	農地保全マップの活用により計画的な事業実施が成されるようになり、有効であった。機械の共同化や作業の受委託により経費の節減、担い手の育成効果があり今後の生産活動の持続が見込まれ評価できる。しかしながら本制度の長期的な目標である自律的な農業集落への移行については事業の継続が必要と考えられる。
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化 本事業をきっかけに、集落での話し合いの場が増えると共に、担い手確保の重要性の再確認、集落営農への関心の高まりの効果が見られ、有効であったと思われる。集落を超えた協定者間の交流を進めることで、より効果の高まりが期待される。しかし農産物の価格低迷により担い手の育成が思うように進んでいない。
	その他 耕作放棄の防止、農地の保全管理を行っていく上において有効な制度である。

5 総合評価結果

総合評価	評価区分
(1) 交付金交付の評価 ○耕作放棄防止活動、多面的機能維持活動等にかかる活動は概ね着実に実施されており一定の効果はあった。今後も継続的に活動が行われるためには制度の維持が必要である。一方、生産性の向上や担い手の育成等に係る活動は、農作業の共同化や認定農業者の育成等の取組が達成されない集落協定は見直しを行い、体制整備単価から基礎単価への移行調整を図った。 (2) 制度の効果 ○集落での話し合い等が活発になってきて、共同活動、営農意欲の持続と向上を図るための大きなきっかけとなったこと、また農地の維持保全や農地の荒廃化を防いできたこと、さらには、農村集落環境の維持保全等に対する効果が発揮されたことなどから高い効果が得られたと考えられる。 (3) 本制度の課題 ○協定参加者の ・ 期(H12～H21:10年間)と経年経過もあることから、高齢な農業者により支えられている場合が多く、近い将来、担い手不足による農用地の維持が困難となってくると考えられる等意見もあり、集落協定参加者の農業者等の高齢化への対応の検討が必要。また、集落の地域資源を支える優良農地の持続のため、地域のリ・ダ・となる担い手等人材育成が課題だと言える。また本事業と他の事業をうまく組み合わせ多面的機能の維持活動、農道・水路等の保管理の維持・継続への活動に、非農家(又は都市住民)等の参加が促進される仕組みづくりの検討が必要。	B

6 その他(特徴的な取組事例)

・奈良県桜井市三谷協定 取組内容 協定面積2.3ha、交付金額46万円 【耕作放棄地の復旧】 耕作条件が不利なため、これまで放棄され、荒廃していた農地であるが、集落協定参加者による作業により、放棄地の復旧・解消がなされた。 主な効果 復旧した農地に作物作付を行うことにより、集落全体としての景観維持、農環境の良好化に寄与している。また、協定農地内の一部に、赤そばを作付することにより、地域住民のみならず、都市住民の関心を得ることに成功している。 ・奈良県御所市西佐味協定 取組内容 協定面積14ha、交付金額142万円 【集落で防ごう鳥獣害】 集落マスタープランに取組事項としてあげている鳥獣害対策について、イノシシの侵入防止柵設置を年次的に実施する。また、組織員が鳥獣害に対し理解を深めるため、学習会(講習会)を実施(受講)。 学習会 モグラ対策講習会 イノシシ被害とアライグマ対策・イノシシ対策 主な効果 ～ イノシシ侵入防止柵 (L=2,100m)、モグラ捕獲器、イノシシ捕獲檻6台 アライグマ捕獲器20台 事業費 619千円*事業費はイノシシ以外の鳥獣害対策経費を含む。また、21年度事業として、イノシシ侵入防止柵(L=500m)を予定。事業内容 イノシシ・アライグマについては交付金で防止柵材料・イノシシ捕獲檻・アライグマ捕獲器を購入。なお檻・捕獲器の設置については有資格者である御所市猟友会にお願いし、有害獣対策を事業実施。事業成果 アライグマ 9匹捕獲 奈良県御杖村菅野東集落協定 取組内容 協定面積13ha、交付金額103万円 「地域の農地は地域で守る」 ・協定参加者全員による獣害防除柵設置・維持管理 ・遊休農地解消に向け170本の栗の植栽・小学校との連携による生き物調査・都市住民との田植え・収穫体験交流 主な効果 平成18年集落営農組織(特定農業団体)を設立し、平成23年を目標に法人化計画組織内認定農業者の育成2名の目標に対し、平成20年度に3名の認定農業者達成

和歌山県最終評価結果書

1 実施状況の概要

(1) 交付市町村数	23				
(2) 協定数	664	〇ち集落協定	658	個別協定	6
(3) 交付面積	11,991 ha	対象農用地面積	20,365 ha	交付面積率	59%
		〇ち地目別面積内訳	田 : 1,114 ha	畑 :	10,877 ha
			草地 :		ha
(4) 交付金額	1,346,638 千円	〇ち共同取組活動分	565,215 千円	採草放牧地 :	ha
				個人配分分 :	780,527 千円
					(個別協定896千円)

2 交付金交付の効果等

項目		効果等
(1) 集落マスタープランに定めた 取り組むべき事項		マスタープランを作成したことにより、各協定事の将来像に向けた取り組みが定められ、集落全体が一体となつての内保全を図る井という共通認識が醸成された。 これにより、全体的に計画に沿った取り組みがなされており、地域の結束が強化され、集落協定参加者が協力することで、安定的かつ持続可能な農業生産活動が可能となる状態を保持することができており、効果が認められる。
		要指導・助言協定数 32 協定 上記のうち ・ 21年度までの目標達成が見込まれる協定数 28 協定 ・ 引き続き、指導・助言が必要な協定数 4 協定
(2) 農業生産活動等として取り 組むべき事項	耕作放棄の防 止等の活動	鳥獣害による生産意欲の減退は、耕作放棄となる大きな要因の一つであるが、交付金を活用し、防護柵を設置するなどの対策がなされ、耕作放棄防止に大きく貢献している。また、交付金を交付していない地域と比較し、交付対象農用地はほぼ耕作放棄地の発生が無く、適切に管理されており、本対策が耕作放棄の発生防止に大きく貢献していることから、評価できる。個別協定においては、作業の受委託が中心であるが、作業を受託し行うことで、耕作放棄防止に繋がっていると考えられる。
		交付金交付面積 11,991【10】 ha 農振農用地区域への編入面積 28【0】 ha 既耕作放棄地の復旧面積 0.2【0】 ha
	水路・農道等の 管理活動	集落協定により、協定参加者が共同で水路、農道の管理を行うことで、地域のまとまり、また、農作業の効率も向上し、協定締結を機に、草刈りや清掃などの管理回数の増加が見られ、管理意識も高くなったことから効果が認められる。 個別協定の地域でも、管理が確実に実施されている。
		水路の管理延長 962 km 道路の管理延長 1,609【0.6】 km
	多面的機能を増 進する活動	共同作業により周辺林地の下草刈り等の農地管理活動を実施している結果、景観の保全や、鳥獣害対策にも繋がっている。景観が保全されたことで、地域住民や観光資源に貢献するなど、多面的な効果が発揮されている。また、農作業体験イベントによる農村交流活動の実施や地元保育所、小学校教育活動に繋がっている事例も見られる。 個別協定の地域においても、周辺隣地の草刈りが行われており、環境保全や鳥獣害対策に繋がっている。
周辺林地の下草刈り 219【0.1】 ha 都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等） 4【-】 ha		

(3) 自律的かつ 継続的な農業生 産活動等の体 制整備として取 り組むべき事項	農用地等保全 マップ	保全する農用地等の明確化が図られ、持続的な農業生産活動を実施する上 での基礎ができた。鳥獣害対策を実施する地区、農道、水路の改修や補修の 必要箇所などが明確化され、計画的な目標達成に寄与している。	
	A要件	機械の共同化により、個人の負担が少なくすみ、営農に役立っている。 高付加価値型農業の実践としては、特別栽培、有機栽培の取り組み増加、 マルチ栽培によるミカンの高品質化が図られている。また、地域の担い手と なる認定農業者の増加にも寄与している。	
		機械・農作業の共同化 高付加価値型農業の実践 認定農業者の育成 新規就農の確保 担い手への農地集積（農作業の受委託を含む） 非農家・他集落等との連携	増加分（ 以外 ） 62 ha 78 ha 301 人 17 人 1 ha 56 戸 2 集落
	B要件	集落営農の組織が新たに生まれるなど、着実な組織の育成に繋がっている。	
集落営農組織の育成 担い手集積化		増加分 0 ha ha	
(4) その他協定 締結による活動	集落機能の活 性化	集落内での話し合いの機会が増え、集落内での相互扶助、地域共同意識が 醸成され、集落や地域活動の維持・活性化を促す効果があったと考えられ、 評価できる。	
	その他	加算措置 ・ 規模拡大 ・ 土地利用調整 ・ 耕作放棄復旧 ・ 法人設立（特定農業法人） （農業生産法人）	1 ha ha 0 ha 法人 法人

3 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況	・ 5ヶ年事業であり、高齢者の多い集落では長期間となるため、取り組みを断念するケースがある。 ・ 高齢化が進む地域においては、活動者の多様化を図る必要がある。 ・ 事務の簡素化 【個別協定】 ：特に課題無し
(2) 交付金交付の効果等	・ 制度終了（交付金が無くなる）による活動の減速、終息。 ・ 本来のコスト格差是正（個人配分）部分と、集落共同活動部分の制度的分離。 ・ 交付単価について、田と畑で大きな差があり、畑単価の見直し（引き上げ）が望まれる。畑においても作物分類（傾斜果樹畑、普通畑等）を勘案した交付単価の仕分けが望まれる。 【個別協定】 ：特に課題無し

4 事項毎の評価結果

事項	評価
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項	・ 集落マスタープランに沿って予定通り取り組まれており、着実に目標達成が見込まれる。 ・ 集落マスタープランについては、取り組むべき内容が明確化され、集落における共同活動の先導的な役割を果たしたものと考えられる。
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	集落全体で、住民同士の意思疎通が図られ、耕作放棄地の防止や農地の保全、農業用施設の維持が行われると共に、景観の保持や環境の保護など、地域への貢献がなされており、評価できる。 【個別協定】：集落協定と同様に、中山間における耕作放棄地の増加が問題となる中で、協定農用地については、確実に農地として保全できたことは評価できる。
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	ミカンのマルチ栽培等、高付加価値型農業を目指した取り組みが行われており、意欲的な活動が見られている。地域にもよるが、担い手への農地集積（受委託）で耕作放棄地の防止が図られ、農地保全ができ、評価できる。 また、共同機械の利用など、全体で取り組むことによるコスト削減や、特産品を持つ地域、農業所得の高い地域などにおいては、取り組みが強化されている傾向がある。
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化 本事業実施がきっかけとなり、集落内での話し合いが活発に行われ共同活動を通じて、集落内での相互扶助意識の醸成、集落機能の活性化に繋がったことから、評価できる。
	その他 地域での話し合いの回数が増えるなど、集落としての活性化や現状の維持に繋がった点で評価できる。

5 総合評価結果

総合評価	評価区分
当制度に取り組んでいる集落では、耕作放棄地発生防止に効果があり、また、協定参加農家が地域で話し合う機会が増加したことや、共同活動を通じ、地域の一体感が醸成され、集落機能の向上、農地保全に繋がり、効果があったと考えられる。 しかし、高齢者の多い地域、小規模集落では活動の範囲が限られ、現状維持に止まる傾向が見られるなど、高齢化と担い手不足は深刻な状況にある。 そのため、耕作放棄地解消の取り組み後の営農の安定が確保されるまで、及び集落営農組織化への取り組みや、新規就農者を含む担い手の確保に対しても交付金の加算措置を執るなど、施策の継続と拡充が必要。	A
(備考) 本来、作物生産条件の不利な中山間地域の生産価格の保障という概念で始まった施策であり、地域活動経費(1/2)についても集落として使用に協定農家の中でも遠慮があり自由度がない。個人補償と集落活動とを分離した施策とすることが望まれる。5年間という期間は長いため、高齢者においては最初の2~2年半、営農を継続すれば、その後耕作できなくなっても認めるなどの農家の高齢化への対応が望まれる。また、事務に不慣れな協定者が事務処理することとなるので、取扱事務を外部に委託するような費用を共同取り組みの中で認められるような制度の改正が望まれる。本事業で守られてきた中山間地域の持つ目に見えないメリット、機能性(水資源のかん養等)を踏まえ、他省庁とも連携し、現地に即した制度の改正、継続が望まれる。	

6 その他(特徴的な取組事例)

市町村 協定名 和歌山県海南市 海老谷 協定面積:23ha 協定参加者:農業者19名 <取組内容> ・棚田オーナー制度の充実 ・高品質で安心 安全な農産物の生産 ・周辺集落との共同による鳥獣害対策の実施 <主な効果> ・都市住民との交流による地域の活性化 ・高付加価値型農業(ミカンのマルチ栽培、ゆら早生等への改植の実践) ・周辺3集落と共同で周辺林地界に獣害防護策の整備 ・認定農業者の育成	市町村 協定名 和歌山県田辺市 上秋津 協定面積:313ha 協定参加者:農業者279名 <取組内容> ・マルチ設置による高品質みかんの生産、減農薬栽培 ・集落内での捕獲体制整備(鳥獣害対策) ・小学生の農業体験学習、地域イベントでのみかん、梅のPR <主な効果> ・マルチ設置園、減農薬栽培面積の増加 ・捕獲者の増加等による鳥獣害被害の軽減	市町村 協定名 和歌山上富田町 小郷 協定面積:31.8ha 協定参加者:農業者30名 <取組内容> ・未舗装農道の舗装 ・農業機械の共同利用 ・高品質ミカンへの改植 ・地元小学校との連携による体験農園の設置 <主な効果> ・梅剪定枝粉碎機の共同化 6ha ・高付加価値型農業の実践 0.6ha ・多面的機能の発揮(小学校児童の体験農園の設置)
---	--	---

鳥取県最終評価結果書

1 実施状況の概要

(1) 交付市町村数	17								
(2) 協定数	654	【うち集落協定	642	個別協定	12	】			
(3) 交付面積	7169 ha	対象農用地面積	9524 ha	交付面積率	75.3%	】			
		【地目別面積内訳	田 :	6891 ha	畑 :	270 ha	】		
			草地 :		採草放牧地 :	8 ha	】		
(4) 交付金額	1008387 千円	【うち共同取組活動分 :	521568 千円	個人配分分 :	486819 千円	】			

2 交付金交付の効果等

項目		効果等
(1) 集落マスタープランに定めた 取り組むべき事項		協定参加者全員が情報を共有化することで、集落の現状・課題・問題点を把握し、将来像を話し合うことで効果的な計画を作成することができた。また、市町村の指導や関係機関の支援により、２１年度までに全ての集落協定について目標達成が見込まれている。
		要指導・助言協定数 221協定 上記のうち ・２１年度までの目標達成が見込まれる協定数 221協定 ・引き続き、指導・助言が必要な協定数 0協定
(2) 農業生産活動等として取り 組むべき事項	耕作放棄の防 止等の活動	高齢化等により農地管理ができない農地については、話し合いにより、集落協定内で作業の受委託、利用権設定の相手を探す等により耕作放棄地を発生させないようにしている。その結果、農振農用地区域への編入も倍増するなど、一定の効果がみられる。
		交付金交付面積 7169.6ha 農振農用地区域への編入面積 25.8ha 既耕作放棄地の復旧面積 1ha
	水路・農道等の 管理活動	以前から行われてた定期的な管理とは別に、強風、豪雨後の見回り点検や管理作業、災害等による修理の迅速な対応、計画的に修繕を行うなど適切な維持管理が行えるようになった。また、耕作地周辺、水路の管理が行き届くようになり、水不足の回数が減ったり、簡易な補修については、協定内で講習会等を開催し、自分たちで補修している協定もあるなど、施設の保全に向けた活動が定着している。
		水路の管理延長 1531.5km 道路の管理延長 1150.3km
多面的機能を増 進する活動	多目的機能を増進する活動として周辺林地の下草刈りに66.6ha取り組まれ、周辺環境の保全・管理に対する意識が醸成されている。一方で都市農村交流については、地元負担も大きく、取り組みは低調である。	
	周辺林地の下草刈り 66.6ha 都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等） 1.4ha	

(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	農用地等保全マップ	水路補修、農道補修の箇所を保全マップに落とすことで集落全体の状況が把握でき、施設の修繕箇所、鳥獣害対策の必要位置、作業受委託の必要箇所等が明確になり年次的に効率的に実施できた。														
	A要件	「生産性・収益性の向上」では、機械・農作業の共同化が大部分の市町で取り組まれた。「高付加価値型農業」では、地場産農産物の加工・販売や減農薬・特別栽培米に取り組んでいる協定もある。新規就農者についてはわずかの増加だが、認定農業者については50名と19年度に比べて倍増し、担い手への農地集積も300haとなった。また、非農家や他集落との連携にほとんどの市町村が取り組んでいるほか、学校教育との連携により農作業体験を行ったり生態系保全に取り組むなど、多面的機能の発揮のための活動も盛んになった。														
		機械・農作業の共同化 高付加価値型農業の実践 認定農業者の育成 新規就農の確保 担い手への農地集積（農作業の受委託を含む） 非農家・他集落等との連携	増加分（ 以外 ） <table><tr><td>269</td><td>ha</td></tr><tr><td>32</td><td>ha</td></tr><tr><td>50</td><td>人</td></tr><tr><td>3</td><td>人</td></tr><tr><td>117</td><td>ha</td></tr><tr><td>973</td><td>戸</td></tr><tr><td>71</td><td>集落</td></tr></table>	269	ha	32	ha	50	人	3	人	117	ha	973	戸	71
	269	ha														
32	ha															
50	人															
3	人															
117	ha															
973	戸															
71	集落															
B要件	集落協定者の高齢化により担い手不足が進むなかで、146.7haをカバーする面積で集落営農組織の立ち上げができており、目標達成に向け協定者の連帯意識が強まり、また、共同作業を行うことによる耕作放棄地の発生防止に繋がっている。															
	集落営農組織の育成 担い手集積化	増加分 <table><tr><td>102</td><td>ha</td></tr><tr><td>43</td><td>ha</td></tr></table>	102	ha	43	ha										
102	ha															
43	ha															
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	集落内の話し合いが活発に行われ、農地を守ると意識が高まったことで、地域の祭やイベントなども活発となり、集落の連携、活性化が図られた。また、都市住民との交流を図っている集落や地場農産物の販売、学校教育との連携に取り組む協定においては、女性活動、世代間の交流が活発化している。														
	その他	集落内での共同作業等の会合が活発になり、農作業共同化、担い手への集積、農作業委託の取り組みにつながった。特に担い手への利用権設定を促進するという流れが醸成された。また、法人設立への動きがみられた地域もあった。														
		加算措置 ・ 規模拡大 ・ 土地利用調整 ・ 耕作放棄復旧 ・ 法人設立（特定農業法人） （農業生産法人）	<table><tr><td>69.7</td><td>ha</td></tr><tr><td>19</td><td>ha</td></tr><tr><td>0.5</td><td>ha</td></tr><tr><td>2</td><td>法人</td></tr><tr><td>1</td><td>法人</td></tr></table>	69.7	ha	19	ha	0.5	ha	2	法人	1	法人			
69.7	ha															
19	ha															
0.5	ha															
2	法人															
1	法人															

3 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況	現場の農業者の高齢化が進む中で、事務手続きを含めた制度が煩雑となると制度理解が困難となる農業者が増えることが懸念される。高齢者でも取り組めるよう分かりやすい制度とすること、現在より条件等を制限することのないような制度設計が必要である。さらに、協定違反の場合の「協定農用地全てについて協定認定年度に遡って交付金の返還を求める」旨の規定が心理的圧迫となり制度取り組みの継続と推進に支障が生じることが予想される。このため、協定違反が生じた場合の遡及返還についての緩和措置が必要と思われる。
(2) 交付金交付の効果等	交付金は各集落での共同作業や施設整備等に有効に活用されている一方、2期対策での制度の複雑化、事業実施に伴う会計処理の事務の煩雑さのため、集落役員、会計担当に係る事務的負担が大きい。この負担をできるだけ少なくするため、制度を簡素化すると共に、対象経費として、リーダー、会計担当への手当を交付金とは別枠で追加していただきたい。 また、集落の高齢化、リーダー不足のため、新たな集落全体の取りまとめ役等の養成が急務となっているため、地域の人材を育成するための経費を加算要件として交付金措置することも検討願いたい。 更に、活発な集落活動を推進するため、現在年度末の精算払いとなっている交付金の支払時期を、活動実施時期に合わせ、期中の概算払いについて御配慮いただきたい。

4 事項毎の評価結果

事項		評価
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		マスタープランの作成により、集落の現況を把握することができ、長期的な将来像に向け短期的にどのような活動が必要なのかを検討し、具体的な年次計画に沿って活動することができた。また、将来担い手の不足が懸念される中、集落の農業生産活動を維持していこうという意欲が高まった。
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項		この制度に取り組むことで各集落協定に責任感が生まれ、特に、耕作放棄防止（利用権設定、集落内での管理等）が図れた。また、耕作放棄地の防止活動、農道・水路等の管理活動を通じて集落内に、自主的に農地を守るという意識、農業生産活動を維持しようという意欲が高まり、農地の荒廃を防ぐことができた。
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項		自律的かつ継続的な農業生産活動の体制強化に取り組みながら、集落の将来像を描き、その実現に向けての第一歩を築くことができた。この動きを更に発展させていくことが、集落、農地を守ることに繋がると思われる。
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	集落の活性化や将来に向けた話し合いが行われることにより、集落活動に対する住民意識が高まり、その結果、集落内の連帯意識の向上、地域活動の復活・活性化等の効果が見られた。
	その他	規模拡大加算により、認定農業者への利用権設定の動き、また、集落営農組織化・法人化が加速されたところもみられた。

5 総合評価結果

総合評価	評価区分
中山間地域等直接支払制度は、本県の農業生産活動の基本となる農地の保全、共同作業の活発化、耕作放棄地の発生防止に大きく役立っている。集落アンケートにおいても、こうした制度がなければ2,000ha程度の農地が耕作放棄されるとの回答もあり、交付金を活用した多様な取り組みが効果を上げているものと思われる。今後は制度を簡素化するなどして、より集落が取り組みやすいものに改正され、平成22年度以降も継続実施されることが望ましい。	A

6 その他(特徴的な取組事例)

・集落全員でヤーコンと茶の栽培、加工に取り組む（八頭郡智頭町奥西） 非農家を含む集落全員が協力してヤーコンの栽培と茶葉の摘取り作業を実施し、公民館で加工作業をしてヤーコン漬、ヤーコン茶、ほうじ茶を道の駅、コンビニ等で販売するなどして、耕作放棄地の防止と高付加価値型農業に取り組んでいる。 ・清流遊YOU村へいらっしやい（倉吉市小泉、米富） 倉吉市最奥部にあって、集落による農地の共同管理に取り組み、「清流遊YOU村」（溪流釣り場、ルアー・フライフィッシング、バーベキューハウス、農産物加工施設等）を運営し、都市・農村交流による地域の活性化に取り組んでいる。 ・水田を利用した都市住民等との交流（西伯郡伯耆町小町） 農道・水路の補修、鳥獣害対策を集落全体で実施するなか、協定農用地を鳥取大学医学部学生の体験農園として提供し、田植え、稲刈り、健康づくり教室等を一緒に行っている。また、水稲作付前の水田を利用して「どろんこソフトボール大会」を開催し、都市住民との交流に取り組んでいる。
--

(参考) 中山間地域等直接支払制度の総合評価の区分について

区分	総合評価の結果
A	おおいに評価できる
B	おおむね評価できる
C	やや評価できる
D	さほど評価できない
E	ほとんど評価できない
F	全く評価できない
G	その他

島根県最終評価結果書

1 実施状況の概要

(1) 交付市町村数	20								
(2) 協定数	1,452	うち集落協定	1,401	個別協定	51	】			
(3) 交付面積	13,691 ha	対象農用地面積	15,299 ha	交付面積率	89%	】			
		地目別面積内訳	田：12,883 ha	畑：391 ha					
			草地：2 ha	採草放牧地：418 ha					
(4) 交付金額	1,946,882 千円	うち共同取組活動分	1,194,585 千円	個人配分分	718,258 千円	】			

2 交付金交付の効果等

検証項目		効果等
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		ほとんどの協定では、マスタープランに基づき、着実に取り組みが実施されている。要指導・助言とされた74協定のうち、21年度までに54協定の目標達成が見込まれ、20協定については、引き続き市町村による指導・助言を行っている。この20協定においても目標達成に向けて継続的な活動を行っている。また、マスタープランの作成・実行に取り組むことで、集落では以前より話し合いの機会が増え、集落全体の将来を全員で考え、守っていこうという意識が高まり、農業生産以外の活動においても活性化に繋がっている。
		要指導・助言協定数 74 協定 上記のうち ・21年度までの目標達成が見込まれる協定数 54 協定 ・引き続き、指導・助言が必要な協定数 20 協定
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	耕作放棄の防止等の活動	協定活動の対象となった農用地においては、確実に耕作放棄地の発生が抑制されている。中間年評価のアンケートからの推計では制度に取り組むことで約2,540haの耕作放棄地の発生が抑制されている。協定集落では集落内での共同活動を通じて、適切な農用地管理が行われ、さらに協定活動により11haの耕作放棄地が復旧されている。
		うち個別 交付金交付面積 634 13,691 ha 農振農用地区域への編入面積 48 ha 既耕作放棄地の復旧面積 0 5.9 ha
	水路・農道等の管理活動	水路・農道の適切な管理が施されている。維持管理活動を集落ぐるみで実施することで、地域住民との交流、協力関係も深まり、景観の向上にもつながっている。
		うち個別 水路の管理延長 8 6,799 km 道路の管理延長 7 4,941 km
	多面的機能を増進する活動	周辺林地の下草刈りにより、病害虫の発生を防止するとともに景観が保全されている。景観美化への関心も高まってきている。草刈りを協定外の農家・非農家と共に行う集落もあり、協定外との結びつきにつながっている集落もある。教育機関等と連携し農業体験を実施した協定、棚田オーナー制を実施することで、集落内にとどまらない効果を発揮している協定もある。
		うち個別 周辺林地の下草刈り 0 976 ha 都市農村交流（市民農園の開設、棚田オ - 0 8 ha

(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	農用地等保全マップ	農道・水路の補修、鳥獣害防止対策が着実に行的ることにより、農業生産の継続・効率化が図られている。																
	A要件	機械・農作業の共同化を実施する面積が協定前に比べ2.6倍(1,010ha→2,668ha)に増加、高付加価値型農業の実践も協定前の2.6倍(72ha→185ha)増加するなど、生産性・収益の向上が図られている。担い手への農地集積も協定前に比べ2倍(379ha→776ha)に増加しており、担い手の育成と集落内での役割分担が進んできている。また、他集落と連携することにより1集落ではできない取り組みが可能となり、地域全体の活性化にもつながっている。																
		機械・農作業の共同化 高付加価値型農業の実践 認定農業者の育成 新規就農の確保 担い手への農地集積(農作業の受委託を含む) 非農家・他集落等との連携	増加分(以外)	<table><tr><td>1,658</td><td>ha</td></tr><tr><td>113</td><td>ha</td></tr><tr><td>14</td><td>人</td></tr><tr><td>13</td><td>人</td></tr><tr><td>397</td><td>ha</td></tr><tr><td>722</td><td>戸</td></tr><tr><td>93</td><td>集落</td></tr></table>		1,658	ha	113	ha	14	人	13	人	397	ha	722	戸	93
	1,658	ha																
113	ha																	
14	人																	
13	人																	
397	ha																	
722	戸																	
93	集落																	
B要件	集落営農組織の育成は、実績面積が協定前に比べ2.3倍(257ha→585ha)、担い手集積化は1.9倍(332ha→617ha)と着実に取り組みがされている。																	
	集落営農組織の育成 担い手集積化	増加分	<table><tr><td>328</td><td>ha</td></tr><tr><td>285</td><td>ha</td></tr></table>		328	ha	285	ha										
328	ha																	
285	ha																	
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	地域の話合い回数が協定参加以前と比べ増加している。また話し合いの内容も活動内容、集落の将来像についてのものであり、自分の集落は自分で守っていこうという意識の形成につながっている。																
	その他	中間年評価のアンケートによると、協定により話合いが活発化したと回答した協定が協定集落の83%であった。また協定により、共同作業が活発化したと回答した協定も78%であり、協定により話合いの機会が増えるとともに共同作業が活発になったことがうかがえる。																
		加算措置 ・ 規模拡大 ・ 土地利用調整 ・ 耕作放棄復旧 ・ 法人設立(特定農業法人) (農業生産法人)	うち個別 19 0 0 0 0	<table><tr><td>276</td><td>ha</td></tr><tr><td>181</td><td>ha</td></tr><tr><td>9</td><td>ha</td></tr><tr><td>36</td><td>法人</td></tr><tr><td>6</td><td>法人</td></tr></table>		276	ha	181	ha	9	ha	36	法人	6	法人			
276	ha																	
181	ha																	
9	ha																	
36	法人																	
6	法人																	

3 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況	本制度は、中山間地域における耕作放棄地の発生防止、多面的機能の維持、集落の活性化に大きな効果を発揮しているが、対象農用地はあるものの取り組み集落も相当数存在している。 過疎化・高齢化が進行し、小規模・高齢化集落の増加が懸念されるなど、中山間地域の現状は厳しさを増しており、より幅広い対象が取り組めるよう改善した上で、平成22年度以降においても継続して実施される必要がある。
(2) 交付金交付の効果等	集落協定においては、交付金の約6割が共同取組活動で使用されており、鳥獣防止策の設置、共同利用機械の整備や営農組織の育成をはじめとする集落の営農体制の整備に有効に活用されているが、22年度以降の制度のあり方が不透明なことから、活動の継続、活動水準の維持を不安視する声がある。また都市部に住む人々に対して、制度の効果のアピールが不足している。

4 評価結果

事項		評価
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		マスタープランを作成することで、自らの集落が将来どのような方向に向かうのか、何を目指して活動するべきか明確にでき、集落を守ろうという機運が高まっている。また、将来像や段階的な工程を考えることを通じて、目標や計画が明確化になったり、集落で共有されることから、農業生産活動の持続的実施にとどまらない集落活動の活性化をに繋がっている。
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項		制度に取り組む地域においては、耕作放棄地の発生を防止し、農用地の持つ多面的機能を維持することに大きな効果を発揮している。 また協定活動を集落共同で実施することを通じ、集落としての一体感の醸成と農作業以外を含めた新たな取組への契機となり、集落の活性化にも寄与している。
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項		約 8 割の協定集落が体制整備に取り組み、一部で目標を達成することが困難な集落も存在するものの、ほとんどが目標に向けて、計画的な活動を行い集落の持続的な営農活動のための体制を整備した。
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	中間年評価のアンケートでは、協定集落の 9 割以上が集落の活性化に効果があったと回答しており、本制度への取り組みを通じて、話し合いと共同活動が従来より活発に行われるようになってきている。
	その他	集落営農発祥地と言われる島根県において、本制度は集落営農組織化の端緒となるなど、地域の営農活動の基礎的な部分を支える重要な機能を果たしている。 また、都市農村交流や非農家との連携活動を通じて、中山間地域農業に対する理解の促進に繋がっている。

5 総合評価

評価内容	区分
本制度は耕作放棄地の発生を抑止し、多面的機能を維持するとともに、地域の活性化にも大きな効果を発揮している。 市町村評価においても、20市町村中の15市町村（75%）がA（おおいに評価できる）、5市町村がB（おおむね評価できる）と回答しており、制度の評価の高さが分かる、また制度の継続を強く求める意見が多い。 よって、平成22年度以降も継続し、実施にあたっては、次の内容を検討する必要がある。 1. 協定期間の柔軟化や面積要件の緩和など、多くの集落が取り組みやすい制度とすること ・対象農用地はあるものの本制度に取り組みめない集落が相当数存在しており、これら集落の多くが、制度に取り組みめない理由として「高齢化等により協定を5年間継続することが困難」をあげている。 2. 市町村の判断で独自の要件が設定できるなど、地域の実情や課題に応じた制度運用ができるようにすること。 ・中山間地域の現状や抱える課題は様々であり、本制度の成果を高めるためには、地域の実情や課題に応じた制度運用が必要である。 3. 長期的かつ安定的な制度とすること。 ・制度の実施期間を10年に延長するなど、長期で安定した制度とすることで集落が長期的な展望をもった活動を行うことができる。 4. 高齢化が著しい集落などが取り組みやすくするため、市町村による集落サポートへの支援措置を講ずること。 ・市町村が協定集落の事務負担を軽減するための支援体制を整備する場合に推進交付金を拡充すること。 5. 都道府県及び市町村の財政負担と交付税措置に乖離があるため、負担の実態を適切に反映した地方交付税措置を講ずること。 ・交付金の都道府県及び市町村負担分については、一部が地方交付税に算入されているものの、交付実績が多い自治体ほど実質的な負担が増える結果となっている。	A

6 その他（特徴的な取組事例）

市町村協定名		島根県飯南町瀬戸協定				
協定面積 10.2 ha		田	畑	草地	採草放牧地	
		10.2				
交付金額 180 万円		個人配分				%
		共同取組活動 100 %	農業生産活動に対する取組			100 %
						%
						%
						%
協定参加者		農業者 8人、特定農業法人 1法人				
取組内容		地域の土地は地域で守っていく」 平成 5年度において、集落の話し合いにより任意組合組織である「瀬戸営農組合」が設立され構成員による機械の共同利用、経営の合理化を図ってきた。 高齢化、後継者不足が予測される中、全ての農作業を共同化することを目標に引き続き話し合いを重ね、将来的には隣接の協定集落との統合による法人組織を見据えて平成 20年 2月に農事組合法人「甕雲」が設立され、集落の協定農地のほとんどが法人に集積された。				
主な効果		○ 法人の設立 特定農業法人 H19実績 特定農業法人 晴雲 設立 ○ 農地の集積目標 9.5ha H20実績 9.5ha ○ 法人の初年度決算で従事分量配当 6百万の実績があった。				

市町村協定名		島根県出雲市晩鐘営農組合				
協定面積 26.9 ha		田	畑	草地	採草放牧地	
		6.5	20.4			
交付金額 134 万円		個人配分				28 %
		共同取組活動 72 %	多面的機能増進活動			94 %
			農業生産活動			6 %
						%
						%
協定参加者		農業者 19人 非農業者 5人 その他 4人				
取組内容		毎年、晩鐘営農組合を中心とした ひらたの柿まつり実行委員会」主催による 柿まつり」を行っている。集落の特産品である西条柿等の知名度向上や販売促進を図り、生産振興向上を目的に開催しており、開催経費の一部に中山間地域等直接支払交付金を活用している。				
主な効果		柿まつりの前売り券を市内に限らず広い範囲で販売しているため、柿まつりに来場する市外からの客も多く、都市部との交流に寄与している。また、西条柿の味覚を広くPRすることもでき、今後の販売促進の向上が期待できる。				

岡山県最終評価結果書

1 実施状況の概要

(1) 交付市町村数	25								
(2) 協定数	1454								
(3) 交付面積	11,402.8	ha	〆ち集落協定	1444		個別協定	10	】	
	11,402.8		対象農用地面積	19,089.2	ha	交付面積率	59.7%	】	
			〆ち地目別面積内訳	田	10,828.9	ha	畑	558.3	ha】
				草地	11.3	ha	採草放牧地	4.3	ha】
(4) 交付金額	1,611,549	千円	〆ち共同取組活動分	815,212	千円	個人配分	796,337	千円】	
	1,611,549								

2 交付金交付の効果等

項目		効果等
(1) 集落マスタープランに定めた取組むべき事項		「集落マスタープラン」により地域の実態に応じた多様な活動内容が計画され、工程を明確化し取組の進捗を集落全体でチェック修正することにより、着実に成果を上げている。 現時点で、1,420協定（98％）とほとんどの集落協定等において計画に掲げた取組が実施される見込みであり、高い目標を設定した一部の集落協定等においては、進捗に遅れ等が見られるが、最終年度において確実に目標達成されるよう市町村との協力により指導・助言していく。
		要指導・助言協定数 110 協定 上記のうち ・21年度までの目標達成が見込まれる協定数 76 協定 ・引き続き、指導・助言が必要な協定数 34 協定
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	耕作放棄の防止等の活動	1,454協定の11,403haの協定農用地において、各協定の取組事項に基づき、協定参加者が連携した農業生産活動等の取組によって、耕作放棄地の発生を防止している。 集落協定へのアンケート結果によると、制度による耕作放棄の発生防止効果については97%の協定で効果があると回答している。さらに、制度に取り組まなかった場合、耕作放棄が発生すると考えている協定は87%に上り、協定参加者全体に耕作放棄を発生させないという意識が浸透している。 また、中山間地域等においては深刻な鳥獣被害が農業生産意欲の低下や耕作放棄地発生要因となっており、平成20年度実績で1,445協定中934協定(65%)で鳥獣害防護柵の導入や、共同設置等より効果の高い対策に取り組み、被害の軽減が図られている。
		交付金交付面積 11,402.8 ha 農振農用地区域への編入面積 32.1 ha 既耕作放棄地の復旧面積 4.3 ha
	水路・農道等の管理活動	農業生産活動の継続に重要な水路・農道等の管理は、過疎化・高齢化の進行により困難となりつつあったが、協定への取組により、個人で行われていた管理が共同活動として線につながり管理の効率が高まった。また、期対策までの制度の継続によりこの共同作業は定着しつつある。 また、交付金を活用し、農道の簡易舗装や水路等の補修等が積極的に行われ、施設の長寿命化にもつながっている。
		水路の管理延長 2,848 km 道路の管理延長 2,478 km
	多面的機能を増進する活動	1,445協定、全ての協定で周辺林地の下草刈りや景観作物の作付け等がおこなわれ、農業生産環境はもとより、生活の場としての景観保全に対する意識も向上した。 アンケート結果でも、市町村、集落協定ともに約90%において、これらの活動に取り組む制度は多面的機能の発揮の役割を維持保全する効果があると回答している。 保健休養機能を高める取組である棚田オーナー制度の実施や市民農園の開設、グリーンツーリズム等については、新たに取り組む協定は見られないが、従来から取り組まれている19協定で都市住民等との交流活動が展開されている。
		周辺林地の下草刈り 2,011.0 ha 都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等） 0.4 ha

(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	農用地等保全マップ	マップ作成を通じて、集落の現状の認識共有、取組の目標や重点的な管理・改善箇所の明確化等がされ、より効果的な取組が実施されている。 また、協定内の他者の農地の状況を気遣ったり、集落全体を共同で管理・保全していこうとする意識が高まっている。		
	A要件	自律的かつ継続的な農業生産活動等（体制整備単価）に取り組む協定は467協定であり協定全体の32%、協定面積ベースでは5,196haとなっている。 取組内容としては、機械・農作業の共同化や集落営農組織の育成、担い手への集積等が多く、A、B要件併せてそれらの取組が390協定（84%）、協定面積累計約4,200ha（81%）で取り組まれ、営農継続ができない農業者が出てきた場合の受け皿づくりが進んでいる。 また、高付加価値型農業の実践や地場農産物の加工・販売の取組は多くはないが、特産品育成に向けたパイロット的な試みも行われている。 高齢化が進行する中で、定年帰農者を中心として認定農業者の育成や新規就農者の確保による取組が見られている。 多面的機能の発揮のための取組としては、非農家・他集落等との連携が275協定と最も多く、都市住民との連携等の市町村を超えた取組にまでは至っていないものの、集落内や周辺集落等との連携によりコミュニティ活動の活性化に繋がっている。		
		機械・農作業の共同化 高付加価値型農業の実践 認定農業者の育成 新規就農の確保 担い手への農地集積（農作業の受委託を含む） 非農家・他集落等との連携	増加分（	以外）
		416	ha	
		2	ha	
	76	人		
	29	人		
	59	ha		
	356	戸		
	71	集落		
B要件	集落営農組織の育成、担い手集積化のいずれについても取組は少ない。 これらは、基幹3作業や5年の契約等の条件が設定されており、利用権や耕作の主体の本格的な移転を基本とした取組であるが、本県では、営農継続ができなくなった場合の受け皿づくりが中心で、利用権の移転や農作業の委託が進む速度も遅いことから、5年の協定での要件として選択されるケースは限られている。			
	集落営農組織の育成 担い手集積化	増加分		
		31	ha	
		26	ha	
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	集落協定の活動として、集落の将来像や取組について活発な話し合いが行われたことによって、住民の絆や地域の連帯が図られている。また、農業生産活動以外でも、地域の伝統行事や様々なコミュニティ活動が活発となり、子どもや老人、若者等との世代間交流が図れるようになってきている。 集落協定へのアンケート結果によると、集落協定の96%が集落や地域の活動の維持・活性化を高める効果があると回答している。		
	その他	規模拡大等の加算を活用した取組は、A、B要件の取組と連携して50協定で実施されている。		
	加算措置			
	・ 規模拡大	46.2	ha	
	・ 土地利用調整	17.8	ha	
	・ 耕作放棄復旧	6.0	ha	
	・ 法人設立（特定農業法人）	1	法人	
	（農業生産法人）	1	法人	

3 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況	本県では、集落協定等締結数は多いものの交付金交付面積率が低く体制整備の取組も全協定の1/3に止まっている。また、1集落協定当たりの規模は8ha、15人と小さい。制度の活用の拡大や体制整備の取組の増加を図るためには、集落の統合や他地域との連携などによる集落機能の強化が課題となる。
(2) 交付金交付の効果等	現対策における取組はほとんどの協定において目標を達成できる見込みであるが、体制整備の取組については集落営農への組織化等、レベルアップを図るため引き続き支援が必要である。 体制整備の取組で成果の上がっている集落等でも地域の高齢化・過疎化の進行による将来への不安があり、担い手の育成確保とともに、他地域や他業種等との連携を検討する必要がある。 協定のリーダー等の高齢化により、事務処理（事業の経理・申請・報告や税務対応等）の煩雑さが協定集落運営上の課題となっている。 5年間の農地保全等の要件は、高齢化の進行している地域では、営農の継続に不安のある農業者の協定不参加等により制度の効果発現にマイナス面も見られている。

4 事項毎の評価結果

事項	評価
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項	地縁的性格の強い集団に対して、一定の目的のもととまりある取組が行われるよう誘導するものとなっており、集落機能を高める上で極めて有効である。
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	耕作放棄地を発生させない強い意識付けにより利用権設定等の調整が円滑に行われるとともに、道水路管理等の共同活動が定着化しつつあり、集落機能の強化に極めて有効である。
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	話し合いをもとに、集落内や周辺集落との連携による体制整備に向けた様々な取組が展開されており、その中でも集落営農への取組気運が高まるなど地域の意識の醸成にたいへん有効である。また、さらなるステップアップや地域課題の改善に向けた取組について前向きに検討している集落もある。
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化 集落の活性化についてはこの対策は有効であるが、傾斜区分により交付対象が決定され、集落内の限定的な取組となるため、集落のまとまりが妨げられるなど効果が十分に発揮されない場合もある。
	その他 加算については、基礎、体制整備等の取組要件に加えてさらなる要件も問われることとなるため、複雑さから取組が進んでいない。

5 総合評価結果

総合評価	評価区分
現対策に取り組む協定のほとんどが、取組目標を達成する見込みであり、耕作放棄地発生の防止はもとより、集落営農や担い手への農地集積等の農業生産活動の体制整備や集落の活性化などに効果が認められている。これは、本制度が地域の実情に併せて様々な取組が可能であることから、協定集落の大多数が有効な制度として支持しており評価できる。 しかし、制度は5年の対策として期間が限定されているため、体制整備に対策の途中から取り組む場合では、目標達成までの期間が短く成果が得られにくいことから、協定締結から5年の取組支援の期間が確保されることが必要である。 また、現対策では集落営農等や担い手への集積が進んできているが、集落内で担い手の確保ができない地区もあり、集落機能の維持強化には地域外等との連携を支援する体制づくりも必要となる。	B

6 その他（特徴的な取組事例）

A：機械・農作業の共同化 高梁市 前北・後北39人 17ha 309万円 H20 3集落協定で、平川北都営農組合設立 1集落では規模が小さいため隣接集落連携で、農業生産コストの低減と農地の保全を行う主体として、営農組合を設立した。 ● 集落営農育成・強化サポート事業等との連携	新見市 川南集12人 11ha 202万円 H19 営農組合「川南えのの」設立 収益性より、農地の保全管理の主体とし ● 集落営農育成・強化サポート事業等との連携
A：高付加価値型農業の実践 津山市上田邑丸林13人 3ha 61万円 津山圏域地元産小麦普及促進協議会と連携して地元産小麦の生産 H20生産実績 田邑 4ha H21は他地区へも拡大 6ha作付け J A出荷 → 全農 → 製粉 → 地元業者（菓子、製麺、ラーメン等に利用） ● 水田経営所得安定対策等との連携	鏡野町 美土地17人 5ha 97万円 県下屈指の花き（リンドウ）産地で、生産性が高く品質のよい岡山利ジナルを始めとする優良品種への転換、生産拡大を目指している。 H17 → 目標H21：1.8ha 特に、優良品種への転換が進んでいる。
A：地場農産物等の加工・販売 美咲町 境集落 49人 48ha 1,006万円 地元のそば粉にこだわった棚田のそば屋「赤そば亭」を中心として観光客などにそばを提供するとともに、そば祭りなどのイベントを通じて都市住民等との交流を行っている。	
B：集落を基礎とした営農組織の育成 久米南町 北庄西44人 42ha 872万円 H18 営農組合設立、 直払の助成金で運営費に補填 （農）北庄ファーム 法人化とともに、利用権設定や収益性の高い新規作物（タマネギ・広島菜等）を導入し助成金に頼らない経営を目指している。 ● 集落営農育成・強化サポート事業等との連携	B：担い手への集積 奈義町 西原集151人 32ha 407万円 H17 農業生産基盤の保全と生産性の向上を目的に農事組合 H20 特定農業法人として認定され、広く地域農業の担い手として農地の集積に取り組む。今後集落外にも活動範囲を拡大していく予定。 ● 集落営農育成・強化サポート事業等との連携
その他 真庭市 田羽根、見明戸1234 60人 41ha 462万円 特定法人となり農業参入している企業を、新たな地域農業の担い手として受入 H20生産実績 青大豆 3ha 水稻 0.5ha ● 企業の農業参入促進事業等との連携	吉備中央町 馬115人 6ha 127万円 メダカの里づくりとして、休耕田2ヶ所にビオトープを設置し地元小学校と連携してメダカの放流や自然観察会を行い、子どもたちに地域の自然や環境の保護の大切さを伝えている。

広島県最終評価結果書

1 実施状況の概要

(1) 交付市町村数	17								
(2) 協定数	1,527								
(3) 交付面積	19,907	ha	うち集落協定	1,459		個別協定	68		
			対象農用地面積	30,462	ha	交付面積率	65%		
			地目別面積内訳	田 :	18,999	ha	畑 :	896	ha
				草地 :	11	ha	採草放牧地 :	0.1	ha
(4) 交付金額	2,627,245	千円	うち共同取組活動分 :	1,597,524	千円	個人配分 :	1,017,228	千円	

2 交付金交付の効果等

検証項目		効果等	
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		集落マスタープランにおいて、「集落の将来像」,「5年間で達成する目標」,「各年度ごとの目標」を定め、総会等で進捗状況を確認しながら取り組むことで、集落での話し合いが活性化するとともに、農業生産活動などの集落活動が計画的に実施された。 また、中間評価において、199集落が「引き続き指導・助言が必要」とされたが、H21年度で目標達成が見込まれる。	
		要指導・助言協定数	199 協定
		上記のうち ・21年度までの目標達成が見込まれる協定数 ・引き続き、指導・助言が必要な協定数	199 協定 0 協定
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	耕作放棄の防止等の活動	16市町, 17,973haで耕作放棄の防止等の活動が実施された。 3市町, 39.3haの農地が新たに協定面積に組み入れられた。 10市町, 894haで鳥獣害防止活動が取組まれた。 既耕作放棄地の復旧は2市町, 2haで取組まれた。	
		交付金交付面積	19,907 ha【913ha】
	農振農用地区域への編入面積（新たな協定面積の組み入れ）	97 ha	
	既耕作放棄地の復旧面積	0.1 ha	
	鳥獣害防止面積	894 ha	
	水路・農道等の管理活動	集落協定では、水路2,891km, 農道4,367kmを対象に、個別協定では、水路8km, 農道5kmを対象に、清掃・点検・修繕等が実施され、農業用施設が適切に維持・管理された。	
		水路の管理延長	4,367 km【8km】
道路の管理延長	2,891 km【5km】		
多面的機能を増進する活動	集落協定では全ての市町, 1,880.5haで、個別協定では3市町, 2.6haで、多面的機能を増進する活動として、周辺林地の下草刈りを実施し、病虫害の発生防止、鳥獣害（イノシシ）防止、集落の景観形成に効果があった。 また、9市町の集落協定では、13.1haで市民農園や棚田オーナー制度等に取り組む、都市住民との交流が促進された。		
	周辺林地の下草刈り	1,880.5 ha【2.6ha】	
都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等）	13.1 ha		

(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	農用地等保全マップ	農用地等保全マップの作成に当たり、協定内での話し合いを通じて農用地等の管理状況を集落全体で認識し、ため池の管理、道路・水路の修繕や鳥獣害防護柵の計画的な設置及び担い手に集積する農地の明確化に役立った。																					
	A要件	機械・農作業の共同化については12市町、2,528.9haにおいて取組まれ、省力化・経費節減がなされた。 高付加価値型農業の実践については9市町、8.2haにおいて、減農薬栽培や新品種の導入等が取組まれ、産地のブランド化がなされた。 認定農業者の育成については10市町、93人の育成（うち個別協定1人）がなされた。 新規就農の確保については8市町で、11人が新規就農した。 担い手への農地集積（農作業受託を含む）については11市町、452.3haの農地が担い手等に集積された。 非農家との連携については12市町において、781戸の非農家が協定に参加し、農業者との連携を図った。 他集落との連携については10市町、299協定が連携して活動を行った。																					
		<table><tr><td>機械・農作業の共同化</td><td>377.2</td><td>ha</td><td rowspan="7">【1人】</td></tr><tr><td>高付加価値型農業の実践</td><td>16.3</td><td>ha</td></tr><tr><td>認定農業者の育成</td><td>70</td><td>人</td></tr><tr><td>新規就農の確保</td><td>11</td><td>人</td></tr><tr><td>担い手への農地集積（農作業の受委託を含む）</td><td>213</td><td>ha</td></tr><tr><td>非農家との連携</td><td>618</td><td>戸</td></tr><tr><td>他集落等との連携</td><td>326</td><td>集落</td></tr></table>	機械・農作業の共同化	377.2	ha	【1人】	高付加価値型農業の実践	16.3	ha	認定農業者の育成	70	人	新規就農の確保	11	人	担い手への農地集積（農作業の受委託を含む）	213	ha	非農家との連携	618	戸	他集落等との連携	326
	機械・農作業の共同化	377.2	ha	【1人】																			
	高付加価値型農業の実践	16.3	ha																				
認定農業者の育成	70	人																					
新規就農の確保	11	人																					
担い手への農地集積（農作業の受委託を含む）	213	ha																					
非農家との連携	618	戸																					
他集落等との連携	326	集落																					
B要件	集落営農組織の育成は11市町、645.4haで取組まれ、これを契機に集落法人の設立が増加した。本県では、当制度の実施地域において、平成12年度からの5年間で53法人が、平成17年度から平成21年3月末までに8法人が設立された（計134法人）。 担い手への農地の集積は10市町、2,753.7haで集落法人等への農地の集積が進み、担い手への規模拡大に効果があった。																						
	<table><tr><td>集落営農組織の育成</td><td>247</td><td>ha</td></tr><tr><td>担い手集積化</td><td>457</td><td>ha</td></tr></table>	集落営農組織の育成	247	ha	担い手集積化	457	ha																
集落営農組織の育成	247	ha																					
担い手集積化	457	ha																					
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	当制度に取組み、協定締結を行うことで、締結前に比べ、集落の将来等について話し合う機会が増加し、さらに共同活動を行うことで、集落活動に対する住民意識の向上や住民同士のつながりが深まる等集落の活性化が図られた。																					
	その他	規模拡大加算は、集落協定では10市町、873haで、個別協定では4市町、89haで取組まれ、集落法人・認定農業者等の規模拡大が図られた。 土地利用調整加算は4市町、162haで取組まれ、利用権設定等、協定内農地が流動化した。 耕作放棄地復旧加算は2市町、2haで取組まれた。 特定農業法人設立加算は10市町、53法人（63協定）で取組まれ、集落法人を推進する本県にとって現在設立している法人数（157法人）の約3割を占めた。また、平成17年度から21年度の間に設立された集落法人（91法人）の約6割を占めている。 農業生産法人設立加算は2市、5法人で取組まれた。																					
		<table><tr><td>加算措置</td><td></td><td></td><td rowspan="5">【89ha】</td></tr><tr><td>・ 規模拡大</td><td>873</td><td>ha</td></tr><tr><td>・ 土地利用調整</td><td>162</td><td>ha</td></tr><tr><td>・ 耕作放棄復旧</td><td>2</td><td>ha</td></tr><tr><td>・ 法人設立（特定農業法人） （農業生産法人）</td><td>54</td><td>法人</td></tr><tr><td></td><td>5</td><td>法人</td><td></td></tr></table>	加算措置			【89ha】	・ 規模拡大	873	ha	・ 土地利用調整	162	ha	・ 耕作放棄復旧	2	ha	・ 法人設立（特定農業法人） （農業生産法人）	54	法人		5	法人		
加算措置			【89ha】																				
・ 規模拡大	873	ha																					
・ 土地利用調整	162	ha																					
・ 耕作放棄復旧	2	ha																					
・ 法人設立（特定農業法人） （農業生産法人）	54	法人																					
	5	法人																					

3 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況	当制度では、返還条件が厳しいことなどから、集落協定は交付金の対象となる農用地の範囲で締結されているものがほとんどであり、協定活動が集落全体のものになっていない。 本県では、集落全体の農地を面的に集積し営農していく集落法人を推進しており、現在、当制度を活用し設立された法人は134法人であるが、一層、設立が加速化するように協定活動等に対する支援が必要となっている。
(2) 交付金交付の効果等	集落の過疎化・高齢化の急速な進行に伴い、農地の維持管理等の労働力が不足していることから、引き続き、条件不利地域における農業生産活動を維持しながら、集落全体で、農地の面的集積を通じた担い手育成に向けた取り組みを、一層、進めていく必要があるが、集落の実態は各都道府県・市町村で異なっており、全国一律の要件では事業の効果的な実施が難しい。 樹園地については畑として区分されているが、要件や交付単価が実態とあっていない。

4 評価結果

事項	評価
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項	集落マスタープランで、集落の将来像の実現に向けた5年間の工程表を設けることで、活動内容・目標達成に向けた計画的な活動がなされ、市町から集落に対し、年度ごとに的確に指導・助言できた。中間年で「引き続き指導・助言が必要」とされた集落も、最終年には目標達成される見込であり、集落の将来像に向けた取り組みを行う上で、当制度の役割は大きい。
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	過疎・高齢化に伴う担い手不足、鳥獣害の増加に伴う耕作意欲の減退等個々では解決できなかった問題を、集落合意に基づく協定締結を契機に、集落法人等への農地集積や鳥獣害対策として集落全体を囲う防護柵の設置、水路・農道の定期的な維持・管理等の実施が可能となり、農業生産活動を続けていく上で、当制度の果たす役割は大きい。 また、個別協定においても、周辺農家の理解や協力の契機となり、規模拡大や集落環境の保全に対して大きな役割を担った。
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	農用地保全マップは集落全体の状況を捉える基となり、これに基づいた集落の話し合いを通じて、問題の明確化、解決方策の検討につながるなど農業生産活動の基礎になったと評価できる。 また、A要件のうちの生産性・収益性の向上、担い手の育成に取り組むことで、集落法人の設立や担い手への農地集積が図られた。 また、多面的機能の発揮に取り組んだ集落では、訪れる人が増えるなど集落の活性化に効果があった。 B要件の集落を基礎とした営農組織の育成においては、集落自らが集落の農地を守る集落法人の設立が促進され、最も効果があった。 認定農業者等が規模拡大による経費節減等経営改善をする上で、協定（個別協定）は、大きな役割を担った。
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化 当制度を実施し、目標を達成するため、様々な活動がなされ、農地保全や農地の多面的機能は維持されたが、それ以上に、総会や会合といった話し合いの場、共同で取り組みことから生じた連帯感や相互扶助の精神、集落自らが考え問題を解決するという自立心や集落の連帯感の醸成に寄与した。
	その他 集落法人の設立や規模拡大を推進していくうえで、加算措置の役割は大きく、インセンティブの付与に効果があった。 また、個別協定においても、規模拡大加算の取り組みにより、認定農業者等への規模拡大の推進に役立った。

5 総合評価

評価内容	区分
1 基礎部分の評価 中山間地域では、過疎・高齢化による担い手の不足、鳥獣害被害や耕作放棄地の増加等が進む中、個々の農家に任されていたこれらの問題を解決し、農業生産活動の維持や農用地の保全を行うため、協定の話し合いを基にした合意形成と協定の締結を通じて、集落全体の問題と捉え、当制度に取り組んだ。 この結果、集落の将来像に向けた課題解決を図るため、各協定集落で、集落法人の設立や集落全体を囲む防護柵の設置、担い手への農地集積・作業委託が促進されるなど、集落が自立した取り組みを行う契機となり、農業生産活動の維持という面で評価できる。 また、上記、話し合いや共同取組活動の実施を通じて、地域のコミュニケーションも増加し、相互扶助の精神や団結力・連帯感が醸成され、集落機能の維持・発展にも効果があり、地域自治能力（集落機能）の向上においても大きな役割を担った。 2 体制の整備部分の評価 過疎・高齢化・担い手不足といった農業の問題を抱える本県においては、「持続的で継承可能な担い手の育成」が課題となっており、その解決策として、集落法人設立を進めている。そのなかで、当制度の体制整備単価の取組活動は中山間地域に集落法人設立の契機となった。 体制整備単価の設定がなかった1期目（H12～16）の5年間で53法人の設立だったものが、体制整備単価ができた2期目からは、4年間で81法人の設立となり高い効果が見られた。 また、2期目に設立した法人の約6割に当たる56法人（特定農業法人設立加算54法人、農業生産法人設立加算2法人）が法人設立加算を活用し法人設立を行った。 さらに、本県で今までに設立された集落法人（157法人）のうち約9割に当たる142法人が本制度を活用し、そのうち59法人が規模拡大加算を活用し規模拡大を図るなど、集落法人の設立・規模拡大に高い効果が発揮されている。 このことから、当制度の成果を高く評価するとともに、その支援措置となる加算措置も高く評価するものであり、集落単位での農地の流動化・法人設立くうえでも、本制度は重要であり、今後の事業継続を希望するものである。 3 その他 本県では、急傾斜地が多く、谷すじ等で地形が入り組んでまとまりのある農用地が少ないことや、過疎・高齢化により、対象農用地面積に占める交付実績面積の割合（65％）は、全国平均（82％）と比べて低かった。	A

6 その他（特徴的な取組事例）

市町村協定名	広島県東広島市福富町郷谷集落協定			
協定面積 32 ha	田	畑	草地	採草放牧地
	32ha			
交付金額 559 万円	個人配分		0	%
	共同取組活動 100 %	農業生産活動等の体制整備に向けた活動	38	%
		鳥獣害防止対策及び水路、農道等の維持・管	45	%
		多面的機能	17	%
				%
協定参加者	農業者42人 ,農事組合法人（竹仁の郷）			
取組内容	【風の香と土の温もり星降る豊かな郷を目指して】 法面の草刈り作業の軽減と法面を利用した景観美化に ,シバザクラの植栽を河川・農道沿いの農地法面に ,現在までに7,000㎡ほど実施をした。 平成19年に農事組合法人を設立し ,法人経営により作業の省力化を図った。また、キャベツやカボチャ等の園芸作物を導入し ,経営の高度化、所得の向上を目指している。			
主な効果	特定農業法人設立（平成19年11月） 法人経営により園芸作物を導入（キャベツ目標2ha、H20実績1.5ha、カボチャ目標0.7ha、H20実績0.7ha） 協定面積32haのうち31haの水田を法人に集積（目標6.5ha、H20実績30.9ha） イノシシ防護柵設置による農作物被害軽減（目標3km、H20実績2.5km）			

市町村協定名	広島県尾道市瀬戸田町高根協定				
協定面積 88 ha	田	畑 (かんきつ類)	草地	採草放牧地	
		88ha			
交付金額 10,139 万円	個人配分			0	%
	共同取組活動 100 %	農地・農道水路管理費 (補修・改良含む)		85	%
		鳥獣被害防止対策費		2	%
		研修会費等		13	%
					%
協定参加者	農業者105人 ,非農業者82人				
取組内容	【柑橘の島を守るために】 平成17年度から当制度の取組みを開始したところであるが、これまでに、島内の農業者と非農業者が連携し、水路・農道の維持管理を行うとともに、深刻化するイノシシ被害対策として延長15kmの防護柵を設置するなど、農業生産活動の安定を図ってきた。また、新品種導入により高品質・高付加価値果実生産に取組むとともに、担い手対策として認定農業者の育成を推進し、新たに4名を確保したきたところである。				
主な効果	・イノシシ防護柵設置による農作物被害軽減 (設置延長15km) 高付加価値型農業の実践 新品種導入 (当初:0ha 目標:1ha H20実績:4.3ha) 認定農業者の育成 (当初:14人 目標:17人 H20実績:18人)				

山口県最終評価結果書

1 実施状況の概要

(1) 交付市町村数	18								
(2) 協定数	926	うち集落協定	915			個別協定	11	】	
(3) 交付面積	12,573 ha	対象農用地面積	18,998 ha			交付面積率	66%	】	
		【地目別面積内訳	田 :	12,181 ha		畑 :	383 ha	】	
			草地 :	8 ha		採草放牧地 :	0 ha	】	
(4) 交付金額	1,553,802 千円	うち共同取組活動分 :	885,513 千円			個人配分分 :	668,289 千円	】	

2 交付金交付の効果等

項目		効果等
(1) 集落マスタープランに定めた取り組みべき事項		集落マスタープランを作成することにより、集落の現状、課題が把握でき、将来の目標が明確になった。また、それらを協定参加者が共有できている。さらに、協定活動に関して、5年間の行程表に即して計画的にステップアップが図られている。 中間年評価において、指導・助言が必要な協定も全て21年度までに目標達成が見込まれる。
		要指導・助言協定数 29 協定 上記のうち ・21年度までの目標達成が見込まれる協定数 29 協定 ・引き続き、指導・助言が必要な協定数 0 協定
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	耕作放棄の防止等の活動	制度の対象農用地の66%の12,573ha（集落協定12,473ha、個別協定100ha）で、協定が締結され、協定に基づいて協力して行う農業生産活動等（「農地の法面管理」、「鳥獣害防止対策」、「賃借権設定・農作業の委託」等）により、農地保全が図られている。 また、0.9haの既耕作放棄地の復旧された。
		交付金交付面積 12,573 ha 農振農用地区域への編入面積 49 ha 既耕作放棄地の復旧面積 0.9 ha
	水路・農道等の管理活動	制度に取り組むほぼ全ての協定集落で、水路農道の共同管理が行われており、8割以上の集落で協定締結を契機に共同作業の回数が増加している。水路の管理延長距離は、2,560km 農道の管理延長距離は、2,048kmになっている。 個別協定においても11協定中2協定において、水路・農道の管理が、計画的に実施されている。
		水路の管理延長 2,560【1】 km 道路の管理延長 2,048【0.3】 km
	多面的機能を増進する活動	制度に取り組む協定集落の約6割の集落で「周辺林地の下草刈り」や「景観作物の作付け」等の多面的機能を増進する活動が実施されており、周辺林地の下草刈りの面積は、319haとなっている。しかし、市民農園の開設や棚田オーナー制度など、都市農村交流に取り組む集落は24集落であり、その面積は、5haにとどまっている。 個別協定においても、11協定中2協定において、周辺林地の草刈りが計画的に行われている。
		周辺林地の下草刈り 319【0.4】 ha 都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等） 5 ha

(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	農用地等保全マップ	農用地等保全マップの作成にあたり、集落内の点検をとおして、水路・農道等の補修・改良箇所や、鳥獣被害防止対策箇所が明確化され、計画的な補修等の実践が図られた。															
	A要件	体制整備単価のA要件に取り組む協定集落では、機械・農作業の共同化、担い手への農作業の委託および非農家・他集落等との連携が促進された。 機械・農作業の共同化については、実施面積が協定前に比べ2.7倍(482ha→1,281ha)に増加した。農作業の委託面積を含む担い手への農地集積面積も協定締結前に比べ1.8倍(748ha→1,441ha)に増加した。 また、非農家・他集落等との連携も促進され、697戸の非農家・非交付対象農家が、景観作物の作付け等、多面的機能増進活動等に協力している。一方、保健休養機能を活かした都市住民等との交流および自然生態系の保全に関する学校教育等との連携の取組は全体からみれば少ない。															
		<table><tr><td>機械・農作業の共同化</td><td>増加分 (以外)</td></tr><tr><td>高付加価値型農業の実践</td><td>799 ha</td></tr><tr><td>認定農業者の育成</td><td>60 ha</td></tr><tr><td>新規就農の確保</td><td>87 人</td></tr><tr><td>担い手への農地集積 (農作業の受委託を含む)</td><td>7 人</td></tr><tr><td>非農家・他集落等との連携</td><td>693 ha</td></tr><tr><td>・ 非農家、非対象農家</td><td>697 戸</td></tr><tr><td>・ 集落数</td><td>145 集落</td></tr></table>	機械・農作業の共同化	増加分 (以外)	高付加価値型農業の実践	799 ha	認定農業者の育成	60 ha	新規就農の確保	87 人	担い手への農地集積 (農作業の受委託を含む)	7 人	非農家・他集落等との連携	693 ha	・ 非農家、非対象農家	697 戸	・ 集落数
	機械・農作業の共同化	増加分 (以外)															
高付加価値型農業の実践	799 ha																
認定農業者の育成	60 ha																
新規就農の確保	87 人																
担い手への農地集積 (農作業の受委託を含む)	7 人																
非農家・他集落等との連携	693 ha																
・ 非農家、非対象農家	697 戸																
・ 集落数	145 集落																
B要件	集落営農組織の育成により、水田における基幹3作業の機械の共同化や、担い手への集積化により、集落営農法人等への農地の集積化が図られた。																
	<table><tr><td>集落営農組織の育成</td><td>増加分</td></tr><tr><td>担い手集積化</td><td>235 ha</td></tr><tr><td></td><td>466 ha</td></tr></table>	集落営農組織の育成	増加分	担い手集積化	235 ha		466 ha										
集落営農組織の育成	増加分																
担い手集積化	235 ha																
	466 ha																
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	協定締結を契機に集落での話し合いが、活発化している。話し合いの内容は、集落協定に関することが中心であるが、話し合いを通じて、集落活動に対する住民意識の高まりや住民間の繋がりが醸成されている。															
	その他	加算措置の中で、規模拡大加算、土地利用調整加算及び法人設立加算により、農地を集落ぐるみで守る意識が強い集落では、地域の担い手への農地の集積が促進されている。個別協定においても11協定中2協定において、規模拡大加算が取り組まれている。 一方、耕作放棄地復旧加算に取り組む協定集落は2集落で、取組面積も2haと非常に少ない。															
		<table><tr><td>加算措置</td><td></td></tr><tr><td>・ 規模拡大</td><td>464【3】 ha</td></tr><tr><td>・ 土地利用調整</td><td>164 ha</td></tr><tr><td>・ 耕作放棄復旧</td><td>2 ha</td></tr><tr><td>・ 法人設立 (特定農業法人)</td><td>21 法人</td></tr><tr><td>(農業生産法人)</td><td>2 法人</td></tr></table>	加算措置		・ 規模拡大	464【3】 ha	・ 土地利用調整	164 ha	・ 耕作放棄復旧	2 ha	・ 法人設立 (特定農業法人)	21 法人	(農業生産法人)	2 法人			
加算措置																	
・ 規模拡大	464【3】 ha																
・ 土地利用調整	164 ha																
・ 耕作放棄復旧	2 ha																
・ 法人設立 (特定農業法人)	21 法人																
(農業生産法人)	2 法人																

3 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題及び提案

事項	課題
(1) 実施状況	要件の簡素化 二期対策において、農業生産活動による耕作放棄防止の取組に加えて、積極的な体制整備単価への取組により、担い手育成や機械・農作業の共同化等、集落活性化に向けた取組が促進され、農業生産活動の体制が整備されてきた。 一方、協定役員も高齢化しており、複雑な要件設定は、目標達成に齟齬をきたすばかりでなく、指導する市町の負担も大きい。 → 高齢者も理解しやすいように要件の簡素化を図る。
(2) 交付金交付の効果等	地方裁量の拡大 二期対策においては、集落活性化に向けた取組の活動項目の選択メニューが限定されているとともに、積極的に取り組んでも10割単価しか交付されないため、地域の実態に応じた取組が進みにくい。 → 地域特別加算（地域の実情に応じた加算金の独自設定）を新設する。 法人の育成 二期対策において、機械・農作業の共同化や担い手の育成が積極的に取り組まれることにより、集落営農組織の設立等が促進され、農業生産活動の体制が整備されてきた。 しかしながら、中山間地域においては、今後ますます、担い手不足が懸念されることから、地域農業を支える中心的な担い手である、法人の育成をさらに進める必要がある。 また、アメリカの金融危機に端を発する急激な景気の悪化に伴い、増加した離職者を農業分野に受け入れるなど、2次、3次産業からの人材確保を図る必要がある。 → 法人育成や後継者育成につながる加算措置を新設するとともに、法人設立加算等の拡充を行う。 制度目的の本来化 協定参加者の高齢化や要件の複雑化により、協定活動継続への不安も深刻化してきており、このままでは、直支に取り組む集落が大幅に減少し、耕作放棄地の発生に歯止めがかからなくなることが予想される。 → 農業生産活動による耕作放棄防止への取組に対して、10割を交付する。 制度の恒久化 中山間地域等直接支払制度は、現在、5年ごとの予算措置で対応しているが、営農継続及び水源かん養機能、洪水防止機能等の多面的機能の発揮に必要不可欠な本制度に、永続性を持たせる必要がある。 → 法制化の検討も含めて、制度の恒久化を図る。

4 事項毎の評価結果

事項	評価
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項	○ 集落マスタープランの作成により、集落活動に対する現状認識、問題点の把握及び将来の目標設定が、参加者の共通認識のもとで行われ、集落の実情に即した目標や、目標達成のための計画的な活動を引き出すのに有用である。 ○ 指導・助言が必要な協定に対しては、市町担当者の指導により、集落内での話し合い活動の充実が図られ、目標達成に向けた取組が見込まれているものの、参加者間の意見調整の難しさも指摘され、リーダーの負担が大きい集落もある。
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	○ 制度に取り組む集落においては、水路・農道の管理や鳥獣害対策等が協力して行われており、適正な農業生産活動による耕作放棄地の発生防止に制度が有用であると評価できるが、高齢化や担い手不足により、5年間の協定維持に自信が持てない等の理由により、制度に取り組めなかった集落もあり、そのような集落では、耕作放棄地が発生している。 ○ 多面的機能を増進する活動では、農業生産に関係の深い周辺林地の下草刈りや景観作物の作付けについては、多くの集落で取り組まれている。 一方、都市住民との交流にかかる取組については、その受入体制の問題等もあり、まだ、実施数は少ないが、集落のみならず地域全体を巻き込んだ新たな芽生えとして期待できる。

(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	○ 農用地保全マップの作成については、集落内の点検を通じた水路・農道等の補修・改良箇所の計画的な補修等に大きな効果をあげている。 ○ また、生産性・収益性の向上については、機械・農作業の共同化に取り組む面積が大幅に増加した。 ○ 新規就農者の確保については、収入が低い、初期投資が必要などの理由により、新規就農者数は少ないが、認定農業者の育成や農作業の受託を中心とした担い手への農地集積が進んでおり、担い手の育成にも効果をあげている。 ○ また、「保健休養機能を活かした都市住民との交流」や「自然生態系の保全に関する学校教育との連携」では、受け入れ側に体制が整っていないことや連携先とのコネクション不足等の課題をかかえており、その実施数は少ないが、今後、進むべきひとつの方向として、取組を推進する必要がある。 ○ 中間年評価で指導・助言が必要な協定に対しては、市町の指導により、集落内での話し合いが進められ、取組の加速化や活動内容の変更等、活動の充実化が図られており、中間年評価とその後のフォローは、効果をあげている。	
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	集落での話し合いが活発化しただけでなく、複数集落で協定を締結している協定が128協定に達するなど、集落間連携による集落機能を維持する取組も促進されたことは有用であった。
	その他	加算措置は、規模拡大、法人設立を促進するのに有用であった。 一方、耕作放棄地復旧については、必要とする経費と単価の見合いから、取組が少なかったものと思われる。

5 総合評価結果

総合評価	評価区分
○ 本制度は、 (1) 集落協定アンケート結果により、『制度がなかった場合、協定面積の約2割が耕作放棄される』との推定がなされていること (2) 特定農業法人等の担い手組織が大幅に増加したこと (3) 地域全体の活性化に向けたさまざまな取組が実践されていること (4) 維持される多面的機能の評価額(試算)が約9,000億円にも及ぶこと (5) 農業生産活動や地域活動への参加を希望する人が増加していること などから、耕作放棄地の発生防止、担い手組織の育成、地域・集落の活性化及び多面的機能の維持等に大きく貢献している。 ○ 特に、集落マスタープランや農用地等保全マップの作成により、集落の課題や目標が明確にされるだけでなく、参加者全員の話し合いによる共通認識のもと、目標実現に向けて、計画的に取り組む仕組みが機能し、集落全体が一丸となって、農業生産活動を継続するなど、自律的な取組として大いに評価される。 ○ 本県では、平成17年4月に地域振興部に中山間地域づくり推進室を設け、平成18年3月「中山間地域づくりビジョン」を策定した。 このビジョンに基づき、集落機能を支える地域コミュニティの組織づくりや、都市との交流、定住の促進など、中山間地域づくり推進室と連携して、暮らしの視点に立ち、幅広い分野で総合的な対策に取り組んできており、行政と地域が協働しながら、各地域で始まったさまざまな取組の成果を県内に広げていくことにより、中山間地域の振興を図っていくことにしている。 ○ 協定集落においても、非農家、他出あつぎ、ボランティア等、農業者以外の人の協力により、景観作物の作付け等の多面的機能の増進活動が活発に実施されたり、市民農園の開設や各種イベントの開催等により、都市住民の主体的な参加による交流の動きが着実に芽生えてきているなど、集落あるいは地域全体を巻き込んだ活動が実践されていることは、農業振興のみならず、地域全体の活性化にも大きく貢献している。 ○ なお、中山間地域を取り巻く環境は、 農業従事者の減少・高齢化の進展 世界的な食料需給の逼迫に伴う食料自給率向上の必要性増大等、一層厳しさを増しており、 今後は、 地域の自律した独自の取組 多様な主体との連携 安心して制度に取り組める環境整備 の視点で、本制度を継続、強化する必要がある。	B
【中山間地域等直接支払制度検討委員会の意見】 本制度が、本県農業・農村の振興ばかりでなく、中山間地域全体の振興に多大な成果をあげており、農業者以外の県民として評価できる制度であることを再確認した。 これまでの取組により、県民あげての取組の兆しが見え始めてきたところであり、県民とともに、条件不利な中山間地域に対して、それを補い、生産を基礎とした多様な取組を助長するものと評価し、本制度の継続と一層の充実・強化を図る必要がある。なお、中山間地域に居住する人々が意欲をもって、県民の大切な資産である農地を保全するとともに、都市住民や他出あつぎ等の中山間地域以外に居住する人々との連携をさらに強めていくなど、より多くの県民の理解のもとで組織的な取組に発展させていくことが大切である。	

6 その他（特徴的な取組事例）

市町村・協定名	山口県萩市麻生・三戸原協定			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
52 ha	水稲・大豆			
交付金額	個人配分			44 %
598 万円	共同取組活動	役員報酬		5 %
56 %		鳥獣被害防止対策費 道・水路管理費		18 %
		多面的機能増進活動費		7 %
		その他		26 %
協定参加者	農業者 30人 農事組合法人むつみ 麻生水利組合 三戸原水利組合 非農業者			
取組内容	隣接した3集落で「農事組合法人むつみ」を設立し、集落内で生産された堆肥の施肥を行い、こだわり米のブランド化に取り組んでいる。6月と10月に毎年開催している「あじさい祭り」と「収穫祭」を通じて都市農村交流を促進するとともに、新たな米の販路拡大に取り組み、継続的で自立的な営農の確立を目指している。 ○担い手集積化（目標 37ha H20実績 40ha）			
主な効果	【守りの農業から攻めの農業への転換で活力ある集落に】 集落内の若手を中心とした集落営農法人の設立により、農業生産の体制を整えるとともに、積極的な都市農村交流を通して、法人や集落に活力を与えている。			

市町村・協定名	山口県宇部市水尻川協定			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
13 ha	水稲			
交付金額	個人配分			39 %
271 万円	共同取組活動	水路農道整備経費		54 %
61 %		共同利用施設整備経費		3 %
		都市住民交流経費		2 %
		その他		2 %
協定参加者	農業者13人			
取組内容	協定農用地内に地区住民以外の人を対象とした体験農園を開設し、農作業の体験、作物づくり等の場を提供している。現在では、大学生、会社員、定年退職者、女性グループ、市外の家族等約60人が参加し、そばを中心に野菜、大豆、落花生、芋などを栽培するとともに、そば打ち、釜飯、シジ鍋、焼肉会等の交流イベントを開催している。 ○鳥獣害防止策の設置及び点検の実施による農作物被害の減少 ○担い手農家への基幹的農作業の委託（目標 1.3ha H20実績 1.2ha） ○体験農園の開設・運営（目標 0.65ha H20実績 0.85ha）			
主な効果	【棚田を利用した都市住民との交流】 維持管理に苦慮していた集落内の棚田を活用した体験農園の開設、積極的な交流イベントを通して、集落全体が活性化している。			

市町村・協定名	山口県岩国市三分一協定			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
3 ha	水稲			
交付金額	個人配分			40 %
36 万円	共同取組活動	役員報酬費		18 %
60 %		鳥獣害防止、道・水路管理費		14 %
		多面的機能増進活動		11 %
		農地管理		17 %
協定参加者	農業者4人 非農業者4人			
取組内容	協定締結にあたって、他出した若者達との話し合いの場を設け、次世代との協働による集落活動や農業生産活動と一緒に取り組むこととなった。また、隣接した郷集落と連携し、景観形成のため、市道農用地周辺に毎年度アジサイを植え付けている。 ○機械・農作業の共同化（目標 1.3ha H20実績 1.4ha）			
主な効果	【都市に他出している次世代家族も協定参加】 直支の第二期対策への取組継続だけでなく、農地の荒廃が危ぶまれていた小規模・高齢化集落であったが、他出した次世代家族の協力で、農業生産活動の継続が可能になった。			

徳島県最終評価結果書

1 実施状況の概要

(1) 交付市町村数	17	〇ち集落協定	656	個別協定	12	】
(2) 協定数	668	対象農用地面積	6424	交付面積率	69%	】
(3) 協定締結面積	4436 ha	〇ち目別面積内訳	田 : 1435 ha	畑 : 2991 ha	採草放牧地 : 11 ha	】
			草地 : 0 ha	個人配分分 : 280,667 千円		
(4) 交付金額	521,536 千円	〇ち共同取組活動分 :	237,770 千円			

2 交付金交付の効果等

検証項目		効果等
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		集落の将来像を自ら描くことによって、今後の集落には何が必要かを考えるきっかけとなり、積極的な集落活動の取り組みにつながった。 年度毎に達成状況を確認し、見直すことにより、話し合いや活動が増加し、計画的に目標達成が図られた。
		要指導・助言協定数 50 協定 上記のうち ・ 21年度までの目標達成が見込まれる協定数 50 協定 ・ 引き続き、指導・助言が必要な協定数 協定
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	耕作放棄の防止等の活動	協定農用地4,436haについては、協定期間中確実に耕作がなされ、耕作放棄地の発生防止につながった。また、本制度への参加をきっかけに農用地139haが編入され、耕作放棄地4haの復旧がなされるなど優良農地の確保にも有効であった。特に山間農地で被害が深刻であった鳥獣被害対策については、個人から集落ぐるみで対策を行うことにより、効果的な対応が可能となった。 また、高齢等で個人が管理困難になった農用地は、集落により管理するという今までになかった活動がみられた。
		交付金交付面積 4,436 ha【26】 農振農用地区域への編入面積 139 ha 既耕作放棄地の復旧面積 1.4 ha
	水路・農道等の管理活動	中間年評価の集落協定を対象としたアンケートによると、協定締結後7割以上の協定で管理に係る共同活動が活発となり、年間の活動回数も増加している、と回答しており、計画的、積極的な水路・農道等の管理活動が実施されている。 また、簡易な施設の整備や修繕は交付金を活用して、地域で自主的に実施されている。集落によって管理されている水路953km 農道1202kmは、農地と一体の施設であり、本制度は保全対策に有効であった。
		水路の管理延長 953 km【1】 道路の管理延長 1202 km【3】
	多面的機能を増進する活動	中間年評価の集落協定を対象としたアンケートでは、景観、自然生態系の保全、災害の抑制に効果があったという回答が多かった。周辺林地146haの管理を行うことにより、耕作放棄地の発生抑制だけでなく、鳥獣被害や病害虫の防止にも役立っている。 景観形成作物の作付けを行った事例では、改めて自分の住む地域を見直すきっかけになったり、地域外から美しい景観を求める来訪者が増えている地域もあった。
		周辺林地の下草刈り 146 ha【1】 都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等） 1 ha

(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	農用地等保全マップ	集落マスタープランの作成と関連して、農道、水路の整備、鳥獣被害対策等の実施ポイントを視覚的に確認し、集落の守るべき農地や将来像を描くために効果があった。															
	A要件	本県では多面的機能の持続的発揮に向けた非農家・他集落等との連携について、全協定数656のうち189集落が取り組んでいる。農道、水路の管理、イベントの開催等を非農家を含めた地域全体で行うことは、コミュニティの維持・活性化に役立っている。 地場産農産品等の加工・販売の取り組みも122集落で積極的に行われており、農家所得の向上、地産地消の推進につながっている。 また、中山間農業を担う認定農業者144人や新規就農者の育成80人(目標値)の確保に一定の効果があった。															
		<table><tr><td>機械・農作業の共同化</td><td>増加分 (以外)</td></tr><tr><td>高付加価値型農業の実践</td><td>27 ha</td></tr><tr><td>認定農業者の育成</td><td>13 ha</td></tr><tr><td>新規就農の確保</td><td>92 人</td></tr><tr><td>担い手への農地集積(農作業の受委託を含む)</td><td>37 人</td></tr><tr><td>非農家・他集落等との連携</td><td>4 ha</td></tr><tr><td>・ 非農家</td><td>248 戸</td></tr><tr><td>・ 集落数</td><td>125 集落</td></tr></table>	機械・農作業の共同化	増加分 (以外)	高付加価値型農業の実践	27 ha	認定農業者の育成	13 ha	新規就農の確保	92 人	担い手への農地集積(農作業の受委託を含む)	37 人	非農家・他集落等との連携	4 ha	・ 非農家	248 戸	・ 集落数
	機械・農作業の共同化	増加分 (以外)															
高付加価値型農業の実践	27 ha																
認定農業者の育成	13 ha																
新規就農の確保	92 人																
担い手への農地集積(農作業の受委託を含む)	37 人																
非農家・他集落等との連携	4 ha																
・ 非農家	248 戸																
・ 集落数	125 集落																
B要件	本県の場合はB要件に取り組む協定は2協定であり、そのうち1組織において集落営農組織が育成された。																
	<table><tr><td>集落営農組織の育成</td><td>増加分</td></tr><tr><td>担い手集積化</td><td>0 ha</td></tr><tr><td></td><td>2 ha</td></tr></table>	集落営農組織の育成	増加分	担い手集積化	0 ha		2 ha										
集落営農組織の育成	増加分																
担い手集積化	0 ha																
	2 ha																
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	中間年評価のアンケート結果によると、96%の集落が、「集落や地域の活動の維持・活性化を促す効果がある」と回答している。 大部分の集落で話し合いを行う回数が協定締結前より増加し、集落の将来を考える機会が増え、A要件などの積極的な活動がなされる基礎となった。															
	その他	耕作放棄地の復旧によって、個人の農地という意識から、集落の農地といった意識に変わってきている。															
		<table><tr><td>加算措置</td><td></td></tr><tr><td>・ 規模拡大</td><td>ha</td></tr><tr><td>・ 土地利用調整</td><td>ha</td></tr><tr><td>・ 耕作放棄復旧</td><td>4 ha</td></tr><tr><td>・ 法人設立(特定農業法人)</td><td>法人</td></tr><tr><td>(農業生産法人)</td><td>法人</td></tr></table>	加算措置		・ 規模拡大	ha	・ 土地利用調整	ha	・ 耕作放棄復旧	4 ha	・ 法人設立(特定農業法人)	法人	(農業生産法人)	法人			
加算措置																	
・ 規模拡大	ha																
・ 土地利用調整	ha																
・ 耕作放棄復旧	4 ha																
・ 法人設立(特定農業法人)	法人																
(農業生産法人)	法人																

3 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況	協定期間中は対象農用地，農道，水路について維持管理活動を行うことにより，耕作放棄の発生防止と優良農地の保全に効果を発揮した。しかしながら，既耕作放棄地の復旧については取り組みが低調であった。 新規就農者の確保や集落営農組織の育成については一定の効果はあったものの，将来にわたって持続的な農業生産活動が実施される体制整備までは至っていない。
(2) 交付金交付の効果等	交付金の使途は集落での話し合いにより，農道，水路の維持や鳥獣害対策，イベントの開催まで幅広い用途に活用がなされ，集落の自主的な活動に役立っている。 しかし，集落にとっては制度要件が厳しいため役員の負担が大きく，また，畑地（樹園地）の占める割合が多い本県は，田より低い単価設定に不満の声も聞かれる。

4 評価結果

事項	課題
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項	平成21年度までに計画的な活動により目標達成が見込まれ，集落における効率的かつ円滑な農業生産活動等に有効である。
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	耕作放棄地の発生を未然に防止するという点では非常に効果が高く，特に鳥獣被害対策には個人での対応から集落ぐるみでの対応へと変わり，中山間地域における多面的機能等の維持管理に大きく寄与しているため，有効である。
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	多面的機能の持続的発揮に向けた非農家・他集落等との連携，地場産農産品等の加工・販売の取り組みが増加し，有効であると評価できる。
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化 集落内で話し合いを行う回数が協定締結前より増加し，集落の将来を考える機会が増え，コミュニティの活性化につながり，非常に有用である。
	その他

5 総合評価

評価内容	区分
本制度は、耕作放棄を未然に防止し、優良農地の保全に有効であるといえる。 また、行政の手が届かないきめ細やかな地域課題を集落が解決することにより、自律的な地域を育成する効果を生み出している。 制度の2期対策において、水路等の管理活動等だけでなく、担い手の育成や地域農産物の加工販売等、集落が幅広い活動を展開することができたことは評価できる。 しかしながら、過疎化、高齢化の進行には歯止めがかかっておらず、中山間農業の厳しい状況に対応するためには、本制度の一層の拡充・強化が望まれる。	B

6 その他（特徴的な取組事例）

市町村協定名	徳島県 勝浦町 なかつの 中角集落協定			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
23 ha		22.6		
交付金額	個人配分			50 %
259 万	共同取組活動 50 %	役員手当・事務費	16	%
		鳥獣被害防止対策費	7	%
		多面的機能増進活動費	5	%
		その他	22	%
協定参加者	32名			
取組内容	・当集落では、認定農業者を新たに2名育成し、そして小学校と連携した体験農園を設置して田植えや稲刈りに加え、みかん園での収穫作業を行い、将来のみかん専業農家の後継者の育成につなげる等町内最大のみかん産地である集落の活性化を目指している。 ・また、イノシシの檻の設置や網罟実技講習を行い、集落ぐるみで鳥獣害防止対策にも取り組んでいる。			
主な効果	・認定農業者が育成され、後継者を育成する取り組みも充実してきている。 ・最近では、集落協定には位置づけていないが、みかんストレートジュースの研究を地元工場と連携しながら実施している等、前向きな取り組み効果が出てきている。 ○ 認定農業者の育成 目標 2名 実績 2名 ○ 新規就農者の育成 目標 1名 実績 0名 ○ 学校教育との連携 目標 1校 実績 1校(小学校5年生)			

市町村協定名	徳島県美馬市脇町 にしあおたにあく 西大谷奥協定			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
12 ha	水稲 (85a)	野菜・たばこ・そば(1,125a)		
交付金額	個人配分			50 %
147 万	共同取組活動 50 %	役員報酬費	4	%
		視察研修費・集落行事等経費・事務費	17	%
		鳥獣害対策費	19	%
		水路・農道管理費・多面的機能増進活動費	10	%
協定参加者	24名			
取組内容	・野菜、そば、大豆等については、系統出荷以外に地域内にある直売所を有効活用した。 ・また、直売所運営協議会と連携し、ふるさとまつりを行った。 ・トタン等を使用した侵入防止対策と箱わなを使用した有害捕獲対策の両面から鳥獣被害防止対策を行った。			
主な効果	・ふれあいまつりによる消費者との交流(H20.11.22そば挽き体験・獅子舞・直売パネル展示)が積極的に行われた。 ・農道・水路清掃時には非農家との連携(H20実績9名)が図られた。 ・農道の補修(2箇所 L=100m L=30m) ・直売所での加工品の販売(そば粉・梅干し)が増加した。 ・県外の直売所等を視察研修し、地域農産物の加工品開発等の参考となった。			

香川県最終評価結果書

1 実施状況の概要

(1) 交付市町村数	11	〇ち集落協定	454	個別協定	0	】
(2) 協定数	454	対象農用地面積	3193 ha	交付面積率	90%	】
(3) 交付面積	2886 ha	〇ち目別面積内訳	田 : 2,198 ha	畑 :	688 ha	】
			草地 :			】
				採草放牧地 :		】
(4) 交付金額	396043 千円	〇ち共同取組活動分 :	168703 千円	個人配分 :	227340 千円	】

2 交付金交付の効果等

項目		効果等
(1) 集落マスタープランに定めた取り組みべき事項		平成20年度末現在、香川県内においては454の集落協定が、集落マスタープランに掲げた活動計画に基づき、本制度に取り組んでいるところであり、着実な実施が見込まれるところである。 協定参加者の集落活動や農地維持管理に対する意識も高まっており、集落マスタープランの作成による効果はあったものと見込まれる。 また、要指導・助言の56協定については、中間年評価後のフォローアップ活動により21年度までに目標達成は見込まれるものと推察している。
		要指導・助言協定数 56 協定 上記のうち ・21年度までの目標達成が見込まれる協定数 56 協定 ・引き続き、指導・助言が必要な協定数
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	耕作放棄の防止等の活動	耕作放棄の防止等の活動については、454協定中、「農地法面管理」に278協定、「賃借権設定等」に192協定、「鳥獣害防止」に167協定が取り組み、8割近くの協定が、協定締結前よりも活動が活発化したとの報告がある。特に、鳥獣害防止対策については、被害面積が「なくなった」若しくは「減った」との報告が64%あり、これらの活動は農業生産活動を継続していくうえでも非常に効果的であったと推察される。 農振農用地区域への編入面積や既耕作放棄地復旧面積については大幅な増加はなかったものの、2期対策において継続実施しなかった旧協定農用地において2割程度の耕作放棄地が発生している状況を鑑みると、2886haの面積は耕作放棄地化することを未然に防止したとの観点からは非常に効果があったものと推察される。
		交付金交付面積 2886 ha 農振農用地区域への編入面積 13 ha 既耕作放棄地の復旧面積 0.4 ha
	水路・農道等の管理活動	農道・水路の管理活動については、ほぼ全ての協定において実施されているところであるが、これらの共同作業についても協定締結前よりも作業回数が増えたとの報告が75%あり、中山間地等での農業生産活動に大いに効果があるものと推察される。 300km以上の水路や道路の清掃を民間業者等に委託した場合の手間隙やコスト等を考えても、協定参加者が行う本作業は効率的であると考えられる。
		水路の管理延長 313.9 km 道路の管理延長 347.1 km
	多面的機能を増進する活動	協定全体の8割以上（368協定）が取り組む「周辺林地の下草刈り」など多面的機能を増進する活動は、農地と一体的に管理することで、農村景観の保全、災害の抑制、水源の涵養、自然生態系の保全に効果を発揮している。 8割近くの協定において、協定締結前よりも活動が盛んになっているほか協定参加者の景観等の保全に対する意識が高まっていることから、大いに効果はあったものと推察される。
		周辺林地の下草刈り 93.5 ha 都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等） 6 ha

(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	農用地等保全マップ	「農用地等保全マップ」に活動目標を記載することにより、活動すべき項目がより明確化され、実際の活動状況を鑑みると、協定参加者個々の意識付けにも大いに効果があったものと推察される。																
	A要件	本県においては、体制整備単価協定に取り組んだ集落協定は全体の3割程度と低調であるものの、各々の協定が地域特性を生かし、「生産性・収益の向上」「担い手育成」「多面的機能の発揮」に取り組んでいるところである。20年度現在、下記の数値が実績として取りまとめられているが、今後、最終年である21年度実績に向けさらに数値が増加するものと期待している。 <table><tr><td>機械・農作業の共同化</td><td>増加分（以外）</td></tr><tr><td>高付加価値型農業の実践</td><td>58 ha</td></tr><tr><td>認定農業者の育成</td><td>8 ha</td></tr><tr><td>新規就農の確保</td><td>46 人</td></tr><tr><td>担い手への農地集積（農作業の受委託を含む）</td><td>1 人</td></tr><tr><td>非農家・他集落等との連携</td><td>10 ha</td></tr><tr><td></td><td>48 戸</td></tr><tr><td></td><td>65 集落</td></tr></table>	機械・農作業の共同化	増加分（以外）	高付加価値型農業の実践	58 ha	認定農業者の育成	8 ha	新規就農の確保	46 人	担い手への農地集積（農作業の受委託を含む）	1 人	非農家・他集落等との連携	10 ha		48 戸		65 集落
	機械・農作業の共同化	増加分（以外）																
高付加価値型農業の実践	58 ha																	
認定農業者の育成	8 ha																	
新規就農の確保	46 人																	
担い手への農地集積（農作業の受委託を含む）	1 人																	
非農家・他集落等との連携	10 ha																	
	48 戸																	
	65 集落																	
B要件	本県においては、3協定がB要件に取り組んでおり、各々地域のモデル的模範協定として、高い評価を得ている。3協定のうち1つは法人化しており、1つについても特定農業団体として近々に法人化されるところである。 <table><tr><td>集落営農組織の育成</td><td>増加分</td></tr><tr><td>担い手集積化</td><td>1 ha</td></tr><tr><td></td><td>5 ha</td></tr></table>	集落営農組織の育成	増加分	担い手集積化	1 ha		5 ha											
集落営農組織の育成	増加分																	
担い手集積化	1 ha																	
	5 ha																	
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	本制度に取り組むことにより、集落内での話し合いが活発になり、集落活動に対する住民意識が変わるなど、集落機能の維持・活性化に大いに効果があったと推察されるところである。 また、周辺集落との連携も増すなど、集落を越えた地域ぐるみでの活動に効果的であったと推察される。																
	その他	本県においては、加算措置に取り組んだ協定は極めて少ないが、法人を設立しようとする協定においては本加算措置は効果的な仕組みであったと推察される。 <table><tr><td>加算措置</td><td></td></tr><tr><td>・ 規模拡大</td><td>6.6 ha</td></tr><tr><td>・ 土地利用調整</td><td>0 ha</td></tr><tr><td>・ 耕作放棄復旧</td><td>0.4 ha</td></tr><tr><td>・ 法人設立（特定農業法人）</td><td>0 法人</td></tr><tr><td>（農業生産法人）</td><td>1 法人</td></tr></table>	加算措置		・ 規模拡大	6.6 ha	・ 土地利用調整	0 ha	・ 耕作放棄復旧	0.4 ha	・ 法人設立（特定農業法人）	0 法人	（農業生産法人）	1 法人				
加算措置																		
・ 規模拡大	6.6 ha																	
・ 土地利用調整	0 ha																	
・ 耕作放棄復旧	0.4 ha																	
・ 法人設立（特定農業法人）	0 法人																	
（農業生産法人）	1 法人																	

3 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況	本制度の継続を望む声は強いが、協定参加者の高齢化はますます進行していることから、制度要件の緩和を求める声も強い。また、1期対策から2期対策に移行した際に協定内容が複雑化したことも、体制整備単価協定が伸び悩んだ一因ではないかと思われる。 また、協定違反の場合の全額遡及返還という罰則も、協定加入が伸び悩む要因の一つとして挙げられており、免責要件の拡充を望む声も多い。
(2) 交付金交付の効果等	交付金の共同取組活動費により、集落の水路・農道等が維持管理できている協定も多く、効果は極めて高いが、水田と畑の交付単価差に対する不満は多い。

4 事項毎の評価結果

事項	評価
(1) 集落マスタープランに定めた取り組みべき事項	集落マスタープランに定めた目標に向けた着実な達成という点で効果がみられたため、有用であった。ただし、この目標達成を重荷に感じていた集落協定も多かったことから、内容を簡素化するなどの修正も必要であろうと考える。
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	各集落協定毎に目標に向け着実に取り組んでおり、集落一体となって取り組むことで、集落の農業生産活動や多面的機能の維持に多大な効果をあげており、極めて有用であった。 しかし、次期対策の内容如何によっては、協定継続が困難となる恐れも危惧される。
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	体制整備単価に取り組んだ協定数は全体の3割程度であるが、各々地域の実情にあった項目を選択し、21年度の着実な実施に向けて取り組んでいるところであり、集落活動をステップアップさせた意味ではこの取組効果は高く、有用であった。
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化 本制度の実施により、集落内の活動が盛んになるなど集落機能が活性化したという点での効果は高く、極めて有用であった。 ただし、農家の高齢化と人口の減少は進行しており、現在の活動を継続させていくためには、周辺集落協定との統合等、組織体制の見直しも検討していく必要があると思われる。
	その他

5 総合評価結果

総合評価	評価区分
本制度は、農業生産活動や耕作放棄の防止、地域の活性化に多大な効果をあげており、おおむね評価できる。 ただし、今後さらに高齢化の進行が予想されることから、集落の維持・管理に向けた制度の見直しも必要でないかと考える。	B

6 その他（特徴的な取組事例）

本県の1集落当たりの平均耕地面積は11.4haで、全国平均(34.2ha)に対し33%しかないため、1集落毎で営農集団を運営していくためには経営面積や構成員数が少なく、効率化・低コスト化のメリットが得難い状況にある。

そのため、三木町の小蓑集落協定や三豊市財田の北地7協定のように周辺集落協定と連携し営農集団を立ち上げるパターンや、東かがわ市別惣・柞協定のように複数の集落により1つの協定を設立し営農集団を立ち上げるパターンなどにより、自律的かつ継続的な農業生産活動に取り組む協定が見られる。

集落営農組織を立ち上げている集落協定の例

	市町名	協定名	協定面積(ha)	構成員	連携協定	備考
複数の協定により集落営農組織が設立されているパターン	三木町	小蓑	18.8 (22.5)	48 (65)	小蓑下所	平成16年に任意組織「山南営農組合」を設立
	三豊市	北地7	9.2 (19.6)	29 (56)	北地8	北地営農組合を設立
複数の集落が統合し協定として集落営農組織が設立されているパターン	東かがわ市	別惣・柞	20.2	31		別惣集落と柞(ほうそう)集落により構成。平成19年に任意組織「小海西部営農集団」を設立。
	綾川町	四歩市上下	12.7	21		四歩市上集落と四歩市下集落により構成。平成18年に農業生産法人「あぐり四歩市」を設立
1集落1協定により集落営農が設立されているパターン	高松市	天神	11.4	26		平成12年に任意組織「天神農業生産組合」として設立。平成18年に特定農業団体「アグリ天神」にステップアップ

欄のカッコ書き部分は、連携協定との計

愛媛県最終評価結果書

1 実施状況の概要

(1) 交付市町村数	18								
(2) 協定数	1,089	【うち集落協定	1,086	個別協定	3	】			
(3) 交付面積	16,142 ha	【対象農用地面積	21,117 ha	交付面積率	76%	】			
		【地目別面積内訳	田：3,469 ha	畑：12,633 ha					
			草地：0 ha	採草放牧地：40 ha					
(4) 交付金額	1,966,107 千円	【うち共同取組活動分：1,019,425 千円		個人配分分：946,682 千円					

2 交付金交付の効果等

項目		効果等
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		県内の全ての集落協定において、5年間の活動計画に沿った取組みが着実に実行されており、集落が目指す将来像に向かってステップアップが図られている。中間年評価時点で「要指導・助言」となった1協定については、計画を見直し取組みを進めており21年度までの目標達成が見込まれている。 また、マスタープランの作成を通じて、参加者全員で集落の将来像とその実現に向けた話し合い活動の活発化によって、参加者の「農業生産活動の継続」に対する意識の向上も図られている。
		要指導・助言協定数 1 協定 上記のうち ・21年度までの目標達成が見込まれる協定数 1 協定 ・引き続き、指導・助言が必要な協定数 0 協定
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	耕作放棄の防止等の活動	本県においても耕作放棄地の増加が大きな問題となっているが、本制度の実施により県中山間地域経営耕地面積の64%にあたる16,142haの農地において農業生産活動が継続され、耕作放棄地の発生を防止することができている。先に実施した制度の中間年評価のアンケートでは、この制度がなければ、制度実施農地のうち3,000haを超える農地が耕作放棄地化していたという結果も出ており、耕作放棄の発生抑止に大きな効果を発揮している。 また、鳥獣被害対策についても参加協定の半数以上の556協定において、集落の共同活動として電気柵や防鳥ネットなどの鳥獣被害対策に取組んでおり、県内の鳥獣被害対策推進に寄与している。 さらに、制度を活用した既耕作放棄地復旧の取組みも一部で行なわれているほか、制度活用のため新たに農振農用地区域にした農地も187haある。
		交付金交付面積 16,142 ha 農振農用地区域への編入面積 187 ha 既耕作放棄地の復旧面積 1.9 ha
	水路・農道等の管理活動	制度により本県の1,417kmの水路と3,015kmの農道等が適正に維持管理されている。また、約8割の協定で制度締結以降、草刈・泥上げ等の農道・水路の維持管理活動が活発化し活動回数が増加している。 さらに、交付金を活用して農道・水路の補修が行なわれるとともに、農作業の効率化のための農道の拡幅等の整備も行なわれている。
		水路の管理延長 1,417 km 道路の管理延長 3,015 km

	多面的機能を増進する活動	本制度を活用して、県内の694協定で周辺林地の下草刈が行なわれ、鳥獣被害、病害虫被害の軽減が図られるとともに、景観作物の作付けには400協定が取り組み、農村景観の保全に効果を上げている。「堆きゅう肥の施肥」や「魚類・昆虫類の保護」といった自然生態系の保全に資する活動についても、多くの協定で取り組みが進められているほか、市民農園や棚田オーナー制度等の取り組みも行なわれている。 本県では、制度の義務付け以上に、積極的に数多くの多面的機能の増進活動に取り組む協定が多く、中山間地域の多面的機能の維持向上に貢献している。																					
		<table><tr><td>周辺林地の下草刈</td><td>124</td><td>ha</td></tr><tr><td>都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等）</td><td>0.8</td><td>ha</td></tr></table>	周辺林地の下草刈	124	ha	都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等）	0.8	ha															
周辺林地の下草刈	124	ha																					
都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等）	0.8	ha																					
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	農用地等保全マップ	農地保全マップの作成により、協定農用地内の農道、水路の計画的な改修、鳥獣被害防止への積極的な取り組みが進められ、集落の営農環境が向上した。保全マップに則して計画的に活動することで、参加者の意識統一が図れ、漠然と話し合われていたことが明確になったことで作業の優先順位が決まり、効率的に活動できるようになった。																					
	A 要件	体制整備 A 要件を選択した429協定では、集落の農業生産活動の継続に繋がる様々な取り組みを積極的に実施し成果を上げている。 機械・農作業の共同化の取り組みにより、機械や施設の更新が難しい小規模・高齢農家の負担が軽減されるとともに、高付加価値型農業の実践では柑橘地域を中心に新品種導入等に取り組み、制度開始時に比べ実施面積が2.5倍（215ha増）となり農業所得の向上に繋がっている。 また、認定農業者が347人増加するとともに、46名の新規就農者を確保し、担い手への農地集積も制度開始時の2.3倍（121ha増）になるなど、担い手の育成に効果を発揮している。 さらに、279協定で学校教育機関や非農家・他集落と連携した自然生態系保全や地域の環境美化活動等を推進し、地域の多面的機能の維持・向上が図られている。																					
		<table><tr><td>機械・農作業の共同化</td><td>113</td><td>ha</td></tr><tr><td>高付加価値型農業の実践</td><td>215</td><td>ha</td></tr><tr><td>認定農業者の育成</td><td>347</td><td>人</td></tr><tr><td>新規就農の確保</td><td>46</td><td>人</td></tr><tr><td>担い手への農地集積（農作業の受委託を含む）</td><td>121</td><td>ha</td></tr><tr><td>非農家・他集落等との連携</td><td>1,174</td><td>戸</td></tr><tr><td></td><td>73</td><td>集落</td></tr></table>	機械・農作業の共同化	113	ha	高付加価値型農業の実践	215	ha	認定農業者の育成	347	人	新規就農の確保	46	人	担い手への農地集積（農作業の受委託を含む）	121	ha	非農家・他集落等との連携	1,174	戸		73	集落
	機械・農作業の共同化	113	ha																				
高付加価値型農業の実践	215	ha																					
認定農業者の育成	347	人																					
新規就農の確保	46	人																					
担い手への農地集積（農作業の受委託を含む）	121	ha																					
非農家・他集落等との連携	1,174	戸																					
	73	集落																					
	B 要件	体制整備 B 要件を選択した3集落では、集落を基礎とした営農組織を立ち上げ、集落が将来にわたり農業生産活動を継続していける体制を整備することができた。																					
		<table><tr><td>集落営農組織の育成</td><td>10</td><td>ha</td></tr><tr><td>担い手集積化</td><td>0</td><td>ha</td></tr></table>	集落営農組織の育成	10	ha	担い手集積化	0	ha															
集落営農組織の育成	10	ha																					
担い手集積化	0	ha																					

(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	本制度を契機に 8 割の協定で集落の将来や活動に関する話し合いが活発化し、集落活動に対する住民意識が高まった。 また、共同活動を推進する中で、高齢者や女性の活動が活発化するとともに、地域の非農家との交流・連携も進んでおり、伝統文化の継承や環境美化活動の推進などの地域をあげた取組みも始まるなど、集落の活性化に高い効果を発揮している。								
	その他	本制度によって 3 協定が 1.9 h a の耕作放棄地を復旧している（うち加算対象が 2 協定、0.9 h a ）ほか、自主的な取組みとして、耕作放棄地を復旧して景観作物を栽培したり学童の体験農園を行なう協定もあり、地域の耕作放棄地解消に貢献している。 また、制度に参加する集落を基礎として 3 法人が設立され（加算対象は 2 法人）、集落が将来にわたり農業生産活動を継続していける体制を整備することができた。								
		加算措置 ・ 規模拡大 ・ 土地利用調整 ・ 耕作放棄復旧 ・ 法人設立（特定農業法人） （農業生産法人） <table><tr><td>0</td><td>ha</td></tr><tr><td>0</td><td>ha</td></tr><tr><td>0.9</td><td>ha</td></tr><tr><td>2</td><td>法人</td></tr><tr><td>0</td><td>法人</td></tr></table>	0	ha	0	ha	0.9	ha	2	法人
0	ha									
0	ha									
0.9	ha									
2	法人									
0	法人									

3 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況を踏まえた課題 （ 制度の条件等についての課題）	中山間地域では高齢化が一層進展しており、集落の農業生産活動継続のためには、担い手の確保が急務である。このため、他の施策とも連携しながら、ＵＩＪターンや定年帰農、他業種からの農業参入等による新たな担い手の確保を一層促進する制度とする必要がある。 また、農地を途切れなく耕作していくためには、担い手に引き継いでいくまでの間の高齢者の営農活動の継続が不可欠であるが、制度の厳しい返還規定により多数の高齢者が継続参加に消極的になっている状況があるため、高齢者が不安なく参加できる制度に見直すことも必要である。 さらに、畑（樹園地）の単価については、参加者に傾斜による生産コスト差を的確に反映していないとの不満が多い。単価設定根拠を明らかにし、コスト差を的確に反映していることを説明する必要がある。
(2) 交付金交付の効果等を踏まえた課題 （ 活動実施に関する課題）	制度推進による営農意識の高まりによって、各協定自からの発案による様々な営農継続のための取組みが行なわれるようになったが、協定が自らの力で農道拡幅整備等を実施しようとしても、対象農地面積の一部減少を伴う場合は交付金返還となるため、制度期間中は実施を見送らざるを得ないというような事案が数市町で発生しており協定の意欲を削いでいる。このため、農業振興上有意義な事案については返還の免除ができるような見直しが必要である。 また、集落の農業生産活動継続に効果が高い体制整備活動を行なう協定が増える一方で、維持管理等の基礎的な活動に留まっている協定も数多く存在する。一因として取組み要件等が複雑で参加者の理解が進まないことが挙げられている。体制整備活動への誘引のため制度要件や手続きの簡素化が必要である。 さらに、加算措置については、「単価が安い」、「実施したいが実現見込みが立ちにくい」等の理由から活用を見送る協定もあり、有効な誘引方策になりえていない。単価の増額や達成できた場合に加算金を交付する（できなくても返還が発生しない。）などのチャレンジ精神をかきたてるような見直しが必要である。

4 事項毎の評価結果

事項		評価
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		マスタープランの作成を通じ、参加者全員で集落の将来像に向かっての取組みを話し合い、共通認識のもとで各年毎に設定した目標に取組めたことが、全協定で21年度までに目標の達成が見込まれる結果に繋がっている。 集落の営農意識の向上や農業生産活動の継続に向けた、協定の新たな活動の契機にもなっており、マスタープランの導入は有用であった。
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項		農業生産活動等として取り組むべき事項の実施により16,142haの農地において農業生産活動が継続され、耕作放棄地の発生が防止されるとともに、1,417kmの水路、3,015kmの農道等が適切に維持管理されているほか、鳥獣害防止対策の推進や国土保全機能、自然生態系保全などの多面的機能の維持にも効果を発揮しており有用であった。
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項		体制整備として取り組むべき事項で定められた農地保全マップの実践により、各協定において計画的に水路・農道等の補修や鳥獣被害対策が行なわれ、営農環境が向上するとともに、A・Bの要件から選択した各協定の様々な取組みによって、農業生産活動の生産性・収益の向上や認定農業者、集落営農組織等の担い手が育成されるなどの幅広い成果が得られ、集落の農業生産活動の継続に向けて有用であった。 しかしながら、体制整備活動を行なっている協定は全体の4割程度であり、より多くの協定での実施が望まれるところである。
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	本制度の共同活動に取り組む中で、集落内の話し合い活動が活発化するとともに、農業者相互間はもちろん地域住民との連携も図られるようになった。さらに、伝統芸能の継承や環境美化といった地域活動もはじまるなど、小規模・高齢化集落が多く、集落機能維持が懸念される中山間地域の集落機能の活性化に有用であった。
	その他	加算措置を活用して、農業振興に有益な耕作放棄復旧や法人設立活動を各2協定が実施しており、有用性は認められるものの、全体数に比べれば実施は僅かであり、また、加算措置を活用せず、放棄復旧や法人設立を行った協定もあることを考え併せると、現行の加算措置制度の誘引力については疑問が残る。

5 総合評価結果

総合評価	評価区分
中山間地域では過疎・高齢化が一層進展し大変厳しい情勢にあるが、本制度の実施により、多数の中山間地域集落において、農業生産活動が継続され、耕作放棄地の発生防止はもとより、国土保全や農村景観等の多面的機能の増進が図られ、また、共同活動を通じて育まれる参加者の交流や連携は、営農活動を超えた地域活動にも広がり、地域・集落の活性化にも大きな効果をもたらしていることから、非常に有用な制度であると評価できる。 このため、本制度の目的とする、「中山間地域の農業生産活動の継続による国土の多面的機能の維持」のためには、制度の継続が必要である。 しかしながら、高齢化が一層進展する中、制度が今後とも効果を発揮し続けるためには、他施策とも連携して担い手不足を解消することが急務である。 また、集落の農業生産活動継続に効果が高い体制整備活動への取組み率の更なる向上を図る見直しや、誘引力が低い加算措置の見直しが必要である。	B

6 その他（特徴的な取組事例）
 （１）宇和島市 迫目（はざめ）協定

協定面積	田(100%)	畑	草地	採草放牧地
16.3 ha	水稻・大豆			
交付金額	個人配分	46 %		
353 万円	共同取組活動 54 %	集落営農組合所有の共同機械償還金	51 %	
		その他事務費	3 %	
			%	
			%	
協定参加者	農業者：34人、農事組合法人はざめ			
取組内容	【法人設立による耕作放棄地の解消】 兼業化が進行し、農地の保全に危機感を覚えたことから「農事組合法人はざめ」を平成19年に設立し、この組合設立により地域農業の担い手が明確となった。このことにより、今では協定外農地を含む23haで水稻の作業受託や大豆栽培における大型機械の共同利用を実施しており、協定外農用地で存在していた耕作放棄地も解消できた。 また、当集落は急傾斜地が多いことから畦畔が広く、管理する農家にとって草刈りは時間的にも労力的にも大きな負担となっていたことから、集落をあげて雑草の発生を抑制するセンチスピードグラス（被覆植物）を植えて農家負担の軽減を推進した。その結果、農家の労力と時間に余裕ができ、景観作物の手入れや集落の環境美化活動に取り組むことができるようになり、集落は美しい景観を有するようになった。			
主な効果	○ 特定農業法人の設立 【「農事組合法人 はざめ」の設立】 ○ 集落での大型機械の共同利用による効率化・低コスト化 【目標：13ha H20実績：水稻8ha、大豆6ha】 ○ 担い手への利用集積 【目標：5ha H20実績：13.6ha（利用権設定12ha・農作業受委託1.6ha）】 ○ 景観作物の作付け 【レンゲ 5ha】			

（２）内子町 五十崎北浦（いかざき きたうら）協定

協定面積	田(45%)	畑(55%)	草地	採草放牧地
8.1 ha	水稻	果樹（栗）	-	-
交付金額	個人配分	50 %		
125 万円	共同取組活動 50 %	農道、水路維持管理費	30 %	
		有害鳥獣対策等	20 %	
			%	
			%	
協定参加者	農業者15人 教育機関 1機関			
取組内容	【農業体験・交流による棚田保全】 五十崎北浦集落は高齢化と過疎化が進み、農地も急な山腹斜面にあるため農業環境は厳しい状況にあるが、日本の棚田百選にも選ばれた『泉谷棚田』に代表される、美しい農村景観が集落住民の努力により保持されている。 しかし集落は、新たな棚田保全の方法を模索すべく、イベント（自然浴ツアー、棚田オーナー制度）や地域の小学校と連携した体験農園を開催し、都市住民との交流を図るとともに、体験を通して集落の将来を担う子供たちに農業の大切さや農村集落のすばらしさを感じてもらう活動に取り組んでいる。 さらに、農地をまもる思いは営農活動も活発にしており、機械・作業の共同利用に取り組むとともに、認定農業者の育成に集落を挙げて活動しており、5名の認定農業者を育成している。			
主な効果	○ 機械・農作業の共同化（耕起） 【目標：0.9ha H20実績：0.2ha（H21実績：0.9ha実施済）】 ○ 学校教育と連携した体験農園の開設 【H20実績：田植20名、稲刈20名】 ○ 認定農業者の育成・確保 【目標：5名 H20実績：5名】 ○ 都市住民との交流による地域の活性化 ・ 棚田オーナー制度 【H20実績：オーナー数15組、作業参加延人数200名】 ・ 内子自然浴ツアー【H20実績：参加人数 70名】			

(3) 四国中央市 中野 (なかの) 協定

協定面積	11 ha	田(2%)	畑(98%)	草地	採草放牧地
交付金額	128 万円	水稻	茶 あじさい 山菜		
		個人配分			50 %
		共同取組活動	水路・農道等の維持管理費		20 %
		50 %	景観作物の維持管理費		20 %
			鳥獣害防止対策費		10 %
					%
協定参加者		農業者 18 人 非農業者 1 人 学校教育機関 寺内地区婦人会 新宮郵便局			
取組内容		【「あじさいの里」づくりと地域資源の活用】 中野集落は旧新宮村の山間にあり豊かな自然に育まれてはいるが、狭く急峻な農地がほとんどである。そのため、機械化による大規模農業に取り組むことが困難であったことから、昭和 50 年代から農地の荒廃が目立つようになっていた。 こうした中、幹線道路沿いに植えられた 2 千株から出発した「あじさいの里」づくりは、非農家を含む集落住民グループにより荒廃農地に順次植栽が続けられ、今日では地域住民主体が当制度交付金を利用して維持管理やイベントの運営等を行い、シーズン中は 5 万人が訪れる観光名所となり、景観の維持が集落の活性化につながることを示す優良事例となっている。 また、多くの人々が集落を訪れることは農業の活性化にも良い影響を与え、山菜を中心とした加工品の製造・販売や、取り組みが難しいとされているお茶の無農薬栽培を実施している。こうした農業の活性化は担い手の育成にもつながっており、山間地域では確保が難しい新規就農者をこの 4 年間で 2 人も確保している。			
主な効果		○ アジサイの管理における非対象農家との連携 【目標：5 人 H20 実績：5 人】 ○ 高付加価値型農業の実践（茶、山菜） 【目標：0.5 ha H20 実績：0.5 ha】 ○ 新規就農者の確保 【目標：3 人 H20 実績：2 人】 ○ 学校教育等との連携による体験農園の開設（茶摘み） 【H18 実績：小学校全校生徒 10 名】			

高知県最終評価結果書

1 実施状況の概要

(1) 交付市町村数	31								
(2) 協定数	790	【うち集落協定	784	個別協定	6	】			
(3) 交付面積	7,080 ha	対象農用地面積	9,973 ha	交付面積率	71%	】			
		【地目別面積内訳	田 :	5,041 ha	畑 :	1,879 ha	】		
			草地 :	14 ha	採草放牧地 :	147 ha	】		
(4) 交付金額	993,338 千円	【うち共同取組活動分 :	450,419 千円	個人配分分 :	542,919 千円	】			

2 交付金交付の効果等

項目		効果等
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		中間年評価に引き続き、指導・助言が必要な協定が1協定あるが、それ以外の協定では、「集落マスタープラン」を作成するなかで、集落全体で農業生産活動を行うという意識が芽生えた。また、5年間の具体的な活動計画に沿い、集落の目標とする将来像に向けて計画的に活動を行うことができた。
		要指導・助言協定数 20 協定 上記のうち ・21年度までの目標達成が見込まれる協定数 19 協定 ・引き続き、指導・助言が必要な協定数 1 協定
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	耕作放棄の防止等の活動	集落全体で鳥獣害対策に取り組むことで、被害面積が減少した。また、共同作業を通し農地を守ろうとの意識が高まり、死亡や病気により耕作ができなくなった農地の引き受け手の確保が迅速に行われるといった効果が見られた。 集落協定へのアンケートでは、「制度に取り組んでいなければ耕作放棄されていた」と約9割の協定が回答しており、集落全体で農用地を管理することで耕作放棄の防止に繋がった。
		交付金交付面積 7,080[45] ha 農振農用地区域への編入面積 219 ha 既耕作放棄地の復旧面積 2 ha
	水路・農道等の管理活動	協定締結前と比較し、水路・農道等管理活動の回数が増加し、施設の延命化が図られた。また、市町村の対応に頼ることなく自主的に補修を行う集落も見られた。 共同で水路・農道を管理することで、労力の軽減と維持経費の削減が図られ、生産意欲の向上に繋がった。
		水路の管理延長 1,749[0.6] km 道路の管理延長 2,149[3.8] km
	多面的機能を増進する活動	周辺林地の下草刈りや景観作物の作付等を行うことで、景観の保全が図られた。また、地元の牛糞堆肥を利用した施肥を行い、自然生態系の保全に努める協定も見られた。 集落協定へのアンケートでは、約9割の協定が、「協定締結による活動は、土砂崩壊などの災害の抑制に効果がある」と回答している。
		周辺林地の下草刈り 153[0.6] ha 都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等） 1 ha

(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	農用地等保全マップ	農用地等保全マップを作成することで、集落の全体像をつかむことができ、鳥獣害対策を効率的に実施できた。 また、守るべき農用地を明確にすることで、農地法面、水路・農道等の補修や改良が計画的に行われた。															
	A要件	機械・農作業の共同化によりコストが削減されたことや、高付加価値型農業の実践及び地場産農産物の加工・販売に取り組むことで所得向上が図られ、農業生産活動への意欲向上に効果があった。 認定農業者の育成と新規就農の確保については、集落で担い手を育成していく意識が生まれた。また、担い手への農地の集積・農作業の受委託は農地の維持管理の強化に繋がった。 非農家・他集落との連携や学校教育との連携により、営農体験を通じた交流が深まったことで地域が活性化した。															
		<table><tr><td>機械・農作業の共同化</td><td>増加分 (以外)</td></tr><tr><td>高付加価値型農業の実践</td><td>323 ha</td></tr><tr><td>認定農業者の育成</td><td>45 ha</td></tr><tr><td>新規就農の確保</td><td>195 人</td></tr><tr><td>担い手への農地集積 (農作業の受委託を含む)</td><td>41 人</td></tr><tr><td>非農家・他集落等との連携</td><td>81 ha</td></tr><tr><td>・ 非農家</td><td>1, 216 人</td></tr><tr><td>・ 集落数</td><td>54 集落</td></tr></table>	機械・農作業の共同化	増加分 (以外)	高付加価値型農業の実践	323 ha	認定農業者の育成	45 ha	新規就農の確保	195 人	担い手への農地集積 (農作業の受委託を含む)	41 人	非農家・他集落等との連携	81 ha	・ 非農家	1, 216 人	・ 集落数
	機械・農作業の共同化	増加分 (以外)															
高付加価値型農業の実践	323 ha																
認定農業者の育成	45 ha																
新規就農の確保	195 人																
担い手への農地集積 (農作業の受委託を含む)	41 人																
非農家・他集落等との連携	81 ha																
・ 非農家	1, 216 人																
・ 集落数	54 集落																
B要件	本県では、B要件 (「担い手集積化」) の取り組みは1協定のみである。当該協定は、協定年度途中での取り組みで、当初から約11haの取組面積があったが、目標面積を12haと設定し、改めて協定に位置付けたことで、より一層の担い手集積への意思統一が図られた。																
	<table><tr><td>集落営農組織の育成</td><td>ha</td></tr><tr><td>担い手集積化</td><td>純増0 [実績11] ha</td></tr></table>	集落営農組織の育成	ha	担い手集積化	純増0 [実績11] ha												
集落営農組織の育成	ha																
担い手集積化	純増0 [実績11] ha																
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	協定締結を契機に話し合いが活発に行われるようになり、その結果、住民との繋がりが深まり、集落活動に対する意識が高まった。話し合いの活発化に伴い、農作業の共同化の取組が始まったり、景観作物の作付による集落の景観保全が図られた。また、地場産農産物の加工・販売に取り組むことで、高齢者や女性の活動への参加と意欲向上が見られた。															
	その他	協定締結後は、個々での農地の管理から集落全体で農地を守っていくという考え方に意識が変わってきており、集落の農地の管理について意思統一が図られ、担い手への農地集積や作業委託への取り組みが始まった。 また、多くの集落が機械・農作業の共同化に取り組み、集落営農組織を設立するきっかけとなった。															
		<table><tr><td>加算措置</td><td></td></tr><tr><td>・ 規模拡大</td><td>1 ha</td></tr><tr><td>・ 土地利用調整</td><td>0 ha</td></tr><tr><td>・ 耕作放棄復旧</td><td>1 ha</td></tr><tr><td>・ 法人設立 (特定農業法人)</td><td>0 法人</td></tr><tr><td>(農業生産法人)</td><td>0 法人</td></tr></table>	加算措置		・ 規模拡大	1 ha	・ 土地利用調整	0 ha	・ 耕作放棄復旧	1 ha	・ 法人設立 (特定農業法人)	0 法人	(農業生産法人)	0 法人			
加算措置																	
・ 規模拡大	1 ha																
・ 土地利用調整	0 ha																
・ 耕作放棄復旧	1 ha																
・ 法人設立 (特定農業法人)	0 法人																
(農業生産法人)	0 法人																

3 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況	本県では、急傾斜地に狭あいな田や畑が多数点在しており、「1ha以上の一団の農用地の確保」が困難な場合が多い。耕作放棄地の発生を防止する観点から「市町村長が必要と認める場合には、傾斜要件を満たさない農用地も含めて一団の農用地とする」といった要件の緩和を検討する必要がある。
(2) 交付金交付の効果等	高齢化が進行する中で「5年間以上の継続活動」に不安を感じ、協定を締結できない集落があるため、活動期間の弾力的な運用を図る必要がある。また、協定違反の交付金の遡及返還については、「違反対象農用地に限定すること」や「自己施工の農道および協定参加農家の墓地・分家住宅等の整備は免責事由とすること」等を検討し、地域の実態に応じた活動しやすい制度に改善する必要がある。

4 事項毎の評価結果

事項	評価
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項	中間年評価に引き続き、指導・助言を要する協定が1協定あるが、それ以外の中間年評価で「要指導・助言」となった19協定については、市町村やJA等関係機関が連携し指導したことで、目標達成が見込まれる。 集落の将来像を明確にし目標の達成に向けて集落全体で活動に取り組むことで、着実なステップアップを図ることができたため、有用であった。
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	従来から個々で行ってきた水路・農道・農用地の管理を、協定を締結し、集落全体で管理活動をすることで、効率化が図られた。また、集落協定へのアンケートでも耕作放棄の防止や多面的機能の発揮に効果があると約9割の協定が回答している。農業生産活動に対する意識の向上もみられることから、有用であった。
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	農用地等保全マップの作成や、農業生産活動の体制整備に向けた、より積極的な活動に取り組む中で、所得の向上や農地の維持管理体制の強化が図られた。また、集落の非農家や他集落との連携が深まり、将来にわたって農業生産活動を持続していく体制が整い始めたため、有用であった。
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化 協定を締結することで、個々での活動から、女性や高齢者を含む、集落全体での将来像の実現に向けた活動に移行したことで、住民同士の繋がりがより強くなり、集落機能の活性化が見られたため、有用であった。
	その他 機械・農作業の共同化等に取り組むことで、集落全体で農業生産活動を行い、農地を守っていこうという意識が生まれ、集落営農組織設立へのきっかけにもなったため、非常に有用であった。

5 総合評価結果

総合評価	評価区分
中山間地域等直接支払制度は、耕地面積の約 80 %を中山間地域が占める本県では、中山間地域の農業生産活動を下支えする大変重要な制度であると認識している。本制度には、耕作放棄地の発生を防止し農地を保全する効果に加え、交付金による経済的な波及効果や、集落営農の組織化に向けて「きっかけ」になるといった大きな意義があり、評価できる。 本県の約 9 割の市町村が平成 22 年度以降も制度が継続することを要望しているが、中山間地域で、農業生産活動を維持し、耕作放棄の発生を防止していくには、「5 年間以上の継続活動」の弾力的な運用、「交付金の遡及返還」の免責事由の拡大、「1 ha 以上の団地」の要件の緩和、「米の生産調整」との関連付けを廃止する等の改善を検討し、地域の実態に応じた活動しやすい制度にする必要がある。	B

6 その他（特徴的な取組事例）

○家族ぐるみでの取り組み（高知県奈半利町 大原・西ノ平（なはりちょう おおはら・にしひら）） 地元の小学校と連携し、共同で景観作物の植栽を行うほか、マラソン大会時の交通整理などの学校行事にも参加している。婦人部がナスの漬け物を加工・販売するといった家族ぐるみで集落の活性化に取り組み、町内量販店で販売することで所得向上にも繋がっている。また、認定農業者の育成の目標人数 1 人に対し、実績では 3 人が認定農業者となっている。 ○立割フレンドパークの取り組み（高知県土佐町 立割（とさちょう たてわり）） 農業集落かつ自治集落として地域づくりを農業から取り組んでいる。集落の構成員それぞれが役割を担い、地域を盛り上げる活動に取り組んでいる。 集落での担い手育成や減農薬栽培による高付加価値型農業に取り組むほか、花の植栽等で地域の景観向上を図ったり、他集落と連携し、夏祭り等の場に農産物を展示・出品して減農薬栽培農産物を広報する活動を行っている。 ○酒米栽培で集落の活性化（高知県の町 柿藪上（いのちょう かきやぶかみ）） 高付加価値型農業への取り組みとして酒米を栽培し、所得の向上が図られた。地元酒造会社へ酒米を出荷することにより、県内の旅館業者青年部と酒米を通じた農作業体験や借上農地での農作業の実施の交流が行われようとしている。 また、農泊体験による都市住民との交流を行うほか、地元小学校との連携による田植え、草刈等による農業生産活動を通じて、食育の推進を図る取り組みを行っている。

福岡県最終評価結果書

1 実施状況の概要

(1) 交付市町村数	35								
(2) 協定数	696	うち集落協定	687	個別協定	9	】			
(3) 交付面積	6618 ha	対象農用地面積	7721 ha	交付面積率	86%	】			
		【地目別面積内訳	田 :	3135 ha	畑 :	3483 ha	】		
			草地 :	0 ha	採草放牧地 :	0 ha	】		
(4) 交付金額	859913 千円	うち共同取組活動分 :	460102 千円	個人配分分 :	399812 千円	】			

2 交付金交付の効果等

項目		効果等
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		目標を掲げることで計画的に取り組むべき活動が実施でき、話合うことで集落を守ろうという意識が高まった。要指導・助言協定数はあったものの、その全ての協定で21年度までの目標達成が見込まれる。
		要指導・助言協定数 64 協定 上記のうち ・21年度までの目標達成が見込まれる協定数 64 協定 ・引き続き、指導・助言が必要な協定数 0 協定
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	耕作放棄の防止等の活動	本制度による耕作放棄地の増加を防止する効果は、中間年評価の結果からも98%と非常に高い評価である。取組内容の多くは獣害対策や除草作業であり、交付金交付面積全体において耕作放棄地を生み出さない結果となっている。既耕作放棄地の復旧面積、農振農用地区域への編入は僅かな数値ながら、より積極的に耕作放棄地の拡大防止が行われている。
		交付金交付面積 6,618【17】 ha 農振農用地区域への編入面積 42 ha 既耕作放棄地の復旧面積 5.3 ha 【】は個別協定で内数
	水路・農道等の管理活動	作業計画に沿って水路、道路の適正な管理が行われた。中間年評価の結果からも、協定締結前より活動の回数は増加しており、農地への導線を維持する事で農業生産活動を高める効果や共同管理という意識付けができた。
		水路の管理延長 712【0.2】 km 道路の管理延長 1,017【0.1】 km 【】は個別協定で内数
	多面的機能を増進する活動	周辺林地の下草刈りによって、農用地や農業用施設に被害が及ぶのを防いでいる。又、都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等）を通じて、農業・農村の持つ多面的機能を外部へ効果的に発信する事ができた。
		周辺林地の下草刈り 120 ha 都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等） 22 ha

(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	農用地等保全マップ	共同で維持管理すべき水路、農道等を地図で明確化したことにより、水路、道路の改修、整備や鳥獣害防止対策を練る上で効果的に行えるようになった。																										
	A要件	機械・農作業の共同化を行うことにより、低コスト化や農作業への負担減となっている。又、担い手への農地集積を行うことは集落内での計画的かつ有効的な農地利用が行える効果が確認できる。非農家・他集落との連携により農村の技術や生活の理解促進につながった。高付加価値型農業の実践により、収益向上への道筋をつける事ができた。退職者等をターゲットにアンテナをたてて前向きに新規就農者を確保したり、集落内で担い手不足が懸念される中、貴重な担い手を確保できた。																										
		<table><tr><td>機械・農作業の共同化</td><td>増加分（</td><td>以外）</td></tr><tr><td>高付加価値型農業の実践</td><td>282</td><td>ha</td></tr><tr><td>認定農業者の育成</td><td>55</td><td>ha</td></tr><tr><td>新規就農の確保</td><td>120</td><td>人</td></tr><tr><td>担い手への農地集積（農作業の受委託を含む）</td><td>14</td><td>人</td></tr><tr><td>非農家・他集落等との連携</td><td>114</td><td>ha</td></tr><tr><td>・非農家</td><td>546</td><td>戸</td></tr><tr><td>・集落数</td><td>114</td><td>集落</td></tr><tr><td>・非対象農家</td><td>13人、その他</td><td>6団体</td></tr></table>	機械・農作業の共同化	増加分（	以外）	高付加価値型農業の実践	282	ha	認定農業者の育成	55	ha	新規就農の確保	120	人	担い手への農地集積（農作業の受委託を含む）	14	人	非農家・他集落等との連携	114	ha	・非農家	546	戸	・集落数	114	集落	・非対象農家	13人、その他
	機械・農作業の共同化	増加分（	以外）																									
高付加価値型農業の実践	282	ha																										
認定農業者の育成	55	ha																										
新規就農の確保	120	人																										
担い手への農地集積（農作業の受委託を含む）	14	人																										
非農家・他集落等との連携	114	ha																										
・非農家	546	戸																										
・集落数	114	集落																										
・非対象農家	13人、その他	6団体																										
B要件	集落営農組織が設立され生産性の向上や付加価値の高い農業生産が行われている。担い手集積化に体制整備の効果も上がっている。																											
	<table><tr><td>集落営農組織の育成</td><td>増加分</td></tr><tr><td>担い手集積化</td><td>56</td><td>ha</td></tr><tr><td></td><td>14</td><td>ha</td></tr></table>	集落営農組織の育成	増加分	担い手集積化	56	ha		14	ha																			
集落営農組織の育成	増加分																											
担い手集積化	56	ha																										
	14	ha																										
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	地域内での活発な会話が生まれ、地域の活性化や高齢者や女性の活動意欲が向上した。又、定期的に共同作業を行うことで集落内の連帯感が増した。																										
	その他	規模拡大を行い大規模経営を目指す意欲ある農業者の活動が他の集落への利用権設定や農作業委託の促進効果にもなっている。また耕作放棄地の防止拡大や集落機能の活性化にも非常に大きな効果を与えている。																										
		<table><tr><td>加算措置</td><td></td></tr><tr><td>・ 規模拡大</td><td>13【2】</td><td>ha</td></tr><tr><td>・ 土地利用調整</td><td>33</td><td>ha</td></tr><tr><td>・ 耕作放棄復旧</td><td>6</td><td>ha</td></tr><tr><td>・ 法人設立（特定農業法人）</td><td>0</td><td>法人</td></tr><tr><td>（農業生産法人）</td><td>0</td><td>法人</td></tr></table> 【 】は個別協定で内数	加算措置		・ 規模拡大	13【2】	ha	・ 土地利用調整	33	ha	・ 耕作放棄復旧	6	ha	・ 法人設立（特定農業法人）	0	法人	（農業生産法人）	0	法人									
加算措置																												
・ 規模拡大	13【2】	ha																										
・ 土地利用調整	33	ha																										
・ 耕作放棄復旧	6	ha																										
・ 法人設立（特定農業法人）	0	法人																										
（農業生産法人）	0	法人																										

3 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況	「制度の見直し」についてのアンケートを集落に対して行ったところ、「事務の簡素化」を望む集落が最も多く56%、「畑緩傾斜要件の緩和」が29%、「分かり易い制度」が28%という結果になった。市町村の意見の中には、上記に対する課題が見られる。交付事務については、「事務的な書類作成・整理等の負担」や「事務処理・会計処理が複雑すぎる」等、集落内の数名の役員達に過大な負担がかかっている状況にあり、事業継続が危ぶまれている。対象農用地については「高齢化・後継者不足が深刻化するにつれ、今後中山間事業に加入する面積・構成員ともに減り、農地の選別がいやが応でも進んでいる中で、将来農地として存続する事が難しい急傾斜地の単価が高く、若い担い手が耕作している緩傾斜地の単価が低い、若しくは支給対象外になっている。又、現在の傾斜要件では、農家が規模拡大で意欲的に山林を切り開き造成しても傾斜不足により、本制度に取り組めない」等の現実がある。又、「中山間地という現状は変わらないのに、集落全体で農地を管理している中で、補助対象農地とならない農地があるため不平等ではないのか」「緩傾斜地でも立地条件が悪く作業効率が非常に悪いところもあり、交付基準について見直すべきだ」等傾斜要件に対しても課題がある。現在の制度は「難解な部分があり理解が十分に及ばない。」「高齢者で構成されている集落が多いため、対象農地や活動内容についてもよりわかりやすくシンプル化を望む」「対象農用地については、複雑な地形が多く傾斜を算定しにくい。」「傾斜や連担の要件が複雑である」「目的と効果を明確化し、効果に応じた対価としての交付金額の設定が必要でないか」との意見が有り、分かり易い制度を望む声が多い。
(2) 交付金交付の効果等	「制度の見直し」についてのアンケートを集落に対して行ったところ、「共同取組活動費の使途自由化」を望む集落が54%、「5年間の継続の緩和」が35%という結果になった。市町村の意見としても「農業以外の用途でも、ある程度使用可能であれば、集落の結束力を高める効果が期待できる」「もう少し使途を広げると更なる効果が期待できる」等共同取組活動費の使途については課題が残る。「5年間の継続」については、「5年間継続という縛りがあるため、無理をして農地を管理している農家も多く、今後も事業が継続した際に協定の締結が困難な集落がある」「高齢化が進む中、高齢者でも継続できるような指導内容が望まれる」「協定参加者の高齢化により、今以上の活動については厳しい」「返還等のペナルティが厳しすぎる」「高齢化による今後の取組への不安」という意見があり、現制度のままでは継続に対する困難性が見られる。その他「高齢者のみの協定では集落マスタープラン等を作成するのは難しい」「高齢者が多く、数年先も農地を維持管理していく上では、後継者の育成などを含めた総合的な取組をしていく必要がある」等今後は高齢化による担い手不足の解消が課題となってくる。

4 事項毎の評価結果

事項	評価
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項	5年間の目標をたて、その目標に向かって活動する事で、集落のより一層のまとまりが図れ、非常に有効であったと考える。しかし、高齢化が進む現状において10年後の将来像を描くことは非常に困難である。
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	この制度に取組んでいなければ当該協定農用地の2～3割が耕作放棄地にされたと思われるとの中間年評価のアンケート結果にある通り、耕作放棄地の防止等に効果があり大いに有効であった。
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	集落の実情に応じた取組がなされており、有用であった。農業経営は経済状況の厳しい中で、担い手や後継者の確保は非常に難しい。特に中山間地は条件不利地で集落内の高齢化も進んでおり、当初の目標達成が困難になり、協定項目を見直した集落もあった。

(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	話し合い・共同活動による集落機能の活性化・イベント等による地域の活性化など効果は非常に大きく有効であった。今後は、これらの活動を維持・発展させる為、後継者・担い手の確保が課題である。
	その他	規模拡大・土地利用調整・耕作放棄復旧に取り組んでいる集落は少なく、法人設立においては全くない。現状の耕作放棄地防止活動を行うことに手一杯で、集落協定面積が毎年増えにくい状態が続くなど、加算要件は取組にくいと評価される。

5 総合評価結果

総合評価	評価区分
福岡県内の市町村からの総合評価は、Dが1市、Bが24市町村、Aが10市町村という結果になった。全ての集落協定に共通していることは、参加者の高齢化が著しく、集落全体で農地を守りたいという意識は高まっているものの、今後の農業生産活動等の継続に対して不安が残っている。 現行対策により、段階的に単価を設定することで積極的な活動を行う集落も出てくるなど、活動に幅ができ集落毎に適した取り組みが可能となり地域の活性化にもつながっている。また、本制度により耕作放棄地の発生防止に対する効果は非常に高く、今後も制度の継続が強く望まれる。 しかし、今後の継続を考える場合には、制度の見直しや事務処理の簡素化、担い手の育成や確保が課題となっている。	B

6 その他 (特徴的な取組事例)

市町村 協定名	福岡県東峰村 板屋集落協定			
協定面積	11 ha	田	畑	草地
		水稻、野菜		採草放牧地
交付金額	228 万円	個人配分		0 %
		共同取組活動 100 %	役員報酬	11 %
			水路・農道管理費	21 %
			農薬代 (無人ヘリ・動噴防除)	22 %
			共同機械購入費	44 %
			その他	2 %
協定参加者	農業者 38名、1組合 (構成員 38名)			
取組内容	温湯消毒機による籾種の温湯消毒 無人ヘリコプターによる共同ヘリ防除並びに自走式動噴による共同防除 板屋集落営農組合と朝羽高校との棚田交流プロジェクト 粕屋西小学校・農業体験学習支援事業			
主な効果	○ 集落での機械・農作業の共同化 (目標 2ha H20実績 2ha) ○ 鳥獣被害防止対策 (ネット等の設置) ○ 学校等教育機関との連携 (H20実績高校生 7名、小学生 106名)			

市町村 協定名	福岡県添田町上津野集落協定			
協定面積	16 ha	田	畑	草地
		水稻		採草放牧地
交付金額	296 万円	個人配分		%
		共同取組活動 100 %	役員報酬	5 %
			農業生産活動体制整備等 (機械購入、田んぼ	50 %
			鳥獣害防止、水路・農道等の維持管理等	20 %
			積立費 (協同機械修繕、災害対策)	25 %
協定参加者	農業者 47人、営農組合 1組合			
取組内容	【YOU KNOW (遊農) 津野の村づくり】 集落営農組織 (上津野営農組合) が中心となり、ほ場整備後の農地を大型機械により機械・農作業を共同化。また、田んぼオーナー (棚田オーナー制度) により、都市との交流や地元中学生の農業体験。			
主な効果	ほ場や農道・水路が整備されたこと、また大型機械を導入できたことで営農組合の活動が活発になった。 田んぼオーナーや収穫祭では地域内外を問わず参加者も年々増え、地元中学生が参加することで地域住民にとっても刺激となり、さらににぎやかな取組ができています。 ○ 大型機械の共同利用による営農の効率化 (目標 1.7ha、H20実績 8ha) ○ 非農家との農業生産活動の連携 (農業体験および田んぼオーナー) (目標 5戸、H20実績 7戸、中学校30名)			

市町村 協定名	福岡県八女市納又集落協定			
協定面積	29 ha	田 (30%)	畑 (70%)	草地
		水 稻	お茶・野菜	採草放牧地
交付金額	268 万円	個人配分		50 %
		共同取組活動 50 %	役員報酬	9 %
			農道・水路管理	8 %
			集落活動	27 %
			その他	6 %
協定参加者	農業者 40 人 (納又地区外の協定参加者を含む)			
取組内容	【集落ぐるみで活性化の取組み】 年々、高齢化・過疎化が進行しており、農用地の維持管理については、耕作放棄にならないよう農作業の共同化を図りながら管理を行う。また、昔から培ってきた地域力を発揮し、または潜在的活力の掘り起こしを行うことにより、イベントや都市住民との交流等を行う。実施にあたっては、集落住民が相互に協力しあって取り組んでいく。このことによって、豊かで健康的な暮らしが営まれるような集落形成を目指す。			
主な効果	[平成 20年度までの主な効果] ○ 集落内の景観モデル地区調査 (九州大学環境デザイン学科) の実施 … 棚田の景観保存 ○ 舟久保線ほか農道整備事業 (目標 100m、H20実績 100m) ○ 用水路補修事業 (鉛管理設ほか) (目標 50m、H20実績 50m) ○ 集落活動拠点施設「俺の宮不動尊」の整備 (水道、駐車場ほか) ○ 都市住民との交流による地域の活性化の取組み ・宿泊体験、こんにゃく作り体験の実施 (参加者 20名) ・H19年 ・堂籠り体験としめ縄づく			

佐賀県最終評価結果書

1 実施状況の概要

(1) 交付市町村数	18								
(2) 協定数	531		〇ち集落協定	531			個別協定	0	】
(3) 交付面積	8,214	ha	対象農用地面積	12,139	ha		交付面積率	68%	】
			地目別面積内訳	田 :	5,942	ha	畑 :	2,273	ha】
				草地 :	0	ha	採草放牧地 :	0	ha】
(4) 交付金額	1,222,919	千円	〇ち共同取組活動分 :	613,928	千円		個人配分 :	608,991	千円】

2 交付金交付の効果等

検証項目		効果等											
(1) 集落マスタープランに定めた取り組みべき事項		中間年評価において要指導・助言協定と評価された 155 協定を含む全ての集落協定について、活動工程表に沿った取り組みが実施され、最終年度である 21 年度までに目標達成が見込まれている。また、集落マスタープラン作成により、集落の現状や課題が明確化したことで、集落の団結や目的意識の共有化が図られ、営農活動や集落機能の向上に効果があった。											
		<table><tr><td>要指導・助言協定数</td><td>155</td><td>協定</td></tr><tr><td>上記のうち</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・ 21 年度までの目標達成が見込まれる協定数</td><td>155</td><td>協定</td></tr><tr><td>・ 引き続き、指導・助言が必要な協定数</td><td>0</td><td>協定</td></tr></table>	要指導・助言協定数	155	協定	上記のうち			・ 21 年度までの目標達成が見込まれる協定数	155	協定	・ 引き続き、指導・助言が必要な協定数	0
要指導・助言協定数	155	協定											
上記のうち													
・ 21 年度までの目標達成が見込まれる協定数	155	協定											
・ 引き続き、指導・助言が必要な協定数	0	協定											
(2) 農業生産活動等として取り組みべき事項 (体制整備)	耕作放棄の防止等の活動	交付金交付面積8,214haについては、農地の適正な管理が行われるとともに、近年被害が増加しているイノシシ対策が実施され、耕作放棄地の発生防止に効果があった。また、農振農用地へ82haが編入されるなど、生産意欲向上の効果がみられた。											
		<table><tr><td>交付金交付面積</td><td>8,214</td><td>ha</td></tr><tr><td>農振農用地区域への編入面積</td><td>82</td><td>ha</td></tr><tr><td>既耕作放棄地の復旧面積</td><td>1</td><td>ha</td></tr></table>	交付金交付面積	8,214	ha	農振農用地区域への編入面積	82	ha	既耕作放棄地の復旧面積	1	ha		
	交付金交付面積	8,214	ha										
	農振農用地区域への編入面積	82	ha										
	既耕作放棄地の復旧面積	1	ha										
	水路・農道等の管理活動	水路900km 道路1278kmについては、計画的・定期的に管理が実施され、農作業を行いやすい環境が維持されたことにより、耕作放棄地の発生防止に効果があった。また、非農家を含めた共同活動により、地域・集落の活性化に繋がる効果があった。											
<table><tr><td>水路の管理延長</td><td>900</td><td>km</td></tr><tr><td>道路の管理延長</td><td>1,278</td><td>km</td></tr></table>		水路の管理延長	900	km	道路の管理延長	1,278	km						
水路の管理延長	900	km											
道路の管理延長	1,278	km											
多面的機能を増進する活動	周辺林地の下草刈り78haを実施し、農作業を行いやすい環境が維持された。また、景観作物の植栽により、良好な景観が形成されるとともに、体験農園や観光農園の整備により都市住民との交流が積極的に行われ、集落の活性化と連携強化に効果があった。												
	<table><tr><td>周辺林地の下草刈り</td><td>78</td><td>ha</td></tr><tr><td>都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等）</td><td>5</td><td>ha</td></tr></table>	周辺林地の下草刈り	78	ha	都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等）	5	ha						
周辺林地の下草刈り	78	ha											
都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等）	5	ha											

(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	農用地等保全マップ	通常単価協定地区281地区全てにおいて、農用地等保全マップが作成されている。また、作成時や年度毎の計画実行に当たっては、集落内で話し合いが活発に行われ、保全箇所の明確化とともに、保全意識の共有に効果があった。		
	A要件	生産性・収益向上・担い手育成に係る全ての項目について、協定の認定時より数値が増加しており、今後の農業生産活動の継続が期待できる。また、非農家との連携により集落内環境の保全や景観の形成などを行うことにより、地域の活性化が促進される効果があった。		
		機械・農作業の共同化 高付加価値型農業の実践 認定農業者の育成 新規就農の確保 担い手への農地集積（農作業の受委託を含む） 非農家・他集落等との連携	増加分（ 604 31 181 5 174 788 13	以外） ha ha 人 人 ha 戸 集落
	B要件	集落営農組織の育成に 9 地区、55haが取り組み、将来的な営農継続に向け体制整備されるなどの効果があった。		
		集落営農組織の育成 担い手集積化	増加分 55 0	ha ha
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	協定締結を契機に集落内での話し合いが増加した。また地域を守るための制度として非農家との連携や世代間交流が生まれるなど、地域の活性化に効果があった。		
	その他	認定農業者が利用権の設定を行い、規模拡大して農業生産活動を行うなどの効果があった。		
		加算措置 ・ 規模拡大 ・ 土地利用調整 ・ 耕作放棄復旧 ・ 法人設立（特定農業法人） （農業生産法人）	2 1 1 0 0	ha ha ha 法人 法人

3 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況	制度の対象とならなかった農地（圃場が点在しているため面積要件等で採択とならなかった農地等）や、畑地（当県ではみかんなどの樹園地が多く、交付単価が低く設定されているため取り組みが遅れている）では耕作放棄地化が進み、イノシシの被害等も拡大している。 5年間の継続実施による目標達成が必要であるが、後継者がいない高齢農業者では、5年後の継続性に不安があることから取り組みの遅れにつながっている。 中山間地域への定住促進のために、協定内農地に農業者以外が移住してくる場合も返還の対象となるなど実情に合わない点もあり、地域の実態に即した改善が必要である。
(2) 交付金交付の効果等	中山間地域等直接支払制度に取り組んだ集落では耕作放棄地の発生防止や地域の活性化等が図られたものの、採択要件等により取り組みが出来なかった地域では、耕作放棄地の発生等により営農の継続ができていないところもある。 また、制度に取り組んだ地域でも、農業従事者の高齢化や後継者不足などの課題は十分に解決できておらず、本制度が継続されないと中山間地域の持続的な発展は困難な状況にある。

4 事項毎の評価結果

事項	評価
(1) 集落マスタープランに定めた取り組みべき事項	集落の現状や課題等を踏まえた地域の将来像と、その達成に向けた活動計画を定めた「集落マスタープラン」を作成したことにより、集落全員の意識の共有化に有効であった。
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	計画的・定期的に農地や農道、水路等の管理作業が行われたことにより営農の継続が図られた。さらには、草刈りやイノシシ対策を共同で行うことにより耕作放棄地の発生防止が図られるなど大きな効果があった。 また、景観作物の作付けなどを通じた都市住民との交流が行われるなど地域の活性化に有効であった。
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	「農用地保全マップ」の作成により活動目標が明確化し、計画的に保全活動が行われた。また、機械や農作業の共同化や、機械利用組合の育成等により省力化・低コスト化が図られた。さらには、認定農業者や新規就農者の確保や、担い手への農作業受託が進むなどの体制整備に大きな効果があった。
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化 集落の農家以外も巻き込んだ話し合いを通じて地域の将来像が共有化され、地域が一体となって保全活動や、景観植物の植栽、都市住民との交流等を通じて地域（集落）の活性化に有効であった。
	その他 経営規模簿拡大や、認定農業者が土地利用件を設定して農業生産活動を行うなど、農業生産の維持に有効であった。

5 総合評価結果

総合評価	評価区分
中山間地域等直接支払制度の実施により、集落の将来像を見据えた話し合いを通じて、耕作放棄地の発生防止やイノシシ対策の実施、農地・農道・水路等の適正な維持・管理、機械・施設等の共同購入・利用等による効率化、認定農業者等の育成や農作業受託の実施、野菜や果樹の生産拡大やブランド化、景観作物の植栽等を通じた都市住民との交流などの様々な取組が促進されるなど、中山間地域や集落の活性化に大きな効果があった。 しかしながら、中山間地域の生産者の高齢化は急激に進んできており、経営規模が零細な中、急激な景気の停滞による価格の低迷や、重油や資材価格等の高騰に伴う生産コストの上昇等の影響も一段と大きく、平坦地域との格差はますます広がっている。 このような中、中山間地域における担い手の育成や農業生産の維持を通じた地域の維持・活性化を図っていくためには、引き続き中山間地域等直接支払制度を充実・強化して実施する必要がある。 また、新たな制度設計に当たっては、ブランド品づくりとPR、観光との連携等の前向きな取組や、認定農業者だけではなく地域へ兼業農家の後継者を残す取組、集落間の連携などの広域的取組などについては積極的な支援を行う仕組みにする必要がある。	A

市町村 協定名	佐賀県嬉野市西吉田集落協定			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
28.1 ha	16.1ha	12 ha		
交付金額	個人配分			40 %
438 万円	共同取組活動 60 %	農道・水路の管理費及び簡易な基盤整備費		66 %
		農業機械・施設の共同購入・利用費		27 %
		その他		7 %
				%
協定参加者	農業者 46人、西吉田機械利用組合（構成員35人）、非農業者5人			
取組内容	【機械利用組合を中心とした集落営農体制づくり】 西吉田集落では、農業従事者の高齢化や減少等により、将来における農地の保全や農道・水路等の管理体制に危機感を覚え、集落協定を締結した。 集落の取組実績は、担い手を確保して、農道の舗装や水路の補修等を行い、トラクター・コンバイン等の事故がないよう作業の安全を図った。また、機械利用組合を設立し、農業機械の共同利用による育苗、田植え、稲刈り、防除等にも取り組んだ。 今後は、機械利用組合を中心とした集落営農実現に向けて、組合員の理解と協力を求めるのが最大の課題である。			
主な効果	○ 非農家と連携し、未舗装の農道・水路の舗装化（農道：目標270m、H19実績270m）（水路：目標100m、H19実績100m） ○ 集落での農業機械の共同利用による営農の効率化・低コスト化 機械利用組合の設立（平成18年7月22日） （水稲播種：当初 0ha 目標 25ha、H19実績 3.5ha） （ " 防除： " 0ha 目標 25ha、H19実績 8.5ha） （ " 収穫： " 0ha 目標 25ha、H19実績 4.6ha）			

市町村 協定名	佐賀県太良町伊福集落協定			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
89 ha	水稲、野菜 15ha	みかん 74ha		
交付金額	個人配分			50 %
819 万円	共同取組活動 50 %	道路・水路の管理、整備費	28 %	
		農用地の管理、共同利用機械等整備	54 %	
		多面的機能増進活動・鳥獣防止対策費	6 %	
		その他（役員手当、会議・事務費など）	12 %	
協定参加者	農業者 71人、非農業者 9人			
取組内容	【機械利用組合を中心とした集落営農体制作り】 水田部門については機械利用組合を中心に機械の共同利用と農作業の共同化により集落営農体制の構築を図っている。また、果樹部門については簡易基盤整備や優良品種の導入に努め、一定の成果が出ている。また、鳥獣害防止対策としてイノシシの防護柵（電柵）の管理とともにワナを設置しイノシシの捕獲に取り組んでいる。			
主な効果	○ 機械の共同化（目標13.8ha、H20実績20ha） ○ 認定農業者の育成（目標2人、H20実績3人） ○ 鳥獣害防止対策の実施（イノシシ防護柵（電柵）の維持・管理 約17ha）			

市町村 協定名	佐賀県唐津市池原協定				
協定面積 68.4 ha	田	畑	草地	採草放牧地	
	68.4ha				
交付金額 1,406 万円	個人配分			50 %	
	共同取組活動 50 %	集落の各担当者の活動に対する経費			6 %
		集落マスタープランを実現するための活動に対する経費			8 %
		鳥獣害防止対策及び水路、農道等の維持管理等集落の共同活動に要する経費			76 %
		農用地の維持・管理活動等を行うものに対する経費			8 %
		その他の経費			2 %
協定参加者	61人				
取組内容	【イノシシ防止ワイヤーメッシュ金網の共同設置】 中山間地域等直接支払交付金及び農地・水・環境保全向上対策の両事業を活用して、イノシシ侵入防止ワイヤーメッシュ金網により農地を囲んでしまう対策を行っている。				
主な効果	金網設置時点での労力と時間はかなり費やしたが、共同での設置による地域力の強化に繋がるとともに、イノシシ被害も格段に減少し、また電気牧柵等の設置・管理・撤去作業がなくなり労力削減となった。				

長崎県最終評価結果書

1 実施状況の概要

(1) 交付市町村数	21								
(2) 協定数	905	【うち集落協定	898	個別協定	7	】			
(3) 交付面積	7,020 ha	【対象農用地面積	10,985 ha	交付面積率	64%	】			
【うち個別協定分 :	39 ha】	【地目別面積内訳	田 :	5,888 ha	畑 :	1,068 ha	】		
			草地 :		採草放牧地 :	64 ha	】		
(4) 交付金額	1,213,734 千円	【うち共同取組活動分 :	644,711 千円	個人配分分 :	569,023 千円	】			
				【うち個別協定分 :	2,000 千円	】			

2 交付金交付の効果等

項目		効果等
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項		集落マスタープランに定めた活動を実践することで、集落機能が強化され充実した活動が展開されるようになった。また、中間年評価のアンケート調査より、「住民の繋がりが深まった」(40%)、「住民の集落活動に対する住民の意識が高まった」(68%)「集落の景観が良くなった」(36%)など、地域の活性化への動きが地域の創意工夫のもと進められていることがわかる。
		要指導・助言協定数 117 協定 上記のうち ・21年度までの目標達成が見込まれる協定数 116 協定 ・引き続き、指導・助言が必要な協定数 1 協定
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	耕作放棄の防止等の活動	適切な農地法面の管理(73%)、鳥獣被害防止対策(37%)を実践しており、耕作放棄の防止が図られている。また、中間年評価のアンケート調査より、「協定前より締結前と比較して、鳥獣被害被害面積が5割以上減った」(60%)、「本制度に取組まなかった場合、5年後の耕作放棄面積が5割以上放棄される」(11%)など、本制度の効果に対して肯定的な評価を得ている。
		交付金交付面積 7,020 ha 【39ha】 農振農用地区域への編入面積 37 ha 既耕作放棄地の復旧面積 0.8 ha
	水路・農道等の管理活動	協定内の水路・道路が農業用共同施設として適切に管理されており、良好な農業環境が保たれている。
		水路の管理延長 1516 km 【1km】 道路の管理延長 1542 km 【5km】
	多面的機能を増進する活動	景観作物の作付けについては協定集落の58%が実践しており、集落に対する意識向上にもつながっている。次いで、周辺林地の下草刈り(52%)で、景観美化や病害虫の発生抑制が図られている。
		周辺林地の下草刈り 195 ha 【0.2ha】 都市農村交流(市民農園の開設、棚田オーナー制等) 1 ha

(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	農用地等保全マップ	活動計画等を記した農用地保全マップに基づいた共同活動を実践することにより、協定参加者相互の意識向上が図られ、計画的かつ円滑な取組みが行われている。																							
	A要件	集落の担い手と位置づけられている農業者を中心に機械・農作業の共同化、担い手への作業委託が進んでいる。しかし、体制整備に取組む協定は506協定（56%）であり、その他の協定については、高齢化や担い手不足により要件達成に不安を抱き基礎単価の活動となっている。																							
		<table><tr><td>機械・農作業の共同化</td><td>増加分（</td><td>以外）</td></tr><tr><td>高付加価値型農業の実践</td><td>368</td><td>ha</td></tr><tr><td>認定農業者の育成</td><td>20</td><td>ha</td></tr><tr><td>新規就農の確保</td><td>379</td><td>人</td></tr><tr><td>担い手への農地集積（農作業の受委託を含む）</td><td>23</td><td>人</td></tr><tr><td>非農家・他集落等との連携</td><td>509</td><td>ha</td></tr><tr><td></td><td>213</td><td>戸</td></tr><tr><td></td><td>11</td><td>集落</td></tr></table>	機械・農作業の共同化	増加分（	以外）	高付加価値型農業の実践	368	ha	認定農業者の育成	20	ha	新規就農の確保	379	人	担い手への農地集積（農作業の受委託を含む）	23	人	非農家・他集落等との連携	509	ha		213	戸		11
	機械・農作業の共同化	増加分（	以外）																						
高付加価値型農業の実践	368	ha																							
認定農業者の育成	20	ha																							
新規就農の確保	379	人																							
担い手への農地集積（農作業の受委託を含む）	23	人																							
非農家・他集落等との連携	509	ha																							
	213	戸																							
	11	集落																							
B要件	着実に集落営農組織が設立されており、目標面積に一部達成していない協定も見られるが、最終年度に向けて計画的に実践されている。 今後活動も意欲的に行われることが予想され、大規模農家等が活動しにくい中山間地域等においても、今後組織化が進むことが期待できる。																								
	<table><tr><td>集落営農組織の育成</td><td>増加分</td><td></td></tr><tr><td>担い手集積化</td><td>26</td><td>ha</td></tr><tr><td></td><td>0</td><td>ha</td></tr></table>	集落営農組織の育成	増加分		担い手集積化	26	ha		0	ha															
集落営農組織の育成	増加分																								
担い手集積化	26	ha																							
	0	ha																							
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	集落内外での交流活動を通じたイベントの開催、高齢化集落と青年農業者等との連携、地域を活性化するための女性部・青年部の結成など、集落毎の特色ある活動も展開されており、活動を実施することで集落の結びつきが強くなっている。																							
	その他	土地利用調整などの加算措置に対する本県の取組みが7協定が取組まれているが、一定の成果を得ている。県全体としては取組みが少ないため、制度取組み拡大に向け推進を図りたい。																							
		<table><tr><td>加算措置</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・ 規模拡大</td><td>0</td><td>ha</td></tr><tr><td>・ 土地利用調整</td><td>11</td><td>ha</td></tr><tr><td>・ 耕作放棄復旧</td><td>1</td><td>ha</td></tr><tr><td>・ 法人設立（特定農業法人）</td><td>1</td><td>法人</td></tr><tr><td>（農業生産法人）</td><td>0</td><td>法人</td></tr></table>	加算措置			・ 規模拡大	0	ha	・ 土地利用調整	11	ha	・ 耕作放棄復旧	1	ha	・ 法人設立（特定農業法人）	1	法人	（農業生産法人）	0	法人					
加算措置																									
・ 規模拡大	0	ha																							
・ 土地利用調整	11	ha																							
・ 耕作放棄復旧	1	ha																							
・ 法人設立（特定農業法人）	1	法人																							
（農業生産法人）	0	法人																							

3 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況	体制整備単価に取組んでいる協定については、一定の成果があっているものの、2期対策移行時に要件が見直され2段階に単価設定がなされたが、898協定のうち505協定（56％）は前対策の8割交付に移行している状況であり、制度開始から10年が経過し高齢化が進む中、継続的な農業生産活動を行っていくためには、取組み要件の緩和が必要である。
(2) 交付金交付の効果等	畑地を多く抱える本県にとっては、畑地の推進を図るうえで、畑地の単価が低いことや傾斜要件が厳しいことから取組みが進まない状況である。 より一層効果を上げるためには、生産条件にあったコスト差による単価見直し及び傾斜基準の要件緩和が必要である。

4 事項毎の評価結果

事項		評価
(1) 集落マスタープランに定めた取り組みべき事項		中間年評価にて、「要指導・助言」と評価された協定においても、説明会や話し合いを行い、目標達成に向けた改善策が取られており、集落マスタープランで定めた目標については、計画の遅れ等はあるものの目標達成が見込まれる。
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項		農業生産活動を通じ、耕作放棄の防止等の活動がなされている。また、多面的機能の増進活動として、景観作物の作付けを協定集落の58％が実践しており、集落に対する意識向上にもつながっている。 さらに、個別協定においても、土壌流亡に配慮した景観作物の作付け等を実践しており、多面的機能の増進に繋がっている。
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項		機械・農作業の共同化、担い手への農地集積、受委託等の取組みにより、機械経費軽減や営農労力軽減が図られている。自立적かつ継続的な農業生産活動を行うための体制整備には集落自体の努力はもとより、関係機関のサポートも必要である。
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	話し合いや共同取組み活動を通じて、集落内の結びつきが強くなってきており、中間年評価のアンケート調査からも、「住民の繋がりが深まった」（40％）、「住民の集落活動に対する住民の意識が高まった」（68％）「集落の景観が良くなった」（36％）など、地域の活性化への動きが地域の創意工夫のもと進められていることがわかる。
	その他	土地利用調整などの加算措置に対する本県の取組みが7協定が取組まれているが、県全体としては取組みが少ないため、制度取組み拡大に向け推進を図る必要がある。

5 総合評価結果

総合評価	評価区分
耕作放棄率が全国一高く、離島・半島など中山間地域等を多く抱える本県にとって本制度は、耕作放棄地発生防止・解消、多面的機能の確保など非常に効果的で必要不可欠である。 中山間地域の活性化をさらに図るためには、本制度に対するさらなる一般住民の協力や理解を得るための努力が必要である。 集落マスタープランにより活動目標が明確化したことで、前制度と比較して農業生産活動等の体制整備や集落機能の活性化に大きな効果を上げている一方で、農業者の高齢化及び担い手不足等により基礎単価取組みとした集落と大きな格差が生じている。 中山間地域の多面的機能を維持することは、下流域の都市住民をはじめとした国民の生命、財産を守るうえでも必要不可欠であるため、中山間地域の農業情勢を考慮し、課題となっている活動期間の要件緩和や取組み要件の緩和等制度内容の見直し等含めて、今後の制度継続を要望する。	B

6 その他（特徴的な取組事例）

○長崎県雲仙市吾妻町 川床集落

【消費者との交流イベント 児童体験農場、米販売を推進】

本制度を活用してイベントを開催し、会員の親睦をはじめ、消費者との交流を通じて、棚田米を主体とした地場農産物の販売に乗り出すとともに、集落内に女性部と青年部を設けて、各部会の活動を通して集落の活性化につなげる取り組みを行っている。また、地元小学校区内の4集落（本集落を含む）と小学校及び育友会が連携した、児童体験農場を設置している。



棚田まつり女性部 野菜即売



棚田まつり青年部 「ソバ打ち」



児童体験農場 稲刈り

○長崎県松浦市 田代集落

【豊かな自然と体験の里】

田代地区は松浦市の南西に位置し、山や川など自然豊で農業を中心とした地域である。松浦市では松浦体験型旅行協議会を中心として、主に修学旅行生を対象とした田植え、稲刈り等の農業体験をはじめ、味覚体験、自然活動体験をおこなっており、田代地区グリーン・ツーリズム研究会と連携した同取組をはじめ、毎年10～11月には、コスモス畑の収穫祭を開催するなど、都市住民等との交流を図っている。



「コスモス畑の収穫祭」
鑑賞会・各種農業体験など



稲刈り体験
農業を通じた都市住民との交流

熊本県評価結果書 (最終評価)

1 実施状況の概要

(1) 交付市町村数	35								
(2) 協定数	1,383	うち集落協定	1,364	個別協定	19	】			
(3) 協定締結面積	32,567 ha	対象農用地面積	40,081 ha	交付面積率	81%	】			
		地目別面積内訳	田 : 13,946 ha	畑 :	4,518 ha	】			
			草地 : 2,081 ha	採草放牧地 :	12,022 ha	】			
(4) 交付金額	2,325,667 千円	うち共同取組活動分 :	1,370,520 千円	個人配分分 :	955,148 千円	】			

2 交付金交付の効果等

検証項目		効果等											
(1) 集落マスタープランに定めた 取り組むべき事項		市町村の最終年評価では、5年間の活動計画を着実に実施することにより、耕作放棄の防止や水路・農道等の適切な維持・管理に繋がっているという効果をあげる市町村が最も多かった。実際、市町村アンケートでも、17年度からの現行対策において新たに導入された取組で有効と思うものを回答してもらったところ、6割近くの市町村で、「集落の将来に対する意識向上（集落マスタープランの作成）」をあげている。 また、共同利用機械の導入によるコスト削減や農作業委託が増加するなどの効果もあり、農業生産活動の体制整備に大きな役割を果たしている。 更に、マスタープランの策定・実践を通じて地域の話し合い活動や集落の活性化に繋がっているという複数の市町村の意見があった。 中間年評価で要指導・助言協定とされた62協定のうち、引き続き、指導・助言が必要な協定数は、1集落となっている。											
		<table><tr><td>要指導・助言協定数</td><td>62</td><td>協定</td></tr><tr><td>上記のうち</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・ 21年度までの目標達成が見込まれる協定数</td><td>61</td><td>協定</td></tr><tr><td>・ 引き続き、指導・助言が必要な協定数</td><td>1</td><td>協定</td></tr></table>		要指導・助言協定数	62	協定	上記のうち			・ 21年度までの目標達成が見込まれる協定数	61	協定	・ 引き続き、指導・助言が必要な協定数
要指導・助言協定数	62	協定											
上記のうち													
・ 21年度までの目標達成が見込まれる協定数	61	協定											
・ 引き続き、指導・助言が必要な協定数	1	協定											
耕作放棄の防 止等の活動		本県では、平成20年度までに1,383の協定が締結され、全国第2位となる32,567haにおいて本制度が取り組まれている。これらにおいては、交付金を活用した共同取組活動等を通じて、全面積において協定締結後5年間は耕作放棄地の発生が防止されており、平坦地と比べ条件が不利な中山間地域における農地の維持・保全に大きな効果を発揮している。 市町村の中間年評価や最終年評価においても、多くの市町村が耕作放棄地の発生防止に効果があったとしており、特に本県の交付面積の4割以上を占める草地及び採草放牧地について「交付金により野焼き等農地保全活動が維持できており、効果が大きい」との意見があった。 また、中間年評価に伴う集落アンケート調査結果においても、すべての市町村とほとんどの集落が、農用地の耕作放棄の未然防止に寄与したと高く評価しており、本制度により耕作放棄地を未然に防止することができた面積は、約5,700ha(協定農用地の2割弱)に及ぶと推測される。 さらに、本制度（現行対策）の実施を契機に農振農用地区域に編入された面積は307haに及んでおり、高齢化等による耕作放棄地の増加が進む中であって、制度を活用した農地の維持・保全の取組が波及していることが窺える。 「既耕作放棄地の復旧」、「限界的農地の林地化」、「自然災害を受けている農用地の復旧」については、概ね適切に取り組まれており、面積的にはわずかであるものの適切な農地の維持・保全に寄与している。 個別協定については、取組面積が150haと全体の1パーセントにも満たないものの、集落協定の締結が難しい地域において、農業生産活動等が高齢化等によって困難となった農業者の耕作放棄を未然に防止するための補完的制度として機能している。											
		<table><tr><td>交付金交付面積【うち個別協定 150h；</td><td>32,567</td><td>ha</td></tr><tr><td>農振農用地区域への編入面積</td><td>307</td><td>ha</td></tr><tr><td>既耕作放棄地の復旧面積</td><td>1</td><td>ha</td></tr></table>		交付金交付面積【うち個別協定 150h；	32,567	ha	農振農用地区域への編入面積	307	ha	既耕作放棄地の復旧面積	1	ha	
交付金交付面積【うち個別協定 150h；	32,567	ha											
農振農用地区域への編入面積	307	ha											
既耕作放棄地の復旧面積	1	ha											

(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	水路・農道等の管理活動	本制度を通じて、本県では水路2,020km 道路2,911kmについて管理活動がなされている。 また、中間年評価の集落アンケート調査結果においても、水路・農道等の活動について、協定締結前から行っていたが協定締結を契機に活発に行われるようになったとされたのが783集落(58%)、協定締結前はあまり行われていなかったが協定締結を契機に活発に行われるようになったとされたのが346集落(25%)と、合せて8割を超える集落が協定締結を契機として水路、農道等の共同作業が活発に行われるようになっている。 さらに、管理活動の回数についても、協定締結を機に1～3回増えたとされたのが816集落(60%)、4回以上増えたとされるのが251集落(18%)と、合せて約8割の集落の活動回数が増加している。 このように、これらの活動が対象農用地を維持するための水路・農道等の適切な保全管理に大きな効果を発揮している。 個別協定については、19協定のうち12協定で水路1km・農道9kmと僅かではあるが、管理活動に取り組んでおり、集落協定の締結が難しい地域において、水路・農道等の適切な管理に寄与している。	<table><tr><td>水路の管理延長【うち個別協定 1km】</td><td>2,020 km</td></tr><tr><td>道路の管理延長【うち個別協定 9km】</td><td>2,911 km</td></tr></table>	水路の管理延長【うち個別協定 1km】	2,020 km	道路の管理延長【うち個別協定 9km】	2,911 km
	水路の管理延長【うち個別協定 1km】	2,020 km					
道路の管理延長【うち個別協定 9km】	2,911 km						
多面的機能を増進する活動	中間年評価のアンケート調査では、全ての市町村と94%の集落が、「制度が多面的機能の発揮の役割を維持保全する効果があると回答している。 なお、効果が発揮されている多面的機能については、一般的に中山間地域の農用地が持つと言われている災害防止や水源涵養等の機能の維持に加え、市町村の最終年評価等では次の効果が挙げられている。 (国土保全機能) 本制度を通じて、周辺林地の下草刈りが316haで行われており、農地の荒廃防止など国土保全機能を高めることに大きく貢献している。 また、これらの活動により、鳥獣害による被害の軽減化や山村の景観維持などにも寄与している。 さらに、採草放牧地の維持・管理により、原野火災の防止、自然景観の保全等、国土保全に寄与している。 特に、本県の協定農用地の約4割を占める阿蘇地域の草地及び採草放牧地においては、これらの農用地が適切に管理されることにより、日本を代表する阿蘇の雄大な景観が保たれている。阿蘇地域の市町村の最終評価では、「本制度を通じた活動により阿蘇地域の里山風景が維持され、その豊かな景観や地域に触れることを目的に国内外から多くの観光客が来ており、観光や保健休養など多方面にわたるその効果は絶大」と非常に高い評価となっている。 (保健休養機能) 市民農園の開設や棚田オーナー制度が4haで実施されており、都市と農村の交流が活発化しており、都市住民の癒しの場となっている。 また、協定活動を通じた農地や法面、水路・農道等の保全に加え、景観形成作物の作付けが行われにより、集落周辺の農村景観の維持・向上に大きく寄与している。 (自然生態系の保全機能) 70を超える集落協定で、魚類・昆虫類の保護(ビオトープの確保)や鳥類の餌場の確保等の取り組みがおこなわれており、自然生態系の保全に寄与している。	<table><tr><td>周辺林地の下草刈り【うち個別協定 1ha】</td><td>316 ha</td></tr><tr><td>都市農村交流(市民農園の開設、棚田オーナー制等)</td><td>8 ha</td></tr></table>	周辺林地の下草刈り【うち個別協定 1ha】	316 ha	都市農村交流(市民農園の開設、棚田オーナー制等)	8 ha	
周辺林地の下草刈り【うち個別協定 1ha】	316 ha						
都市農村交流(市民農園の開設、棚田オーナー制等)	8 ha						

(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	農用地等保全マップ	農地保全マップについては、427の集落協定で取り組んでおり、中間年評価では、「優良」または「適当」とされた集落は、423集落(99%)と着実に取り組まれている。 中間年評価の市町村アンケートでは、26市町村のうち約5割(12市町村)の市町村が、農用地保全マップの作成は有効と回答している。市町村の最終年評価においても、具体的効果として、農地保全マップを作成することにより、文面では分かりにくい保全する農用地、水路、農道が明確化したこと、農地保全マップを活用することにより、これまでの活動状況を確認できることや計画的に補修できることなどが挙げられている。																
	A要件	20年度の実施状況調査では、農業生産活動等の体制整備に取り組んでいる協定は、427協定あり、そのうち、A要件に418集落協定が取り組んでいる。 機械・農作業の共同化 機械・農作業の共同化が1,740haにおいて実施されており、経費の削減や農作業の効率化に効果を発揮している。 また、機械・農作業の共同化を通じて、集落営農組織設立の気運も高まっている集落もあり、実際に集落営農組織としての機能を持つものも出てきている。 高付加価値型農業の実践 高付加価値型農業の実践に取り組んでいるのは、29協定集落。具体的には、菊池市における新規作物(古代米)の導入や水俣市の「サラたまちゃん(タマネギ)」の作付けなどに取り組んでおり、一定の効果をあげている。 認定農業者の育成 本制度を通じて238人の認定農業者が育成されており、担い手の育成に大きく寄与している。また、協定集落内における担い手の明確化にも繋がっている。 新規就農の確保 本制度を通じて、22人の中山間地域における新規就農者が確保されている。また、新規就農者にとっても集落の支援を受けやすい状況が作り出されている。 担い手への農地集積(農作業の受委託を含む) 担い手への農地集積が18ha、担い手への作業受託が380haと行われており、本制度を契機とした担い手への農地集積が進んでいる。 非農家・他集落との連携 多面的機能の発揮としての「非農家・他集落等との連携」については、263協定が取り組んでおり、連携集落172集落、非農家197戸となっている。主な活動は、景観作物の作付けや水路・農道等の維持管理などであるが、市町村アンケートでは、「集落間の交流が増え、他集落との共同取り組みが始まった」、「景観作物の作物の作付けを通じて子供会、老人会との交流が生まれてきた」などの成果も挙げられており、非農家・他集落との連携に寄与していることが覗える。 <table><tr><td>機械・農作業の共同化</td><td>増加分(以外)</td></tr><tr><td>高付加価値型農業の実践</td><td>1,139ha</td></tr><tr><td>認定農業者の育成</td><td>72ha</td></tr><tr><td>新規就農の確保</td><td>238人</td></tr><tr><td>担い手への農地集積(農作業の受委託を含む)</td><td>22人</td></tr><tr><td>非農家・他集落等との連携</td><td>230ha</td></tr><tr><td></td><td>197戸</td></tr><tr><td></td><td>65集落</td></tr></table>	機械・農作業の共同化	増加分(以外)	高付加価値型農業の実践	1,139ha	認定農業者の育成	72ha	新規就農の確保	238人	担い手への農地集積(農作業の受委託を含む)	22人	非農家・他集落等との連携	230ha		197戸		65集落
	機械・農作業の共同化	増加分(以外)																
高付加価値型農業の実践	1,139ha																	
認定農業者の育成	72ha																	
新規就農の確保	238人																	
担い手への農地集積(農作業の受委託を含む)	22人																	
非農家・他集落等との連携	230ha																	
	197戸																	
	65集落																	
B要件	集落を基礎とした営農組織の育成については、13集落協定集落で取り組んで下り、160haで農業機械の共同利用等が行われている。 担い手の集積化については、1集落協定で取り組んでおり、21年度中には目標(4.2ha)に達する見込みとなっている。 <table><tr><td>集落営農組織の育成</td><td>増加分</td></tr><tr><td>担い手集積化</td><td>134ha</td></tr><tr><td></td><td>4ha</td></tr></table>	集落営農組織の育成	増加分	担い手集積化	134ha		4ha											
集落営農組織の育成	増加分																	
担い手集積化	134ha																	
	4ha																	

(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	市町村の中間年評価や最終年評価においては、協定活動を通じた集落の話し合い活動の活発化や非農家等も巻き込んだ共同取り組み活動の実施により、集落のまとまりが深まり、集落活動が活発化したとの意見が多かった。 中間年評価のアンケート調査においても、全ての市町村と98%の集落が、「集落や地域の活動の維持・活性化を促す効果がある」と回答しており、実際に「協定締結を契機に集落の話し合い活動が活発化した」と回答した集落が約9割を占めている。 また、こうした話し合い活動を通じて、6割以上の集落が「集落活動に対する住民の意識が高まった」と回答しており、さらに、「祭りの地域活動が復活したという」意見などもあり、農業面に限らず多様な集落活動に繋がっていることが窺える。										
	その他	(加算措置) 加算措置に取り組んでいるのは、1,383協定のうち16協定(1%)と多くはない。 ・規模拡大加算については、13協定28haで取り組んでいる。 ・土地利用調整加算については、20年度現在での取り組みはない。 ・耕作放棄復旧加算については、1協定6haで取り組んでいる。なお、21年度までの達成を見込んでいる。 ・法人設立加算については、2協定で取り組んでおり21年度までの農業生産法人設立を見込んでいる。 (その他) 集落アンケートによると、交付金の共同取組活動分の支出先として、93%の集落が「主に市町村内」で費消していると回答、中山間地域における少なからぬ経済効果を及ぼしていると推測される。										
		<table><tr><td>加算措置</td><td></td></tr><tr><td>・ 規模拡大</td><td>28 ha</td></tr><tr><td>・ 土地利用調整</td><td>0 ha</td></tr><tr><td>・ 耕作放棄復旧</td><td>6 ha</td></tr><tr><td>・ 法人設立（特定農業法人）</td><td>0 法人</td></tr><tr><td>（農業生産法人）</td><td>2 法人</td></tr></table>	加算措置		・ 規模拡大	28 ha	・ 土地利用調整	0 ha	・ 耕作放棄復旧	6 ha	・ 法人設立（特定農業法人）	0 法人
加算措置												
・ 規模拡大	28 ha											
・ 土地利用調整	0 ha											
・ 耕作放棄復旧	6 ha											
・ 法人設立（特定農業法人）	0 法人											
（農業生産法人）	2 法人											

3 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況	(制度の継続) 制度に関して、市町村及び集落から最も多く寄せられたのは「制度の継続」であった。このため、県としても制度の継続を要望したい。 なお、以下、制度の継続を前提に課題・要望等を取りまとめている。 (対象地域・対象農用地の要件緩和) 中間年評価の市町村アンケート調査では、「対象地域の要件緩和」や「対象農用地の要件緩和」、集落からは「一団の農用地の要件緩和」や「傾斜条件の緩和」など、対象地域・対象農用地の要件緩和に対する意見が寄せられている。これは、対象とならない農用地が耕作放棄地となり鳥獣害のすみかになっていたり、集落内に対象者而非対象者がいるために集落活動が円滑にいかないなどの現状を踏まえてのことである。 このため、著しく条件の厳しい集落においては、傾斜に関わらず農用地の全てを対象とできるような要件を検討する必要がある。(現行制度では、耕作放棄率が要件となっているため、条件が悪くてもがんばっているところは対象とならない。) また、現行制度では、指定地域の見直しにより対象地域の指定が解除となった場合、制度の対象とならないとされている。一方、平成20年6月に農林統計上の中山間地域の地域類型が見直されていることから、特認地域のガイドラインに基づき農林統計上の中山間地域を対象としている場合は、3期対策では対象とならない地域が発生している。 このような地域では、集落内の非農家や高齢者等の活用、近隣の担い手への委託等、多様な形で新たな農村維持システムが定着しつつあり、制度が活用できない場合には、このシステムが全て崩壊することを意味しており、集落の崩壊につながりかねない状況にある。もちろん、特認の独自基準を設定することも制度的には可能であるものの、現実的には新たな基準を設け、更に条件不利地であるデータを収集・作成することは非常に困難である。 このため、2期対策で対象となっている地域については、あらかじめ特認のガイドラインに位置づけするなどの措置を講じる必要がある。 (事業期間の短縮) 中山間地域では高齢化が進展しており、2期対策の協定締結時においても、大きな課題となっていたが、5年間継続できるか」という点である。3期対策の協定締結時においても、さらに大きな課題となると思われ、例えば、5年間の協定だけでなく3年間の協定を認めるなどの柔軟性を持った制度設計の必要がある。 (地方自治体に対する財政措置) 市町村及び県の財政は非常に厳しい状況にあり、現在のように地方自治体に負担を求める制度であれば、将来的には地域によって支援に格差が生じかねない。 本制度の趣旨を鑑みると全国一律の支援水準が確保されることが望ましいことから、国と地方自治体の共同で実施するというフレームは堅持しつつ、地方自治体の負担分を全額交付税措置するなど、負担軽減措置を講じられたい。

(2) 交付金交付の効果等	(返還に係る要件の緩和) 災害等の不可抗力による農地の一部転用や公共事業用地としての農地の提供等に対しては、直接的な事情によるものでなくても、制度の目的を著しく逸脱しておらず、無秩序な土地利用とならないと判断される場合には、返還免責の対象となるよう、弾力的な運用を検討する必要がある。 さらに、高齢化が進む中、適切な農用地の維持・管理を進めるためには、協定集落の統合などの取り組みも進めていく必要があると思われるが、現行制度の規定では、一筆でも耕作放棄地を発生させた場合、協定認定時に遡りすべての交付対象面積について返還が求められる。 このため、人的体制の弱体化している地域の協定農用地を対象として協定統合を進めることは、返還のリスクが増すことにつながるため、これらの規定が協定統合の動きを阻害している要因となっている。一定以上の協定集落の統合を進めた場合には、返還に係る要件を緩和するなどの柔軟な制度設計が必要である。 (交付金の配分) 市町村からは、「集落により取組みに温度差があり、活動に熱心で交付金が不足するところもあれば、共同取組活動の使い途に苦慮しているため、もう少し柔軟に集落に対する配分ができるような制度にして欲しい」との意見や、県の第三者委員会においても「頑張ったら上乘せするような柔軟性のあるシステムにならないのか」という意見もあった。集落への配分について、市町村や地域の発想や柔軟性を活かせるようなシステムの検討が必要である。 (体制整備単価の要件緩和) 協定集落においては、「前対策のようにして欲しい」、「体制整備単価のハードルを下げて欲しい」との要望が寄せられており、県の第三者委員会では、「評価にあたっては、制度が求めているものが何なのかを重視すべき」との意見がある。交付金の基礎部分については、制度本来の目的である農業生産活動等の継続に対して支払うべきで、望ましい営農への誘導部分については、加算措置等に対応するなどの検討が必要と思われる。 (確認作業等の省力化) 市町村の事務的ミスなどにより、全体からすると僅かではあるが交付金の返納が発生している。これらの問題は、市町村の限られた人員体制のなかで、膨大な農地のデータを筆毎に管理しなければならないため生じているものと思われるが、本来、適正に確認事務等を行っていれば防げる問題でもあり、県としての指導を強化していく必要があるものと思われる。 ただ、一方で確認事務等に多大な労力を要している実態もあり、事務の簡素化や農地（地図）情報システム等を活用した確認体制を構築するなど、国レベルでの対策が必要である。
----------------------	--

4 評価結果

事項		評価
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		集落マスタープランに定めた取り組むべき事項について、「集落の5年間の活動工程表」に則して、1協定を除き全ての協定で21年度までに計画的かつ着実に目標達成が見込まれる。具体的には、中間年評価で、要助言・指導とされたは、62集落（重複を除くと49集落）であったが、そのうち引き続き、指導・助言が必要な協定については1集落あり、市町村の最終年評価では21年度までの目標達成が見込まれている。なお、土地利用調整加算について、要助言・指導となっていた集落については、市町村による助言・指導を行ってきたものの、中核的農業者の病気・死亡等により、集落の体制が一変。結果的に取り組みを断念しており、20年度中に交付金の返還の手続きを行っている。 また、マスタープランについては、集落の将来に対する意識向上、農業生産活動の体制整備、あるいは集落の活性化などにも効果をあげており、有用な仕組みとなっている。
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項		平坦地域に比べ、自然的、経済的、社会的条件において不利な中山間地域において、本交付金を活用して、適切な農業生産活動が行われており、耕作放棄の未然防止や農地の維持・保全に大きく貢献するなど、非常に有用な取り組みとなっている。 水路・農道等の管理活動については、集落の活動回数が増加し、適切な保全・管理に大きな効果を発揮し、さらに農村景観の向上にも寄与しており、非常に有用な取り組みとなっている。 多面的機能を増進する活動については、災害防止や水源涵養等の機能、国土保全機能、保健休養機能、自然生態系の保全機能の増進に寄与しており、特に都市住民が恩恵を感じられる部分でもあることから、非常に有用な取り組みとなっている。
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項		自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項については、ワンステップ上の活動として、集落保全マップの作成・実践に加え、協定集落の状況に応じた様々な取組がなされており、機械農作業の共同化によるコスト削減、高付加価値型農業の実践、さらには担い手の育成など、一定の効果をあげていると評価される。 ただし、1,364集落協定のうち427集落協定(31%)の取り組みにとどまっており、その有用性を周知するなど、今後、残りの集落協定に対する推進が必要となっている。
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	本制度により、協定活動を通じた集落の話し合い活動の活発化し、集落のまとまりが深まるとともに集落活動が活発化するなどの大きな成果をあげている。さらに、祭りなど地域の伝統文化の保存にも寄与しており、非常に有効に機能している。
	その他	加算措置については、一定の成果はあげているものの、全体からするとわずかな協定が取組むだけとなっている。これは、加算措置で求められる要件が厳しい割りに、上乘せされる単価がかならずしも十分でないという点が大きな要因と思われ、制度としては十分に機能しているとは言えない状況である。

5 総合評価

評価内容	区分
本県における中山間地域は、県土の7割を占め、農業面においても耕作面積及び農業算出額の約5割を占めるなど、本県農業を支える重要な地域である。 しかし、平坦地域に比べ、傾斜が急な農地が多いなど、生産条件が不利であり、農家1戸当たりの生産農業所得は、平坦地域の約6割に留まっている状況にある。 さらに、生活環境基盤の整備の立ち遅れや就業機会の減少等、社会的、経済的にも不利な状況下であり、若年層の流出による高齢化・過疎化の進行に伴い、地域全体の活力が衰退してきている。 また、県全域で耕作放棄された農地の過半を中山間地域が占め、経営耕地面積に対する割合では平坦地の1.6倍以上となっており、県土保全や水源涵養の多面的機能の低下はもとより、持続的な農業の発展が懸念されている。 このような状況の中、本制度については、農業生産活動等を通じた耕作放棄地の未然防止や、農地、水路、農道等の適正な維持・保全、多面的機能の増進、さらには集落活動の活性化など様々な効果を発揮しており、中山間地域においてきわめて重要な施策となっており、欠くべからざるものとなっている。 【特記事項】 本制度が、本県にとって欠くべからざる重要な施策であり、22年度以降も継続が必要であることから、評価区分をAとしている。 しかしながら、市町村の評価で最も多かったのはB評価であり、いくつかの市町村にその理由について、問い合わせた結果、「制度としては非常に評価しており継続が必要であるが、改善の余地や中山間地域の抱える課題を解決できていないため」という理由がほとんどであった。 つまり、制度としては評価しているが、中山間地域全体では様々な課題もあるのでAではなくBとした市町村が多いものと推測され、市町村の担当者の考え方に大きく左右されている可能性がある。 これは、評価の判断基準が明確でなく主観的な評価となっているため起こったことであり、実際に県の第三者委員会においても「主観的な評価は意味がない。5年間の評価と今後の課題は別にするべき。」との指摘もあった。今後は、中間年評価のように、判断基準ガイドラインを示すとともに、評価と今後の課題は別にするなどの措置を講じられたい。	A

6 その他 (特徴的な取組事例)

市町村協定名	熊本市阿蘇市 阿蘇牧野集落協定			
協定面積 4,697.9 ha	田	畑	草地	採草放牧地
			577.4ha	4,120.5ha
交付金額 5,753 万円	委員会配分			40 %
	共同取組活動 60 %	防火帯 牧道・草地更新 牧柵整備等の維持管理		30 %
		共同作業日当等		20 %
		作業機械リース 機械修理整備等経費		10 %
				%
協定参加者	647人			
取組内容	[集落内における取組] 共同利用組織の充実を図り、原野保全に向け年次計画を策定し、農地保全マップの作成により防火帯整備・牧道整備・草地更新・牧柵整備等を行い計画的に取り組んでいる。また、野焼きボランティアを活用し、都市農村交流の取り組みも行っている。			
主な効果	・草地 採草放牧地の維持管理 ・牧道 防火帯 牧柵等の整備 ・認定農業者の育成			

市町村協定名	熊本県水俣市寒川集落			
協定面積 9.32 ha	田（97.25％） 水稲	畑（2.75％） 野菜等	草地	採草放牧地
交付金額 193 万円	個人配分			50 %
	共同取組活動 50 %	・集落の各担当者の活動に関する経費（役員報酬）		6.2 %
		・河川・棚田景観作業費		11.7 %
		・水路・農道管理費		3.7 %
		・鳥獣害対策費、その他		28.4 %
協定参加者	10人			
取組内容	当初は、水路・農道の維持管理など営農活動を主とした活動であったが、水俣市久木野ふるさとセンター 愛林館と連携した耕作断念田活用やグリーンツーリズムなど活動の幅を広げながら、第2期対策まで協定協定を継続し現在に至っている。 また、寒川集落は、集落に残る技術や芸能、味、暮らしを屋根のない博物館に見立てて、そのまま展示する「村丸ごと博物館」の地域として様々な取り組みを行っている。 さらに、5月には田植えのために水を張った棚田に、約2,000本の竹のたいまつを立てて飾る「棚田のあかり」を開催するなど様々な活動を行っている。			
主な効果	○ 機械の共同利用による営農の効率化（草刈機械等の共同利用） （水路・農道の草刈り作業：制度開始当初0ha、目標0.85ha、H20実績1.1ha） ○ 都市住民との交流による地域の活性化 ・「棚田のあかり」参加者の増（（H18）10ha、-名、（H19）30ha、300名、（H20）30ha、400名）			

大分県最終評価結果書

1 実施状況の概要

(1) 交付市町村数	17								
(2) 協定数	1105	【うち集落協定	1072	個別協定	33	】			
(3) 交付面積	14653 ha	対象農用地面積	17,719 ha	交付面積率	83%	】			
		【地目別面積内訳	田：12747 ha	畑：671 ha					
			草地：379 ha	採草放牧地：857 ha					
(4) 交付金額	2,217,946 千円	【うち共同取組活動分：	1264789 千円	個人配分分：	953372 千円	】			

2 交付金交付の効果等

項目		効果等
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		・プランに沿って着実に取り組みを実施している集落が多数を占めており、将来の集落についての話し合いを行う機会が増加し、地域の農業は地域で守っていくという理念が浸透している。・予め5年間の活動プランを作成することによって、計画的な工程管理とステップアップが図られた。また、指導、助言を行う観点からも実行が容易であった。
		要指導・助言協定数 480 協定 上記のうち ・21年度までの目標達成が見込まれる協定数 469 協定 ・引き続き、指導・助言が必要な協定数 11 協定
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	耕作放棄の防止等の活動	・交付金の活用により、農地の法面管理や既耕作放棄地の復旧が行われた。・個別で対応できない農地管理は、本制度の取り組みを通じて集落協定での草刈り等により耕作放棄防止が図られた。・鳥獣被害対策として各関係機関との連携協議を行いながら、各集落においても対策活動が積極的に行われた。・協定農用地からの耕作放棄地の発生は無く、高齢農家の所有農地を協定参加者による共同作業により、草刈り、耕起等の管理体制の確立が図られた。
		交付金交付面積 14653 ha【2】 農振農用地区域への編入面積 244 ha 既耕作放棄地の復旧面積 6.1 ha
	水路・農道等の管理活動	・多くの集落協定において、農道、水路の単なる維持管理にとどまらず、年次計画での水路、農道整備が行われ、通常年1回程度の作業であったものが、年3回に増加する集落もあり、営農活動の基盤となる資源の整備が図られ大変大きな効果をもたらした。・水路、農道の維持管理に関しては、協定締結前から行われていたが、本交付金を活用し補修、改修も可能となり、農業生産活動の持続性に大きく寄与している。
		水路の管理延長 2532 km【2】 道路の管理延長 2168 km【2】
	多面的機能を増進する活動	・協定農用地の周辺は林地となっており、営農する上で鳥獣被害防止など林地の下草刈りは不可欠であり、共同取組として行われたことは、今後の農業生産活動を行ううえで効果的な取り組みとなった。また約60ha程度ではあるが、都市住民や学校教育機関等の交流により、農村の良さや農業の役割を広く認知してもらった絶好の機会となった。
		周辺林地の下草刈り 154 ha 都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等） 60 ha

(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	農用地等保全マップ	・保全マップの作成により、保全すべき農用地が集落内で共通認識されたり、鳥獣害防止対策を行う箇所、農作業を共同で行う圃場などが明確となり、計画的な取り組みが可能となった。 ・農用地等保全マップを活動要件の確認手段として有効に活用している。 ・地域内の管理施設の把握が容易となった。																							
	A要件	・農業生産活動等の体制整備としての取り組みを通じて、多くの集落営農組織の設立をはじめ、1564 ha で機械・農作業の共同化が実施され、79 ha で高付加価値農業の実践、184人の認定農業者の育成、50人の新規就農者の確保、1217 ha の担い手への農地集積等が行われており、本制度を契機とした持続的な農業生産体制の確立がされた。 ・都市住民との交流活動（棚田散策活動等）の実施や小学校の農業体験学習、大学生との各種交流事業等の取組により地域の活性化が図られた。																							
		<table><tr><td>機械・農作業の共同化</td><td>増加分（</td><td>以外）</td></tr><tr><td>高付加価値型農業の実践</td><td>1,352</td><td>ha</td></tr><tr><td>認定農業者の育成</td><td>81</td><td>ha</td></tr><tr><td>新規就農の確保</td><td>152</td><td>人</td></tr><tr><td>担い手への農地集積（農作業の受委託を含む）</td><td>39</td><td>人</td></tr><tr><td>非農家・他集落等との連携</td><td>809</td><td>ha</td></tr><tr><td></td><td>503</td><td>戸</td></tr><tr><td></td><td>50</td><td>集落</td></tr></table>	機械・農作業の共同化	増加分（	以外）	高付加価値型農業の実践	1,352	ha	認定農業者の育成	81	ha	新規就農の確保	152	人	担い手への農地集積（農作業の受委託を含む）	39	人	非農家・他集落等との連携	809	ha		503	戸		50
	機械・農作業の共同化	増加分（	以外）																						
高付加価値型農業の実践	1,352	ha																							
認定農業者の育成	81	ha																							
新規就農の確保	152	人																							
担い手への農地集積（農作業の受委託を含む）	39	人																							
非農家・他集落等との連携	809	ha																							
	503	戸																							
	50	集落																							
B要件	・法人組織及び特定農業団体など、これまでの地域農業の取り組みを発展させた組織体制が確立され、組織による機械の共同化が446 ha、組織への農地集積が235 ha 程度行われ、集落ぐるみの取り組み及び計画的な生産体制が可能となった。																								
	<table><tr><td>集落営農組織の育成</td><td>増加分</td></tr><tr><td>担い手集積化</td><td>156</td></tr><tr><td></td><td>69</td></tr></table>	集落営農組織の育成	増加分	担い手集積化	156		69																		
集落営農組織の育成	増加分																								
担い手集積化	156																								
	69																								
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	・制度での取り組みを牽引する役員会の開催、協定参加者への取り組み計画の説明・協力要請など、年間でも多くの話し合い活動が実施され、集落内の農家・非農家を問わず協力体制が確立される傾向が見受けられる。また、高齢者の生きがいがいづくり・農村女性の融和を図る観点から園芸作物の生産を開始した集落もあり、地域づくりに繋がる取り組みが行われている。 ・集落の特色ある伝統文化継承活動や小学校等の農作業体験学習の実施により、子供から高齢者までの幅広い参加が可能となったことから地域の活性化が図られた。																							
	その他	・耕作放棄地の防止活動は地域を守る活動であり、本制度の取り組みを通じて20 ha 程度が復旧されている。また、持続的な農業生産体制の確立・地域に根ざした担い手育成を図る観点から、27集落において法人が設立され、21年度までには特定農業法人の加算措置要件を達成することを目標に活動が加速されている。																							
		<table><tr><td>加算措置</td><td></td></tr><tr><td>・ 規模拡大</td><td>121</td></tr><tr><td>・ 土地利用調整</td><td>177</td></tr><tr><td>・ 耕作放棄復旧</td><td>20</td></tr><tr><td>・ 法人設立（特定農業法人）</td><td>27</td></tr><tr><td>（農業生産法人）</td><td>23</td></tr></table>	加算措置		・ 規模拡大	121	・ 土地利用調整	177	・ 耕作放棄復旧	20	・ 法人設立（特定農業法人）	27	（農業生産法人）	23											
加算措置																									
・ 規模拡大	121																								
・ 土地利用調整	177																								
・ 耕作放棄復旧	20																								
・ 法人設立（特定農業法人）	27																								
（農業生産法人）	23																								

3 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況	比較的参加人数の多い協定については、取り組める活動の幅が広く、営農組織の立ち上げや、機械導入、大規模な鳥獣害対策を実施するなどの顕著な効果が表れているものの、規模の小さい協定については協定の設定目標に対しての必要最低限の活動までしか出来てない状況もあり、今後の発展のためにも近隣集落との統合等も視野に入れていく必要がある。協定集落同士の支援体制も具体的に定めるような制度が必要である。（小規模高齢化集落支援モデル事業のような形で、一定規模以下の協定の支援規定など）
(2) 交付金交付の効果等	交付金を活用し、共同利用機械の購入や農作業受委託等が行われることによりコストの低減や農家の労働負担は軽減が図られてきてはいるが、高齢化・担い手不足の解消までには至っておらず、規模の小さい集落においては受委託のシステム作りまで及ばないところもある。今後、集落営農組織の構築と並び、新規就農加算等、新しい労働力確保のための方策が必要である。

4 事項毎の評価結果

事項		評価
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		・集落の目指すべき方向性を定めることで、具体的な活動の設定がしやすくなり、取組がスムーズになった面もあるが、体制整備の活動や必須事項でその内容を結局再掲することとなり、集落にとって分かりにくい面もあった。達成状況や評価の対象とすることが適切なのか疑問がある。年各集落の取組みとしては集落組織の構築に向けた活動が多くみられ、一定の効果があったと思われる。中間年評価において要指導助言となった集落協定については、その後の指導による協定内容の見直し等により、２１年度での達成がほぼ見込まれる。
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項		・基礎となる取組みとして耕作放棄地の発生防止は集落協定参加者の協力での草刈や耕起などが行われたり、水路農道の管理は毎年確実に実施されるなど、協定としての活動に効果が見られた。また、景観形成や林地の下草刈りなど、多面的機能の増進活動においても地域の環境美化や行事に貢献している。・都市住民、学校教育機関等、非農家との交流が促進される集落内外の住民の繋がりが生まれ、農業や農村環境に対する理解が深まり大きな成果となった。・鳥獣害対策については地域ぐるみで防護柵の設置を行い効果を発揮している。
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項		・共同利用機械の購入や共同防除等の共同作業の実施をはじめ、農地集積、農作業受委託の取組み増加に大きな効果があった。また、非農家や他集落との作業協力も行われ、連携の進んだ地区は協定の統合なども行われるなどの効果も見られた。・担い手の育成は中核となる農家を中心とする組織作りと新規就農者の確保を行っているが、一部では遅れが見られ、また、集落営農組織の育成、担い手集積化については遅れが見られる集落もあり、指導、助言を行い目標達成へ向け集落との連携を図る。
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	・集会所の設置や総会開催による集落内の意思疎通の場が形成されたことや、老人会や女性組織との協力など、集落機能の活性にも大きな影響があった。地区行事の継承や新たな集落行事の開催なども行われるなど、中山間地農業の活性のみならず、地域活性の面も大きく、広い観点から制度の継続が必要と思われる。
	その他	・加算措置に基づき、永続的な安定した農業経営をめざした担い手対策として、法人組織設立により農業生産活動の取組みが広がっており、多くの人材活用がされている。

5 総合評価結果

総合評価	評価区分
・中山間地域等直接支払制度への取組みをきっかけに、農地や水路農道などの施設の維持管理はもとより、集落営農への移行が進み、生産組織から法人組織の立ち上げまでに至った地区もあり、また、営農だけでなく、環境美化や交流、話し合いの場の増加など、非農家や他集落にも波及するような多面的機能の増進活動が行われ、集落の活性化にもつながる効果が見られた。しかし、一方では集落基盤の脆弱さから、農地や施設の維持管理で精一杯で、次の段階に進めない集落や、必要最小限の目標達成までしか出来ない地区もあり、今後もそれらの地区、さらには活動を進めた地区についても生産体制の安定にはまだ時間を要することから、さらなるフォローが必要であるが、おおむね評価できる。	B

6 その他 (特徴的な取組事例)

市町村 協定名		大分県別府市天間集落協定			
協定面積 26 ha	田	畑	草地	採草放牧地	
	水稲				
交付金額 556 万円	個人配分				0 %
	共同取組活動 100 %	役員手当・消耗品費			3 %
		水路・農道維持管理活動、猪防護柵補修費			10 %
		共同機械購入費			37 %
		農機具・猪防護柵改修費積立金			50 %
協定参加者		農業者 47人			
取組内容		集落全体を取り組むように猪防護柵を設置（18年度設置）し、農作物を鳥獣被害よりの防止を図った。 また、設置だけでなく点検、補修作業の及び周辺隣地の草刈を実施。 集落営農組織の設立により、担い手による農作業の受託、共同機械の購入を行った。 また、設置だけでなく点検、補修作業及び周辺隣地の草刈りを実施した。 集落営農組織の設立により、担い手による農作業の受託、共同機械の購入を行った。			
主な効果		猪による農作物の被害が減少したため、猪の被害により休耕田となっていた水田に作付がされた。 高額な農機具について、共同購入することにより農家の負担が減少した。 地元直売所に地元農産物の販売が増加した。 高額な農機具について、共同購入することにより農家の負担が軽減された。 地元直売所の地元農産物の販売が増加した。			

市町村 協定名	大分県由布市柚の木集落協定			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
26 ha	26			
交付金額	個人配分			41 %
543 万円	共同取組活動 59 %	共同利用機械購入費		32 %
		農道・水路整備費		7 %
		農地管理費		1 %
		多面的機能増進活動費外		19 %
協定参加者	農業者 17人、農事組合法人 1、非農業者 2			
取組内容	地域農業の担い手として、平成 18年 12月に協定参加者全員が構成員となる法人組織を設立し、農地の集積や機械の共同化を推進することにより、水稲や大豆、ソバ等の生産コストの低減や作業効率の向上が図られているほか、地域内の高齢者を雇用した野菜生産の拡大もされている。			
	同化を推進することにより、水稲や大豆、ソバ等の生産コストの低減や作業効率の向上が図られているほか、地域内の			
	高齢者を雇用した野菜生産の拡大が図られた。			
主な効果	集落内の担い手となる法人組織が設立され、農地を安心して任せられる体制が整った。また、従来の個別経営から機械			
	作業の共同化により農業の生産性が向上するとともに住民同士の繋がりが深まり、皆で集落を守ると意識が高まった。			

宮崎県最終評価結果書

1 実施状況の概要

(1) 交付市町村数	24				
(2) 協定数	449	〆ち集落協定	449	個別協定	0
(3) 交付面積	5,750 ha	対象農用地面積	6,719 ha	交付面積率	86%
		地目別面積内訳	田 : 3,644 ha	畑 :	1,965 ha
			草地 : 1 ha	採草放牧地 :	141 ha
(4) 交付金額	739,351 千円	〆ち共同取組活動分 :	426,730 千円	個人配分分 :	312,621 千円

2 交付金交付の効果等

項目	効果等
(1) 集落マスタープランに定めた 取り組むべき事項	本県の市町村の集落協定において、「集落マスタープラン」の「集落の5年間の活動行程表」に即して、21年度までに計画的かつ着実に実施されたことによる効果としては、 ・農業生産活動等として取り組むべき事項として、各集落で話し合い活動を行いながら、計画的に水路や農道の整備活動、周辺林地の整備等を行うことで、耕作放棄の発生防止とともに多面的機能の増進も可能となるなど、対象外地域に比して適切な営農活動等が可能となった。 ・自立のかつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項に取り組んだことにより、農業用機械の共同化による生産コストの低減や集落の将来を見据えた営農活動の段階的な実施が可能となり、集落によっては集落営農の組織化や新たな担い手の確保、体験農園の運営等による他集落・非農家との交流も行うことができた。 ・その他として、集落の役員はもとより協定参加者の意識が変化し、「自分達の集落は自ら守る」といった自立心が芽生えたばかりでなく、更に地域全体を巻き込んだ取組が行われるなど地域活性化にも寄与している。
	要指導・助言協定数 73協定 上記のうち ・21年度までの目標達成が見込まれる協定数 73協定 ・引き続き、指導・助言が必要な協定数 0協定

(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	耕作放棄の防止等の活動	中山間地域の農用地は、過疎化・高齢化が進行する中、生産条件の不利に加え、鳥獣被害の増加などが起因し農業生産活動の継続が危惧される状況である。このような中、平成20年度の実組状況では、ハード対策として「鳥獣被害防止対策」に321集落(約7割)、「農地の法面管理」に309集落(約7割)、「簡易な基盤整備」に109集落(約3割)が取り組まれ、ソフト対策として、耕作放棄の恐れのある農用地について、「賃借権設定・農作業の委託」を173集落(約4割)が取り組まれたことにより、耕作放棄地の発生を防止できた。 中間年評価のアンケート調査で、耕作放棄の抑制効果の問いに対し、市町村では、交付対象市町村の全市町村(24市町村)で「効果がある」若しくは「一定の効果がある」と回答している。また、同じく集落協定代表者に対しては、98%の集落協定で「効果がある」若しくは「一定の効果がある」と回答している。 同じく集落協定代表者へのアンケート調査で、「協定を締結していなかった場合、どの程度の耕作放棄がなされたか」の問いに対し、2割程度以上と回答した協定が6割であった。これを基に単純に試算すると、5年間に690haが耕作放棄されたことになり、H17年度の本県耕作放棄地面積4,685haに対して、15%にも相当するものであり、本制度による耕作放棄の防止等の効果は顕著であると推測される。 また、本交付金の導入をきっかけに農振農用地区域への編入を62.2ha行うとともに、耕作放棄地の復旧も4.1haの農用地で取り組まれ、優良農用地の確保も図られた。	<table><tr><td>交付金交付面積</td><td>5,750</td><td>ha</td></tr><tr><td>農振農用地区域への編入面積</td><td>62.2</td><td>ha</td></tr><tr><td>既耕作放棄地の復旧面積</td><td>0.3</td><td>ha</td></tr></table>	交付金交付面積	5,750	ha	農振農用地区域への編入面積	62.2	ha	既耕作放棄地の復旧面積	0.3	ha
	交付金交付面積	5,750	ha									
	農振農用地区域への編入面積	62.2	ha									
	既耕作放棄地の復旧面積	0.3	ha									
	水路・農道等の管理活動	本制度導入前は、水路・農道等の管理活動は個人管理で、十分な管理が行われていなかったが、本交付金の活用により、共同で作業を行うことにより活気が出てきて、協定参加者相互の連帯感が強まるなど、適切な維持管理が可能となり、集落によっては地域住民との連携・協力による管理活動も行われる集落も出てきた。 管理活動の内容としては、水路の泥上げ等や農道の草刈り・簡易な補修等が実施されており災害の防止効果もみられ、災害発生時は行政と協議し、速やかな対応が可能となるなど、機能維持による営農活動の継続が図られている。 また、中間年評価の集落協定代表者へのアンケート調査によると、「農地法面や水路・農道等の管理に係る共同作業の年間回数が以前より増えた集落」は、376集落(約8割)もあり、このうち約3割(95集落)が4回以上増えたことと回答しており、本交付金による効果は非常に大きいことがうかがえる。	<table><tr><td>水路の管理延長</td><td>771.7</td><td>km</td></tr><tr><td>道路の管理延長</td><td>1,159.6</td><td>km</td></tr></table>	水路の管理延長	771.7	km	道路の管理延長	1,159.6	km			
水路の管理延長	771.7	km										
道路の管理延長	1,159.6	km										
多面的機能を増進する活動	平成20年度の実組状況では、多面的機能を増進する活動として、372集落(約8割)で249haの「周辺林地の下草刈り」が行われ、132集落(3割)で「景観作物の作付け」が行われ、都市農村交流として17集落が取り組まれるなど、中山間地域が有する多面的機能の維持・増進が図られ、災害の抑制、景観の保全、自然生態系の保全、水源のかん養、伝統文化の継承等で高い効果が現れている。 また、中間年評価の市町村へのアンケート調査では、24市町村のうち、半数が「効果がある」と残り半数が「一定の効果がある」と回答している。同じく集落協定代表者へのアンケート調査によると、「効果がない」と回答した集落が15集落あるが、4割に相当する178集落で「効果がある」、残り257集落で「一定の効果がある」と回答していることから、ほとんどの集落で多面的な効果が発現している。	<table><tr><td>周辺林地の下草刈り</td><td>249.2</td><td>ha</td></tr><tr><td>都市農村交流(市民農園の開設、棚田オーナー制等)</td><td>9.8</td><td>ha</td></tr></table>	周辺林地の下草刈り	249.2	ha	都市農村交流(市民農園の開設、棚田オーナー制等)	9.8	ha				
周辺林地の下草刈り	249.2	ha										
都市農村交流(市民農園の開設、棚田オーナー制等)	9.8	ha										

(3) 自律的かつ 継続的な農業生 産活動等の体 制整備として取 り組むべき事項	農用地等保全 マップ	市町村内の集落協定において、それぞれ集落目標が設定され、農用地等保全マップが作成されることにより、保全する農用地等が明確になり、将来にわたる活動がスムーズに行えるようになった。 また、「農用地保全等マップ」の作成に伴い集落協定参加者の共同作業に対する意識が高まり、集落共通の認識として、農地の重点管理、鳥獣被害防止、水路・農道の管理箇所等を定めることで、年次計画での実施が可能となった。災害発生時には集落内で十分な協議がなされ、計画的な災害復旧も行われている状況も見受けられる。 更に「農用地等保全マップ」に即して、21年度までに計画的に取り組まれたことによって、農業生産活動等として取り組むべき事項を効率的に行うことが可能となった。																								
	A要件	平成20年度の実績状況では、体制整備への取り組みを行っている集落は353集落（約8割）あり、このうち345集落でA要件が選択されており、このうち 「機械・農作業の共同化」を実施している集落は248集落で、658haの目標に対し、397haの実績を上げている。このことにより、農機具の過剰投資を抑え、低コスト化・省力化が図られている。また、共同機械の導入から担い手やオペレータ組織による受委託への動きもみられ始めた。 「高付加価値農業の実践」を実施している集落は30集落で、47haの目標に対し、46haの実績で、ほぼ目標が達成されており高収入化が図られている。 担い手の高齢化と後継者不足が大きな課題の中、県全体で新規就農者は48人を確保する予定で、現在17人を確保しており、認定農業者の育成にあっては398人の目標に対して約7割に相当する268人を育成している。 「担い手への農地集積」に、41集落が取り組み、54ha(H17に対する純増分)の目標に対して、57haの実績をあげている。また、県の独自調査の結果、31集落で集落営農の組織化が行われ、15集落で組織化への取り組みを行っているところである。更に集落営農の法人化は3集落で行われ、8集落で法人化への取り組みを行っているところである。 多面的機能の発揮としての「非農家・他集落等との連携」には、214集落が取り組んでおり、非農家245戸、連携集落95集落となっている。活動の内容としては、景観作物の作付けや水路・農道の維持管理や共同防除が主な活動である。 <table><tr><td>機械・農作業の共同化</td><td>増加分（</td><td>以外）</td></tr><tr><td>高付加価値型農業の実践</td><td>389</td><td>ha</td></tr><tr><td>認定農業者の育成</td><td>45</td><td>ha</td></tr><tr><td>新規就農の確保</td><td>268</td><td>人</td></tr><tr><td>担い手への農地集積（農作業の受委託を含む）</td><td>17</td><td>人</td></tr><tr><td>非農家・他集落等との連携</td><td>57.2</td><td>ha</td></tr><tr><td></td><td>120</td><td>戸</td></tr><tr><td></td><td>90</td><td>集落</td></tr></table>	機械・農作業の共同化	増加分（	以外）	高付加価値型農業の実践	389	ha	認定農業者の育成	45	ha	新規就農の確保	268	人	担い手への農地集積（農作業の受委託を含む）	17	人	非農家・他集落等との連携	57.2	ha		120	戸		90	集落
	機械・農作業の共同化	増加分（	以外）																							
	高付加価値型農業の実践	389	ha																							
認定農業者の育成	45	ha																								
新規就農の確保	268	人																								
担い手への農地集積（農作業の受委託を含む）	17	人																								
非農家・他集落等との連携	57.2	ha																								
	120	戸																								
	90	集落																								
B要件	集落営農の組織化は、1集落で取り組み、面積で10haを予定しており、平成21年度には組織化が図られる予定で高齢者・兼業農業者も含めた集落営農が実現される予定である。 担い手集積化には、7集落が取り組み、目標107ha(H17に対する純増分)に対して、24haの実績をあげている状況である。 <table><tr><td>集落営農組織の育成</td><td>増加分</td></tr><tr><td>担い手集積化</td><td>0</td></tr><tr><td></td><td>24</td></tr></table>	集落営農組織の育成	増加分	担い手集積化	0		24																			
集落営農組織の育成	増加分																									
担い手集積化	0																									
	24																									

(4) その他協定 締結による活動	集落機能の活 性化	ほとんどの市町村の評価で、集落協定の締結を契機に話し合い活動が活発化して、集落に連帯感等が醸成されることにより、集落での様々な活性化が図られているとの意見が多く、本制度の効果が集落機能の活性化にも及んでいることがうかがえる。 また、中間年評価の市町村へのアンケート調査では、24市町村のうち、約6割の15市町村が「効果がある」と、残り9市町村が「一定の効果がある」と回答している。同じく集落協定代表者へのアンケート調査によると、「効果がない」と回答した集落が3集落あるものの、半数に相当する227集落で「効果がある」、残り220集落で「一定の効果がある」と回答していることから、集落機能の活性化への効果が顕著に現れている。														
	その他	本県においては、加算措置への取組は低調で、平成20年度の取組状況では、加算措置への取組を行っている集落は4集落である。このうち、「規模拡大」に2集落が1.7ha、「耕作放棄地復旧」に1集落が1.2haを取り組み、法人設立(農業生産法人)として1集落が取り組んでいる。														
		加算措置 <table> <tr> <td>・ 規模拡大</td> <td>1.7</td> <td>ha</td> </tr> <tr> <td>・ 土地利用調整</td> <td>0</td> <td>ha</td> </tr> <tr> <td>・ 耕作放棄地復旧</td> <td>1.2</td> <td>ha</td> </tr> <tr> <td>・ 法人設立(特定農業法人)</td> <td>0</td> <td>法人</td> </tr> <tr> <td> (農業生産法人)</td> <td>1</td> <td>法人</td> </tr> </table>	・ 規模拡大	1.7	ha	・ 土地利用調整	0	ha	・ 耕作放棄地復旧	1.2	ha	・ 法人設立(特定農業法人)	0	法人	(農業生産法人)	1
・ 規模拡大	1.7	ha														
・ 土地利用調整	0	ha														
・ 耕作放棄地復旧	1.2	ha														
・ 法人設立(特定農業法人)	0	法人														
(農業生産法人)	1	法人														

3 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況	本制度は、平成12年度当時に、平地地域と中山間地域の生産条件の格差是正のために創設された制度である。他方、平地地域を中心に平成19年度より農地・水・環境保全向上対策による助成が行われている。中山間地域においては両制度を適用することも可能であるが、事務手続きの簡素化と両制度を適用する集落の増加を目的として、例えば中山間地域等直接支払制度の中に併用型を創設し、申請手続きの一本化を可能とすることなどを検討する必要がある。 今後も高齢化の進行が著しく担い手が不足する中山間地域では、高齢者や兼業農業者等多様な住民が参画する集落営農を本格的に推進する必要がある。このような取組を促す制度とすべきであるが、単に平地地域の生産構造対策にシフトすることなく、中山間地域の地域特性を考慮した制度すべきである。 (ア) 中山間地域は、本制度発足時よりその地域特性から平地地域に比して鳥獣被害が多発している状況であり、農業生産活動の継続を行う上で、平地地域より鳥獣被害防止対策に関する経費が高むことが想定される。このため、集落営農組織を設立し農業生産活動等の継続を図るとした集落協定について、鳥獣被害対策を実施する面積に応じて、加算措置を講じる必要がある。 (イ) 勾配の関係で、交付を受けている農業者と農地が隣接しているが交付を受けられない農業者があり、集落内で不公平感が出てきている。このため、不公平感の是正と地域の一体感を醸成する観点から、農用地の位置関係や営農の連続性等を考慮した勾配要件の弾力的な運用を検討する必要がある。 (ウ) 中山間地域でも特に条件が悪い小規模・高齢化集落では集落の存続自体が危惧される状況であるため、一団の農用地面積及び勾配規定を撤廃することが必要である。
(2) 交付金交付の効果等	制度開始から10年が経過し、制度に取り組んでいる集落協定においても高齢化が進行している状況下で、現行制度については1期対策から要件も複雑化したことなどからハードルを高く感じている傾向にある。このため、1期対策時と同程度に制度の簡素化を行うとともに、現行制度の「自立的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項（A要件並びにB要件）」の要件緩和を行う必要がある。 平成20年度に農業者向けの各種提出書類の入力マニュアル等が作成され、事務手続きの効率化等に向けた取組が行われているが、集落にあっては以前として事務手続きが複雑であるとの意見があることから、一層の事務手続きの簡素化等を図る必要がある。 集落の共同取組活動に充てるとした交付金の使途は、農業生産活動の体制整備等に繋がるものであれば、集落の裁量によって自由に使用できたこともあって、集落活性化に寄与しているが、更なる集落活性化を促すため、使途に制限を設けず集落の裁量により自由に使用可能とすることが必要である。 現在は、「一筆でも遊休化等すれば全筆遡及返還」の厳しい要件があるが、農地転用については、その他の協定農用地に影響を与えず、集落全員の合意が得られる場合といった一定の要件を科した上で、市町村の裁量により当該農用地についての交付金のみを遡及返還することを認める必要がある。 注) 上記 ～ は、中間年評価において制度継続に否定的な集落を中心に意見が多かったところで、制度継続を望む集落や市町村からも同じ趣旨の意見が見受けられた。

4 事項毎の評価結果

事項		評価
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		本県の集落協定においては、「集落マスタープラン」の「集落の5年間の活動行程表」に即して、21年度までに全ての集落協定において、着実に目標達成が見込まれる状況である。 また、「集落マスタープラン」は地域の特性を活かした取組活動が定められており、「集落マスタープラン」の作成により集落における将来像が明確になり、集落における5年間の活動目標に向け、各年度の活動計画に沿って活動することが可能であったことから、集落活性化に大きく寄与し、有用であった。 また、中間年評価において「要指導・助言」と評価された集落協定については、集落に対して今後留意すべき活動内容等を明示し、協定参加者を集めて話し合い活動を行うことで、集落で統一した意識の醸成を図るとともに、必要に応じては、個別にヒヤリングを行って集落を指導することで、目標達成に向けた取組を促し目標達成が見込まれた。
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項		過疎化・高齢化が進行し協定農用地の維持管理も年々困難さを増す中、本交付金を活用して、地域住民と連携・協力することで、農用地等が適切に管理され、協定集落内では耕作放棄の発生を未然に防ぐことができ、その点では制度が非常に有用に作用した。その反面、一部には「耕作放棄＝交付金返還」のマイナスイメージが強く、「交付金＝農業生産活動支援」というプラスイメージが薄れていく感があったことは残念である。 また、水路・農道等の管理活動も本交付金を活用することにより、協定締結前より共同作業の回数が増えるなど、適切な管理が行われており、本制度が有用に機能している。 更に、多面的機能を増進する活動では、周辺林地の下草刈りや景観作物の作付けを中心に多様な取組が行われるなど中山間地域の多面的機能の維持・増進に大きく寄与しており、その効果は高く評価できる。
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項		本県では約8割に相当する353集落で自立かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に取り組んでおり、着実に21年度には目標達成が見込まれており、「機械・農作業の共同化」により低コスト化・省力化が期待され、「高付加価値農業の実践」により中山間地域の特性を活かした高収入化へも取り組まれているところである。 また、担い手の高齢化や後継者不足が大きな課題の中、多くの集落で新規就農者の確保や認定農業者の育成に取り組むなど、体制整備に向けた取組が着実に進められており、本制度が有用に作用している。 更に、多面的機能の持続的発揮に向けた非農家・他集落との連携による農業生産活動や多面的機能増進活動も行われ、学校教育機関等との連携による取組も行われるなど、一般住民も含めた集落活性化にも寄与しており高く評価できる。 他方、A要件の「担い手への農地集積」にあっては、協定締結面積5,750haに対して、1%程度の57haしか取り組まれておらず、B要件の「担い手集積化」も107haの取組予定であり、より積極的な推進が求められる結果となった。
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	本制度の導入により、集落に活気がでて連携・協力するようになり、話し合いの回数も増え高齢者や女性等も活動に参加し、世代間交流の取組や、伝統芸能継承への取組を行うなど、本制度が非常に有用に機能している。また、一部集落では集落営農への取組も始まるなど、今後、集落の更なる発展も期待される。
	その他	本県では、加算措置への取組は4集落で、その内容は、「規模拡大」に2集落、「耕作放棄地復旧」に1集落、法人設立(農業生産法人)に1集落が取り組んでいる状況で、取組が低調であり有用に機能しているとは言えない状況である。

5 総合評価結果

総合評価	評価区分
本制度は、農業生産条件の厳しい中山間地域等における農用地の保全、農業振興などを目的として大きな効果が認められる。本制度を実施した集落では、話し合い活動が活発化し、これまでの個人による管理活動が集落による共同管理へステップアップしている状況である。 本制度に取り組むことで、農業生産活動に必要な水路・農道等の適切な管理が行われ、集落による鳥獣被害対策の実施等により、耕作放棄地の発生を防止しているところである。 更に、多くの集落で将来のための自立的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備への取組が行われ、更に非農家・他集落との連携等、農業者以外も参画した取組も行われるなど、集落機能の活性化にも大きく寄与している状況である。 これらのことを総合的に判断すると、本制度については、おおいに評価できる。	A

6 その他 (特徴的な取組事例)

市町村 協定名	宮崎県高千穂町中川登集落協定			
協定面積	交付金額	共同取組活動	個人配分	協定参加者
34 ha	700万円	100%	0	農業者41人
取組内容	【高齢者・女性等に優しい集落営農を目指して】 平成17年度から稲作の共同機械の導入を進め、畦塗り機、コンバイン、乾燥機、ロールペーラ等を整備してきた。平成19年度には共同機械倉庫を建設し、タバコ農家を主体とした中核農家で作るオペレーター組合も設立し、受託作業を開始した。また、平成19年度には、ばあちゃんと子どもたちとのふれあい農園「案山子農園」を開設し、野菜作りに取り組んだ。平成20年度には、しいちゃん手づくりの茅葺直売所「案山子屋」も開設し、農園や集落内で生産された野菜の販売も始まった。			
主な効果	○共同機械の導入とオペレーター組織の設立により、受託作業面積が拡大、持続可能な集落営農への取組みが始まった。(目標10ha、H19実績 畦塗り9.7ha、収穫4.9ha、乾燥調整7.3ha(1,253袋)、飼料梱包 5ha(1,995個)・H20実績 畦塗り10.8ha、収穫6.2ha、乾燥調整8.2ha(1,476袋)、飼料梱包11ha(4667個)) ○集落営農の取組みにより、将来の集落営農への共通認識が広まり、集落の連帯意識が強まった。 ○高齢者や子どもたちを巻き込んだ活動が、伝統的な食の見直しや高付加価値型農業の実践、地産・地消の意識の高まり等につながり、集落の魅力の再発見や意識の変化が促された。			

市町村 協定名	宮崎県日南市(南那珂郡南郷町) 上講・中講・下講(榎原3地区共同)			
協定面積	交付金額	共同取組活動	個人配分	協定参加者
124 ha	751万円	50%	0.5	業者114人(3地区合)
取組内容	【よわら地域づくりフォーラムにおける街づくり】 地元農家10名が出資し、地元農産物直売所「よわら夢ひろば」をオープンさせ、地元高齢者を中心に柑橘・野菜等を出品することで元気を取り戻し、それに伴い遊休農地であった農地も復元される等多種にわたる効果が出てきている。 また、地域住民参加型のイベント等も年間を通じて開催し、地域住民の憩いの場及び地域における活性化の源として今後展開し、更に会社経営や販売物の内容等を再検討すると同時に、多様な商品の販売や独自の農産物や加工品等の検討を行う予定である。			
主な効果	○地元に直売所及び地区住民が集う場所が出来たことにより、地域内の世代を超えた交流をすることができた。(地元小中学校との地域プロジェクトに参加等、各種イベントの開催。) ○地元の高齢者がこれまで遊休農地だった自分の農地を復旧して、直売所に出品する野菜等を栽培し、元気を取り戻して地域内が活性化している。 ○夢ひろば直売所売上げ及び来客数 (平成20年 売上げ 3,000万円、 来客数 約30,000人)			

鹿児島県最終評価結果書

1 実施状況の概要

(1) 交付市町村数	28								
(2) 協定数	763	〆ち集落協定	762	個別協定	1	】			
(3) 交付面積	7367 ha	対象農用地面積	9,370 ha	交付面積率	1	】			
		地目別面積内訳	田 : 6,503 ha	畑 :	824 ha	】			
			草地 : 0 ha	採草放牧地 :	40 ha	】			
(4) 交付金額	759,003 千円	〆ち共同取組活動分 :	434,489 千円	個人配分分 :	324,514 千円	】			

2 交付金交付の効果等

項目		効果等												
(1) 集落マスタープランに定めた取り組みべき事項		・ マスタープランに定めた集落の現状及び問題点等を再認識し、集落での活性化策や将来のあり方等について活発な話し合い活動が行われた。蒲生町の協定では、将来像・活動目標をもとに定期的な総会や話し合いが行われ共同活動計画が作成でき、計画的に活動できる等の効果がみられている。また、大崎町の協定においても同様に、活動計画に従って効果的な取組が実施され、農用地の管理が着実に進められた等の効果がみられている。 ・ 水路、農道等の管理活動のために話し合い活動が活発化し、活動計画に基づいた取組みがなされている。												
		<table><tr><td>要指導・助言協定数</td><td>227</td><td>協定</td></tr><tr><td>上記のうち</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・ 21年度までの目標達成が見込まれる協定数</td><td>211</td><td>協定</td></tr><tr><td>・ 引き続き、指導・助言が必要な協定数</td><td>16</td><td>協定</td></tr></table>	要指導・助言協定数	227	協定	上記のうち			・ 21年度までの目標達成が見込まれる協定数	211	協定	・ 引き続き、指導・助言が必要な協定数	16	協定
	要指導・助言協定数	227	協定											
上記のうち														
・ 21年度までの目標達成が見込まれる協定数	211	協定												
・ 引き続き、指導・助言が必要な協定数	16	協定												
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	耕作放棄の防止等の活動	・ 交付面積7,367ha（対象農用地の79%）の農用地において、継続的な農業生産活動（利用権設定、共同作業、鳥獣被害対策）により、耕作放棄地の発生が防止され、多面的機能の確保が一層図れている。南さつま市では、平成20年度の耕作放棄地全体調査で市全域の平均耕作放棄地率が39%となる中で、協定農用地については、すべて耕作されており、耕作放棄地発生防止に効果がみられている。また、西之表市の深川地区棚田管理組合協定では、約1haの農地に鹿防止ネットを設置し、鳥獣被害を5割以上軽減することで、耕作放棄地の発生防止が図れている。 ・ 農振農用地区域への編入は36haあり、耕作放棄地の発生防止につながっている。また、錦江町の協定では、用排水路の管理に支障のある耕作放棄地を耕作地として復旧するなど、中山間地域における農地保全が図れている。												
		<table><tr><td>交付金交付面積</td><td>7,367</td><td>ha</td></tr><tr><td>農振農用地区域への編入面積</td><td>36</td><td>ha</td></tr><tr><td>既耕作放棄地の復旧面積</td><td>0.7</td><td>ha</td></tr></table>	交付金交付面積	7,367	ha	農振農用地区域への編入面積	36	ha	既耕作放棄地の復旧面積	0.7	ha			
	交付金交付面積	7,367	ha											
	農振農用地区域への編入面積	36	ha											
	既耕作放棄地の復旧面積	0.7	ha											
水路・農道等の管理活動	・ 共同取組活動により、定期的に管理がなされ、水路、農道等の保全が図れている。 ・ 鹿屋市上別府湧水友の会協定など未舗装農道を抱えている県内の多くの地区では、交付金を活用し、コンクリート舗装等による農道整備を行い、移動の効率化や荷傷み防止はもとより農作業の安全性の向上が図れている。 ・ 台風災害等があった場合でも行政に頼らず、交付金を活用して集落で即座に補修できるなどの効果もでている。													
	<table><tr><td>水路の管理延長</td><td>1,917</td><td>km</td></tr><tr><td>道路の管理延長</td><td>1,443</td><td>km</td></tr></table>	水路の管理延長	1,917	km	道路の管理延長	1,443	km							
水路の管理延長	1,917	km												
道路の管理延長	1,443	km												
多面的機能を増進する活動	・ レンゲや菜の花、コスモス等の景観作物の作付により、景観形成はもとより地力増進が図れている。 ・ 周辺林地の下草刈りにおいては、191haで実施され、周辺林地からの病虫害被害の軽減と農地の保全が図れている。 ・ 都市農村交流として、出水市針原南協定では、栽植したツツジを利用したウォーキング大会を、さつま町柊野協定では、ひがん花祭りを開催しており、世代間交流、女性活動の活発化につながっている。また、南さつま市では、修学旅行の受入、阿久根市では、体験農園の開設等、多面的機能を増進させるための発展的な取り組みが展開されている。													
	<table><tr><td>周辺林地の下草刈り</td><td>191</td><td>ha</td></tr><tr><td>都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等）</td><td>9</td><td>ha</td></tr></table>	周辺林地の下草刈り	191	ha	都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等）	9	ha							
周辺林地の下草刈り	191	ha												
都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等）	9	ha												

(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	農用地等保全マップ	・さつま町の協定では、農道舗装箇所や鳥獣被害防止区域を農用地保全マップに記載することで計画的な整備がなされ、また、霧島市の協定では、補修改良等の進捗状況が一目でわかるようになり取組に対する意欲向上が図れるなど、マップ作成は、将来にわたって適正に保全していく農用地等が明確になり、計画的な維持、整備活動が展開でき、農用地等の保全体制の整備に役立っている。																							
	A要件	・指宿市山川谷之口田協定では、田植機を、始良町北山下協定では、畦塗機、動力噴霧器を交付金を活用して、購入・使用するなど、農業機械購入における負担が軽減を図っている。 ・吹上町田尻集落協定では、そば部会を設立し、新たにそばを栽培し、近隣の直売所で販売するなど、県内各地の144haで高付加価値型農業の実践に取り組んでいる。 ・協定者に占める高齢者の割合が増加する中、志布志市宮下協定では、市が実施している新規就農者研修の修了者に対し、集落内の空き家利用を働きかけた結果、2世帯が定住し、集落協定に参画している。 ・指宿市森松協定では、認定農業者が新たに10人育成されるなど、県内の協定内で121人育成されている。また、担い手への農地集積については、514haの集積が図れている。 ・垂水市の牛根麓協定では、農家18戸と非農家10戸が水路・農道等の管理作業を共同で実施する等、県内の470協定で606戸の非農家との連携や114の他集落との連携が図られている。																							
		<table><tr><td>機械・農作業の共同化</td><td>増加分（</td><td>以外）</td></tr><tr><td>高付加価値型農業の実践</td><td>247</td><td>ha</td></tr><tr><td>認定農業者の育成</td><td>68</td><td>ha</td></tr><tr><td>新規就農の確保</td><td>172</td><td>人</td></tr><tr><td>担い手への農地集積（農作業の受委託を含む）</td><td>18</td><td>人</td></tr><tr><td>非農家・他集落等との連携</td><td>453</td><td>ha</td></tr><tr><td></td><td>470</td><td>戸</td></tr><tr><td></td><td>40</td><td>集落</td></tr></table>	機械・農作業の共同化	増加分（	以外）	高付加価値型農業の実践	247	ha	認定農業者の育成	68	ha	新規就農の確保	172	人	担い手への農地集積（農作業の受委託を含む）	18	人	非農家・他集落等との連携	453	ha		470	戸		40
	機械・農作業の共同化	増加分（	以外）																						
高付加価値型農業の実践	247	ha																							
認定農業者の育成	68	ha																							
新規就農の確保	172	人																							
担い手への農地集積（農作業の受委託を含む）	18	人																							
非農家・他集落等との連携	453	ha																							
	470	戸																							
	40	集落																							
B要件	・さつま町では、集落営農への取組として、農用地利用改善団体が12、農作業受委託組織が4、特定農業団体が2、組織化されるなど、県内33haで集落営農組織活動が展開されるとともに、担い手へ75haの農地が集積されている。																								
	<table><tr><td>集落営農組織の育成</td><td>増加分</td></tr><tr><td>担い手集積化</td><td>33</td></tr><tr><td></td><td>30</td></tr></table>	集落営農組織の育成	増加分	担い手集積化	33		30	<table><tr><td>ha</td></tr><tr><td>ha</td></tr></table>	ha	ha															
集落営農組織の育成	増加分																								
担い手集積化	33																								
	30																								
ha																									
ha																									
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	・協定参加者だけにとどまらず、集落全体での村おこしへの取り組み（景観作物の作付、ビオトープの確保等の活動、都市住民との交流等）がなされ、集落機能の活性化が図れている。集落協定活動は、単に協定参加者だけでなく、集落全体での村おこし活動へ発展し、集落機能の活性化が図られている。例えば、鹿屋市神野東協定では、協定集落を含めた地域全体で、「コスモス交流まつり」と題し、ウォーキング大会を開催するなど、都市住民との交流による集落機能の活性化を図っている。																							
	その他	・高齢化が進行する中、伊佐市永池協定では、前期対策から交付金を活用し、農業機械・施設の整備、農地利用集積や受託作業、米の直販を実施していたが、農業経営の合理化を構築するために、平成18年9月1日に「農事組合法人エコファーム永池」を設立し、特定農業法人に認定され、地域農業の発展を目指して活動を展開している。																							
		<table><tr><td>加算措置</td><td></td></tr><tr><td>・ 規模拡大</td><td>0</td></tr><tr><td>・ 土地利用調整</td><td>131</td></tr><tr><td>・ 耕作放棄復旧</td><td>0.7</td></tr><tr><td>・ 法人設立（特定農業法人）</td><td>1</td></tr><tr><td>（農業生産法人）</td><td>法人</td></tr></table>	加算措置		・ 規模拡大	0	・ 土地利用調整	131	・ 耕作放棄復旧	0.7	・ 法人設立（特定農業法人）	1	（農業生産法人）	法人	<table><tr><td>ha</td></tr><tr><td>ha</td></tr><tr><td>ha</td></tr><tr><td>法人</td></tr><tr><td>法人</td></tr></table>	ha	ha	ha	法人	法人					
加算措置																									
・ 規模拡大	0																								
・ 土地利用調整	131																								
・ 耕作放棄復旧	0.7																								
・ 法人設立（特定農業法人）	1																								
（農業生産法人）	法人																								
ha																									
ha																									
ha																									
法人																									
法人																									

3 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況	・ 協定集落によっては、高齢化の進行に伴い、リーダーの後継者確保や協定活動の維持への不安なども出てきている。なお、中間年評価では、協定役員の平均年齢が66歳以上となっている協定が約25%あり、高齢化の実態が浮き彫りになっている。 ・ 本県は、田よりも畑が多く、今後の畑における耕作放棄地の解消・発生防止が特に重要であり、それぞれの地域の実情に即した制度内容の見直しも必要である。 ・ 協定参加者の高齢化が進み、農地の耕作者の減少など、維持管理が困難になりつつある協定もあり、新たな農地の引き受け者の確保が必要である。 ・ 制度が継続されれば、次期対策に取組たいと意欲のある協定はみられるものの、リーダーを含め協定参加者が高齢のため5年間継続して活動できるか不安を持っており、積極的に申請できない現状もある。したがって、交付金の遡及返還の仕組み等、高齢者でも対応可能な柔軟な制度（計画は5年分作成するがやむを得ない事由が発生した場合は遡及返還なしで活動を中止できる等）への見直しが必要である。
(2) 交付金交付の効果等	・ 畑地は、水田に比べて単価が低く、また、対象となる傾斜度もきつく水田を中心とした制度になっていることから、畑地の単価や傾斜度の見直しを行い、中山間地域全体の耕作放棄地の発生防止や多面的機能の増進につながる制度とする必要がある。 ・ 協定集落に対する交付金の交付時期が年明けになっており、円滑な共同活動の実施に支障をきたしていることから、年度初め等早期の概算払い制度の仕組みが必要である。 ・ 災害時に交付金を活用して集落自ら迅速に法面や農道補修を実施しているため、結果的に市町村への負担も少なくなっている。

4 事項毎の評価結果

事項		評価
(1) 集落マスタープランに定めた取り組みべき事項		・集落マスタープランに集落の5年間の活動計画を位置づけることで、実施すべき活動が明確化され、目標達成に向けた取組が計画的に実践できている。
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項		・協定参加者が一体となった農業生産活動は、耕作放棄地の発生防止や農道・水路等の適正な管理・整備につながったことから有効である。また、景観作物の作付や周辺林地の管理等は、中山間地域の多面的機能の増進が図れ、有効である。
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項		・将来とも保全すべき農用地を明確にするマップを作成したことで農用地の保全管理はもとより、農業機械や農作業の共同化、担い手への農地集積、認定農業者の育成、集落営農組織の育成ができるなど、中山間地域の持続的な農業生産活動につながっている。
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	・集落協定締結後は、話し合い活動が活発になり、非農家との連携が図られ、地域ぐるみで地域活性化への取組が図れている。 ・体験農園や自然生態系観察など学校教育機関との連携もでき、食育や環境保全への教育的な効果もみられている。 ・都市農村交流を行った結果、都市住民から自分たちの地域の良さに改めて気づかされ、意識が変化するなど、地域活性化に効果がみられている。
	その他	・加算措置については、法人設立などの有用な項目もあるものの、耕作放棄復旧加算の単価は、実際の解消費用と乖離があり、単価の引き上げなど見直しが必要である。

5 総合評価結果

総合評価	評価区分
・本制度の実施により耕作放棄地の発生防止や農業・農村の多面的機能の維持が図られたことなどは大いに評価できる。例えば、南さつま市においては、平成20年度の耕作放棄地全体調査で市全域の平均耕作放棄地率が39%となる中で、協定農用地については、すべて耕作されており、耕作放棄地発生防止に効果があった。霧島市においては、前期からの取組と併せて本制度の導入がなければ、耕作放棄地の発生は、計り知れないものがあったと評価している。 ・協定集落においては、話し合い活動が活発になり、水路や農道等の共同管理、周辺林地等の下草払い、電気柵の設置等により協定農用地での鳥獣被害の減少、災害の抑制など一定の効果がでている。指宿市では、前期から引き続き締結した協定は、農地、水路の管理だけにとどまらず、農業機械等の共同購入、共同利用、農作業の受委託、景観作物の作付など新たな取組が行われ、農業生産性の向上や多面的機能の増進につながるなど取組が着実に進展しているとの評価している。 ・日置市の集落協定では、本制度導入により農道のコンクリート舗装を計画的に行い、移動の効率化や農作業の安全性が図れている等の評価があり、今後は、協定参加者が高齢化していく中で、農道、水路等の管理作業の省力化を図る上で、除草シートの設置等計画しており、本制度の継続を強く要望する声が聞かれている。 ・上記のように県内の各集落協定においては、本交付金を活用して、農道や水路の維持管理・補修、景観作物の作付け、田植え・稲刈り体験などの都市住民との交流、農業機械の共同利用による集落営農の展開など、様々な取組が行われている。 ・このようなことから、本制度を導入することで、中山間地域の抱える課題解消に役立ち、地域住民においては、連帯感の醸成や都市農村交流によって自分の地域の良さを再認識する機会となり、また、協定参加者の意識変化もみられてきたことから、本制度の効果は大きく、制度の継続を強く要望する。 ・一方、協定集落によっては、高齢化の進行に伴い、協定を5年間継続することを協定開始時に確約することが困難になってきているものもあり、高齢化により結果的に5年間継続して活動できなかった場合の交付金の遡及返還等の見直しなどの特例措置も必要である。 ・地域の前向きな取組を促す体制整備単価や加算措置は、集落の取組意欲を向上させ、地域活性化の取組（都市農村交流、集落営農、学校教育機関との連携等）につながったことは大いに評価できる。しかし、基礎単価の取組しかできない協定もあるため、現在の交付単価を引き下げずに次期対策につなぐ必要がある。	B

6 その他（特徴的な取組事例）

(1) 集落営農による活動

市町村協定名		鹿児島県伊佐市菱刈 永池集落 協定			
協定面積		田	畑	草地	採草放牧地
31 ha		31			
交付金額		個人配分 39 %			
352 万円		共同取組活動 61 %	共同利用機械購入 施設整備費		89 %
			その他運営費		11 %
					%
					%
協定参加者		39人			
取組内容		機械利用組合の設立を機に集落営農組合を立ち上げ、特別栽培米を全農場で進め付加価値のある伊佐米ブランドとして販売している。 一集落一農場を進め中山間交付金等を活用し、トラクター・コンバインをはじめとする農作業機械、集出荷施設の整備を行い、作業受託化を推し進め、今後集落全体を利用集積することを目標にしている。			
主な効果		米価下落や集落内作業員の高齢化など課題はあるものの、法人化による各種優遇制度や中山間制度などを組み合わせ、作業の軽減化、コストの削減を図ることにより、構成員の所得安定、営農組合の健全運営が保たれていることから、農家の意欲・農地に対する関心を高め、耕作放棄地の防止などに役立っている。			

(2) 機械の共同利用及び高付加価値農業等の活動

市町村協定名	鹿児島県始良町北山下協定			
協定面積 13.3 ha	田 水稲	畑	草地	採草放牧地
交付金額 279 万円	個人配分	38.1 %		
	共同取組活動 61.9 %	集落の各担当者の活動に関する経費	15.5 %	
		研修会の実施及びビオトープの維持管理	12.4 %	
		農作業共同化準備金	11.1 %	
		その他	22.9 %	
協定参加者	33人			
取組内容	【みんなの畦塗機で畦塗り作業が迅速化】 モグラ等の被害に対し、畦塗機を共同購入し、地域全体で活用している。また、田植えや稲刈、脱穀作業等についても、平成20年5月3日に農作業受委託組合を設立した。現在は、地域の高齢者等の水稲作業受委託システムを構築中であり、さらに、農作業の共同化についても検討をしている。その他、環境にやさしい農業への取組も実践しており、有機農業へ取り組む生産者もいる中、協定参加者の大部分が米のエコファーマーの認定を受け、安心・安全な米づくりに取り組んでいる。			
主な効果	○ 共同機械の購入(畦塗機、動力噴霧器) H20実績2.7ha)			

(3)鳥獣害対策,農道,水路等の整備活動

市町村協定名	鹿児島県垂水市新城協定			
協定面積 46.8 ha	田	畑	草地	採草放牧地
	90.6%	9.4%		
交付金額 355 万円	個人配分			41 %
	共同取組活動 58.8 %	水路・農道等の維持管理経費		52 %
		研修会等経費		3 %
		役員報酬その他		4 %
				%
協定参加者	農業者 156人			
取組内容	継続的な農業生産活動や水路の改良、農道の補修（コンクリート舗装等）、管理作業等の共同活動による環境整備等も進められ、また、電気柵設置による鳥獣害防止対策や担い手農家への農作業受委託などにより耕作放棄地の発生が防止され、多面的機能の維持が図られている。			
主な効果	・水路の改修（443m） ・農道の補修（コンクリート舗装 410m） ・鳥獣害対策としてH20年に電気柵2機を設置 ・担い手への農作業の委託（田植え、収穫作業等委託 目標6ha H20実績 6.1ha） ・地元小学校との連携による稲作体験等を通じた食農教育（田植え、稲刈り等）			

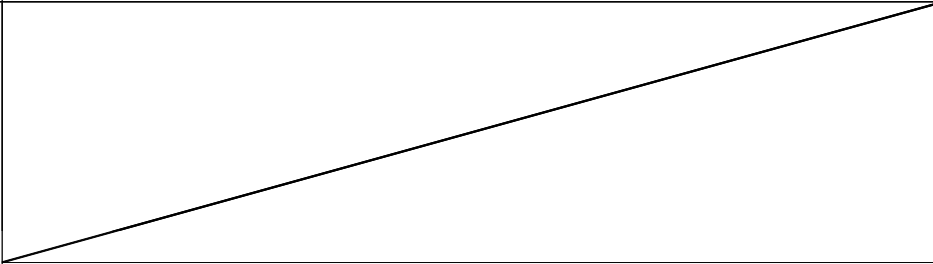
沖縄県最終評価結果書

1 実施状況の概要

(1) 交付市町村数	9	【うち集落協定	9	個別協定	1	】
(2) 協定数	10	対象農用地面積	3,836	交付面積率	100%	】
(3) 協定締結面積	3,836 ha	【地目別面積内訳	田 :	畑 :	3,596	ha】
			草地 :	採草放牧地 :	0	ha】
				個人配分分 :	46,122	千円】
(4) 交付金額	145,896 千円	【うち共同取組活動分 :	99,768	千円		

2 交付金交付の効果等

検証項目		効果等
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		集落協定の締結をきっかけに地域住民の集落活動への意識向上が図られた。また、耕作放棄地防止パトロール等を実施することで、耕作放棄地の発生防止になっている。
		要指導・助言協定数 5 協定 上記のうち ・ 21年度までの目標達成が見込まれる協定数 5 協定 ・ 引き続き、指導・助言が必要な協定数 0 協定
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	耕作放棄の防止等の活動	高齢化等で耕作維持が困難になった際、後継者が代わりに耕作を行うことで耕作放棄地の発生防止に努めている。また、定期的な農業生産活動により農地の点検活動が行われ、耕作放棄地を防止する効果があるなど、集落で耕作放棄地を防ぐ体制が取られている。
		交付金交付面積 3,836 ha 農振農用地区域への編入面積 0 ha 既耕作放棄地の復旧面 0 ha
	水路・農道等の管理活動	年数回（3～5回）の集落の清掃活動に併せて水路や農道の清掃・点検が行われ、維持管理が図られている。これらの清掃により大雨による赤土防止や排水の氾濫も抑え災害も未然に防止することにも繋がり、農業生産活動における生産性の効果が図られた。
		水路の管理延長 18 km 道路の管理延長 118 km
	多面的機能を増進する活動	年数回の集落の清掃活動の際や、農作業の合間に周辺林地の下草刈りが行われ、環境の保全が図られている。また、農家の農村風景に対する変化が見られる一方、林帯への農業資材等ゴミの不法投棄がほとんどなくなり、景観が良くなった。
		周辺林地の下草刈り 22 ha 都市農村交流（市民農園の開設、棚田オーナー制等） 1 ha

(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	農用地等保全マップ	台風等の自然災害の際に崩れた農地法面等の簡易的な修復作業を迅速に行えるなど、保全する農地等が明確となり、他の事業との地区界の明確化が図られた。また、苦情処理等が迅速になり、作業の効率化が図られた。															
	A要件	農業従事者の高齢化に対する支援策として本事業による機械・農作業の共同化が図られた。また、農業委員会等と協力し地域の「核となる担い手」の育成が図られた。															
		<table><tr><td>機械・農作業の共同化</td><td>増加分 (以外)</td></tr><tr><td>高付加価値型農業の実践</td><td>222 ha</td></tr><tr><td>認定農業者の育成</td><td>0.3 ha</td></tr><tr><td>新規就農の確保</td><td>249 人</td></tr><tr><td>担い手への農地集積 (農作業の受委託を含む)</td><td>3 人</td></tr><tr><td>非農家・他集落等との連携</td><td>0 ha</td></tr><tr><td>・ 非農家</td><td>10 戸</td></tr><tr><td>・ 集落数</td><td>0 集落</td></tr></table>	機械・農作業の共同化	増加分 (以外)	高付加価値型農業の実践	222 ha	認定農業者の育成	0.3 ha	新規就農の確保	249 人	担い手への農地集積 (農作業の受委託を含む)	3 人	非農家・他集落等との連携	0 ha	・ 非農家	10 戸	・ 集落数
	機械・農作業の共同化	増加分 (以外)															
高付加価値型農業の実践	222 ha																
認定農業者の育成	0.3 ha																
新規就農の確保	249 人																
担い手への農地集積 (農作業の受委託を含む)	3 人																
非農家・他集落等との連携	0 ha																
・ 非農家	10 戸																
・ 集落数	0 集落																
B要件																	
	<table><tr><td>集落営農組織の育成</td><td>増加分</td></tr><tr><td>担い手集積化</td><td>0 ha</td></tr><tr><td></td><td>0 ha</td></tr></table>	集落営農組織の育成	増加分	担い手集積化	0 ha		0 ha										
集落営農組織の育成	増加分																
担い手集積化	0 ha																
	0 ha																
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化	農業生産活動が集落協定締結後はより活発化し、集落協定参加者の話し合いの回数も年複数回に増たところもあった。また、集落活動に対する住民の意識が高まり、集落美化作業等への参加人数の増加など、農家の意識に変化が見られた。															
	その他	集落内での活動や話し合いの場が多くなり、子供から、高齢者まで一緒になった活動を実施して地域活性化が図られた。また、集落の住民の参加により活動の範囲が広がり、地域住民はもとより都市樹民との繋がりが深まり、集落の活性化に結びついている。															
		<table><tr><td>加算措置</td><td></td></tr><tr><td>・ 規模拡大</td><td>0 ha</td></tr><tr><td>・ 土地利用調整</td><td>0 ha</td></tr><tr><td>・ 耕作放棄復旧</td><td>0 ha</td></tr><tr><td>・ 法人設立 (特定農業法人)</td><td>0 法人</td></tr><tr><td>(農業生産法人)</td><td>0 法人</td></tr></table>	加算措置		・ 規模拡大	0 ha	・ 土地利用調整	0 ha	・ 耕作放棄復旧	0 ha	・ 法人設立 (特定農業法人)	0 法人	(農業生産法人)	0 法人			
加算措置																	
・ 規模拡大	0 ha																
・ 土地利用調整	0 ha																
・ 耕作放棄復旧	0 ha																
・ 法人設立 (特定農業法人)	0 法人																
(農業生産法人)	0 法人																

3 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況	定期的に農地の点検活動を行うなどして集落で耕作放棄地の発生を防ぐ体制が取られており、遊休化する可能性のあった農地も後継者により活用されている。今後、高齢化が益々進む中で、耕作放棄地の発生を防ぐため、後継者等へ農地活用を引き続き推進していく必要がある。 また、個人配分を行わず化学肥料等の配布を行い農産物の反収アップ等を図っている事例もあるが、共同取組活動への重点化を行い農産物の収量アップになるよう検討する必要がある。
(2) 交付金交付の効果等	集落協定の締結により、集落の話し合いの増加、美化作業等の共同作業が計画的に行われ、住民の地域に対する関心が強くなっているのがみられ、地域農産物を中心とした祭を開催するなど、集落の活性化が図られていることや、担い手や規模拡大を図る生産者により、耕作放棄地の発生防止にも多いに役立っており引き続き本交付金による事業の継続が望まれる。

4 評価結果

事項	評価
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項	集落マスタープランを定めることにより、集落の将来像やそれに向けて年度毎に取り組むべき事項が明確になり、計画的にステップアップが図られた。また、農作業の受託組織育成に向けた体制づくりにより、基幹的農作業の委託がすすみ農作業の負担軽減が図られた。
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	集落で農地を守り耕作放棄地の発生を防止していこうという考えが浸透してきており、本制度がなければ遊休化する可能性のあった農地も後継者により活用されている。また、定期的な集落清掃活動と併せて行われる農地法面の点検や農地周辺の下草刈作業、景観作物の植え付け等、集落内及び農用地の環境がきちんと整備されている。
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	農業従事者の高齢化に対する支援策として本事業による機械・農作業の共同化が図られた。また、農業委員会等と協力し地域の「核となる担い手」の育成や新規就農者が確保できた。
(4) その他協定締結による活動	集落機能の活性化 集落協定の締結をきっかけに、協定締結農家を含む地域住民に集落活動に対する意識向上がみられた。
	その他 公民館や学校等が協定を結んで活動するなど、各集落の生徒会等と連携も図られ、児童生徒の情操教育の一環として地域の自然生態系などの体験学習をすることができ、子供達の農業に対する意識が芽生えた。 また、公民館活動で農道及び水路管理をとおり集落内住民の連携強化ができた。

5 総合評価

評価内容	区分
集落協定の締結により、地域の将来像とそれを実現するための活動がより明確になり、計画的にステップアップしている。また、集落内の高齢化が進む中で、耕作放棄地になる可能性があった農地も後継者が耕作したり、担い手が確保される等、耕作放棄地発生抑制にも一定の効果を上げている。 また、肥料等の配布（共同取組活動費）により農作業経費の削減及び反収アップ等の効果が図られた。 他にも、集落の環境整備や地域住民が主体となった祭りの開催等により、協定締結農家も含めた地域住民の集落活動に対する意識の向上と、団結力の強化がみられるようになった。 （区分A：3地域、B：6地域）	B

6 その他（特徴的な取組事例）

○シークワーサーの栽培で集落活性化（沖縄県名護市勝山集落協定） 当集落は、古くからシークワーサーの栽培で有名であるが、生産量は農家の高齢化や価格低迷により、最盛期の1/10以下にまで落ち込んでいた。 こうした中、近年の健康食ブームによって、シークワーサーが一躍注目を集めるようになり、県内外から注文が殺到したが、集落内では若年層の農業離れや遊休農地の発生等が顕在化していたため十分に対応することができなかった。そのため、シークワーサーの生産振興に努めることを目的に、集落協定を締結することにした。 初めに生産農家を中心に集落の有志による話し合いを持ち、肥培管理を徹底するなど生産振興に取り組み、平成13年には出荷組合を結成した。また、シークワーサージュースの試飲会や新聞掲載など積極的なPR活動を行い、「勝山シークワーサー」の認知度の向上に努めた。その結果、平成16年度には、風味、香りに優れているとして「優良県産品推奨」に認定され、好評を得ている。さらに、地元住民や地元農業生産法人等の協力のもと毎年3月下旬に「勝山・シークワーサー花祭り」を開催し、市内外から述べ4,000人が訪れ、都市住民との交流が図られている。 ○環境保全型農業の推進（沖縄県南大東村南大東集落協定） 当地区はさとうきびを柱とした農業の孤島であり、毎年来襲する台風など厳しい自然条件の下、環境保全型農業の推進を目指して集落協定を締結し、農業生産活動等を実施している。 活動内容は、さとうきびの重要害虫であるハリガネムシ（オキナワカンシャクシコメツキ）の防除対策として、県農業研究センターで開発された「交信かく乱法」（性フェロモンを利用し、雌を探す雄の行動をかく乱する防除法）による防除作業を共同で実施している。 また、さとうきびの干ばつ対策として本交付金を活用し、てん点滴チューブを購入による「点滴かんがい」やトラック運搬用の水タンクの購入による灌水作業等を行っており、平成18年度に策定された「さとうきび増産プロジェクト」等に寄与している。
--